[redacted]

総室発第77号

平成28年12月26日

原子力規制委員会　殿

東京都千代田区神田美土代町1番地1

日本原子力発電株式会社

取締役社長　村松　衛

[redacted]

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所

第二種廃棄物埋設事業許可申請書の一部補正について

核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の2第1項の規定により,平成27年7月16日付け総室発第52号をもって申請いたしました東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所第二種廃棄物埋設事業許可申請書を,下記のとおり一部補正いたします。

記

１．変更内容

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所第二種廃棄物埋設事業許可申請書の一部を，別添の東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表の補正後欄のとおり変更する（ただし，下線及び点線枠は含まない。）。

２．変更理由

平成27年7月16日付けで申請した東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所第二種廃棄物埋設事業許可申請書に，以下の事項を反映するため。

（１）第二種廃棄物埋設施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則（平成25年12月6日原子力規制委員会規則第30号)に対する適合性を明確化するための記載の充実及び記載の適正化

以上

別　添

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

平成 28 年 12 月 26 日

日本原子力発電株式会社

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
4	本文四 ロ　廃棄物埋設施設の一般構造	ロ　廃棄物埋設施設の一般構造 本施設は，「事業規則」第1条の2第2項第5号に定めるトレンチ処分を実施するための施設であって，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。），「事業規則」及び「第二種廃棄物埋設施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則（以下「第二種埋設許可基準規則」という。）」等の関係法令の要求を満足する構造とする。	ロ　廃棄物埋設施設の一般構造 本施設は，「事業規則」第1条の2第2項第5号に定めるトレンチ処分を実施するための施設であって，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。），「事業規則」及び「第二種廃棄物埋設施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則（以下「第二種埋設許可基準規則」という。）」等の関係法令の要求を満足する構造とする。なお，設計，材料の選定，建設・施工及び検査に当たっては，原則として，現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。	・「第二種廃棄物埋設施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」に対する適合性の明確化のための記載の充実（以下「記載の充実」という。）」 (以下同じ)
5	本文四 ロ（3） （ｉ）	（ｉ）　平常時，放射線業務従事者及び周辺監視区域外の一般公衆の受ける線量が「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき，線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められた線量限度を超えないよう設計する。また，管理区域以外に滞在する者の線量が公衆の線量限度以下になるよう設計する。さらに，周辺の一般公衆に対し法令に定める線量限度を超えないことはもとより，合理的に達成できる限り十分に低いものになるよう努める。	（ｉ）　外部からの衝撃による損傷の防止 廃棄物埋設地は，(1)耐震構造，(2)耐津波構造に加え，敷地及びその周辺の自然環境を基に，最新の科学的・技術的知見に基づき，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地すべり，火山の影響，地形及び陸水の変化，生物学的事象，森林火災等の想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全性を損なわない設計とする。 また，敷地及びその周辺の状況を考慮し，飛来物（航空機落下等），ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，電磁的障害等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して，安全性を損なわない設計とする。 なお，附属施設は，地下水位等監視設備及び放射線管理施設であり，閉じ込め機能及び遮蔽機能を有していないため，安全性を損なうおそれがない。 ａ．地震・津波以外の自然現象による損傷の防止 (a)　洪水 廃棄物埋設地は，国土交通省関東地方整備局が公表した「久慈川水系久慈川洪水浸水想定区域（想定最大規模）」（平成28年5月30日）による浸水想定区域に対し，浸水しない高さになるように設置することで，放射性物質の移行抑制の機能及び遮蔽の機能を損なわない設計とする。 (b)　風（台風） 定置した廃棄物は覆土を施すことにより，飛来物による廃棄物の破損を防止し，飛散防止のための措置を損なわない設計とするとともに，廃棄物が雨水により浸水することを防止し，放射性物質の移行抑制の機能を損なわない設計とする。 覆土については，飛来物及び雨水の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	び必要に応じた修繕を実施することにより形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 覆土を施すまでの期間は，1区画ごとに定置作業を行うことにより影響を受ける廃棄物数をできるだけ少なくし，覆土を施すまでの期間を短くすることにより，廃棄物の破損及び雨水による浸水の可能性を低減する設計とする。なお，この設計を行うことにより，廃棄物の破損又は雨水による浸水が発生した場合においても，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値を下回るため安全性を損なうおそれはない。 雨水の浸入の可能性を低減するために，雨水浸入防止用テント（可動式）（以下「雨水防止テント」という。）及び雨水を排水する排水路を設置するが，安全評価上は期待しない設計としている。 (c)　竜巻 定置した廃棄物は覆土を施すことにより，飛来物による廃棄物の破損を防止し，飛散防止のための措置を損なわない設計とする。 覆土については，飛来物の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた修繕を実施することにより形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 覆土を施すまでの期間は，1区画ごとに作業を行うことにより影響を受ける廃棄物数をできるだけ少なくし，覆土を施すまでの期間を短くすることにより，廃棄物の破損の可能性を低減する設計とする。この設計を行うことにより，廃棄物の破損が発生した場合においても，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値を下回るため安全性を損なうおそれはない。 なお，関東地方の太平洋沿岸において観測された過去最大竜巻規模を考慮しても，定置した廃棄物は浮き上らないため，定置した廃棄物の飛散による影響を設計上考慮する必要はない。 (d)　凍結 凍結による影響として，土中の水分が凍結する凍上が考えられるが，影響は覆土表面に限定され，覆土全体の透水性が周辺土壌以下となることは考えられないため，放射性物質の移行抑制の機能が損なわれるものではない。 覆土については，凍上の発生により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応	・記載の充実 (以下同じ)

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	じた修繕を実施することにより形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 (e)　降水 定置した廃棄物は覆土を施すことにより，廃棄物が降水により浸水することを防止し，放射性物質の移行抑制の機能を損なわない設計とする。 覆土については，降水の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた修繕を実施することにより形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 覆土を施すまでの期間は，1区画ごとに定置作業を行うことにより影響を受ける廃棄物数をできるだけ少なくし，覆土を施すまでの期間を短くすることにより，降水による浸水の可能性を低減する設計とする。なお，この設計を行うことにより，降水による浸水が発生した場合においても，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値を下回るため安全性を損なうおそれはない。 降水の浸入の可能性を低減するために，雨水防止テント及び雨水を排水する排水路を設置するが，安全評価上は期待しない設計としている。 (f)　積雪 定置した廃棄物は覆土を施すことにより，廃棄物が融雪水により浸水することを防止し，放射性物質の移行抑制の機能を損なわない設計とする。 覆土については，融雪水の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた修繕を実施することにより形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 覆土を施すまでの期間は，1区画ごとに定置作業を行うことにより影響を受ける廃棄物数をできるだけ少なくし，覆土を施すまでの期間を短くすることにより，融雪水による浸水の可能性を低減する設計とする。なお，この設計を行うことにより，融雪水による浸水が発生した場合においても，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値を下回るため安全性を損なうおそれはない。 降雪の浸入の可能性を低減するために，雨水防止テント及び融雪水を排水する排水路を設置するが，安全評価上は期待しない設計としている。 (g)　落雷 定置した廃棄物は覆土を施すことにより，落雷により容器等が燃焼し廃棄物が破損することを防止	・記載の充実 (以下同じ)

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	し，飛散防止のための措置を損なわない設計とする。 覆土については，落雷の発生により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた修繕を実施することにより形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 覆土を施すまでの期間は，1区画ごとに作業を行うことにより影響を受ける廃棄物数をできるだけ少なくし，覆土を施すまでの期間を短くすることにより，落雷による廃棄物の破損の可能性を低減する設計とする。この設計を行うことにより，落雷による廃棄物の破損が発生した場合においても，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値を下回るため安全性を損なうおそれはない。 (h)　地すべり 廃棄物埋設地においては，過去に地すべりの発生した記録や形跡は認められないため，地すべりによる影響を設計上考慮する必要はない。 (i)　火山の影響 火山の影響として敷地に影響を及ぼし得る火山事象として降下火砕物を抽出している。しかし，降下火砕物による地下水への影響については，降下火砕物が地下水と直接接しないため懸濁等の可能性がなく，水溶性成分は土壌を通過する際にイオンの吸着等によりｐＨが中和されるため河川水に比べてその影響は小さいと考えられることから，降下火砕物に含まれる水溶性成分は地下水に影響を与える可能性は小さく，移行抑制の機能が損なわれるものではない。 (j)　地形及び陸水の変化 地形及び陸水の変化による廃棄物埋設地への影響として，覆土後の隆起・侵食の継続による廃棄物の露出による遮蔽の機能の喪失が考えられるが，文献調査により本施設付近の隆起量及び侵食量を考慮しても，埋設の終了後50年程度の隆起量及び侵食量では遮蔽の機能が損なわれるものではない。 (k)　生物学的事象 廃棄物埋設地周辺の自然環境の調査により，廃棄物埋設地に影響を与える小動物は確認されていないため，小動物の擾乱を設計上考慮する必要はない。 (l)　森林火災 定置した廃棄物は覆土を施すことにより，森林火	・記載の充実 (以下同じ)

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	災により容器等が燃焼し廃棄物が破損することを防止し，飛散防止のための措置を損なわない設計とする。 覆土については，森林火災の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた修繕を実施することにより形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 覆土を施すまでの期間は，1区画ごとに作業を行うことにより影響を受ける廃棄物数をできるだけ少なくし，覆土を施すまでの期間を短くすることにより，森林火災による廃棄物の破損の可能性を低減する設計とする。この設計を行うことにより，森林火災による廃棄物の破損が発生した場合においても，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値を下回るため安全性を損なうおそれはない。 b．人為事象による損傷の防止 (a)　航空機落下 廃棄物埋設地への航空機の落下確率は，防護設計の要否を判断する基準を超えないため，航空機落下に対する防護を設計上考慮する必要はない。 (b)　ダムの崩壊 廃棄物埋設地周辺にはダムは設置されていないことから，ダムの崩壊による廃棄物埋設地への影響を設計上考慮する必要はない。 (c)　爆発 定置した廃棄物は覆土を施すことにより，爆発により容器等が燃焼し廃棄物が破損することを防止し，飛散防止のための措置を損なわない設計とする。 覆土については，爆発の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた修繕を実施することにより形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 覆土を施すまでの期間は，1区画ごとに作業を行うことにより影響を受ける廃棄物数をできるだけ少なくし，覆土を施すまでの期間を短くすることにより，爆発による廃棄物の破損の可能性を低減する設計とする。この設計を行うことにより，爆発による廃棄物の破損が発生した場合においても，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値を下回るため安全性を損なうおそれはない。 (d)　近隣工場等の火災 定置した廃棄物は覆土を施すことにより，近隣工	・記載の充実 (以下同じ)

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			場等の火災により容器等が燃焼し廃棄物が破損することを防止し，飛散防止のための措置を損なわない設計とする。 覆土については，近隣工場等の火災の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた修繕を実施することにより形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 覆土を施すまでの期間は，1区画ごとに作業を行うことにより影響を受ける廃棄物数をできるだけ少なくし，覆土を施すまでの期間を短くすることにより，近隣工場等の火災による廃棄物の破損の可能性を低減する設計とする。この設計を行うことにより，近隣工場等の火災による廃棄物の破損が発生した場合においても，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値を下回るため安全性を損なうおそれはない。 (e)　有毒ガス 有毒ガスが発生した場合には，埋設作業を中断するため，有毒ガスの影響を設計上考慮する必要はない。 (f)　電磁的障害 廃棄物埋設地では，電磁的障害により誤作動を生じる設備がないため，電磁的障害の影響を設計上考慮する必要はない。	・記載の充実 (以下同じ)
5	本文四ロ（3）（ⅱ）	（ⅱ）　設計，製作，建設，試験及び検査において信頼性のあるものとする。	（ⅱ）　火災等による損傷の防止 廃棄物埋設地においては，火災及び爆発の発生を防止する。埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間において，実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。しかし，一部の材料で可燃性物質を使用する予定があるため，着火源の排除，異常な温度上昇の防止，可燃性物質の漏えい防止及び漏れ込み防止等の措置を講じる。 また，万一の火災及び爆発の発生の場合は監視人又は自動火災報知設備により早期に感知し，消火器により消火する。 火災及び爆発の影響を軽減するために，1区画ごとに作業を行うことにより影響を受ける廃棄物数をできるだけ少なくし，覆土を施すまでの期間を短くする措置を講じる。	
5	本文四ロ（3）（ⅲ）	（ⅲ）　廃棄物埋設地で想定される自然現象及び事業所又はその周辺において想定される人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して，安全性を損なわないものとする。	（ⅲ）　遮蔽等 廃棄物を埋設トレンチに定置すること及び定置後に覆土を施すことにより，直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による事業所周辺の公衆，放射線業務従事者	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6	本文四 ロ（3） （ⅳ）	（ⅳ）実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用することにより火災・爆発の発生を防止し，かつ，万一の火災・爆発の発生時においても安全性を損なわないよう適切な対策を講ずる。	及び管理区域以外の人が立ち入る場所に滞在する者の受ける線量を十分に低減する設計とする。 　また，覆土を施すまでの期間は，1区画ごとに作業を行うことにより影響を受ける廃棄物数をできるだけ少なくし，覆土を施すまでの期間を短くする措置を講じる。 　廃棄物埋設地では，廃棄物を容器に封入又は梱包した状態で取り扱うことにより，飛散防止の措置を講じる。また，作業前点検を実施し，有資格者の下に作業を行うことで落下防止の措置を講じる。 （ⅳ）異常時の放射線障害の防止等 　埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から廃止措置の開始の日の前日までの間において，本施設に異常が発生した場合においても，事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。 　埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間においては，「誤操作等による放射性固体廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散」，「配管等の破損，各種機器の故障等による放射性物質の漏出」，「自然現象による影響」，「外部人為事象（故意によるものを除く。）による影響」，「火災・爆発による影響」及び「電源喪失による影響」の事故・異常の発生の可能性を検討し，事故・異常が発生した場合においても，事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。 　埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間においては，「自然現象による影響」，「外部人為事象（故意によるものを除く。）による影響」，「火災・爆発による影響」及び「電源喪失による影響」の事故・異常の発生の可能性を検討し，事故・異常が発生した場合においても，事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。 　埋設の終了後50年程度を目安として，廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない見通しが得られるよう，廃止措置の開始以後における埋設した放射性廃棄物に起因して発生すると想定される放射性物質の環境に及ぼす影響が基準を満たす設計とする。 （ⅴ）廃棄物埋設地 　埋設された廃棄物周辺の土壌等（以下「天然バリア」という。）により廃棄物埋設地からの異常な放射性物質の漏出を防止し，覆土により廃棄物埋設地からの放射線の異常な放出を防止する設計とする。 　また，埋設した放射性廃棄物に含有されている化学物質の天然バリアへの影響を考慮した場合においても，廃	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	止措置の開始以後の公衆の受ける線量の基準値を下回るため安全性を損なうおそれはない。なお，廃棄物埋設地に充填する土砂等には安全性を損なうような化学物質は含有されていない。 （ⅵ）　放射線管理施設 ａ．埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間においては，放射線から放射線業務従事者等を防護するため，出入管理を行う設備を設置するとともに，放射線業務従事者等に警報付の個人線量計を着用させることで個人被ばく線量を監視及び管理する。 ｂ．埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から廃止措置の開始の日の前日までの間においては，事業所及びその境界付近における線量を監視及び測定するために積算線量計を設置する。 ｃ．埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間においては，廃棄物埋設地近傍及び周辺監視区域内に，また，埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間においては，廃棄物埋設地近傍に地下水位等監視設備を設け，地下水を採取し，分析することにより，生活環境に移行する放射性物質濃度を監視及び測定する。 ｄ．埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間においては，廃棄物埋設地に埋設する廃棄物は，廃棄物を容器に封入又は梱包した状態で取り扱うため，気体，液体及び固体廃棄物が発生しないことから，事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度を監視及び測定する装置は設置しない。 ｅ．埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間においては，放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため，管理区域内の線量当量率を管理区域に立ち入る者が安全に認識できる場所に表示する。 （ⅶ）　廃棄施設 廃棄物埋設地にて受け入れる廃棄物は，搬出元である東海発電所内において，大気中に放射性物質が飛散しないように容器に封入又は梱包し，廃棄物埋設地では容器を開封又は開梱しないことから，廃棄物埋設地では気体，液体及び固体廃棄物が発生しないため，廃棄施設は設置しない。 （ⅷ）　地下水の水位等の監視設備 ａ．埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間においては，以下のとおり監視及び測	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	定を行う設備を設ける。 (a)　放射性物質の濃度 廃棄物埋設地近傍及び周辺監視区域内に地下水位等監視設備を設け，定期的に地下水を採取し，地下水中の放射性物質の濃度を測定する。 (b)　地下水の水位 廃棄物埋設地近傍及び周辺監視区域内に地下水位等監視設備を設け，地下水の水位を定期的に確認する。 b．埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間において，以下のとおり監視及び測定を行う設備を設ける。 (a)　放射性物質の濃度 廃棄物埋設地近傍に設置した地下水位等監視設備を用いて，定期的に地下水を採取し，地下水中の放射性物質の濃度を測定する。 (b)　地下水の水位 廃棄物埋設地近傍に設置した地下水位等監視設備を用いて，地下水の水位を定期的に確認する。 (ix)　予備電源 放射性廃棄物を取り扱う作業においては外部電源を使用しないため，予備電源を設けない。また，本施設の監視，通信連絡の設備・機器は適切な電源容量のあるバッテリー式の機器等を使用するため，予備電源を設けない。 (x)　通信連絡設備等 事業所内各所に対して必要な指示ができるよう，通信連絡設備を設ける。また，事業所外との通信連絡については，発電所に加入電話設備及び電力保安通信用電話設備が設置してあり，これらを共用とすることにより行う。なお，廃棄物埋設地は視認性が良いことから，警報装置は設けない。 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間においては，廃棄物埋設地では自然光を利用するが，念のため可搬型の照明を配備する。また，退避のための設備として，通常使用する仮設昇降設備に加えて，避難はしごを配備する。	・記載の充実 (以下同じ)

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>7</td><td>本文四
ホ　放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備
(1)　構　造</td><td>ホ　放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備
(1)　構　造
廃棄物は，トラックにより輸送され，移動式クレーンで直接定置させるため，受入れ施設を必要としない。</td><td>ホ　放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備
(1)　構　造
廃棄物は，搬出元である東海発電所の施設内において，大気中に放射性物質が飛散しないように容器に封入又は梱包された後，トラックにより廃棄物埋設地に輸送され，移動式クレーンで直接定置されることから，受入れ施設を必要としない。</td><td>・記載の適正化</td></tr>
<tr><td>7</td><td>本文四
ヘ　放射線管理施設の設備
(1)　屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</td><td>ヘ　放射線管理施設の設備
放射線管理施設の設備は，「原子炉等規制法」及び「第二種埋設許可基準規則」等の関係法令の要求事項を満足するものとする。
(1)　屋内管理用の主要な設備及び機器の種類
屋内管理用の主要な設備及び機器の種類は，次表に示すとおりである。
<table><tr><th>設　備</th><th>機　器</th></tr><tr><td>個人管理用測定設備※</td><td>個人線量計</td></tr><tr><td>放射線監視設備

試料分析関連設備※</td><td>放射線サーベイ機器
積算線量計
放射能測定装置</td></tr></table>※：発電所共用</td><td>ヘ　放射線管理施設の設備
放射線管理施設の設備は，「原子炉等規制法」及び「第二種埋設許可基準規則」等の関係法令の要求事項を満足するものとする。
(1)　屋内管理用の主要な設備及び機器の種類
屋内管理用の主要な設備及び機器の種類は，次表に示すとおりである。
<table><tr><th>設　備</th><th>機　器</th><th>用　途</th></tr><tr><td>出入管理設備</td><td>出入管理装置</td><td>放射線業務従事者等の出入管理</td></tr><tr><td>個人管理用測定設備</td><td>個人線量計</td><td>放射線業務従事者等の個人被ばく管理</td></tr><tr><td rowspan="2">放射線監視設備</td><td>積算線量計</td><td>管理区域内における外部放射線に係る線量当量測定</td></tr><tr><td>放射線サーベイ機器</td><td>管理区域内の線量当量率測定</td></tr></table></td><td>・記載の適正化</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>7</td><td>本文四
へ (2)
屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</td><td>(2)　屋外管理用の主要な設備及び機器の種類
屋外管理用の主要な設備及び機器の種類は，次表に示すとおりである。
<table><tr><th>設　備</th><th>機　器</th></tr><tr><td>放射線監視設備※

地下水位等監視設備</td><td>モニタリングポイント

地下水採取孔</td></tr><tr><td>その他の設備※</td><td>気象観測設備</td></tr></table>※：発電所共用</td><td>(2)　屋外管理用の主要な設備及び機器の種類
屋外管理用の主要な設備及び機器の種類は，次表に示すとおりである。
<table><tr><th>設　備</th><th>機　器</th><th>用　途</th></tr><tr><td>放射線監視設備</td><td>積算線量計</td><td>周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量測定</td></tr><tr><td>地下水位等監視設備</td><td>地下水採取孔及び地下水位監視装置</td><td>地下水採取及び地下水位監視</td></tr><tr><td>試料分析関連設備</td><td>放射能測定装置※</td><td>廃棄物埋設地近傍及び周辺監視区域内における地下水中の放射性物質濃度測定</td></tr><tr><td>気象観測設備</td><td>転倒ます型雨量計※</td><td>敷地内の降雨量監視</td></tr></table>※：発電所共用</td><td>・記載の適正化</td></tr>
<tr><td>8</td><td>本文四
チ (1)
第二種廃棄物埋設の方法の概要</td><td>チ　廃棄の方法
(1)　第二種廃棄物埋設の方法の概要
廃棄物の埋設は，以下のとおり行う。
（ｉ）　廃棄物の定置
定置作業を行う区画には雨水浸入防止月テント（可動式）を設置し，雨水等の浸入を防止するとともに，雨水等が溜まっている場合には排水等の必要な措置を行う。廃棄物は，移動式クレーンにより１体ずつ，所定の位置に定置する。</td><td>チ　廃棄の方法
(1)　第二種廃棄物の埋設の方法の概要
廃棄物の埋設は，以下のとおり行う。
（ｉ）　廃棄物の定置
定置作業を行う区画には雨水防止テントを設置し，雨水等の浸入を防止するとともに，雨水等が溜まっている場合には排水等の必要な措置を行う。廃棄物は，移動式クレーンにより１体ずつ，所定の位置に定置する。</td><td>・記載の適正化

・記載の適正化</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
9	本文四 チ　(2) 第二種廃棄物埋設の手順を示す工程図	(2)　第二種廃棄物埋設の手順を示す工程図 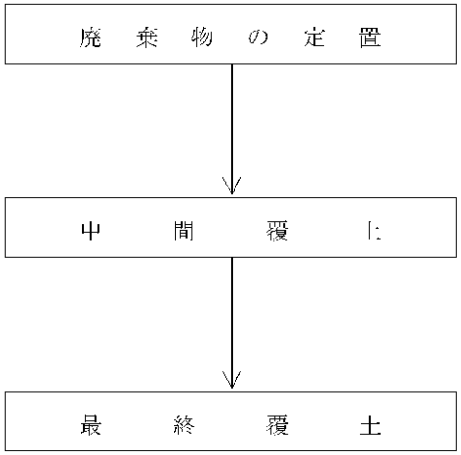	(2)　第二種廃棄物の埋設の手順を示す工程図 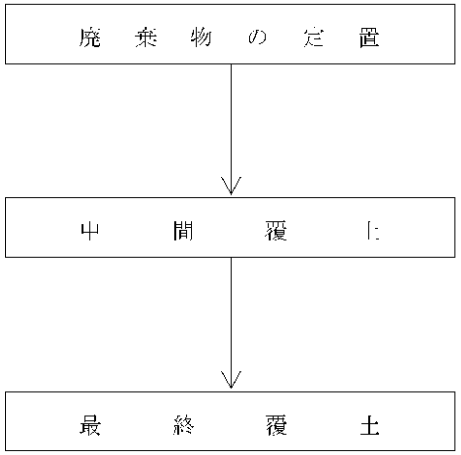	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
12	申請書添付参考図面一覧表	申請書添付参考図面一覧表 第1図　廃棄物埋設施設位置図 第2図　廃棄物埋設地平面図 第3図　廃棄物埋設地断面図	申請書添付参考図面一覧表 第1図　廃棄物埋設施設位置図 第2図　廃棄物埋設地配置図 第3図　廃棄物埋設地平面図 第4図　廃棄物埋設地断面図 第5図　埋設トレンチ1区画分の廃棄物の定置例（平面図） 第6図　廃棄物ごとの埋設トレンチ1区画分の定置例(断面図)	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	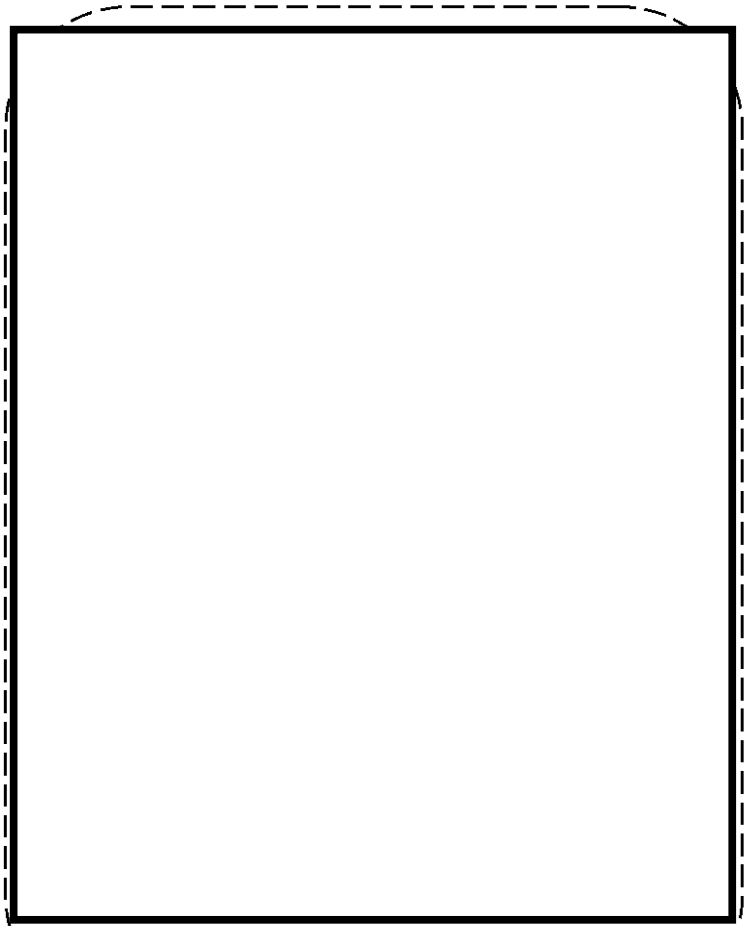 第 2 図　廃棄物埋設地配置図 （添付書類五　第 3.1.2 図）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
14	第 2 図 廃棄物埋設地平面図	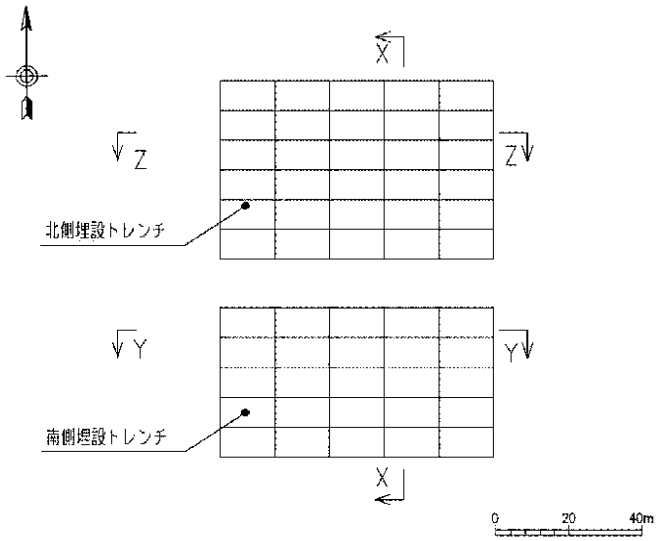 第 2 図　廃棄物埋設地平面図 （添付書類五　第 3.2.1 図）	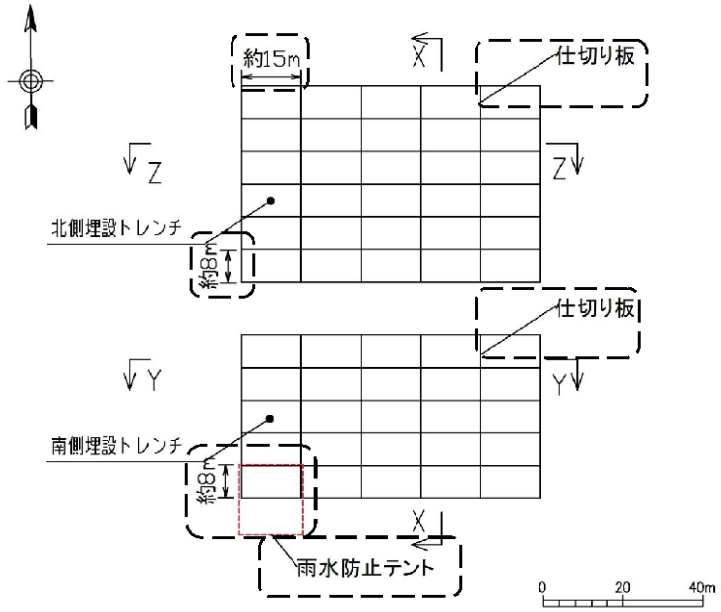 第 3 図　廃棄物埋設地平面図 （添付書類五　第 3.2.1 図）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
15	第 3 図 廃棄物埋設地断面図	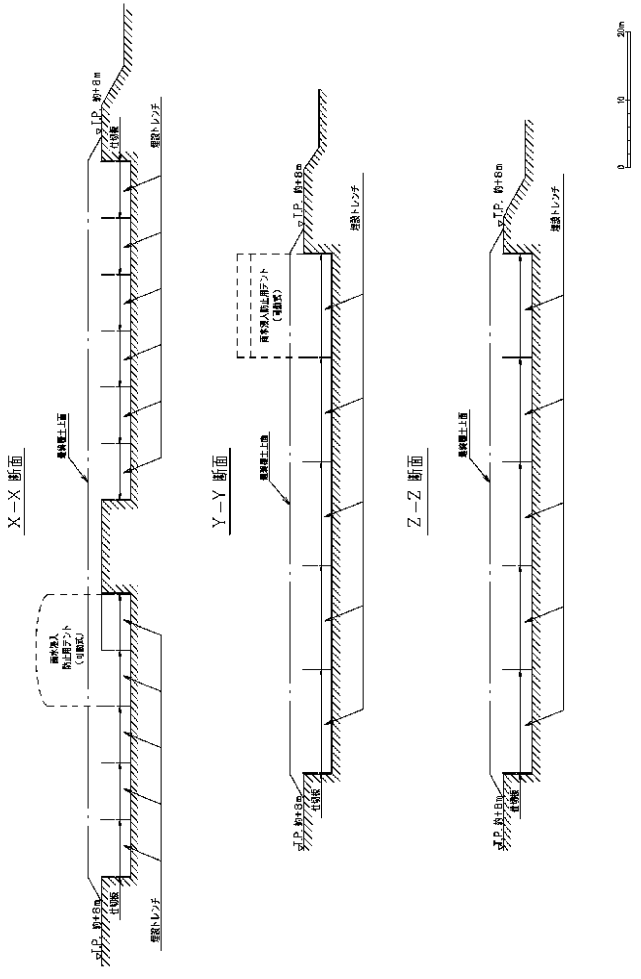 第 3 図　廃棄物埋設地断面図 （添付書類五　第 3.2.2 図）	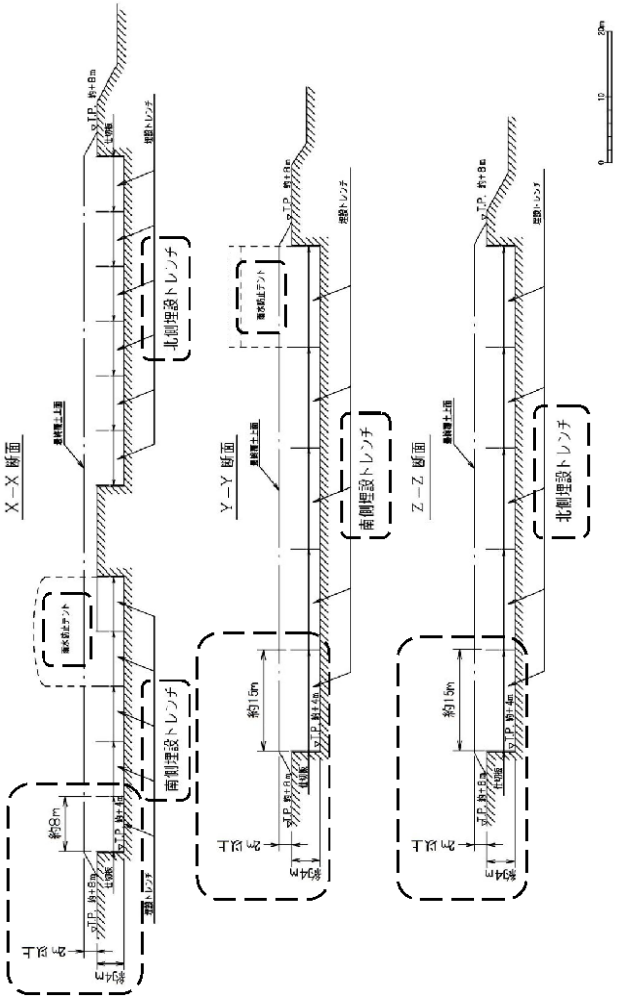 第 4 図　廃棄物埋設地断面図 （添付書類五　第 3.2.2 図）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	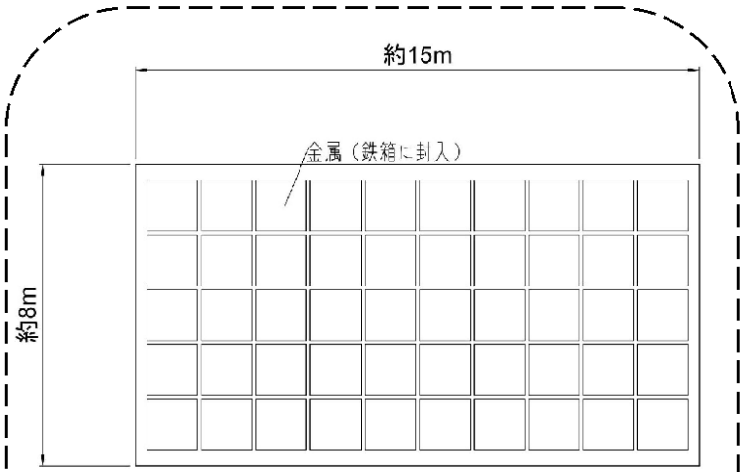 第 5 図(1)　埋設トレンチ 1 区画分の金属の定置例（平面図） （添付書類五　第 3.2.3 図 (1)） 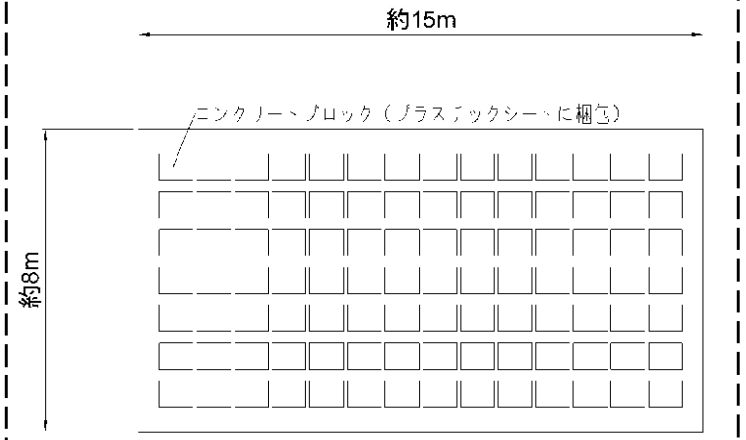 第 5 図(2)　埋設トレンチ 1 区画分のコンクリートブロックの定置例（平面図） （添付書類五　第 3.2.3 図 (2)）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	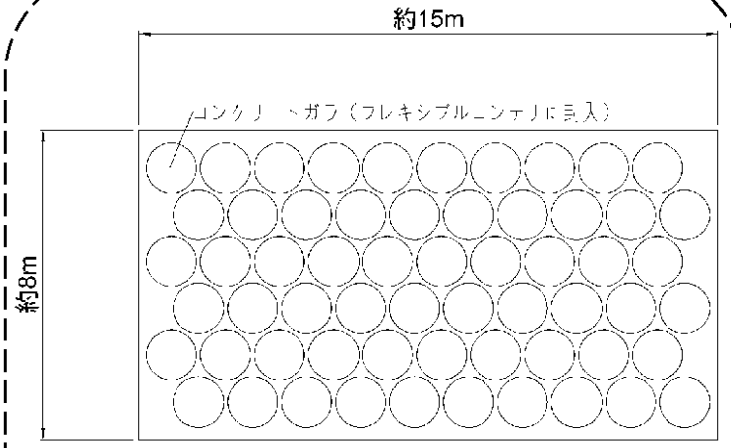 第 5 図(3)　　埋設トレンチ 1 区画分のコンクリートガラの定置例 （添付書類五　第 3.2.3 図（3））	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	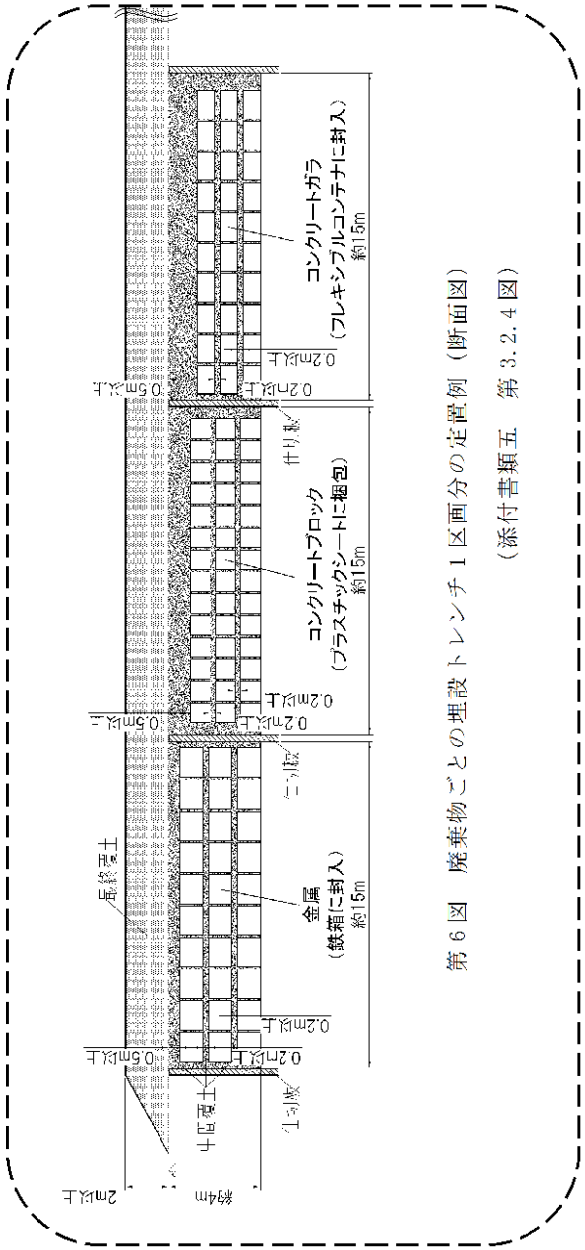	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
2-3	添付書類二 3. その他第二種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項	3. その他第二種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項 3.1 組織 (1) 第二種廃棄物埋設事業実施のための組織 平成27年7月1日現在における第二種廃棄物埋設事業実施のための組織系統図を第2.3.1図に示す。なお，本施設の建設及び廃棄物の埋設等は東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所（将来設置）で実施する。 (2) 技術者の現状 平成27年7月1日現在における当社の技術者は，956名であり，その専攻別内訳を第2.3.1表に示す。 (3) 国家資格取得者数 平成27年7月1日現在における国家資格取得者数を第2.3.2表に示す。今後とも各種資格取得を奨励する等により，資格取得者数を確保していくこととする。 3.2 廃棄物埋設関係技術者の養成計画 本施設の操業には，原子力発電所の廃上措置経験者，放射線管理経験者，放射性廃棄物処理施設の運転管理経験者等を充てる。 また，本施設の操業に従事する技術者に対しては，必要な知識，技術等資質の向上を図るため，当社の研修機関等において研修を行う等技術者の養成に努める。	3. その他第二種廃棄物埋設に関する技術的能力に関する事項 3.1 組織 (1) 第二種廃棄物埋設事業実施のための組織 平成28年7月1日現在における第二種廃棄物埋設事業実施のための組織系統図を第2.3.1図に示す。なお，本施設の建設及び廃棄物の埋設等は東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所（将来設置）で実施する。 (2) 技術者の現状 平成28年7月1日現在における当社の技術者は，929名であり，その専攻別内訳を第2.3.1表に示す。 (3) 国家資格取得者数 平成28年7月1日現在における国家資格取得者数を第2.3.2表に示す。今後とも各種資格取得を奨励する等により，資格取得者数を確保していくこととする。 3.2 廃棄物埋設関係技術者の養成計画 本施設の操業には，原子力発電所の廃止措置経験者，放射線管理経験者，放射性廃棄物処理施設の運転管理経験者等を充てる。 また，本施設の操業に従事する技術者に対しては，必要な知識，技術等資質の向上を図るため，当社の研修機関等において研修を行う等技術者の養成に努める。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
2-4	第2.2.1表　主たる技術者の履歴	第2.2.1表　主たる技術者の履歴 （平成27年7月1日現在） 氏　名 ／ 履　歴	第2.2.1表　主たる技術者の履歴 （平成28年7月1日現在） 氏　名 ／ 履　歴	・記載の適正化 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
2-5	第 2.2.1 表　主たる技術者の履歴	氏　名 | 履　歴	氏　名 | 履　歴	・記載の適正化 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>2-6</td><td>第 2.3.1 表　技術者の専攻別内訳</td><td>第 2.3.1 表　技術者の専攻別内訳
（単位：人）
<table><tr><th>専攻</th><th>電気</th><th>機械</th><th>原子力</th><th>化学</th><th>物理</th><th>土木</th><th>建築</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>技術者数</td><td>375</td><td>358</td><td>78</td><td>55</td><td>21</td><td>21</td><td>22</td><td>26</td><td>956</td></tr></table></td><td>第 2.3.1 表　技術者の専攻別内訳
（平成 28 年 7 月 1 日現在）
（単位：人）
<table><tr><th>専攻</th><th>電気</th><th>機械</th><th>原子力</th><th>化学</th><th>物理</th><th>土木</th><th>建築</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>技術者数</td><td>366</td><td>336</td><td>78</td><td>50</td><td>21</td><td>21</td><td>23</td><td>34</td><td>929</td></tr></table></td><td>・記載の適正化
・記載の適正化</td></tr>
<tr><td></td><td>第 2.3.2 表　国家資格取得者数</td><td>第 2.3.2 表　国家資格取得者数
（単位：人）
<table><tr><th>国家資格名称</th><th>取得者数</th></tr><tr><td>核燃料取扱主任者</td><td>12</td></tr><tr><td>原子炉主任技術者</td><td>37</td></tr><tr><td>第1種放射線取扱主任者</td><td>122</td></tr></table></td><td>第 2.3.2 表　国家資格取得者数
（平成 28 年 7 月 1 日現在）
（単位：人）
<table><tr><th>国家資格名称</th><th>取得者数</th></tr><tr><td>核燃料取扱主任者</td><td>14</td></tr><tr><td>原子炉主任技術者</td><td>36</td></tr><tr><td>第1種放射線取扱主任者</td><td>125</td></tr></table></td><td>・記載の適正化
・記載の適正化</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
2-7	第 2.3.1 図 第二種廃棄物埋設事業実施のための組織系統図	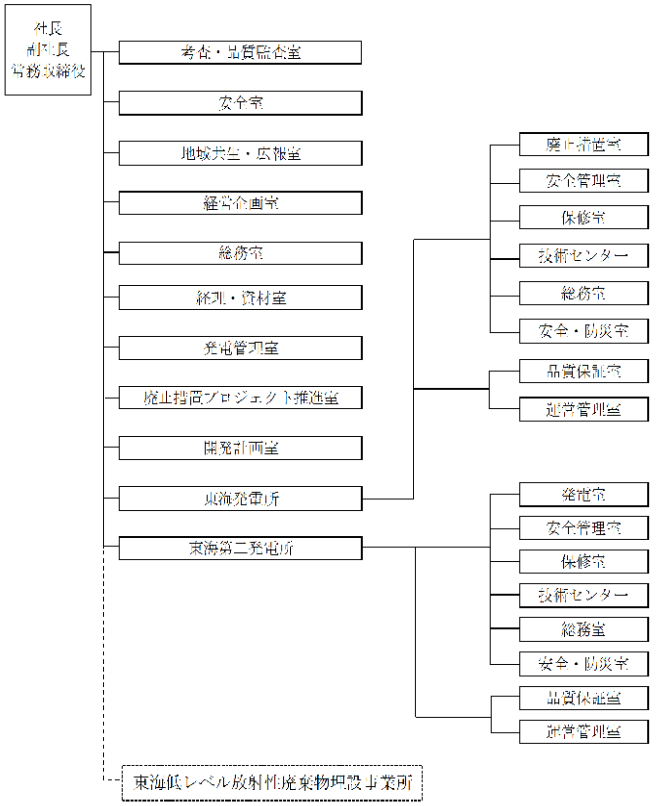 第 2.3.1 図　第二種廃棄物埋設事業実施のための組織系統図 （平成 27 年 7 月 1 日現在）	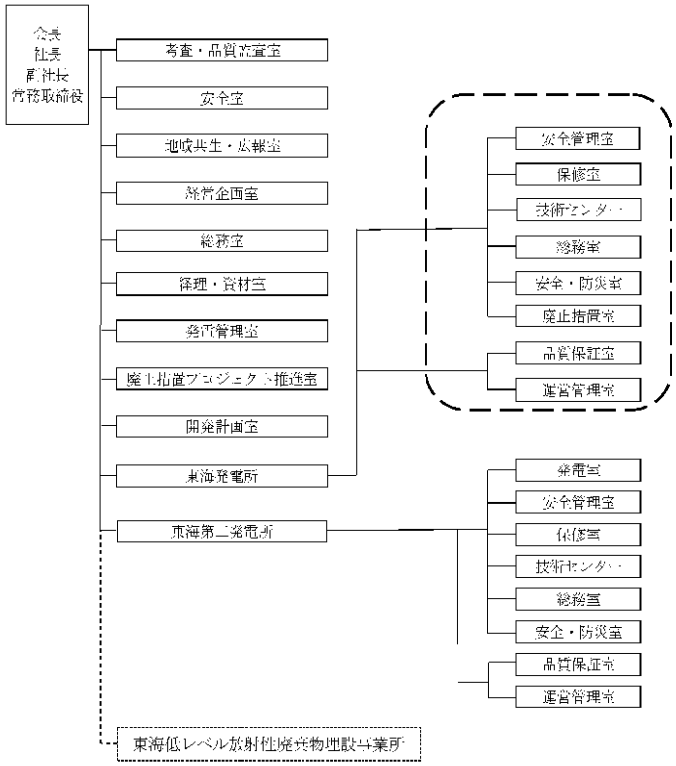 第 2.3.1 図　第二種廃棄物埋設事業実施のための組織系統図 （平成 28 年 7 月 1 日現在）	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
	添付書類三	1.　気　象	1.　気　象	
		1.1　廃棄物埋設地付近の気候	1.1　廃棄物埋設地付近の気候	
3-1	1.1.1 地勢と気候	1.1.1　地勢と気候 (1) 東海村は，茨城県の県都水戸市の北東約 15 kmに位置し，西は那珂市，南はひたちなか市，北は久慈川を挟んで日立市と接し，東は太平洋に面している。 久慈川沿岸一帯の北部地域と東部の低地は沖積層で水田地帯となっており，台地は洪積層で畑地と平地林を形成し，東はゆるやかに傾斜して，その先端は砂丘に連なっている。 気候は，年間を通して温暖であり，台風や雪等による自然災害は少ない。年平均気温の平年値は 14℃前後で，年間降水量の平年値は 1,300mm 程度である。	1.1.1　地勢と気候 (1) 東海村は，茨城県の県都水戸市の北東約 15 kmに位置し，西は那珂市，南はひたちなか市，北は久慈川を挟んで日立市と接し，東は太平洋に面している。 久慈川沿岸一帯の北部地域と東部の低地は沖積層で水田地帯となっており，台地は洪積層で畑地と平地林を形成し，東は緩やかに傾斜して，その先端は砂丘に連なっている。 気候は，年間を通して温暖であり，台風や雪等による自然災害は少ない。年平均気温の平年値は 14℃前後で，年間降水量の平年値は 1,300mm 程度である。	・記載の適正化
3-1	1.1.2 四季の気候	1.1.2　四季の気候 (2) (1)　春（3月～5月） 3月は高気圧と低気圧が交互に通過し，一雨ごとに暖かくなる。4月から5月にかけて天気は数日の周期で変わり，晴れる日が多くなる。 (2)　夏（6月～8月） 6月上旬から中旬にかけて本州付近に梅雨前線が停滞するようになり，7月中旬頃にかけてぐずついた天気が続く。梅雨明け後は，太平洋高気圧に覆われて暑い晴天が続くが，内陸部では熱雷が発生し，しばしば局地的な豪雨や突風を引き起こす。 (3)　秋（9月～11月） 9月は太平洋高気圧の勢力が強く，残暑の時期もあるが，晩夏から10月にかけては，台風が日本付近に接近し，通過するようになる。11月に入ると気温が急に下がり始め，山地では霜や氷が観測され始める。 (4)　冬（12月～2月） 12月になると，気圧配置は西高東低の冬型の気圧配置が出現しやすくなる。強い冬型の気圧配置になると山地では雪が舞い，平地では北西の風が強く吹く。1月から2月にかけ	1.1.2　四季の気候 (2) (3) (1)　春（3月～5月） 3月は北西の季節風が吹き，寒い日もあるが，中旬を過ぎると季節風もほとんどなく次第に暖かくなる。4月から5月は，低気圧の通過に伴って気温は大きく変動し，天気は数日の周期で変わり，晴れる日が多くなるが，日本海で低気圧が急速に発達すると暖かく強い南風が吹くことがある。 一方で，低気圧の通過後には寒気が流入することがあり，風が弱く晴れた朝には放射冷却の影響で霜が降りる。 (2)　夏（6月～8月） 6月上旬から中旬にかけて本州付近に梅雨前線が停滞するようになり，7月中旬までは梅雨の時期で，梅雨前線が現れ曇りや雨の日が多くなり，大雨となることもある。梅雨明け後は，太平洋高気圧に覆われて暑い晴天が続くが，内陸部では熱雷が発生し，しばしば局地的な豪雨や突風を引き起こす。7月下旬には梅雨が明け太平洋高気圧に覆われるようになり，晴天が持続し，南よりの風が多くなる。 (3)　秋（9月～11月） 9月は太平洋高気圧の勢力が強く，残暑の時期もあるが，高気圧と低気圧が交互に通過し，天気が数日の周期で変わる。9月から10月にかけては，本州付近に秋雨前線や台風の影響で降水量が多くなるため，降水量は年間で最も多くなる。また，10月は天気が数日の周期で変わるようになるが，帯状の高気圧に覆われて秋晴れが長続きすることもある。11月に入ると北西風が多くなり気温が急に下がり始め，山地では霜や氷が観測され始める。 (4)　冬（12月～2月） 12月になると，大陸でシベリア高気圧が勢力を強め，太平洋北部ではアリューシャン低気圧が発達して，西高東低の冬型の気圧配置が出現しやすくなり，北西の季節風が卓越す	・参考文献の追加 ・記載の充実（以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		ては周期的に冬型の気圧配置となり，平地では乾燥した晴れの日が多くなるが，立春頃から冬型の気圧配置が緩み始め，低気圧がヨ本の南海上を通過するようになる。	る。強い冬型の気圧配置になると山地では雪が舞い，平地では北西の季節風が強く吹く。1月から2月にかけては周期的に冬型の気圧配置となり，年間で最も気温が低下する。平地では乾燥した晴れの日が多くなるが，立春頃から冬型の気圧配置が緩み始め，低気圧が日本の南海上を通過するようになる。	・記載の適正化
3-2	1.2.1 気象官署の状況	1.2　気象官署の資料による一般的な気象 1.2.1　気象官署の状況(3) 敷地周辺の一般的気象を知る上で，適当と思われる気象官署は，敷地周辺同様，いずれもなだらかな海岸部の近傍にあり，太平洋側型気候域の関東型気候区に属している水戸地方気象台，銚子地方気象台及び小名浜特別地域気象観測所の3箇所である。 各気象官署の所在地及び観測項目を第1.2.1図及び第1.2.1表に示す。	1.2　気象官署の資料による一般的な気象 1.2.1　気象官署の状況(4) 敷地周辺の一般的気象を知る上で，適当と思われる気象官署は，敷地周辺同様，いずれもなだらかな海岸部の近傍にあり，太平洋側型気候域の関東型気候区に属しており，また，よく管理された長期間にわたる気象資料が得られている水戸地方気象台（旧水戸測候所）（1957年9月　水戸地方気象台に改称。），銚子地方気象台（旧銚子測候所）（1957年9月　銚子地方気象台に改称。）及び小名浜特別地域気象観測所（旧小名浜測候所）（2008年10月　小名浜特別地域気象観測所に改称。）の3箇所である。 また，気象状況を時間的，地域的に緻かく監視するために設置されているアメダス観測所のうち，敷地近傍に設置されているアメダス観測所は，海岸近傍に設置されている日立氣測所及び内陸に設置されている中野観測所がある。 各気象官署とアメダス観測所の所在地及び氣測項目を第1.2.1表及び第1.2.1図に示す。	・参考文献の追加に伴う付番の繰下げ ・記載の適正化 ・記載の充実
3-2	1.2.2 一般的な気象	1.2.2　一般的な気象(4) 各気象官署における一般的気象に関する統計をそれぞれ第1.2.2表～第1.2.4表に示す。	1.2.2　一般的な気象(5) 各気象官署及びアメダス観測所における一般的気象に関する統計をそれぞれ第1.2.2表～第1.2.6表に示す。また，主な台風歴を第1.2.7表～第1.2.9表に示す。気象庁「竜巻等の突風データベース」（1961年～2012年）によれば，「竜巻」及び「竜巻又はダウンバースト」の被害状況から推定した竜巻の規模は，茨城県において，最大で藤田スケールのＦ３である。 各気象官署のうち，水戸地方気象台及び小名浜特別地域気象観測所においては，平均気温，日最高気温，日最低気温，降水量，平均風速ともに同様な値を示しているが，銚子地方気象台では平均気温が約3℃高く，降水量及び平均風速についても高い傾向を示している。 平均気温については，水戸地方気象台は親潮，銚子地方気象台は黒潮の影響を受けているため，気温差が生じている。降水量については，海の影響を受けやすい銚子地方気象台は高い傾向を示している。また，銚子地方気象台は高い山などがなく，海洋に突き出しているため，強い風が吹き，平均風速は高い傾向を示している。	・参考文献の追加に伴う付番の繰下げ ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			各気象官署の降水量とアメダス観測所の降水量を比較しても，銚子地方気象台以外の気象官署及びアメダス観測所はほぼ同様な傾向を示している。	・記載の充実
3-2	1.2.3 極　値	1.2.3　極　値(4) 各気象官署における極値をそれぞれ第1.2.5表～第1.2.7表に示す。	1.2.3　極　値(5) 各気象官署における極値をそれぞれ第1.2.10表～第1.2.12表に示す。また，アメダス観測所における観測開始から2015年までの極値を第1.2.13表～第1.2.14表に示す。 水戸地方気象台の観測記録によれば，日最高気温38.4℃（1997年7月5日），日最低気温－12.7℃（1952年2月5日），日降水量276.6mm（1938年6月29日），日最大1時間降水量81.7mm（1947年9月15日），年降水量2096.8mm（1920年），日最大瞬間風速・風向44.2m／s・北北東（1939年8月5日）及び月最深積雪32cm（1945年2月26日）である。 銚子地方気象台は，日最高気温35.3℃（1962年8月4日），日最低気温－7.3℃(1893年2月13日)，日降水量311.6mm(1947年8月28日)，日最大1時間降水量140.0mm（1947年8月28日)，年降水量2352.0mm(1989年)，日最大瞬間風速・風向52.2m／s・南（2002年10月1日）及び月最深積雪17cm（1936年3月2日）である。 小名浜特別地域気象観測所は，日最高気温37.7℃（1994年8月3日），日最低気温－10.7℃（1952年2月5日），日降水量227.2mm(1966年6月28日)，日最大1時間降水量69.5mm(2007年8月22日)，年降水量1989.5mm(2006年)，日最大瞬間風速・風向48.1m／s・南東（2002年10月1日）及び月最深積雪28cm（1945年2月26日）である。 水戸地方気象台及び小名浜特別地域観測所は，ほぼ同程度の極値を示しているが，銚子地方気象台については，他の地方気象台に比べ，その観測場所の地理的な影響で降水量が多く，冬の積雪に特徴が現れる。 なお，敷地周辺に設置されているアメダス観測所のうち，日立観測所は，日最高気温37.4℃（1997年7月5日），日最低気温－6.9℃（1984年2月4日），日降水量214.0mm（1986年8月4日），日最大1時間降水量84.0mm（1999年10月27日），年降水量1961mm（1991年），日最大瞬間風速・風向29.2m／s・北北西（2013年10月16日）である。 また，中野観測所は，日降水量203.0mm（1986年8月4日），日最大1時間降水量59.0mm（1982年8月15日），年降水量1611mm（1991年）である。	・参考文献の追加に伴う付番の繰下げ ・記載の充実
3-2	1.3　敷地における観測結	1.3　敷地における観測結果(3) 線量評価に使用する気象条件を決定するために，敷地内で2013年4月から2014年3月までの1年間にわたり気象観測を	1.3　敷地における観測結果 線量評価に使用する気象条件を決める際の資料を得るために，敷地内で「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」	・記載の適正化 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
	果	行った。敷地内の気象観測点の位置を第1.3.1図に示す。	（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定　平成13年3月29日一部改訂）（以下「気象指針」という。）に基づき，風向，風速，日射量，放射収支量等の気象観測を行っている。また，敷地内において降水量の観測を行っている。敷地内の気象観測点の位置を第1.3.1図に示す。 観測に使用した気象測器は，気象業務法に基づく気象庁検定を受けたものである。 なお，放射収支計は気象庁の検定項目にないため，定期的に点検，校正を行っている。 2013年4月から2014年3月までの1年間における観測結果を以下に示す。	・記載の充実
		(1)　風　向 地上高10mにおける年間の風向分布は，西北西が最も多い。敷地の風配図を第1.3.2図に示す。 (2)　風　速 地上高10mにおける年平均風速は2.9m／sで，1.5～2.4m／sの風速の出現頻度が最も多く，9.5m／s以上の風速は少ない。風速階級別出現頻度及び風速別出現頻度累積を第1.3.3図に示す。 (3)　大気安定度	(1)　風　向 地上高10mにおける年間の風向分布は，西北西が最も多い。敷地の風配図を第1.3.2図に示す。 (2)　風　速 地上高10mにおける年平均風速は2.9m／sで，1.5～2.4m／sの風速の出現頻度が最も多く，9.5m／s以上の風速は少ない。風速階級別出現頻度及び風速別出現頻度累積を第1.3.3図に示す。 (3)　大気安定度 日射量，放射収支量及び地上高10mの風速の観測資料を基に「気象指針」に従って大気安定度の分類を行った。	・記載の充実
		地上高10mにおける年間の大気安定度の出現頻度は，不安定なA・B・C型は26.3%，中立なD型は40.8%，安定なE・F・G型は32.9%であり，D型は年間を通じて最も多い。年間及び月別の大気安定度出現頻度を第1.3.4図に示す。	地上高10mにおける年間の大気安定度の出現頻度は，不安定なA・B・C型は26.3%，中立なD型は40.8%，安定なE・F・G型は32.9%であり，D型は年間を通じて最も多い。年間及び月別の大気安定度出現頻度を第1.3.4図に示す。	・記載の適正化
3-3	1.4　線量評価に使用する気象条件と大気拡散	1.4　線量評価に使用する気象条件と大気拡散(5) 2013年4月から2014年3月の1年間の気象観測データを用いて，「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定　平成13年3月29日一部改訂）に準拠して「添付書類七　2.1.1　誤操作等による廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散」の線量評価に使用する放射性物質の方位別相対濃度（以下「χ／Q」という。）を求めた。 χ／Qを求めるに当たっては，非居住区域境界外を着目地点とし，16方位のうち海側3方位を除いた方位ごとに廃棄物埋設地と非居住区域境界外との距離が最短となる廃棄物埋設地上の地点を放出源として定めた。 第1.4.1図に，χ／Qの累積出現頻度を示す。 この図から，線量評価に使用するχ／Qは，累積出現頻度が97%においてχ／Qが最大となる西南西方位の4.5×10⁻⁴s／	1.4　線量評価に使用する気象条件と大気拡散 線量評価に使用する気象条件は，「1.3　敷地における観測結果」で記載した2013年4月から2014年3月までの1年間の気象観測データを用いて，「気象指針」に準拠して「添付書類七　2.1.1.1　誤操作等による放射性固体廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散」の線量評価に使用する放射性物質の方位別相対濃度（以下「χ／Q」という。）を求めた。 χ／Qを求めるに当たっては，非居住区域境界外を着目地点とし，16方位のうち海側3方位を除いた方位ごとに廃棄物埋設地と非居住区域境界外との距離が最短となる廃棄物埋設地上の地点を放出源として定めた。 第1.4.1図に，χ／Qの累積出現頻度を示す。 この図から，線量評価に使用するχ／Qは，累積出現頻度が97%においてχ／Qが最大となる西南西方位の4.6×10⁻⁴s／	・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化 ・パラメータ設定の適正化に伴う変更

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		m^3とする。 なお，敷地内において観測を行った2013年4月から2014年3月までの1年間の気象状態が，長期間の気象状態と比較して特に異常でないことを，敷地内における10年間（2003年4月～2013年3月）の気象資料により，不良標本の棄却検定に関するF分布検定の手順に従って検定を行い確認している。	m^3とする。 なお，敷地内において観測を行った2013年4月から2014年3月までの1年間の気象資料により線量評価を行うに当たり，観測を行った1年間の気象状態が，長期間の気象状態と比較して特に異常でないことを，最寄りの気象官署である水戸地方気象台及び小名浜特別地域気象観測所における10年間（2003年4月～2013年3月）の気象資料により，不良標本の棄却検定に関するF分布検定の手順に従って検定を行い確認している。その棄却検定結果を第1.4.1表～第1.4.4表に示す。有意水準5%で棄却されたものは，水戸地方気象台で0個，小名浜特別地域気象観測所で2個であり，線量評価に使用した気象資料がほぼ長期間の気象状態を代表している。	・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の充実
3-4	1.5　参考文献	1.5　参考文献 (1)　東海村：平成26年度版東海村環境政策の概要 (2)　日本エヌ・ユー・エス株式会社（2008）：東海発電所　放射性物質濃度の極めて低い放射性廃棄物（L3廃棄物）の敷地内埋設施設の安全解析に係る社会環境等に関する調査報告書 (3)　気象庁（2015）：地域気象観測所一覧（気象庁ホームページ） (4)　気象庁（2015）：気象統計情報（気象庁ホームページ） (5)　一般財団法人　日本気象協会(2014)：平成25年度　東海・東海第二発電所気象観測年報	1.5　参考文献 (1)　東海村：平成26年度版東海村環境政策の概要 https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/manage/contents/upload/54ee5f582a7c9.pdf (2)　気象庁（2015）：関東甲信地方の天候の特性（気象庁ホームページ） http://www.jma-net.go.jp/tokyo/sub_index/tokyo/kikou/kantokoshin/TenkouKaisetsuMain_Kanto-Koshin.html (3)　水戸地方気象台（2015）：茨城県気象年報 http://www.jma-net.go.jp/mito/report/kishoujishin/629_2015.pdf (4)　気象庁（2015）：地域気象観測所一覧（気象庁ホームページ） http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/amedas/ame_master.pdf (5)　気象庁（2015）：気象統計情報（気象庁ホームページ） http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php	・参考文献の追加及び適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
3-27	5.1　人口	5.　社会環境 5.1　人　口(1) 本施設の位置する東海村に，隣接する日立市，ひたちなか市，那珂市及び常陸太田市（以下「周辺地域」という。）を含めた総人口は，2010年10月1日現在，498,117人で茨城県の総人口の約17%を占めている。市町村別では日立市が193,129人で最も多く，東海村は37,438人となっている。 周辺地域の人口密度は，2010年10月1日現在約599人／km^{2}であり，茨城県における約487人／km^{2}に比べて高くなっている。東海村は約999人／km^{2}となっている。 また，茨城県の総人口の推移状況は，2005年から2010年ではほぼ横ばい傾向であるが，常陸太田市は約6%減少し，東海村は約6%増加している。	5.　社会環境 5.1　人　口(1)(2)(3) 本施設の位置する東海村に，隣接する日立市，ひたちなか市，那珂市及び常陸太田市（以下「周辺地域」という。）を含めた総人口は，2010年10月1日現在，498,117人で茨城県の総人口の約17%を占めている。市町村別では日立市が193,129人で最も多く，東海村は37,438人となっている。 周辺地域の人口密度は，2010年10月1日現在約599人／km^{2}であり，茨城県における約487人／km^{2}に比べて高くなっている。東海村は約999人／km^{2}となっている。 また，茨城県の総人口の推移状況は，2005年から2010年ではほぼ横ばい傾向であるが，常陸太田市は約6%減少し，東海村は約6%増加している。 東海村を含む周辺地域の市村別の人口，人口密度及び世帯数を第5.1.1表に示す。 2010年12月末の東海村の人口は，増加傾向が続いており，近年においても自然増及び社会増を維持している。 現在の人口規模や様々な施策の展開によるまちづくりを進めていくことを前提に，現在の人口推移が持続していくものとして，2020年度における将来人口は，38,000人～40,000人を想定している。 さらに，東海村の将来人口の推計においては，2010年時点の37,438人を基準としてシミュレーションを行い，2040年時点で37,752人，2060年時点では35,007人になると見通されている。 2010年から15年間程度は，人口が微増で増加していき，2025年にピークを迎え，2026年以降は人口減少に転じる。	・参考文献の追加 ・記載の充実
3-27	5.2　付近の集落及び公共施設	5.2　付近の集落及び公共施設(2)(3)(4)(5) 本施設付近の集落としては，真崎，白方及び百塚等がある。人口についてみると，2011年10月1日現在で白方が4,202人と最も多い。これらの集落を含む東海村の2011年10月1日現在の世帯数は約15,000戸，人口は約38,000人である。 東海村の学校及び病院等の公共施設は，2014年5月1日現在で小学校6，中学校2，高等学校1，幼稚園5であり，2015年6月1日現在で病院1及び2015年4月1日現在で一般診療所12である。	5.2　付近の集落及び公共施設(4)(5)(6)(7) 本施設付近の集落としては，白方，豊岡及び真崎等がある。人口についてみると，2015年10月1日現在で白方が4,248人と最も多い。これらの集落を含む東海村の世帯数は15,646世帯，人口は38,404人である。 東海村行政区別の人口及び世帯数を第5.2.1表に示す。 東海村の学校及び病院等の公共施設は，2014年5月1日現在で小学校6，中学校2，高等学校1，幼稚園5であり，2015年6月1日現在で病院2及び2015年4月1日現在で一般診療所12である。	・参考文献の追加に伴う付番の繰下げ ・記載の充実 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
3-27	5.3　産業活動	5.3　産業活動(2)(6)(7)(8) 東海村の就業者数は，2010年国勢調査によると17,297人であり，産業別では第3次産業が最も多く，次いで第2次産業，第1次産業の順序である。また，業種別では「製造業」が最も多く，次いで「学術研究，専門・技術サービス業」，「卸売業，小売業」，「医療，福祉」の順序である。	5.3　産業活動(4)(8)(9)(10)(14) 東海村の就業者数は，2010年国勢調査によると17,297人であり，産業別では第3次産業が最も多く，次いで第2次産業，第1次産業の順序である。また，業種別では「製造業」が最も多く，次いで「学術研究，専門・技術サービス業」，「卸売業，小売業」，「医療，福祉」の順序である。	・参考文献の追加及び追加に伴う付番の繰下げ
			東海村における産業別の就業者数を第5.3.1表に示す。	・記載の充実
		東海村の農作物の作付面積としては，稲が最も広く，次いでいも類，麦，野菜類となっている。また，主たる畜産物については，肉用牛となっている。	東海村の農作物の状況を2015年の収穫量についてみるとかんしょが最も多く，次いで稲，麦，野菜類となっている。これを作付面積でみると稲が最も広く，次いでかんしょ，麦，野菜類となっている。	
			東海村における農作物の収穫量を第5.3.2表に示す。	・記載の充実
			葉菜類の収穫量合計は430トンであり，農作物は，多い方からはくさい，ねぎ，キャベツ，ほうれんそう，レタスであり，非葉菜類の収穫量合計は約8,300トンであり，上位5品目（かんしょ，水稲，トマト，にんじん，陸稲）で約93%を占める。果実類の収穫量合計は約140トンであり，多い方からなし，ぶどう，うめ，栗，柿である。また，主たる畜産物については，肉用牛となっている。	
		本施設の位置する周辺海域の主な海産物として，いわし類，あじ類，さば類，ぶり類，ひらめ・かれい類，いか類等が水揚げされている。	本施設の位置する周辺海域の主な海産物として，2012年度の漁獲量でみると，さば類が約7,273トンで最も多く，次いでいわし類，いか類，ぶり類，あじ類，ひらめ・かれい類等が水揚げされている。	・記載の充実
			東海村周辺海域における魚種別漁獲量を第5.3.3表に示す。	・記載の充実
		東海村にある原子力関係の事業所として，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所，同機構核燃料サイクル工学研究所，三菱原子燃料株式会社，原子燃料工業株式会社東海事業所，当社東海発電所及び東海第二発電所等がある。	東海村にある原子力関係の事業所として，原子力に係る研究・開発を実施している国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所がある。また，原子力発電所用の燃料集合体の製造を行っている三菱原子燃料株式会社及び原子燃料工業株式会社の東海事業所がある。	・記載の適正化
			主な工場等としては，村内南方の太平洋沿岸に東京電力フュエル＆パワー株式会社の常陸那珂火力発電所がある。 当社敷地内では，南側に隣接する東海発電所及び東海第二発電所がある。	・記載の充実
3-28	5.4　交通	5.4　交　通 本施設に近い鉄道路線としては，東日本旅客鉄道株式会社常磐線がある。	5.4　交　通(11) 本施設近傍の鉄道路線としては，日暮里を起点として土浦，水戸，いわきを経て岩沼に至る東日本旅客鉄道株式会社の常磐線がある。主要な駅として，東海村内では東海駅がある。	・参考文献の追加 ・記載の充実
		主要な道路としては，常磐自動車道，国道245号，国道6号及び国道293号がある。	主要な道路としては，ひたちなか市から太平洋沿いに東海村を経由して北進し，日立市に向かっている国道245号，太平洋沿いから内陸部に入り国道245号と並行して北進し，日立市に向かっている国道6号が，本施設から北へ2キロの地点に国道	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		海上交通としては，本施設の北方約3kmに茨城港日立港区，南方約6kmに茨城港常陸那珂港区，南方約18kmに茨城港大洗港区があり，日立－釧路間，常陸那珂－苫小牧間，常陸那珂－北九州間，大洗－苫小牧間等の定期航路がある。 航空関係としては，本施設の南南西約36kmに茨城空港がある。本施設近傍には広域航法経路及び直行経路があるが，訓練空域は設定されていない。なお，航空機は原子力関係施設上空の飛行を規制されている。 本施設周辺の鉄道，主要道路，港湾及び航空路を第5.4.1図及び第5.4.2図に示す。	245号との交点を起点に内陸部へ進み，栃木県宇都宮市へ向かっている国道293号がある。 また，高速自動車国道としては，東京都練馬区を起点に，東海村近郊では国道6号と並走して宮城県仙台市が終点となっている常磐自動車道がある。 海上交通としては，本施設の北方約3kmに茨城港日立港区，南方約6kmに茨城港常陸那珂港区，南方約18kmに茨城港大洗港区があり，日立－釧路間，常陸那珂－苫小牧間，常陸那珂－北九州間，大洗－苫小牧間等の定期航路がある。 航空関係としては，本施設の南南西約36kmに茨城空港がある。本施設近傍には広域航法経路及び直行経路があるが，訓練空域は設定されていない。なお，航空機は原子力関係施設上空の飛行を規制されている。 本施設周辺の鉄道，主要道路，港湾及び航空路を第5.4.1図及び第5.4.2図に示す。	・記載の充実
3-29	5.5　河川水等の利用	5.5　河川水等の利用(9)(10) 本施設付近における河川水等の主な利用形態としては，農業用，工業用，水道用があり，久慈川等を水源としている。 なお，2013年3月31日現在の東海村の上水道，簡易水道及び専用水道における総人口当たりの水道普及率は，約99.7%である。	5.5　河川水等の利用(12)(13) 本施設付近における河川水等の主な利用形態としては，農業用，工業用，水道用があり，久慈川等を水源としている。 また，2013年3月31日現在の東海村の上水道，簡易水道及び専用水道における総人口当たりの水道普及率は，約99.7%である。 なお，本施設周辺における地下水の利用状況については，本施設が設置されている白方地区と隣接する豊岡地区を合わせた利用率は，約0.6%である。	・参考文献の追加に伴う付番の繰下げ ・記載の適正化 ・記載の充実
			5.6　土地利用(4) 2011年度における東海村の総面積は37.48km^{2}である。このうち，宅地面積は10.18km^2，農用地は10.80km^2，山林は4.09km^2，雑種地は3.69km^{2}及びその他が8.72km^{2}である。	・参考文献の追加に伴う付番の繰下げ ・記載の充実
3-29	5.6　開発計画	5.6　開発計画(11) 東海村のまちづくりにおいて，基本的な指針となる「東海村第5次総合計画」が，2011年度から2020年度までの10年間の期間で策定されている。この計画は，「基本構想」，「基本計画」により構成されており，基本構想の基本理念である「村民の叡智が生きるまちづくり」は，10年後も持続可能で真に豊かな東海村となるために，全ての人の叡智を，今の叡智も未来の叡智も結集して取り組もうという姿勢を示している。また，基本計画については，前期基本計画及び後期基本計画から構成され，前期基本計画の計画期間は，2011年度から2015年度までの5か年としている。前期基本計画の基本的視点は，次に示すとおりである。	5.7　開発計画(2) 東海村のまちづくりにおいて，基本的な指針となる「東海村第5次総合計画」が，2011年度から2020年度までの10年間の期間で策定されている。この計画は，「基本構想」，「基本計画」により構成されており，基本構想の基本理念である「村民の叡智が生きるまちづくり」は，10年後も持続可能で真に豊かな東海村となるために，全ての人の叡智を，今の叡智も未来の叡智も結集して取り組もうという姿勢を示している。また，基本計画については，前期基本計画及び後期基本計画から構成され，前期基本計画の計画期間は，2011年度から2015年度までの5か年としている。前期基本計画の基本的視点は，次に示すとおりである。	・参考文献の追加 ・項番号の繰下げ

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		①　安全・安心な暮らしを実現するための視点 ②　みどりあふれる新しいふるさとづくりの視点 ③　東海村らしさを活かした創造性豊かなまちづくりの視点 ④　住民主体の活き活きとした地域力創出の視点	①　安全・安心な暮らしを実現するための視点 ②　みどりあふれる新しいふるさとづくりの視点 ③　東海村らしさを活かした創造性豊かなまちづくりの視点 ④　住民主体の活き活きとした地域力創出の視点	
3-30	5.7　天然資源	5.7　天然資源 周辺監視区域内において，現在の知見では採掘規模の石炭，鉱石等の天然資源は認められない。	5.8　天然資源 周辺監視区域内において，現在の知見では採掘規模の石炭，鉱石等の天然資源は認められない。	・項番号の繰下げ
3-30	5.8　参考文献	5.8　参考文献 (1)　総務省統計局（2011年10月26日公表）：平成22年国勢調査，人口等基本集計，茨城県 (2)　東海村：東海村統計書　平成23年版 (3)　茨城県教育委員会（平成26年5月1日現在）：教育委員会・学校データ (4)　茨城県保健福祉部厚生総務課（平成27年6月1日現在）：茨城県病院一覧 (5)　茨城県保健福祉部厚生総務課（平成27年4月1日現在）：茨城県一般診療所一覧 (6)　総務省統計局（2012年4月24日公表）：平成22年国勢調査，産業等基本集計，茨城県 (7)　関東農政局統計部統計企画課：茨城農林水産統計年報，平成25～26年 (8)　東海村役場村民生活部防災原子力安全課（平成26年9月現在）：東海村にある原子力関係事業所 (9)　国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所（平成17年9月発行）：環境百科　久慈川 (10)　茨城県保健福祉部生活衛生課（平成26年5月発行）：平成24年度茨城県の水道 (11)　東海村役場村長公室企画経営課：東海村第5次総合計画2011－2020村民の叡智が生きるまちづくり	5.9　参考文献 (1)　総務省統計局（2011年10月26日公表）：平成22年国勢調査，人口等基本集計，茨城県 (2)　東海村　村長公室　企画経営課：東海村第5次総合計画2011－2020村民の叡智が生きるまちづくり (3)　東海村　村長公室　企画経営課：東海村人口ビジョン（平成27年10月） (4)　東海村：行政区別の世帯数と人口（住民基本台帳）平成27年 (5)　茨城県教育委員会（平成26年5月1日現在）：教育委員会・学校データ (6)　茨城県保健福祉部厚生総務課（平成27年6月1日現在）：茨城県病院一覧 (7)　茨城県保健福祉部厚生総務課（平成27年4月1日現在）：茨城県一般診療所一覧 (8)　総務省統計局（2012年4月24日公表）：平成22年国勢調査，産業等基本集計，茨城県 (9)　関東農政局統計部統計企画課：茨城農林水産統計年報，平成25～26年 (10)　東海村役場村民生活部防災原子力安全課（平成26年9月現在）：東海村にある原子力関係事業所 (11)　東海村都市計画マスタープラン（平成15年9月） (12)　国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所（平成17年9月発行）：環境百科　久慈川 (13)　茨城県保健福祉部生活衛生課（平成26年5月発行）：平成24年度茨城県の水道 (14)　農林水産省（2015年）：グラフと統計でみる農林水産業，茨城県東海村	・項番号の繰下げ ・参考文献の追加及び適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>3-32</td><td>第 1.2.1 表　気象官署の所在地及び観測項目</td><td>
第 1.2.1 表　気象官署の所在地及び観測項目
<table>
<tr><th>気象官署</th><th>所在地</th><th>観測所の海面上の高さ</th><th>観測項目</th></tr>
<tr><td>水戸地方気象台</td><td>水戸市金町
（敷地の南西約 15 km）</td><td>29m</td><td>気象全般</td></tr>
<tr><td>銚子地方気象台</td><td>銚子市川口町
（敷地の南南東約 85 km）</td><td>20m</td><td>気象全般</td></tr>
<tr><td>小名浜特別地域気象観測所</td><td>いわき市小名浜字船引場
（敷地の北北東約 60 km）</td><td>3m</td><td>気象全般</td></tr>
</table>
</td><td>
第 1.2.1 表　気象官署等の所在地，海面上の高さ及び観測項目
<table>
<tr><th>気象官署等</th><th>所在地</th><th>観測所の海面上の高さ</th><th>観測項目</th></tr>
<tr><td>水戸地方気象台</td><td>茨城県水戸市金町
（敷地の南西約 16 km）</td><td>29m</td><td>気象全般</td></tr>
<tr><td>銚子地方気象台</td><td>千葉県銚子市川口町
（敷地の南南東約 85 km）</td><td>20m</td><td>気象全般</td></tr>
<tr><td>小名浜特別地域気象観測所</td><td>福島県いわき市小名浜字船引場
（敷地の北北東約 60 km）</td><td>3m</td><td>気象全般</td></tr>
<tr><td>アメダス日立観測所</td><td>茨城県日立市会瀬町
（敷地の北北東約 13 km）</td><td>34m</td><td>降水量
気温
風向・風速
日照時間</td></tr>
<tr><td>アメダス中野観測所</td><td>茨城県常陸太田市中野町
（敷地の西北西約 13 km）</td><td>17m</td><td>降水量</td></tr>
</table>
気象庁ホームページ
（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）資料を参考に作成
</td><td>・記載の適正化

・記載の適正化

・記載の適正化

・記載の適正化

・記載の充実

・記載の適正化</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）		・記載の充実

第 1.2.5 表　気象一覧表（アメダス日立観測所）

要素＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	統計期間
平均気温（℃）	4.4	4.4	7.0	11.9	15.9	19.0	22.8	24.7	21.6	16.6	11.7	7.1	13.9	1981 年～2010 年
日最高気温（℃）	9.0	8.8	11.2	16.1	19.7	22.4	26.3	28.3	25.2	20.5	16.0	11.6	17.9	1981 年～2010 年
日最低気温（℃）	0.1	0.2	2.7	7.6	12.1	16.0	20.0	22.0	18.8	13.1	7.6	2.8	10.2	1981 年～2010 年
相対湿度（%）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雲量	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
日照時間（h）	184.8	168.5	170.5	179.4	164.6	125.2	137.9	167.5	127.5	138.3	153.3	179.6	1895.7	1986 年～2010 年
平均風速（m/s）	2.2	2.3	2.3	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	2.0	1.9	1.9	2.1	2.0	1981 年～2010 年
最多風向	北西	北西	北北東	北北東	北東	北東	北東	北北東	北北東	北北東	北西	北西	北北東	1981 年～2010 年
降水量（mm）	51.4	57.8	111.6	137.9	155.8	167.5	164.7	147.0	181.4	177.3	80.5	44.6	1477.3	1981 年～2010 年
降雪の深さ合計（cm）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大気現象（日）　雪	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大気現象（日）　霧	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大気現象（日）　雷	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…

気象庁ホームページ（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）資料を参考に作成

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	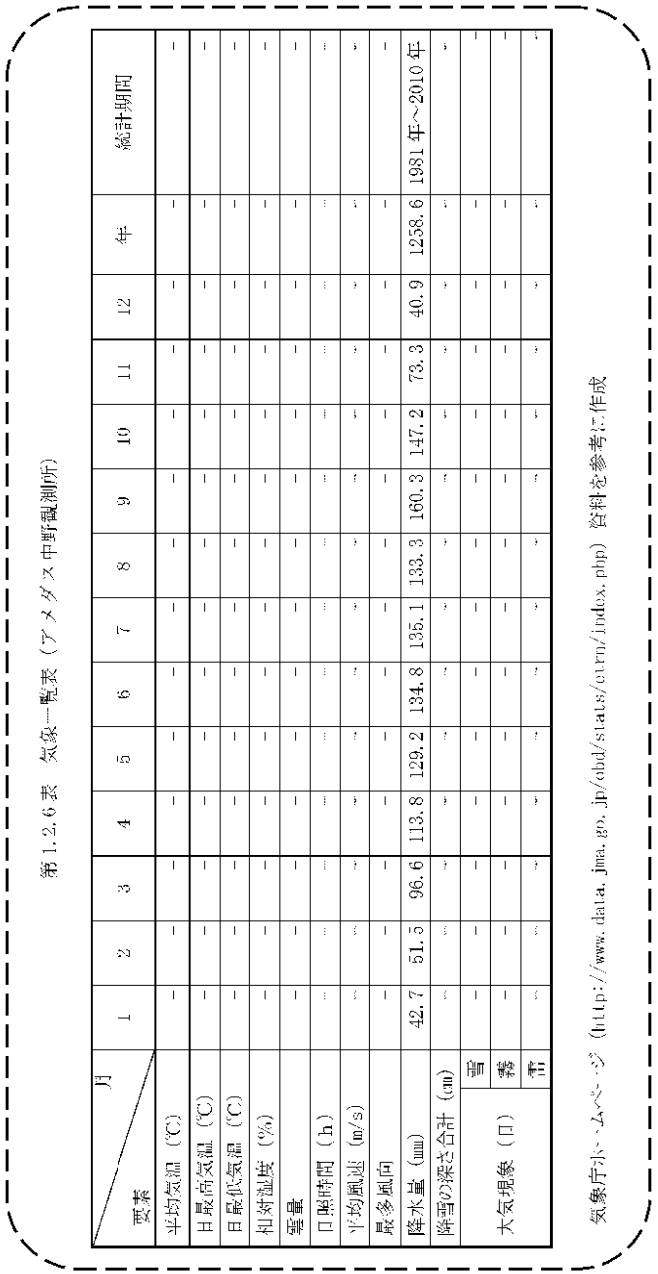	・記載の充実

第 1.2.6 表　気象一覧表（アメダス中野観測所）

要素＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年	統計期間
平均気温（℃）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
日最高気温（℃）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
日最低気温（℃）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
相対湿度（%）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雲量	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
日照時間（h）	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
平均風速（m/s）	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
最多風向	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
降水量（mm）	42.7	51.5	96.6	113.8	129.2	134.8	135.1	133.3	160.3	147.2	73.3	40.9	1258.6	1981 年～2010 年
降雪の深さ合計（cm）	…	…	…	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大気現象（日）雪	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大気現象（日）霧	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大気現象（日）雷	…	…	…	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

気象庁ホームページ（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/cirn/index.php）資料を参考に作成

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第 1.2.7 表　主な台風歴（水戸地方気象台）
統計期間：1897 年～2015 年
<table><tr><th>順位</th><th>最低気圧（海面）
(hPa)</th><th>起年月日</th><th>記　事</th></tr><tr><td>1</td><td>957.3</td><td>1913. 8.27</td><td>台風 1308 号</td></tr><tr><td>2</td><td>963.1</td><td>1917.10. 1</td><td>台風 1710 号</td></tr><tr><td>3</td><td>965.6</td><td>1922. 8.24</td><td>台風 2211 号</td></tr><tr><td>4</td><td>966.4</td><td>1958. 9.18</td><td>台風 5821 号</td></tr><tr><td>5</td><td>966.4</td><td>1943.10. 3</td><td>台風 4316 号</td></tr></table>気象庁ホームページ
（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）資料を参考に作成</td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第 1.2.8 表　主な台風歴（銚子地方気象台）
統計期間：1887 年～2015 年
<table><tr><th>順位</th><th>最低気圧（海面）
(hPa)</th><th>起年月日</th><th>記　事</th></tr><tr><td>1</td><td>952.0</td><td>1932.11.15</td><td>台風 3211 号</td></tr><tr><td>2</td><td>954.1</td><td>1913. 8.27</td><td>台風 1308 号</td></tr><tr><td>3</td><td>962.0</td><td>2000. 7. 8</td><td>台風 0003 号</td></tr><tr><td>4</td><td>962.4</td><td>1899.10. 7</td><td>台風 9908 号</td></tr><tr><td>5</td><td>963.2</td><td>1948. 9.16</td><td>台風 4816 号</td></tr></table>気象庁ホームページ
(http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php) 資料を参考に作成</td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第 1.2.9 表　主な台風歴（小名浜特別地域気象観測所）
統計期間：1910 年～2015 年
<table><tr><th>順位</th><th>最低気圧（海面）
(hPa)</th><th>起年月日</th><th>記　事</th></tr><tr><td>1</td><td>952.2</td><td>1913. 8.27</td><td>台風 1308 号</td></tr><tr><td>2</td><td>966.7</td><td>1943.10. 3</td><td>台風 4316 号</td></tr><tr><td>3</td><td>967.1</td><td>1917.10. 1</td><td>台風 1710 号</td></tr><tr><td>4</td><td>968.6</td><td>1981. 8.23</td><td>台風 8115 号</td></tr><tr><td>5</td><td>969.5</td><td>1922. 8.24</td><td>台風 2211 号</td></tr></table>気象庁ホームページ
（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）資料を参考に作成</td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
3-36	第1.2.5表	第1.2.5表　極値一覧表（水戸地方気象台） 順位／項目 1位 2位 3位 4位 5位 統計期間 日最高気温（℃） 38.4 (1997/7/5) 38.4 (1996/8/15) 37.0 (2007/8/16) 36.8 (2000/9/2) 36.6 (2007/8/15) 1897/1～2015/6 日最低気温（℃） -12.7 (1952/2/5) -12.0 (1927/1/30) -11.7 (1909/1/11) -11.5 (1909/1/12) -11.3 (1927/1/24) 1897/1～2015/6 日降水量（mm） 276.6 (1938/6/29) 244.0 (1986/8/4) 225.5 (1966/6/28) 202.0 (1996/9/22) 200.0 (1991/9/19) 1897/1～2015/6 日最大1時間降水量（mm） 81.7 (1947/9/15) 77.8 (1959/7/7) 63.5 (1994/8/21) 60.0 (1961/6/27) 58.6 (1930/7/25) 1906/1～2015/6 日最大瞬間風速・風向（m/s） 44.2北北東 (1939/8/5) 39.6北北東 (1938/10/21) 36.6北 (1961/10/10) 36.6北東 (1958/9/26) 36.3北北東 (1996/9/22) 1937/1～2015/6 月最深積雪（cm） 32 (1945/2/26) 27 (1990/2/1) 27 (1933/3/11) 26 (1963/2/3) 25 (1984/2/18) 1897/1～2015/6 注）1　表中の（　）内の年月日は，極値の起年月日を示す。 気象庁ホームページ（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）資料を参考に作成	第1.2.10表　極値一覧表（水戸地方気象台） 順位／項目 1位 2位 3位 4位 5位 統計期間 日最高気温（℃） 38.4 (1997/7/5) 38.4 (1996/8/15) 37.0 (2007/8/16) 36.8 (2000/9/2) 36.6 (2007/8/15) 1897/1～2015/12 日最低気温（℃） -12.7 (1952/2/5) -12.0 (1927/1/30) -11.7 (1909/1/11) -11.5 (1909/1/12) -11.3 (1927/1/24) 1897/1～2015/12 日降水量（mm） 276.6 (1938/6/29) 244.0 (1986/8/4) 225.5 (1966/6/28) 202.0 (1996/9/22) 200.0 (1991/9/19) 1897/1～2015/12 日最大1時間降水量（mm） 81.7 (1947/9/15) 77.8 (1959/7/7) 63.5 (1994/8/21) 60.0 (1961/6/27) 58.6 (1930/7/25) 1906/1～2015/12 年降水量（mm） 2096.8 (1920) 2030.9 (1938) 1954.5 (1991) 1741.2 (1910) 1725.3 (1916) 1897～2015 日最大瞬間風速・風向（m/s） 44.2北北東 (1939/8/5) 39.6北北東 (1938/10/21) 36.6北 (1961/10/10) 36.6北東 (1958/9/26) 36.3北北東 (1996/9/22) 1937/1～2015/12 月最深積雪（cm） 32 (1945/2/26) 27 (1990/2/1) 27 (1933/3/11) 26 (1963/2/3) 25 (1984/2/18) 1897/1～2015/12 注）1　表中の（　）内の年月日は，極値の起年月日を示す。ただし，年降水量は，極値の起年を示す。 気象庁ホームページ（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）資料を参考に作成	第1.2.10表　極値一覧表（水戸地方気象台） 順位／項目 1位 2位 3位 4位 5位 統計期間 日最高気温（℃） 38.4 (1997/7/5) 38.4 (1996/8/15) 37.0 (2007/8/16) 36.8 (2000/9/2) 36.6 (2007/8/15) 1897/1～2015/12 日最低気温（℃） -12.7 (1952/2/5) -12.0 (1927/1/30) -11.7 (1909/1/11) -11.5 (1909/1/12) -11.3 (1927/1/24) 1897/1～2015/12 日降水量（mm） 276.6 (1938/6/29) 244.0 (1986/8/4) 225.5 (1966/6/28) 202.0 (1996/9/22) 200.0 (1991/9/19) 1897/1～2015/12 日最大1時間降水量（mm） 81.7 (1947/9/15) 77.8 (1959/7/7) 63.5 (1994/8/21) 60.0 (1961/6/27) 58.6 (1930/7/25) 1906/1～2015/12 年降水量（mm） 2096.8 (1920) 2030.9 (1938) 1954.5 (1991) 1741.2 (1910) 1725.3 (1916) 1897～2015 日最大瞬間風速・風向（m/s） 44.2北北東 (1939/8/5) 39.6北北東 (1938/10/21) 36.6北 (1961/10/10) 36.6北東 (1958/9/26) 36.3北北東 (1996/9/22) 1937/1～2015/12 月最深積雪（cm） 32 (1945/2/26) 27 (1990/2/1) 27 (1933/3/11) 26 (1963/2/3) 25 (1984/2/18) 1897/1～2015/12 注）1　表中の（　）内の年月日は，極値の起年月日を示す。ただし，年降水量は，極値の起年を示す。 気象庁ホームページ（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）資料を参考に作成	・記載の適正化
				・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
3-37	第1.2.6表	第1.2.6表　極値一覧表（銚子地方気象台） 順位／項目 1位 2位 3位 4位 5位 統計期間 日最高気温（℃） 35.3 (1962/8/4) 35.2 (2004/8/20) 35.0 (1978/8/24) 34.9 (2007/8/16) 34.8 (2005/7/27) 1887/1～2015/6 日最低気温（℃） -7.3 (1893/2/13) -6.2 (1970/1/17) -6.1 (1945/2/4) -5.7 (1906/1/21) -5.7 (1893/2/12) 1887/1～2015/6 日降水量（mm） 311.6 (1947/8/28) 240.0 (1921/8/3) 228.8 (1922/10/18) 228.0 (1995/9/17) 222.8 (1960/8/20) 1887/1～2015/6 日最大1時間降水量（mm） 140.0 (1947/8/28) 123.3 (1921/8/3) 111.6 (1957/10/6) 84.0 (1972/12/24) 73.0 (2002/12/4) 1912/1～2015/6 日最大瞬間風速・風向（m/s） 52.2南 (2002/10/1) 51.9北北西 (1996/9/22) 49.0北 (1971/9/8) 47.4北 (1938/10/21) 46.9北北東 (1995/9/17) 1937/1～2015/6 月最深積雪（cm） 17 (1936/3/2) 17 (1893/2/12) 15 (1945/2/26) 14 (1913/2/11) 13 (1974/2/27) 1887/1～2015/6 注）1　表中の（　）内の年月日は，極値の起年月日を示す。 気象庁ホームページ（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）資料を参考に作成	第1.2.11表　極値一覧表（銚子地方気象台） 順位／項目 1位 2位 3位 4位 5位 統計期間 日最高気温（℃） 35.3 (1962/8/4) 35.2 (2004/8/20) 35.0 (1978/8/24) 34.9 (2007/8/16) 34.8 (2005/7/27) 1887/1～2015/12 日最低気温（℃） -7.3 (1893/2/13) -6.2 (1970/1/17) -6.1 (1945/2/4) -5.7 (1906/1/21) -5.7 (1893/2/12) 1887/1～2015/12 日降水量（mm） 311.6 (1947/8/28) 240.0 (1921/8/3) 228.8 (1922/10/18) 228.0 (1995/9/17) 222.8 (1960/8/20) 1887/1～2015/12 日最大1時間降水量（mm） 140.0 (1947/8/28) 123.3 (1921/8/3) 111.6 (1957/10/6) 84.0 (1972/12/24) 73.0 (2002/12/4) 1912/1～2015/12 年降水量（mm） 2352.0 (1989) 2293.5 (1991) 2288.0 (1954) 2247.9 (1921) 2181.4 (1938) 1887～2015 日最大瞬間風速・風向（m/s） 52.2南 (2002/10/1) 51.9北北西 (1996/9/22) 49.0北 (1971/9/8) 47.4北 (1938/10/21) 46.9北北東 (1995/9/17) 1937/1～2015/12 月最深積雪（cm） 17 (1936/3/2) 17 (1893/2/12) 15 (1945/2/26) 14 (1913/2/11) 13 (1974/2/27) 1887/1～2015/12 注）1　表中の（　）内の年月日は，極値の起年月日を示す。ただし，年降水量は，極値の起年を示す。 気象庁ホームページ（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）資料を参考に作成	・記載の適正化	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備考
3-38	第1.2.7表	第1.2.7表　極値一覧表（小名浜特別地域気象観測所） 順位／項目 1位 2位 3位 4位 5位 統計期間 日最高気温（℃） 37.7 (1994/8/3) 36.9 (2007/8/16) 36.8 (1996/8/15) 35.4 (1947/8/11) 34.9 (1932/7/30) 1910/5～2015/6 日最低気温（℃） -10.7 (1952/2/5) -9.3 (1940/1/11) -9.3 (1927/1/24) -9.2 (1967/1/17) -8.9 (1945/1/30) 1910/5～2015/6 日降水量（mm） 227.2 (1966/6/28) 225.7 (1929/5/23) 225.0 (1971/8/31) 209.5 (1977/9/19) 196.7 (1929/10/26) 1910/5～2015/6 日最大1時間降水量（mm） 69.5 (2007/8/22) 61.8 (1963/8/30) 58.0 (1969/8/23) 50.5 (1971/4/30) 50.5 (1971/4/29) 1937/2～2015/6 日最大瞬間風速・風向（m/s） 48.1 南東 (2002/10/1) 37.2 南 (1979/10/19) 35.4 東南東 (2007/9/7) 33.5 西北西 (1994/2/22) 33.0 北 (1996/9/22) 1940/1～2015/6 月最深積雪（cm） 28 (1945/2/26) 27 (1942/2/25) 24 (1935/3/22) 23 (1933/3/11) 21 (1994/2/12) 1916/1～2008/9 注）1　表中の（　）内の年月日は，極値の起年月日をポす。 気象庁ホームページ（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）資料を参考に作成	第1.2.12表　極値一覧表（小名浜特別地域気象観測所） 順位／項目 1位 2位 3位 4位 5位 統計期間 日最高気温（℃） 37.7 (1994/8/3) 36.9 (2007/8/16) 36.8 (1996/8/15) 35.4 (1947/8/11) 34.9 (1932/7/30) 1910/5～2015/12 日最低気温（℃） -10.7 (1952/2/5) -9.3 (1940/1/11) -9.3 (1927/1/24) -9.2 (1967/1/17) -8.9 (1945/1/30) 1910/5～2015/12 日降水量（mm） 227.2 (1966/6/28) 225.7 (1929/5/23) 225.0 (1971/8/31) 209.5 (1977/9/19) 196.7 (1929/10/26) 1910/5～2015/12 日最大1時間降水量（mm） 69.5 (2007/8/22) 61.8 (1963/8/30) 58.0 (1969/8/23) 50.5 (1971/4/30) 50.5 (1971/4/29) 1937/2～2015/12 年降水量（mm） 1989.5 (2006) 1965.9 (1920) 1869.5 (1911) 1865.3 (1916) 1798.5 (1950) 1910～2015 日最大瞬間風速・風向（m/s） 48.1 南東 (2002/10/1) 37.2 南 (1979/10/19) 35.4 東南東 (2007/9/7) 33.5 西北西 (1994/2/22) 33.0 北 (1996/9/22) 1940/1～2015/12 月最深積雪（cm） 28 (1945/2/26) 27 (1942/2/25) 24 (1935/3/22) 23 (1933/3/11) 21 (1994/2/12) 1916/1～2008/9 注）1　表中の（　）内の年月日は，極値の起年月日を示す。ただし，年降水量は，極値の起年を示す。 気象庁ホームページ（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）資料を参考に作成	・記載の適正化 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）		・記載の充実

第 1.2.13 表　極値一覧表（日立観測所）

項目＼順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計期間
日最高気温（℃）	37.4 (1997/7/5)	36.3 (2014/8/5)	36.3 (1996/8/15)	36.0 (2011/8/11)	35.8 (2010/9/7)	1978/1～2015/12
日最低気温（℃）	-6.9 (1984/2/4)	-6.2 (1985/1/31)	-6.1 (1984/2/8)	-6.0 (1985/1/18)	-6.0 (1984/2/7)	1978/1～2015/12
日降水量（mm）	214 (1986/8/4)	214 (1977/5/15)	212 (1991/9/19)	184 (1977/9/19)	183 (1999/10/27)	1976/1～2015/12
日最大 1 時間降水量（mm）	84 (1999/10/27)	83.5 (2008/8/14)	72 (1980/9/3)	52.0 (2009/10/8)	50 (1977/9/19)	1976/1～2015/12
年降水量（mm）	1961 (1991)	1891 (2006)	1813 (1989)	1793 (1988)	1786.5 (2010)	1976～2015
日最大瞬間風速・風向（m/s）	29.2 北北西 (2013/10/16)	25.7 北北東 (2014/2/15)	23.6 南西 (2010/4/2)	23.1 南 (2012/4/3)	23.0 西北西 (2015/2/15)	2008/3～2015/12
月最深積雪（cm）	…	…	…	…	…	…

注）1　表中の（　）内の年月日は，極値の起年月日を示す。ただし，年降水量は，極値の起年を示す。

気象庁ホームページ（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）資料を参考に作成

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	第 1.2.14 表　極値一覧表（中野観測所） 順位／項目：1位 / 2位 / 3位 / 4位 / 5位 / 統計期間 日最高気温（℃）：-- / -- / -- / -- / -- / - 日最低気温（℃）：-- / -- / -- / -- / -- / - 日降水量（mm）：203 (1986/8/4) / 175 (1991/9/19) / 160 (1989/8/1) / 158.5 (2011/9/21) / 150 (1994/9/29) / 1977/7～2015/12 日最大 1 時間降水量（mm）：59 (1982/8/15) / 54.0 (2011/9/21) / 53.5 (2012/5/29) / 52.0 (2009/8/7) / 51 (1989/8/1) / 1977/7～2015/12 年降水量（mm）：1611 (1991) / 1602 (1989) / 1557 (2006) / 1549 (1998) / 1521.0 (2010) / 1977～2015 日最大瞬間風速・風向（m/s）：.. / .. / .. / .. / .. / .. 月最深積雪（cm）：.. / .. / .. / .. / .. / .. 注）1　表中の（　）内の年月日は、極値の起年月日を示す。ただし、年降水量は、極値の起年を示す。 気象庁ホームページ（http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）資料を参考に作成	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	第1.4.1表　風向の異常年棄期検定結果（水戸地方気象台） 統計年：2003年4月～2013年3月 検定年：2013年4月～2014年3月 有意水準5%	・記載の充実

統計年 / 風向	2003 (出現率)	2004 (出現率)	2005 (出現率)	2006 (出現率)	2007 (出現率)	2008 (出現率)	2009 (出現率)	2010 (出現率)	2011 (出現率)	2012 (出現率)	平均値 (出現率)	検定年 2013 (出現率)	棄却限界値 上限値	棄却限界値 下限値	判定 採択：○ 棄却：×
CALM	1.47	1.75	1.74	1.94	1.73	1.74	1.45	1.36	1.47	0.83	1.55	0.85	2.28	0.81	○
ENE	6.21	6.78	6.68	7.15	6.87	8.19	7.57	7.63	7.52	7.05	7.16	7.07	8.52	5.80	○
E	6.51	6.22	7.36	6.67	6.14	8.14	9.37	6.51	7.25	6.82	7.10	6.01	9.47	4.73	○
ESE	12.02	8.70	9.50	8.94	8.79	9.94	10.20	7.40	7.33	7.71	9.05	9.50	12.49	5.62	○
SE	11.68	9.92	10.92	10.22	9.38	10.94	9.26	8.55	7.28	6.49	9.47	9.98	13.38	5.55	○
SSE	4.16	4.37	4.11	4.86	3.22	5.03	3.38	4.19	3.72	4.02	4.14	3.43	5.61	2.74	○
S	2.93	3.11	2.91	3.66	3.02	3.38	3.05	2.99	3.05	3.74	3.18	2.82	3.90	2.47	○
SSW	1.34	1.30	1.43	1.83	1.50	1.12	1.15	1.29	1.47	1.36	1.38	1.10	1.85	0.90	○
S	2.23	2.99	1.96	1.60	2.13	1.86	2.49	2.82	2.74	2.98	2.99	2.96	3.62	1.16	○
SSW	4.66	5.32	4.24	4.11	5.83	4.64	5.28	6.78	6.32	6.22	5.34	5.78	7.64	3.14	○
SW	4.32	5.47	4.29	3.29	4.84	3.40	3.77	4.86	5.08	4.00	4.32	4.01	6.05	2.59	○
WSW	2.91	2.97	3.26	2.34	3.23	2.61	2.74	3.62	2.91	3.11	3.06	3.21	3.82	2.30	○
W	3.21	3.18	3.81	3.00	2.86	2.83	2.84	3.49	3.07	3.70	3.20	3.27	4.08	2.33	○
WNW	2.97	2.75	3.17	3.20	2.87	2.17	1.72	1.84	2.24	2.39	2.55	2.86	3.82	1.28	○
NW	7.12	6.63	7.67	6.99	5.69	3.15	4.59	4.66	4.11	6.10	5.60	6.47	9.19	2.20	○
NNW	12.91	13.20	13.36	14.75	14.77	12.63	16.29	15.44	16.86	17.84	14.80	17.99	19.07	10.54	○
N	13.30	15.34	13.38	14.57	17.09	18.13	14.84	16.36	17.58	14.32	15.61	13.31	19.72	11.50	○

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	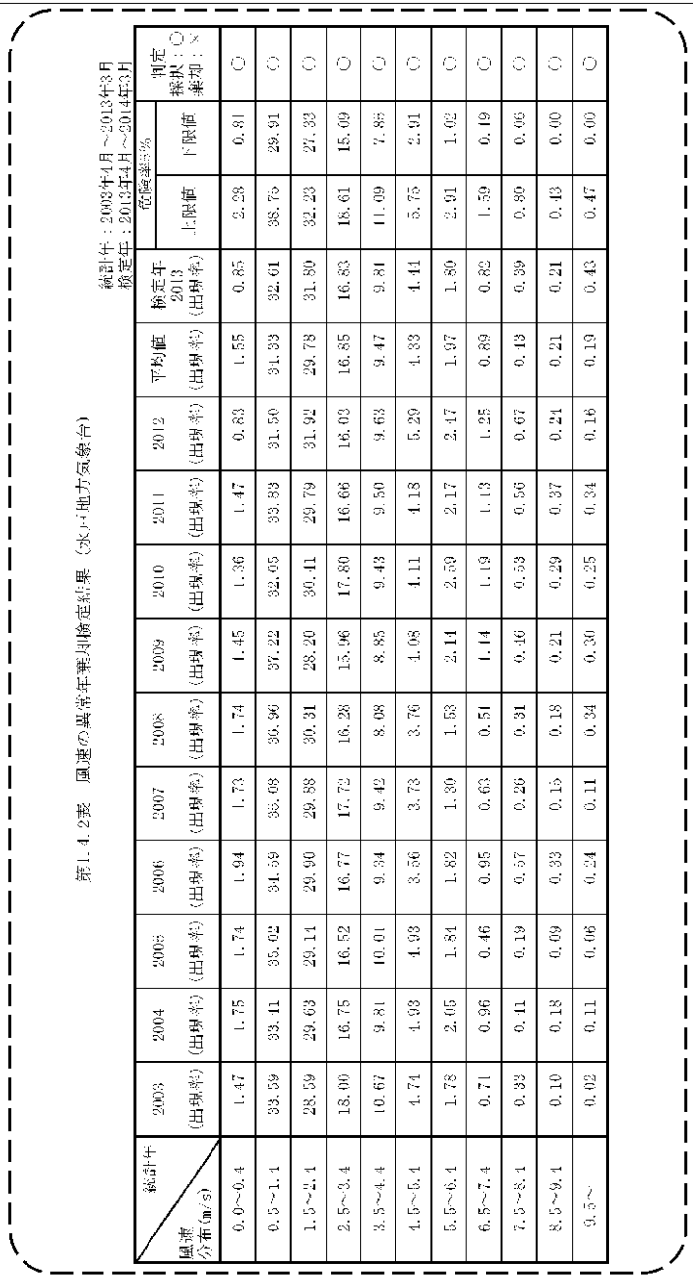	・記載の充実

第1.4.2表　風速の異常年検定結果（水戸地方気象台）

統計年：2003年4月～2013年3月
検定年：2013年4月～2014年3月

風速分布(m/s) ＼ 統計年	2003 (出現率)	2004 (出現率)	2005 (出現率)	2006 (出現率)	2007 (出現率)	2008 (出現率)	2009 (出現率)	2010 (出現率)	2011 (出現率)	2012 (出現率)	平均値 (出現率)	検定年 2013 (出現率)	危険率5% 上限値	危険率5% 下限値	判定 採択：○ 棄却：×
0.0～0.4	1.47	1.75	1.74	1.94	1.73	1.74	1.45	1.36	1.47	0.83	1.55	0.85	2.28	0.81	○
0.5～1.1	33.59	33.11	35.02	34.59	35.09	36.96	37.22	32.05	33.33	31.50	34.33	32.61	38.75	29.91	○
1.5～2.1	28.59	29.63	29.14	29.90	29.88	30.31	28.20	30.41	29.79	31.92	29.78	31.80	32.23	27.33	○
2.5～3.4	13.00	16.75	16.52	16.77	17.72	16.28	15.96	17.80	16.66	16.03	16.85	16.83	18.61	15.09	○
3.5～4.4	10.67	9.81	10.01	9.34	9.42	8.08	8.85	9.43	9.50	9.63	9.47	9.81	11.09	7.85	○
4.5～5.4	4.74	4.93	4.93	3.56	3.73	3.76	4.08	4.11	4.13	5.29	4.33	4.41	5.75	2.91	○
5.5～6.4	1.78	2.05	1.84	1.82	1.30	1.53	2.14	2.59	2.17	2.47	1.97	1.80	2.91	1.02	○
6.5～7.4	0.71	0.96	0.46	0.95	0.63	0.51	1.14	1.19	1.13	1.25	0.89	0.82	1.59	0.19	○
7.5～8.4	0.33	0.41	0.19	0.57	0.26	0.31	0.46	0.53	0.56	0.67	0.43	0.59	0.99	0.06	○
8.5～9.4	0.10	0.18	0.09	0.33	0.15	0.18	0.21	0.29	0.37	0.24	0.21	0.21	0.43	0.00	○
9.5～	0.02	0.11	0.06	0.24	0.11	0.34	0.30	0.25	0.34	0.16	0.19	0.43	0.47	0.00	○

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	第1.4.3表　風向の異常年棄却検定結果（小名浜特別地域気象観測所） 統計年：2002年1月～2013年3月 検定年：2013年1月～2014年3月	・記載の充実

統計年 / 風向	2003 (出現率)	2004 (出現率)	2005 (出現率)	2006 (出現率)	2007 (出現率)	2008 (出現率)	2009 (出現率)	2010 (出現率)	2011 (出現率)	2012 (出現率)	平均値 (出現率)	検定年 2013 (出現率)	危険率5% 上限値	危険率5% 下限値	判定 採用：○ 棄却：×
CALM	2.61	2.64	2.47	2.33	2.15	2.73	2.11	2.33	2.34	0.80	2.25	0.56	3.55	0.95	×
VNE	12.23	9.51	9.71	11.14	9.46	11.94	13.36	9.44	11.56	9.70	10.79	10.37	14.14	7.43	○
NE	5.92	5.07	4.45	5.45	5.21	5.40	6.15	5.49	4.83	5.89	5.36	5.79	6.60	4.11	○
ENE	2.06	1.70	1.89	2.26	2.19	2.22	2.29	2.22	1.88	2.60	2.06	2.43	2.51	1.62	○
E	2.04	2.15	2.17	2.49	2.62	2.36	2.43	2.33	2.37	1.90	2.38	2.42	2.65	1.72	○
ESE	1.45	1.32	1.77	1.77	1.95	2.02	1.75	1.78	1.60	1.68	1.72	2.15	2.19	1.25	○
SE	2.86	2.96	3.36	3.31	2.68	2.94	2.19	2.64	2.86	2.81	2.83	2.98	3.67	2.00	○
SSE	5.37	5.60	6.02	4.99	4.93	4.51	4.91	5.09	5.79	5.05	5.25	4.80	6.39	4.10	○
S	9.78	11.32	10.33	9.49	9.73	8.58	9.45	11.91	10.63	10.26	10.15	8.32	12.45	7.85	○
SSW	6.38	7.56	4.77	4.75	5.71	5.88	6.43	7.42	6.79	7.04	6.27	7.74	8.63	3.91	○
SW	2.06	2.13	1.69	1.86	1.79	1.58	2.68	2.70	2.29	2.70	2.15	2.79	3.17	1.13	○
WSW	0.81	0.95	0.95	0.86	0.82	1.05	1.13	0.97	0.97	1.18	0.97	1.11	1.26	0.68	○
W	1.86	1.60	1.39	1.80	1.70	1.58	1.70	1.44	1.71	1.50	1.70	1.42	2.46	1.34	○
WNW	4.65	4.70	6.05	4.76	4.69	3.84	3.98	3.98	4.36	4.28	4.53	4.43	6.65	3.66	○
NW	8.47	9.27	10.63	7.82	8.70	7.85	7.77	7.62	8.06	10.22	8.62	9.14	11.17	6.97	○
NNW	15.05	15.51	16.88	16.42	17.31	16.04	14.80	16.83	15.60	16.16	15.96	16.05	17.81	14.11	○
N	16.21	15.61	14.97	18.46	18.08	19.49	16.90	17.05	16.53	16.86	17.02	16.92	20.22	13.82	○

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）		・記載の充実

第1.4.4表　風速の異常年棄却検定結果（小名浜都別地域気象観測所）

統計年：2003年4月～2013年3月
検定年：2013年4月～2014年3月

風速分布(m/s) ＼ 統計年	2003（出現率）	2004（出現率）	2005（出現率）	2006（出現率）	2007（出現率）	2008（出現率）	2009（出現率）	2010（出現率）	2011（出現率）	2012（出現率）	平均値（出現率）	検定年2013（出現率）	危険率5% 上限値	危険率5% 下限値	判定 採択：○ 棄却：×
0.0～0.4	2.61	2.64	2.47	2.33	2.15	2.73	2.11	2.33	2.34	0.80	2.25	0.56	3.55	0.95	×
0.5～1.4	21.78	21.92	20.97	21.03	21.13	22.45	22.79	22.30	22.11	16.85	21.33	18.40	25.35	17.31	○
1.5～2.4	29.50	28.61	30.33	29.77	30.72	31.17	29.65	30.58	28.79	30.61	29.97	29.38	31.99	27.95	○
2.5～3.4	17.42	17.92	18.36	18.60	18.99	17.19	18.04	20.06	19.71	21.00	18.73	20.11	21.62	15.84	○
3.5～4.4	12.09	11.69	10.84	11.69	11.62	10.66	12.27	11.79	12.18	12.28	11.71	13.73	13.05	10.37	×
4.5～5.4	7.50	7.47	7.32	7.50	7.33	6.90	7.80	7.11	6.84	7.96	7.37	7.82	8.22	6.52	○
5.5～6.4	4.37	5.06	4.91	4.54	3.87	4.62	3.81	3.73	3.96	5.41	4.43	5.02	5.81	3.05	○
6.5～7.4	2.46	2.45	2.56	2.57	2.43	2.27	1.93	1.32	2.23	2.79	2.30	2.55	3.29	1.32	○
7.5～8.4	1.29	1.11	1.14	0.96	1.08	0.99	0.96	0.48	1.03	1.21	1.03	1.45	1.54	0.51	○
8.5～9.4	0.57	0.75	0.72	0.42	0.34	0.70	0.43	0.15	0.50	0.59	0.52	0.45	0.97	0.07	○
9.5～	0.41	0.39	0.39	0.59	0.34	0.32	0.21	0.15	0.31	0.50	0.36	0.54	0.67	0.05	○

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第3.1.1表　東海村を含む周辺地域の市村別の人口，人口密度及び世帯数
（2010年10月1日現在）
<table><tr><th>市村別</th><th>人 口
（人）</th><th>面　積
（km²）</th><th>人口密度
（1km²当たり）</th><th>世帯数
（世帯）</th></tr><tr><td>東海村</td><td>37,438</td><td>37.48</td><td>998.9</td><td>14,093</td></tr><tr><td>日立市</td><td>193,129</td><td>225.35</td><td>856.3</td><td>77,877</td></tr><tr><td>常陸太田市</td><td>56,250</td><td>372.01</td><td>151.2</td><td>19,774</td></tr><tr><td>ひたちなか市</td><td>157,060</td><td>99.07</td><td>1,585.3</td><td>60,202</td></tr><tr><td>那珂市</td><td>54,240</td><td>97.80</td><td>554.6</td><td>18,854</td></tr><tr><td>周辺地域</td><td>498,117</td><td>831.91</td><td>598.8</td><td>190,800</td></tr><tr><td>茨城県</td><td>2,969,770</td><td>6,095.72</td><td>487.2</td><td>1,086,715</td></tr></table>出典：総務省統計局：平成22年（2010）国勢調査結果</td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第5.2.1表　東海村行政区別の人口及び世帯数
（2015年10月1日現在）
<table>
<tr><th>行政区</th><th>人　口（人）</th><th>世帯数（世帯）</th></tr>
<tr><td>宿区</td><td>823</td><td>408</td></tr>
<tr><td>真崎区</td><td>3,661</td><td>1,610</td></tr>
<tr><td>白方区</td><td>4,248</td><td>1,649</td></tr>
<tr><td>百塚区</td><td>2,172</td><td>950</td></tr>
<tr><td>岡区</td><td>459</td><td>162</td></tr>
<tr><td>豊岡区</td><td>287</td><td>119</td></tr>
<tr><td>照沼区</td><td>482</td><td>200</td></tr>
<tr><td>押延区</td><td>953</td><td>381</td></tr>
<tr><td>川根区</td><td>445</td><td>179</td></tr>
<tr><td>須和間区</td><td>968</td><td>340</td></tr>
<tr><td>船場区</td><td>1,861</td><td>707</td></tr>
<tr><td>外宿１区</td><td>1,076</td><td>394</td></tr>
<tr><td>外宿２区</td><td>488</td><td>181</td></tr>
<tr><td>内宿１区</td><td>2,490</td><td>1,014</td></tr>
<tr><td>内宿２区</td><td>848</td><td>308</td></tr>
<tr><td>竹瓦区</td><td>224</td><td>91</td></tr>
<tr><td>亀下区</td><td>522</td><td>202</td></tr>
<tr><td>舟石川１区</td><td>4,078</td><td>1,640</td></tr>
<tr><td>舟石川２区</td><td>2,941</td><td>1,312</td></tr>
<tr><td>原子力機構舟輪区</td><td>278</td><td>155</td></tr>
<tr><td>原子力機構百塚区</td><td>23</td><td>7</td></tr>
<tr><td>緑ヶ丘区</td><td>793</td><td>346</td></tr>
<tr><td>南台区</td><td>1,767</td><td>749</td></tr>
<tr><td>舟石川３区</td><td>1,047</td><td>472</td></tr>
<tr><td>舟石川中丸区</td><td>1,862</td><td>730</td></tr>
<tr><td>豊白区</td><td>715</td><td>285</td></tr>
<tr><td>原子力機構荒谷台区</td><td>215</td><td>59</td></tr>
<tr><td>村松北区</td><td>1,300</td><td>561</td></tr>
<tr><td>Ｆ・須和間区</td><td>963</td><td>275</td></tr>
<tr><td>原子力機構長堀区</td><td>415</td><td>160</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>38,404</td><td>15,646</td></tr>
</table>
出典：東海村：行政区別の世帯数と人口（住民基本台帳）平成27年</td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>
第5.3.1表　東海村の産業別就業者数
（2010年10月1日現在）
<table>
<tr><th colspan="3">業種別</th><th colspan="3">産業別</th></tr>
<tr><th>区　分</th><th>人数
(人)</th><th>割合
(%)</th><th>区分</th><th>人数
(人)</th><th>割合
(%)</th></tr>
<tr><td>農業</td><td>531</td><td>3.1%</td><td rowspan="3">第１次
産業</td><td rowspan="3">539</td><td rowspan="3">3.2%</td></tr>
<tr><td>林業</td><td>7</td><td>0.04%</td></tr>
<tr><td>漁業</td><td>1</td><td>0.01%</td></tr>
<tr><td>鉱業，採石業，砂利採取業</td><td>1</td><td>0.01%</td><td rowspan="3">第２次
産業</td><td rowspan="3">4,224</td><td rowspan="3">25.2%</td></tr>
<tr><td>建設業</td><td>1,227</td><td>7.1%</td></tr>
<tr><td>製造業</td><td>2,996</td><td>17.3%</td></tr>
<tr><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>325</td><td>1.9%</td><td rowspan="14">第３次
産業</td><td rowspan="14">11,979</td><td rowspan="14">71.6%</td></tr>
<tr><td>情報通信業</td><td>715</td><td>4.1%</td></tr>
<tr><td>運輸業，郵便業</td><td>596</td><td>3.4%</td></tr>
<tr><td>卸売業，小売業</td><td>2,092</td><td>12.1%</td></tr>
<tr><td>金融業，保険業</td><td>303</td><td>1.8%</td></tr>
<tr><td>不動産業，物品賃貸業</td><td>160</td><td>0.9%</td></tr>
<tr><td>学術研究，専門・技術サービス業</td><td>2,393</td><td>13.8%</td></tr>
<tr><td>宿泊業，飲食サービス業</td><td>839</td><td>4.9%</td></tr>
<tr><td>生活関連サービス業，娯楽業</td><td>502</td><td>2.9%</td></tr>
<tr><td>教育，学習支援業</td><td>745</td><td>4.3%</td></tr>
<tr><td>医療，福祉</td><td>1,451</td><td>8.4%</td></tr>
<tr><td>複合サービス事業</td><td>69</td><td>0.4%</td></tr>
<tr><td>サービス業（他に分類されないもの）</td><td>1,238</td><td>7.2%</td></tr>
<tr><td>公務（他に分類されるものを除く）</td><td>551</td><td>3.2%</td></tr>
<tr><td>分類不能の産業</td><td>555</td><td>3.2%</td><td>－</td><td>555</td><td>－</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>17,297</td><td>100.0%</td><td>－</td><td>17,297</td><td>100.0%</td></tr>
</table>
出典：総務省統計局：平成22年（2010）国勢調査結果
</td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第 5.3.2 表　東海村における農作物の収穫量
<table>
<tr><th>分類</th><th>農作物名</th><th>収穫量（t）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">葉菜</td><td>はくさい</td><td>208</td></tr>
<tr><td>ねぎ</td><td>100</td></tr>
<tr><td>キャベツ</td><td>73</td></tr>
<tr><td>ほうれんそう</td><td>33</td></tr>
<tr><td>レタス</td><td>16</td></tr>
<tr><td rowspan="19">非葉菜</td><td>合　　計</td><td>430</td></tr>
<tr><td>かんしょ</td><td>5,240</td></tr>
<tr><td>水稲</td><td>1,590</td></tr>
<tr><td>トマト</td><td>354</td></tr>
<tr><td>にんじん</td><td>342</td></tr>
<tr><td>陸稲</td><td>176</td></tr>
<tr><td>だいこん</td><td>159</td></tr>
<tr><td>きゅうり</td><td>116</td></tr>
<tr><td>さといも</td><td>76</td></tr>
<tr><td>ばれいしょ</td><td>54</td></tr>
<tr><td>なす</td><td>44</td></tr>
<tr><td>六条大麦</td><td>44</td></tr>
<tr><td>小麦</td><td>35</td></tr>
<tr><td>たまねぎ</td><td>19</td></tr>
<tr><td>とうもろこし</td><td>14</td></tr>
<tr><td>えだ</td><td>13</td></tr>
<tr><td>ピーマン</td><td>8</td></tr>
<tr><td>らっかせい</td><td>6</td></tr>
<tr><td>小豆</td><td>2</td></tr>
<tr><td>そば</td><td>2</td></tr>
<tr><td>茶</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="6">果実</td><td>合　　計</td><td>8,296（約 8,300）</td></tr>
<tr><td>なし</td><td>63</td></tr>
<tr><td>ぶどう</td><td>57</td></tr>
<tr><td>うめ</td><td>14</td></tr>
<tr><td>栗</td><td>4</td></tr>
<tr><td>柿</td><td>3</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>141（約 140）</td></tr>
</table>
出典：農林水産省(2015 年)：グラフと統計でみる農林水産業，茨城県東海村</td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第5.3.3表　東海村周辺海域の魚種別漁獲量
<table><tr><th rowspan="2">項　目</th><th colspan="2">漁獲量（t）</th></tr><tr><th>東海村周辺海域</th><th>茨城県</th></tr><tr><td>まぐろ類</td><td>0</td><td>2,131</td></tr><tr><td>かじき類</td><td>0</td><td>13</td></tr><tr><td>かつお類</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>さめ類</td><td>0</td><td>166</td></tr><tr><td>さけ・ます類</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>いわし類</td><td>3,096</td><td>46,055</td></tr><tr><td>あじ類</td><td>419</td><td>1,223</td></tr><tr><td>さば類</td><td>7,273</td><td>79,012</td></tr><tr><td>さんま</td><td>0</td><td>2,331</td></tr><tr><td>ぶり類</td><td>1,396</td><td>3,430</td></tr><tr><td>ひらめ・かれい類</td><td>237</td><td>578</td></tr><tr><td>たら類</td><td>26</td><td>45</td></tr><tr><td>ほっけ</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>あなご類</td><td>9</td><td>23</td></tr><tr><td>たい類</td><td>35</td><td>98</td></tr><tr><td>すずき類</td><td>3</td><td>10</td></tr><tr><td>ふぐ類</td><td>25</td><td>96</td></tr><tr><td>えび類</td><td>19</td><td>32</td></tr><tr><td>かに類</td><td>1</td><td>11</td></tr><tr><td>貝類</td><td>35</td><td>390</td></tr><tr><td>いか類</td><td>1,745</td><td>9,763</td></tr><tr><td>たこ類</td><td>95</td><td>368</td></tr><tr><td>海藻類</td><td>5</td><td>5</td></tr></table>出典：関東農政局統計部統計企画課（平成25～26年）；茨城農林水産統計年報（平成24年）</td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
3-43	第 1.2.1 図	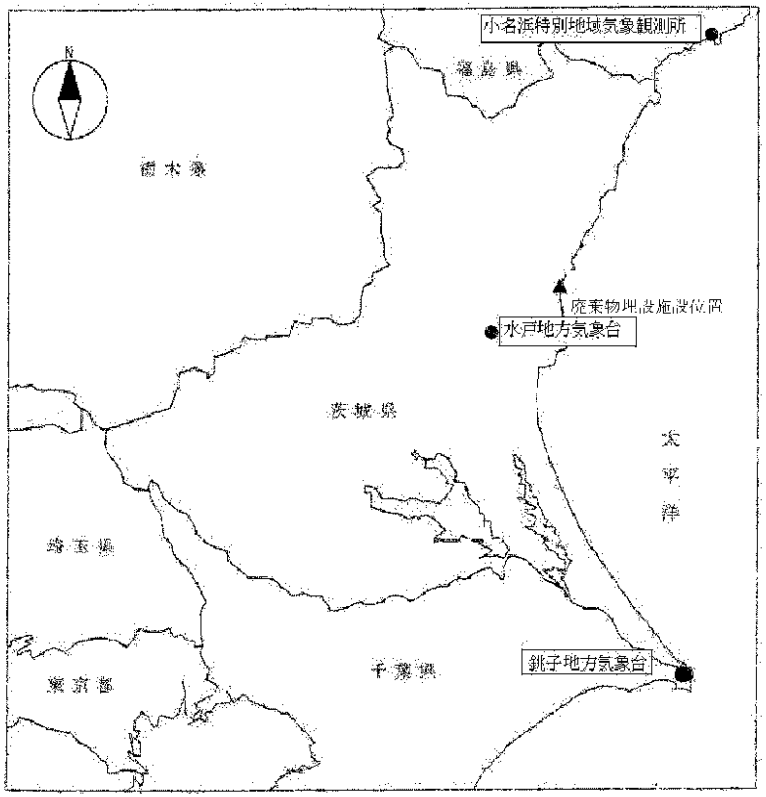 第 1.2.1 図　気象官署の位置	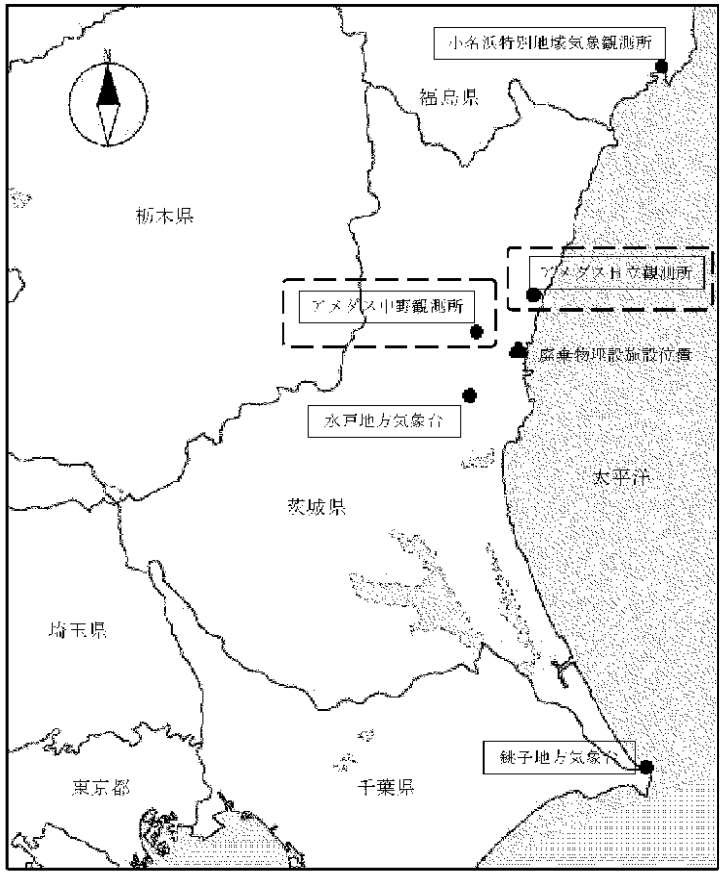 第 1.2.1 図　気象官署等の所在地	・記載の充実 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
5-1	添付書類 五 1.　安全設計の方針 1.1　基本方針	1.　安全設計の方針 1.1　基本方針 本施設は，以下の基本方針のもとに安全設計を行い，「原子炉等規制法」等の関係法令の要求を満足する設計とする。 (1)　設計，製作，建設，試験及び検査において信頼性のあるものとする。 (2)　平常時，周辺監視区域外の公衆及び放射線業務従事者に対し，「線量告示」に定められている線量限度を超える放射線被ばくを与えないよう設計する。 (3)　想定される自然現象，事業所内又はその周辺において想定される人為によるもの（故意によるものを除く。）により本施設に異常が発生した場合において，周辺監視区域外の公衆に対して，「第二種埋設許可基準解釈」に記載されている線量基準を超える放射線被ばくを与えない設計とする。	1.　安全設計の方針 1.1　基本方針 本施設は，以下の基本方針のもとに安全設計を行い，「原子炉等規制法」等の関係法令の要求を満足する設計とするとともに，「第二種埋設許可基準規則」に適合する構造とする。 (1)　設計，材料の選定，建設・施工及び検査に当たっては，原則として，規格及び基準によるものとする。 (2)　平常時，周辺監視区域外の公衆及び放射線業務従事者の受ける線量が「核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき，線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められている線量限度を超えないことはもとより，合理的に達成できる限り低くなる設計とする。 (3)　想定される自然現象，事業所内又はその周辺において想定される人為によるもの（故意によるものを除く。）により本施設に異常が発生した場合において，周辺監視区域外の公衆に対して，「第二種埋設許可基準解釈」に記載されている線量基準を超える放射線被ばくを与えない設計とする。 1.2　異常時の放射線障害の防止等の基本方針 (1)　埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から廃止措置の開始の日の前日までの間において，本施設に異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。 (2)　埋設の終了後 50 年程度を目安として，廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しが得られる設計とする。	・記載の充実 ・記載の充実
5-1	1.2　放射性物質の移行抑制対策の基本方針	1.2　放射性物質の移行抑制対策の基本方針 廃棄物埋設地の移行抑制の機能については，埋設された廃棄物周辺の土壌等（以下「天然バリア」という。）の持つ移行抑制機能を十分に活用できるよう設計する。	1.3　放射性物質の移行抑制の機能の基本方針 (1)　廃棄物埋設地は，天然バリアの持つ移行抑制の機能を十分に活用し，廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいを防止できる設計とする。 (2)　廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物に含有されている化学物質及びその他の化学物質の天然バリアへの影響を考慮した場合においても，安全性を損なわない設計とする。 1.4　遮蔽等の機能の基本方針 (1)　廃棄物埋設地からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線により事業所周辺の公衆の受ける線量が，廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行により公衆の受ける線量を含め，法令に定める線量限度を超えないことはもとより，合理的に達成できる限り低くなる設計とする。 (2)　廃棄物埋設地は，放射線障害を防止する必要がある場合には，管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線	・項番号の繰下げ ・記載の充実 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			量を低減できるよう，適切な措置を講じる。 (3)　廃棄物埋設地では，廃棄物の落下防止を含む放射性物質の飛散防止のための措置を講じる。	・記載の充実
5-1	1.3　放射線防護の基本方針	1.3　放射線防護の基本方針 (1)　放射線防護 本施設は，管理区域における放射線量を測定できる設備を有する設計とする。 本施設は，放射線被ばくを監視及び管理するため，放射線業務従事者等の出入管理及び放射線業務従事者等の個人被ばく管理に必要な線量計等の機器を有する設計とする。 (2)　放射線監視 本施設は，廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において，以下のとおり監視及び測定できる設備を有する設計とする。 a．廃棄物埋設地からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による周辺環境における線量当量を監視及び測定できる設備を有する設計とする。 b．廃棄物埋設地の外に漏出し生活環境に移行する放射性物質の濃度を監視及び測定できる設計とする。	1.5　放射線防護の基本方針 (1)　放射線防護 本施設は，放射線から放射線業務従事者等を防護するため，放射線業務従事者等の出入管理を行う設備及び個人被ばく管理に必要な機器を有する設計とする。 また，放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため，必要な情報を適切な場所に表示する。 (2)　放射線監視 本施設は，事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し，測定できる設備を有する設計とする。	・項番号の繰下げ ・記載の適正化
5-2	1.4　地震・津波等の自然現象に対する基本方針	1.4　地震・津波等の自然現象に対する基本方針 (1)　地　震 廃棄物埋設地は，地震により大きく破損した場合の周辺監視区域外における公衆に与える放射線影響評価結果により，「第二種埋設許可基準解釈」に基づき耐震クラスを分類し，それに応じた耐震設計を行う。 (2)　地　盤 廃棄物埋設地は，自重及び操業時の荷重等に加え，耐震重要度クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，十分に支持性能を有する地盤に設置する。 廃棄物埋設地は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み，並びに廃棄物埋設地の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により，その安全性が損なわれるおそれがない地盤に設置する。 廃棄物埋設地は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。 (3)　津　波 廃棄物埋設地は，敷地及びその周辺地域における過去の記録，現地調査の結果及び行政機関等が実施した津波シミュレーション結果を踏まえ，影響が最も大きい津波に対して，遡上波が到達しない場所に設置する。 (4)　地震・津波以外の自然現象に関する安全設計	1.6　地震・津波等の自然現象に対する基本方針 (1)　地　震 廃棄物埋設地は，地震により大きく破損した場合の周辺監視区域外における公衆に与える放射線影響評価結果により，「第二種埋設許可基準解釈」に基づき耐震重要度クラスを分類し，それに応じた耐震設計を行う。 (2)　地　盤 廃棄物埋設地は，自重及び操業時の荷重等に加え，耐震重要度クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても，十分に支持性能を有する地盤に設置する。 廃棄物埋設地は，地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み，並びに廃棄物埋設地の不等沈下，液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により，その安全性が損なわれるおそれがない地盤に設置する。 廃棄物埋設地は，将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。 (3)　津　波 廃棄物埋設地は，敷地及びその周辺地域における過去の記録，現地調査の結果及び行政機関等が実施した津波シミュレーション結果を踏まえ，影響が最も大きい津波に対して，遡上波が到達しない場所に設置する。 (4)　地震・津波以外の自然現象に関する安全設計	・項番号の繰下げ ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		廃棄物埋設地は，敷地及びその周辺の自然環境を基に，想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全性を損なわないように設計する。自然現象としては，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地すべり，火山の影響，地形及び陸水の変化，生物学的事象及び森林火災を想定する。	廃棄物埋設地は，敷地及びその周辺の自然環境を基に想定される，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地すべり，火山の影響，地形及び陸水の変化，生物学的事象，森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても，安全性を損なわない設計とする。	・記載の充実
5-3	1.5　人為事象に対する基本方針	1.5　人為事象に対する基本方針 廃棄物埋設地は，敷地及び敷地周辺の状況を考慮し飛来物（航空機落下），ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，電磁的障害等の人為事象に対して，安全性を損なわない設計とする。	1.7　人為事象に対する基本方針 廃棄物埋設地は，敷地及び敷地周辺の状況を考慮し飛来物（航空機落下等），ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，電磁的障害等の人為事象に対して，安全性を損なわない設計とする。	・項番号の繰下げ ・記載の適正化
5-3	1.6　その他事象に対する基本方針	1.6　その他事象に対する基本方針 (1)　火災・爆発 本施設は，実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とするとともに，可能な限り影響低減のための措置を講じる。	1.8　火災等による損傷の防止に対する基本方針 本施設は，火災及び爆発の発生を防止するとともに，火災及び爆発の拡大を防止するために，火災及び爆発の発生を早期に感知し，消火するための措置を講じる。	・記載の充実
			1.9　廃棄施設に対する基本方針 廃棄物埋設地では気体，液体及び固体廃棄物は発生しないため，廃棄施設は設置しない。	・記載の充実
			1.10　地下水の水位等の監視設備に対する基本方針 本施設は，地下水の水位，その他の地下水の状況等を監視及び測定する設備を有する設計とする。	・記載の充実
		(2)　電源喪失 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合，監視設備及び通信連絡設備に使用できる十分な容量のある予備電源又は可搬型の電源を備える。	1.11　予備電源に対する基本方針 本施設には，外部電源系統から電気の供給を受ける監視設備その他必要な設備がないことから，予備電源を設けない。	・記載の適正化
		(3)　通信連絡設備等 本施設に異常が発生した場合において，作業従事者等に対する必要な指示及び本施設外の必要箇所への事故・異常の発生等に係る連絡が音声にてできる通信連絡設備を設ける。	1.12　通信連絡設備等に対する基本方針 廃棄物埋設地に異常が発生した場合において，事業所内の人に対し必要な指示及び事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡が音声にてできる通信連絡設備を設ける。なお，廃棄物埋設地は視認性が良いことから，警報装置は設けない。 また，廃棄物埋設地には事業所内の人の退避のための設備を設ける。	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
5-5	2.　安全設計 2.1　準拠規格及び基準	2.　安全設計 2.1　準拠規格及び基準 本施設の設計，工事等については，「原子炉等規制法」，「事業規則」，「第二種埋設許可基準規則」，「第二種埋設許可基準解釈」及び「線量告示」に基づくとともに，必要に応じて以下の法令等に準拠する。 ・労働安全衛生法 ・消防法 ・日本工業規格（ＪＩＳ） ・日本電機工業規格（ＪＥＭ）	2.　安全設計 2.1　準拠規格及び基準 本施設の設計，工事等については，「原子炉等規制法」，「事業規則」，「第二種埋設許可基準規則」，「第二種埋設許可基準解釈」及び「線量告示」に基づくとともに，必要に応じて以下の法令等に準拠する。 ・労働安全衛生法 ・消防法 ・日本工業規格（ＪＩＳ） ・日本電機工業会規格（ＪＥＭ） 2.2　異常時の放射線障害の防止等に関する安全設計 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始のＥから廃止措置の開始の日の前日までの間において，本施設に異常が発生した場合においても，事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。 (1)　埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間においては，「誤操作等による放射性固体廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散」，「配管等の破損，各種機器の故障等による放射性物質の漏出」，「自然現象による影響」，「外部人為事象（故意によるものを除く。）による影響」，「火災・爆発による影響」及び「電源喪失による影響」の事故・異常の発生の可能性を検討し，事故・異常が発生した場合においても，事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。 ａ．誤操作等による放射性固体廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散 廃棄物の定置作業には「移動式クレーン構造規格」に適合した移動式クレーンを使用するとともに，作業前点検を実施し，有資格者の下，作業を行うことで落下防止に努めるが，誤操作や吊具の破損による落下の可能性を否定できない。また，車両の誤操作により車両自体が廃棄物の上に落下する可能性も否定できない。 よって，誤操作等による廃棄物等の落下を想定し，落下した場合に破損する廃棄物の数をできる限り低減することにより，事故が発生した場合においても，事業所周辺の公衆の受ける線量が事故につき 5mSv 以下になるよう設計する。 ｂ．配管等の破損，各種機器の故障等による放射性物質の漏出 本施設では，放射性物質を内包する配管等及び各種機器を設置しないため，破損，故障等による放射性物質の漏出は想定されないことから，設計上考慮する必要はない。	・記載の適正化 ・記載の充実（以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	ｃ．自然現象による影響 本施設において，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地すべり，火山の影響，地形及び陸水の変化，生物学的事象，森林火災等の自然現象により事故・異常の発生の可能性を検討した結果，地震，津波，風（台風），竜巻，降水，積雪，落雷及び森林火災により事故・異常が発生することが想定される。 なお，ここで想定する地震及び津波の規模については，それぞれ耐震重要度Ｃクラスの地震力を一定程度超える地震と設計津波水位 T.P.＋3.8m を一定程度超える津波とした。 よって，自然現象により事故・異常が発生した場合を想定し，発生した場合に放射性物質を放出又は漏出する廃棄物の数を低減することにより，事故・異常が発生した場合においても，事業所周辺の公衆の受ける線量が事故・異常につき 5mSv 以下となるよう設計する。 ｄ．外部人為事象（故意によるものを除く。）による影響 飛来物（航空機落下等），ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，電磁的障害等の外部人為事象により事故・異常の発生の可能性を検討した結果，爆発及び近隣工場等の火災により事故・異常が発生することが想定される。 よって，外部人為事象により事故・異常が発生した場合を想定し，発生した場合に放射性物質を放出する廃棄物の数を低減することにより，事故・異常が発生した場合においても，事業所周辺の公衆の受ける線量が事故・異常につき 5mSv 以下となるよう設計する。 ｅ．火災・爆発による影響 廃棄物埋設地においては，容器等の一部に可燃性物質を使用すること及び車両等を使用する（ガソリンが使用される）ことから，火災・爆発による事故・異常の発生を否定できない。 よって，火災・爆発により事故・異常が発生した場合を想定し，発生した場合に放射性物質を放出する廃棄物の数を低減することにより，事故・異常が発生した場合においても，事業所周辺の公衆の受ける線量が事故・異常につき 5mSv 以下となるよう設計する。 ｆ．電源喪失による影響 本施設では，廃棄物を取扱う作業において外部電源を使用しないため，電源喪失により影響を受ける事象は想定されないことから，設計上考慮する必要はない。 (2)　埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間において，「自然現象による影響」，「外部人為事象（故意によ	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	るものを除く。）による影響」，「火災・爆発による影響」及び「電源喪失による影響」の事故・異常の発生の可能性を検討し，本施設に事故・異常が発生した場合においても，事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。 ａ．自然現象による影響 本施設において，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地すべり，火山の影響，地形及び陸水の変化，生物学的事象，森林火災等の自然現象により事故・異常の発生の可能性を検討した結果，地震及び津波による放射線の異常な放出並びに津波による放射性物質の異常な漏出が発生することが想定される。 なお，ここで想定する地震及び津波の規模については，それぞれ耐震重要度Ｃクラスの地震力を一定程度超える地震と設計津波水位 T.P.＋3.8m を一定程度超える津波とした。 よって，自然現象により事故・異常が発生した場合においても，事業所周辺の公衆の受ける線量が事故・異常につき 5mSv 以下となるよう設計する。 ｂ．外部人為事象（故意によるものを除く。）による影響 本施設において，飛来物（航空機落下等），ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，電磁的障害等の外部人為事象により事故・異常の発生の可能性を検討した結果，廃棄物は覆土されているため，外部人為事象による影響は想定されないことから，設計上考慮する必要はない。また，外部人為事象により覆土が破損し，放射線の異常な放出に至る事象も想定されないことから，設計上考慮する必要はない。 ｃ．火災・爆発による影響 廃棄物埋設地においては，廃棄物は覆土されているため，火災・爆発により影響を受ける事象は想定されない。また，火災・爆発により覆土が破損し，放射線の異常な放出に至る事象も想定されないことから，設計上考慮する必要はない。 ｄ．電源喪失による影響 埋設の終了後に行う廃棄物埋設地の保全に係る作業においては外部電源を使用しないため，電源喪失により影響を受ける事象は想定されないことから，設計上考慮する必要はない。 (3)　本施設は，埋設の終了後 50 年程度を目安として，廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しが得られる設計とする。具体的には，廃止措置の開始以後において，廃棄物に起因して発生すると想定される放射性物質の環境に及ぼす影響が基準を満たす設計とする。な	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			お，評価に当たっては，敷地及びその周辺に係る過去の記録や現地調査結果等の最新の科学的・技術的知見に基づき，天然バリアの機能並びに被ばく経路等に影響を与える自然現象及び土地利用による人間活動を考慮するものとし，天然バリアの機能の状態の変化に関する要素を体系的に収集・分析し，網羅的・包括的に評価すべきシナリオを選定し，評価を行う。 ａ．基本シナリオ 基本シナリオは，過去及び現在の状況から，廃棄物埋設地及びその周辺の地質環境，被ばく経路の特性に基づき将来起こる可能性が最も高いと予見される一連の変化を考慮し，科学的に最も可能性が高いと考えられる状態設定の下で，科学的に最も可能性が高いと考えられるパラメータを用いて評価することとし，その評価結果として，公衆の受ける線量が年間 10μSv 以下になる可能性が十分ある設計とする。 ｂ．変動シナリオ 変動シナリオは，基本シナリオに対する不確かさを網羅的に考慮した状態設定の下で，科学的に合理的と考えられる範囲で最も厳しい設定により評価することとし，その評価結果として，公衆の受ける線量が国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）の勧告（Publication 103 等）で示された線量拘束値の上限である年間 300μSv を超えない設計とする。なお，パラメータ間に相関関係がある場合には，これを勘案した上で保守性が確保されるように設定する。 ｃ．上記以外の自然現象及び人為事象に係るシナリオ 上記以外の自然現象及び人為事象に係るシナリオは，サイト条件を十分に勘案して評価を行うこととし，その評価結果として，公衆の受ける線量が年間 1mSv を超えない設計とする。	・記載の充実 （以下同じ）
5-5	2.2　放射性物質の移行抑制対策による安全設計	2.2　放射性物質の移行抑制対策による安全設計 廃棄物埋設地においては，以下に示す設計を行うことにより，廃棄物の受入れの開始以後において，廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいを防止し，生活環境への移行を抑制するものとする。 (1)　廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間に当たっては，廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行に伴う公衆の受ける線量が，廃棄物埋設地からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を含め，「線量告示」に定められた線量限度を超えないことはもとより，合理的に達成できる限り低減し，年間 50μSv 以下となるよう設計する。	2.3　放射性物質の移行抑制の機能に関する安全設計 廃棄物埋設地においては，以下に示す設計を行うことにより，廃棄物の受入れの開始以後において，廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいを防止し，生活環境への移行を抑制するものとする。 (1)　埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から廃止措置の開始の日の前日までの間にあっては，廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行に伴う公衆の受ける線量が，廃棄物埋設地からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を含め，法令に定める線量限度を超えないことはもとより，合理的に達成できる限り低減し，実効線量で年間 50μSv 以下となる設計とする。	・項番号の繰下げ ・記載の適正化 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			なお，本施設には気体，液体及び固体廃棄物を発生させるような施設はないため，環境への放射性物質の放出により公衆の受ける線量については考慮する必要はない。	・記載の充実
		(2)　天然バリアにより，生活環境への放射性物質の移行を抑制する。	(2)　廃止措置の開始後にあっては，科学的に最も可能性が高い状態設定による基本シナリオにおいて公衆の受ける線量が年間 10μSv 以下であること及び科学的に想定される変動要因を網羅的に考慮した変動シナリオにおいて公衆の受ける線量が年間 300μSv を超えないこと並びに基本シナリオ及び変動シナリオ以外の自然現象及び人為事象に係るシナリオにおいて公衆の受ける線量が年間 1mSv を超えないことを満たせる設計とする。	
		(3)　放射性物質の廃棄物埋設地から生活環境への移行を抑制するため，埋設された廃棄物が地下水と接触しにくくなるように，廃棄物の底面が地下水の水位より上面となるよう設計する。	(3)　「第二種埋設許可基準解釈」第 10 条第 2 項第 1 号，第 2 号及び第 3 号で設計上留意することが要求される事項については，トレンチ処分では人工バリアを設置しないことから，該当しない。	
		(4)　廃棄物の埋設時においては，埋設トレンチの当該区画内に雨水等の浸入を防止できるように，雨水浸入防止用テント（可動式）を設置する。	(4)　周辺土壌等に天然バリアとして放射性物質の異常な漏えいを防止する設計とする。 また，埋設された廃棄物が地下水と接触しにくくなるように，廃棄物の底面が地下水の水位より上面となる設計とする。	
		(5)　廃棄物埋設地の保全措置終了後にあっては，将来起こる可能性の高い基本シナリオにおいて公衆の受ける線量が年間 10μSv 以下であること，さらに科学的に想定される変動要因を網羅的に考慮した変動シナリオにおいて公衆の受ける線量が年間 300μSv を超えないこと，並びに基本・変動シナリオ以外の自然現象及び人為事象に係るシナリオにおいて公衆の受ける線量が年間 1mSv を超えないことを満たせるように，天然バリアにより放射性物質の移行を抑制する。	(5)　廃棄物の埋設時においては，埋設トレンチの当該区画内に雨水等の浸入を防止できるように，雨水防止テントを設置する。	
			(6)　廃棄物埋設地に埋設する廃棄物は金属及びコンクリートであり，含有されている化学物質の天然バリアへの影響を考慮した場合においても，廃止措置の開始以後の公衆の受ける線量の基準値を下回るため安全性を損なうおそれはない。 なお，廃棄物埋設地に充填する土砂等には，安全性を損なうような化学物質は含有されておらず，天然バリアの機能に及ぼす影響を考慮する必要はない。	
5-6	2.3　遮蔽等の機能に関する安全設計	2.3　遮蔽等の機能に関する安全設計 (1)　廃棄物に含まれる放射性物質からのスカイシャインガンマ線による周辺監視区域外の公衆の受ける線量評価値を，埋設した廃棄物の上面に中間覆土を施すことにより，法令に定める線量限度を超えないことはもとより，合理的に達成できる限り低くできるよう設計する。	2.4　遮蔽等の機能に関する安全設計 (1)　廃棄物に含まれる放射性物質からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線により事業所周辺の公衆の受ける線量が，廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行による公衆の受ける線量を含め，法令に定める線量限度を超えないことはもとより，合理的に達成できる限り低減し，実効線量で年間 50μSv 以下となるよう次のａ，ｂ及びｃのとおり設	・項番号の繰下げ ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			計する。 なお，本施設には気体，液体及び固体廃棄物を発生させるような施設はないため，環境への放射性物質の放出により公衆の受ける線量については考慮する必要はない。 ａ．移動式クレーンによる廃棄物の取扱い時間を合理的に達成できる限り短くし，廃棄物は埋設トレンチに定置することで，直接ガンマ線により事業所周辺の公衆の受ける線量を低減する。 ｂ．廃棄物の定置作業は区画ごとに実施し，埋設区画１段分の廃棄物を定置後は速やかに中間覆土を施し，覆土されていない廃棄物の数を少なくすることで，スカイシャインガンマ線により事業所周辺の公衆の受ける線量を低減する。 ｃ．廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行により公衆の受ける線量は，天然バリアの移行抑制の機能により低減する。	・記載の充実
		(2)　廃棄物埋設地から漏出する放射性物質による周辺監視区域外の公衆の受ける線量評価値を，法令に定める線量限度を超えないことはもとより，合理的に達成できる限り低くできるよう設計する。	(2)　管理区域において，放射線業務従事者の受ける線量が放射線業務従事者の線量限度を超えないものであること及び管理区域以外の人が立ち入る場所に滞在する者の線量が公衆の線量限度以下になるよう次のとおり設計する。 ａ．移動式クレーンによる廃棄物の取扱い時間を合理的に達成できる限り短くし，廃棄物は埋設トレンチに定置することで，直接ガンマ線により放射線業務従事者及び管理区域以外の人が立ち入る場所に滞在する者が受ける線量を低減する。 ｂ．廃棄物の定置作業は区画ごとに実施し，埋設区画１段分の廃棄物を定置後は速やかに中間覆土を施し，覆土されていない廃棄物の数を少なくすることで，スカイシャインガンマ線により放射線業務従事者及び管理区域以外の人が立ち入る場所に滞在する者が受ける線量を低減する。	
		(3)　(1) 及び (2) の線量評価値を合算して，年間 50μSv 以下になるよう設計する。	(3)　廃棄物埋設地に埋設する廃棄物は，廃棄物を容器に封入又は梱包した状態で取り扱うことで，大気中に放射性物質が飛散しない措置を講じることから，放射性物質の飛散防止のための設備対策は必要としない。なお，定置作業時は「移動式クレーン構造規格」に適合した移動式クレーンを使用するとともに，作業前点検を実施し，有資格者の下，作業を行うことで落下防止の措置を講じる。	
5-6	2.4　放射線防護に関する安全設計	2.4　放射線防護に関する安全設計 (1)　放射線防護 廃棄物埋設地の管理区域においては，放射線業務従事者の作業環境を管理するため，外部放射線に係る線量当量を測定する機器を配備する。 また，本施設には，出入管理設備（発電所共用）を設けて，	2.5　放射線防護に関する安全設計 (1)　放射線防護 ａ．放射線業務従事者等の出入管理を行う設備を設置し，管理区域への立入りを管理する。	・項番号の繰下げ ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		管理区域へはあらかじめ指定された者以外の立入りを原則禁止するとともに，管理区域に立入る者に対しては警報付の個人線量計(発電所共用)を着用させ，外部被ばくによる線量を測定し，その測定結果を積算することにより外部被ばくによる影響を監視する。 なお，廃棄物埋設地に埋設する廃棄物は，廃棄物を容器に封入又は梱包した状態で取り扱うことで，大気中に放射性物質が飛散しないようにする。	b．放射線業務従事者等に警報付の個人線量計を着用させることで線量を測定し，個人被ばく線量を監視及び管理する。 c．廃棄物埋設地に埋設する廃棄物は，次の(a)，(b)及び(c)のとおり，廃棄物を容器等に封入又は梱包した状態で取り扱うことにより，放射性物質の飛散を防止することから，汚染管理，除染等を行う施設は設置しない。 容器等への廃棄物の収納例を第 2.5.1 表に示す。 (a) 機器や配管等の解体撤去等に伴って発生する金属は鉄箱に封入して埋設する。 (b) 建物の解体に伴って発生するコンクリートブロックは，プラスチックシートに梱包して埋設する。 (c) コンクリートのはつり等に伴い発生するコンクリートガラは，フレキシブルコンテナに封入して埋設する。 d．放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため，管理区域において次の事項を実施し，線量当量率の測定結果を管理区域に立ち入る者が安全に認識できる場所に表示する。 (a) 管理区域境界に積算線量計を設置し，外部放射線に係る線量当量を測定する。 (b) 管理区域内の作業環境を管理するため，放射線サーベイ機器にて線量当量率を測定する。	・記載の充実 （以下同じ）
		(2)　放射線監視 廃棄物埋設地近傍及び周辺監視区域内に地下水位等監視設備を設置し，廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において，地下水を監視及び採取・分析することにより，廃棄物埋設地の外に漏出し生活環境に移行する放射性物質の濃度を監視できる設計とする。 また，周辺監視区域境界付近の外部放射線に係る線量当量をモニタリングポイント(発電所共用)にて測定できるよう設計する。	(2)　放射線監視 a．埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から廃止措置の開始の日の前日までの間においては，事業所及びその境界付近に直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による周辺環境における線量の影響を監視するため，積算線量計を設置する。 b．廃棄物埋設地に埋設する廃棄物は，廃棄物を容器に封入又は梱包した状態で取り扱うため，気体，液体及び固体廃棄物が発生しないことから，事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度を監視及び測定する装置は設置しない。 c．埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間においては，廃棄物埋設地近傍及び周辺監視区域内に，また，埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間においては，廃棄物埋設地近傍に，廃棄物埋設地の外に漏出し生活環境に移行する放射性物質の濃度等を監視するための地下水位等監視設備を設置し，地下水位を監視するとともに地下水を採取し，発電所内の放射能測定装置にて地下水中の放射性物質の濃度を測定できる設計	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			とする。 d．監視及び測定設備は，測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度で監視及び測定できる設計とする。	・記載の充実
5-7	2.5　地震・津波等の自然現象に関する安全設計	2.5　地震・津波等の自然現象に関する安全設計	2.6　地震・津波等の自然現象に関する安全設計 廃棄物埋設地及びその周辺において想定される地震・津波等の自然現象が発生した場合において，安全性を損なわない設計とする。なお，附属施設は，地下水位等監視設備及び放射線管理施設であり，閉じ込め機能及び遮蔽機能を有していないため，地震・津波等の自然現象の影響を考慮する必要はない。	・項番号の繰下げ ・記載の充実 (以下同じ)
		(1)　地震に関する安全設計 「添付書類七 2.1.3 自然現象による影響」に記載したとおり，廃棄物埋設地は，地震や地震に伴って発生する津波により本施設が大きく破損した場合を想定しても，公衆に与える放射線影響が周辺監視区域外における線量限度に比べて十分小さいことから，「第二種埋設許可基準解釈」に基づき耐震Ｃクラスに分類され，それに応じた耐震設計を行う。	(1)　地震に関する安全設計 「添付書類七 2.1.1.3 自然現象による影響」に記載したとおり，廃棄物埋設地は，地震や地震に伴って発生する津波により本施設が大きく破損した場合を想定しても，公衆に与える放射線影響が周辺監視区域外における線量限度に比べて十分小さいことから，「第二種埋設許可基準解釈」に基づき耐震重要度Ｃクラスに分類され，それに応じた耐震設計を行う。	・記載の適正化 ・記載の適正化
		(2)　地盤に関する安全設計 「添付書類三 2. 地盤」に記載したとおり，設置地盤の極限鉛直支持力度が，本施設の自重及び操業時の荷重から算出した接地圧に対して大きく，十分な安全性を有している。また，設置地盤のせん断抵抗力が，本施設の自重及び操業時の荷重から算出した静的地震力が作用した場合のせん断力に対して大きく，十分な安全性を有しており，設置地盤は十分な支持性能を有している。 本施設付近の久米層及び第四系は，おおむね水平に連続して分布していることから，本施設付近に将来活動する可能性のある断層等は存在しない。また，敷地周辺の活断層及び日本海溝沿いのプレート境界は，敷地から十分に離れているため，それら活断層等の断層変位に伴う設置地盤の変形は本施設の安全性に問題となるものではない。	(2)　地盤に関する安全設計 「添付書類三 2. 地盤」に記載したとおり，設置地盤の極限鉛直支持力度が，本施設の自重及び操業時の荷重から算出した接地圧に対して大きく，十分な安全性を有している。また，設置地盤のせん断抵抗力が，本施設の自重及び操業時の荷重から算出した静的地震力が作用した場合のせん断力に対して大きく，十分な安全性を有しており，設置地盤は十分な支持性能を有している。 本施設付近の久米層及び第四系は，おおむね水平に連続して分布していることから，本施設付近に将来活動する可能性のある断層等は存在しない。また，敷地周辺の活断層及び日本海溝沿いのプレート境界は，敷地から十分に離れているため，それら活断層等の断層変位に伴う設置地盤の変形は本施設の安全性に問題となるものではない。	
		(3)　津波に関する安全設計 本施設の津波評価に当たっては，「第二種埋設許可基準解釈」に基づき，一般産業施設又は公共施設で評価されている地震と同等の地震に伴って発生するおそれのある津波に対する安全性が要求されている。このことから，「茨城沿岸津波対策検討委員会（平成 24 年 8 月）」が堤防等の海岸保全施設等の整備において目指すべき堤防高を検討した，津波浸水シミュレーションにおける想定津波を条件に設計する。上記シミュレーションの結果，設計津波水位は T.P.＋3.8m であるのに対して，廃棄物埋設地は T.P.約＋8m に位置しているため，廃棄物埋設地まで遡上波は到達しない（「添付書類三	(3)　津波に関する安全設計 本施設の津波評価に当たっては，「第二種埋設許可基準解釈」に基づき，一般産業施設又は公共施設で評価されている地震と同等の地震に伴って発生するおそれのある津波に対する安全性が要求されている。このことから，「茨城沿岸津波対策検討委員会（平成 24 年 8 月）」が堤防等の海岸保全施設等の整備において目指すべき堤防高を検討した，津波浸水シミュレーションにおける想定津波を条件に設計する。上記シミュレーションの結果，設計津波水位は T.P.＋3.8m であるのに対して，廃棄物埋設地は T.P.約＋8m に位置しているため，廃棄物埋設地まで遡上波は到達しない（「添付書類三	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		3.3 津波」参照）。 (4)　地震・津波以外の自然現象に関する安全設計 ａ．洪水に関する安全設計 敷地の地形及び表流水の状況から判断して，廃棄物埋設地に洪水による被害が生じることはない。 ｂ．風（台風）に関する安全設計 「添付書類三 1.2 気象官署の資料による一般的な気象」に記載したとおり，敷地周辺で観測された日最大瞬間風速は，銚子地方気象台での観測記録で 52.2m／s（2002 年）である。 本施設には風（台風）によって安全性を損なう設備等が存在しないため，設計上考慮する必要はないが，強風時は埋設作業を行わないことで，移動式クレーン等の仮設備の転倒による影響を受けない運用を行う。 なお，廃棄物埋設地の覆土完了後の廃棄物は地中にあり，その上部に十分な厚さの覆土を施す設計とするため影響を受けない。	3.3 津波」参照）。 (4)　地震・津波以外の自然現象に関する安全設計 ａ．洪水に関する安全設計 国土交通省　関東地方整備局（2016）〔1〕によると，想定最大規模降雨に伴う洪水により久慈川が氾濫した場合，廃棄物埋設地は久慈川河口付近の南側に位置しており，敷地内の廃棄物埋設地より北側の標高が低い部分にまで浸水する可能性が示されている。廃棄物埋設地の北側の一部についても浸水想定区域に含まれているが，廃棄物埋設地の地盤を浸水しない高さになるように T.P.約＋8m に整備することから，放射性物質の移行抑制の機能及び遮蔽の機能を損なわない。 ｂ．風（台風）に関する安全設計 (a) 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間 (a-1)風 覆土を施工するまでの期間は，風に伴う飛来物により廃棄物が破損する可能性を低減するために以下の設計を行う。 ・廃棄物の定置作業は，区画ごとに行う。 ・埋設区画に定置する廃棄物は，1 段ごとに中間覆土を施工する。 ・次の区画に移る前に最上段の中間覆土を施工する。 上記の設計を踏まえ，風に伴う飛来物により廃棄物が破損し放射性物質が飛散した場合の評価を行う。 評価結果は，「添付書類七 2.3.1.2 地震により定置した廃棄物の上に移動式クレーンが落下する事象」に記載した線量評価結果に包含され，事故・異常時の公衆が受ける線量の基準値（5mSv）を下回る。 また，気象情報により事前に強風が予想される場合は，強風による影響の軽減のため以下の運用を行う。 ・埋設作業は行わない。 ・廃棄物の埋設作業に使用する移動式クレーン等の車両を埋設区画から離れた位置に移動させる。 (a-2)台風（風と雨の重畳） 覆土を施工するまでの期間は，気象情報により事前に台風が予想される場合は，「(a-1)風」と同様に，台風に伴う強風による影響の軽減のための運用を行う。 台風に伴う雨については，埋設区画への雨水の浸入の可能性を低減するために以下の設計を行う。 ・廃棄物の定置作業は，区画ごとに行う。 ・埋設区画に定置する廃棄物は，1 段ごとに中間覆土	・記載の充実（以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		ｃ．竜巻に関する安全設計	を施工する。 ・次の区画に移る前に最上段の中間覆土を施工する。 上記の設計を踏まえ，埋設区画に雨水が浸入した場合の評価を行う。 評価結果は，「添付書類七 2.3.1.4 津波により廃棄物埋設地が冠水する事象」に記載した線量評価結果に包含され，事故・異常時の公衆が受ける線量の基準値（5mSv）を下回る。 なお，埋設区画への雨水の浸入の可能性を低減するため，埋設区画に雨水防止テント及び埋設区画周辺に排水路を設置する。ただし，評価において，雨水防止テント及び排水路の設置による埋設区画への雨水の浸入の可能性の低減の効果は期待しない。そのため，雨水防止テントは，「添付書類三 1.2 気象官署の資料による一般的な気象」に記載した敷地周辺で観測された日最大瞬間風速の最大である銚子地方気象台の観測記録ではなく，「Ｅの数値を算出する方法並びにＶ$_0$及び風力係数の数値を定める件（建設省告示第 1454 号）」に基づく風速を用いて設計する。 (b) 埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間 埋設区画に定置した廃棄物は覆土を施工することにより，風（台風）に伴う飛来物による廃棄物の破損を防止し，放射性物質の飛散を防止する設計とするとともに，廃棄物が雨水により浸漬することを防止し，放射性物質の移行抑制の機能を損なわない設計とする。 覆土を施工する際は，土砂等を締め固めながら行い，飛来物及び雨水の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた覆土の修繕を行うことで形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 ｃ．竜巻に関する安全設計 (a) 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間 覆土を施工するまでの期間は，竜巻に伴う飛来物により廃棄物が破損する可能性を低減するために以下の設計を行う。 ・廃棄物の定置作業は，区画ごとに行う。 ・埋設区画に定置する廃棄物は，1 段ごとに中間覆土を施工する。 ・次の区画に移る前に最上段の中間覆土を施工する。 上記の設計を踏まえ，竜巻に伴う飛来物により廃棄物が破損し放射性物質が飛散した場合の評価を行う。 評価結果は，「添付書類七 2.3.1.2 地震により定置	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		関東地方の太平洋沿岸における過去最大規模の竜巻は，気象庁の観測記録によると，藤田スケールのＦ３（風速70m／s～92m／s）である。 廃棄物埋設地には竜巻によって安全性を損なう設備等が存在しないため，設計上考慮する必要はないが，竜巻警報の発令時は埋設作業を行わないことで，移動式クレーン等の仮設備の転倒による影響を受けない運用を行う。 なお，廃棄物埋設地の覆土完了後の廃棄物は地中にあり，その上部に十分な厚さの覆土を施す設計とするため影響を受けない。	した廃棄物の上に移動式クレーンが落下する事象」に記載した線量評価結果に包含され，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値（5mSv）を下回る。 また，竜巻注意情報が発表された時には，竜巻による影響の軽減のために以下の運用を行う。 ・埋設作業を中断する。 ・廃棄物の埋設作業に使用する移動式クレーン等の車両を埋設区画から離れた位置に移動させる。 なお，気象庁の観測記録によれば，関東地方の太平洋沿岸において観測された過去最大竜巻規模は，藤田スケールのＦ３（風速70m／s～92m／s）であるが，過去最大規模の竜巻を考慮しても，定置した廃棄物は浮き上らないため，定置した廃棄物の飛散による影響を設計上考慮する必要はない。 (b) 埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間 埋設区画に定置した廃棄物は覆土を施工することにより，竜巻に伴う飛来物による廃棄物の破損を防止し，放射性物質の飛散を防止する設計とする。 覆土を施工する際は，土砂等を締め固めながら行い，飛来物の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた覆土の修繕を行うことで形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。	・記載の充実 （以下同じ）
		ｄ．凍結に関する安全設計 「添付書類三　1.2気象官署の資料による一般的な気象」に記載したとおり，敷地周辺で観測された日最低気温は，水戸地方気象台での観測記録で－12.7℃(1952年)である。 廃棄物埋設地には凍結によって安全性を損なう設備等は存在しないため，設計上考慮する必要はない。	ｄ．凍結に関する安全設計 廃棄物埋設地には凍結によって安全性を損なう設備は存在しない。凍結による影響として，凍上が考えられるが，凍上は凍上性の土壌であること，地下水面からの毛細管現象により連続的に水が供給されること及び土中の温度が氷点下になることにより発生するため，次の(a)，(b)及び(c)に示すとおり，廃棄物埋設地では凍上が発生する可能性が低いと考えられる。 (a) 凍上性の土壌とは，毛細管現象が促進されるような土壌であり，覆土は微細な粒子を含むシルト質又はローム質の土壌も混合するため，凍上が発生する可能性があるが，廃棄物埋設地及びその周辺は砂丘砂層であるため，凍上性の土壌ではない。 (b) 地下水面からの水の供給については，廃棄物埋設地及びその周辺は砂丘砂層であることから，毛細管現象により帯水層から覆土まで連続的に水が供給されることは考え難い。 (c) 地盤の凍結が起こらない地表面からの深さを示す凍結	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		ｅ．降水に関する安全設計 「添付書類三　1.2 気象官署の資料による一般的な気象」に記載したとおり，敷地周辺で観測された 1 時間最大降水量は，銚子地方気象台での観測記録で 140mm（1947 年）である。廃棄物埋設地は，この実績値を考慮して設計する。 なお，覆土を施す際は，土砂等を締め固めながら行い，廃棄物が容易に露出しないよう配慮した設計とする。	深度については，茨城県では定められていないが，茨城県の北位に隣接する福島県では凍結深度が設定されている。最も廃棄物埋設地に近い小名浜の凍結深度は 19 ㎝に設定されており，廃棄物埋設地では凍上が発生したとしても覆土表面である。 以上より，廃棄物埋設地では覆土表面に凍上が発生する程度であり，覆土全体の透水性が周辺土壌以下となることは考えられないため，放射性物質の移行抑制の機能が損なわれるものではない。 また，覆土については，土砂等を締め固めながら行い，凍上により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた覆土の修繕を行うことで形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 なお，2012 年の異常低温により 11 道県に凍上災が発生しているが，茨城県では凍上災は発生していない。（2） ｅ．降水に関する安全設計 (a) 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間 覆土を施工するまでの期間は，埋設区画への雨水の浸入の可能性を低減するために以下の設計を行う。 ・廃棄物の定置作業は，区画ごとに行う。 ・埋設区画に定置する廃棄物は，1 段ごとに中間覆土を施工する。 ・次の区画に移る前に最上段の中間覆土を施工する。 上記設計を踏まえ，埋設区画に雨水が浸入した場合の評価を行う。 評価結果は，「添付書類七 2.3.1.4 津波により廃棄物埋設地が冠水する事象」に記載した線量評価結果に包含され，事故・異常時の公衆が受ける線量の基準値（5mSv）を下回る。 なお，埋設区画への雨水の浸入の可能性を低減するため，埋設区画に雨水防止テント及び埋設区画周辺に排水路を設置する。ただし，評価において，雨水防止テント及び排水路の設置による埋設区画への雨水の浸入の可能性の低減の効果は期待しない。そのため，排水路は，「添付書類三　1.2 気象官署の資料による一般的な気象」に記載した敷地周辺で観測された日最大 1 時間降水量の最大である銚子地方気象台の観測記録ではなく，本施設と同様の気象条件となる水戸地方気象台の日最大 1 時間降水量を考慮して設計する。 また，隣接する廃棄物を埋設した区画からの雨水が浸透して埋設区画へ浸入する可能性を低減するため，廃棄物を埋設した区画の中間覆土（最上段の中間覆土）の上	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		f．積雪に関する安全設計 「添付書類三 1.2 気象官署の資料による一般的な気象」に記載したとおり，敷地周辺で観測された月最深積雪は，水戸地方気象台での観測記録で 32cm（1945 年）である。 廃棄物埋設地には積雪によって安全性を損なう設備等が存在しないため，設計上考慮する必要はない。	面に遮水シート等を設置する運用を行う。 (b) 埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間 埋設区画に定置した廃棄物は覆土を施工することにより，廃棄物が雨水により浸漬することを防止し，放射性物質の移行抑制の機能を損なわない設計とする。 覆土を施工する際は，土砂等を締め固めながら行い，雨水の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた覆土の修繕を行うことで形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 f．積雪に関する安全設計 (a) 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間 覆土を施工するまでの期間は，埋設区画への融雪水の浸入の可能性を低減するために以下の設計を行う。 ・廃棄物の定置作業は，区画ごとに行う。 ・埋設区画に定置する廃棄物は，1 段ごとに中間覆土を施工する。 ・次の区画に移る前に最上段の中間覆土を施工する。 上記設計を踏まえ，埋設区画に融雪水が浸入した場合の評価を行う。 評価結果は，「添付書類七 2.3.1.4 津波により廃棄物埋設地が冠水する事象」に記載した線量評価結果に包含され，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値（5mSv）を下回る。 なお，埋設区画への融雪水の浸入の可能性を低減するため，埋設区画に雨水防止テント及び埋設区画周辺に排水路を設置する。ただし，評価において雨水防止テント及び排水路の設置による埋設区画への融雪水の浸入の可能性の低減の効果は期待しない。そのため，雨水防止テントは，「添付書類三 1.2 気象官署の資料による一般的な気象」に記載した敷地周辺で観測された月最深積雪の最大である水戸地方気象台の観測記録ではなく，茨城県建築基準法等施行細則に基づく垂直積雪量を用いて設計する。 また，隣接する廃棄物を埋設した区画からの融雪水が浸透して埋設区画へ浸入する可能性を低減するため，廃棄物を埋設した区画の中間覆土（最上段の中間覆土）の上面に遮水シート等を設置する運用を行う。 (b) 埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間 埋設区画に定置した廃棄物は覆土を施工することにより，廃棄物が融雪水により浸漬することを防止し，放射性物質の移行抑制の機能を損なわない設計とする。 覆土を施工する際は，土砂等を締め固めながら行い，	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			積雪の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた覆土の修繕を行うことで形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。	記載の充実 （以下同じ）
		ｇ．落雷に関する安全設計 廃棄物埋設地には落雷によって安全性を損なう設備等が存在しないため，設計上考慮する必要はない。	ｇ．落雷に関する安全設計 (a) 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間 覆土を施工するまでの期間は，落雷により容器等が燃焼し廃棄物が破損する可能性を低減するために以下の設計を行う。 ・廃棄物の定置作業は，区画ごとに行う。 ・埋設区画に定置する廃棄物は，1 段ごとに中間覆土を施工する。 ・次の区画に移る前に最上段の中間覆土を施工する。 上記設計を踏まえ，落雷により容器等が燃焼し廃棄物が破損した場合の評価を行う。 評価結果は，「添付書類七 2.3.1.6 森林火災により容器等が燃焼し放射性物質が飛散する事象」に記載した線量評価結果に包含され，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値（5mSv）を下回る。 また，雷注意報が発表された時は，以下の運用を行う。 ・埋設作業を中断する。 ・落雷による移動式クレーン等の車両の火災を避けるため，廃棄物の埋設作業に使用する移動式クレーン等の車両を埋設区画から離れた位置に移動させる。 (b) 埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間 埋設区画に定置した廃棄物は覆土を施工することにより，落雷により容器等が燃焼し廃棄物が破損することを防止し，放射性物質の飛散を防止する設計とする。 覆土を施工する際は，土砂等を締め固めながら行い，落雷の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた覆土の修繕を行うことで形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。	
		ｈ．地すべりに関する安全設計 「添付書類三 2.1 敷地の地質・地質構造」に記載したとおり，廃棄物埋設地においては，過去に地すべりの発生した記録や形跡は認められないため，設計上考慮する必要はない。	ｈ．地すべりに関する安全設計 「添付書類三 2.1 敷地の地質・地質構造」に記載したとおり，廃棄物埋設地においては，過去に地すべりの発生した記録や形跡は認められないため，設計上考慮する必要はない。	
		ｉ．火山の影響に関する安全設計 「添付書類三 2.4 火山」に記載したとおり，火山の影響については，「原子力発電所の火山影響評価ガイド（平成 25 年 6 月 19 日 原子力規制委員会決定）」を参考に，敷地に影響を及ぼし得る火山を抽出し，想定される火山事象に対する評価を行っている。	ｉ．火山の影響に関する安全設計 「添付書類三 2.4 火山」に記載したとおり，火山の影響については，「原子力発電所の火山影響評価ガイド（平成 25 年 6 月 19 日 原子力規制委員会決定）」を参考に，敷地に影響を及ぼし得る火山を抽出し，想定される火山事象に対する評価を行っている。	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		(a) 降下火砕物 敷地における降下火砕物の厚さは最大 40cm 程度と評価されるが，廃棄物埋設地には降下火砕物によって安全性を損なう設備等が存在しないため，設計上考慮する必要はない。	(a) 降下火砕物 評価の結果，火山の活動時期や噴出物の種類と分布，敷地との位置関係から，廃棄物埋設地に対して考慮すべき火山事象は，降下火砕物のみである。「添付書類三 2.4.3 廃棄物埋設施設の安全性に影響を与える可能性のある火山事象の抽出」に記載したとおり，廃棄物埋設地における降下火砕物の厚さは最大 40 ㎝程度である。 降下火砕物に含まれる水溶性成分について佐藤・山田（2001）(3)，野口他（1962）(4)，矢沢他（2002）(5)，宮地・尾口（2004）(6)，赤木・山本（1995）(7) の報告によると，ｐＨ及び代表的な硫酸イオン濃度は，火口により幅広い結果となっている。これは，赤木・山本（1995）の報告のとおり，降下火砕物に含まれる硫酸イオン及び塩化物イオンは火山灰と火山ガスとの反応により生じるものであり，火山ガスの組成，温度及び反応時間により濃度や組成比の差異が生じ，同じ火山においても噴火時期や試料の採取場所により濃度が大きく異なるとの考えで整理できる。 一方，降下火砕物による地下水への影響については，降下火砕物と地下水が直接接しないことから懸濁等の可能性はなく，水溶性成分についても土壌を通過する際にイオンの吸着等によりｐＨが中和されることから河川水に比べてその影響は小さいと考えられる。 気象研究所（1984）(8) によると，御嶽山噴火における山麓河川水の調査では，降灰による河川水のｐＨに対する影響はない，若しくは噴火後 2 週間たった観測時までにはその影響が消滅したと考えられている。 また，立山他（2011）(9) によると，新燃岳噴火後の河川水及び地下水の調査では，河川水のｐＨについては，2011 年 1 月 27 日の噴火降灰から 2 月上旬までｐＨの低下とフッ素イオンの増加が見られたが環境基準内であり，地下水については多くの降灰が見られた地域でもｐＨの変化は見られず，フッ素イオンも検出限界未満の濃度であったとされている。 上記より，降下火砕物に含まれる水溶性成分は火山の噴火時期等により変動するが，地下水に影響を与える可能性は小さく，放射性物質の移行抑制の機能が損なわれるものではないため，設計上考慮する必要はない。	・記載の充実 （以下同じ）
		(b) 火山性土石流 敷地周辺には火山性土石流堆積物は認められないことから，設計上考慮する必要はない。 (c) 火山ガス 将来の活動可能性が否定できない火山が最も近いもの	(b) 火山性土石流 敷地周辺には火山性土石流堆積物は認められないことから，設計上考慮する必要はない。 (c) 火山ガス 将来の活動可能性が否定できない火山が最も近いもの	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		でも敷地から約 90km と十分離れていること，及び敷地は太平洋に面しており火山ガスが滞留するような地形条件ではないことから，設計上考慮する必要はない。 (d) その他 火山から発生する飛来物，静震，大気現象，火山性地震とこれに関連する事象，熱水系及び地下水の異常については，将来の活動可能性が否定できない火山が最も近いものでも敷地から約 90km と十分離れていることから，設計上考慮する必要はない。 j．地形及び陸水の変化に関する安全設計 評価の対象とする期間において，地形及び陸水の大きな変化は想定されないため，廃棄物埋設地に被害が生じることはない。	でも敷地から約 90km と十分離れていること，及び敷地は太平洋に面しており火山ガスが滞留するような地形条件ではないことから，設計上考慮する必要はない。 (d) その他 火山から発生する飛来物，静震，大気現象，火山性地震とこれに関連する事象，熱水系及び地下水の異常については，将来の活動可能性が否定できない火山が最も近いものでも敷地から約 90km と十分離れていることから，設計上考慮する必要はない。 j．地形及び陸水の変化に関する安全設計 地形及び陸水の変化による廃棄物埋設地への影響としては，覆土後の隆起・沈降及び侵食の継続による廃棄物埋設地の露出が考えられる。 しかし，以下のとおり本施設付近の隆起・侵食を考慮しても埋設の終了後 50 年程度の期間において，廃棄物の露出は考えられないことから，遮蔽の機能が損なわれるものではないため，設計上考慮する必要はない。 (a) 隆起・沈降 小池・町田　編（2001）(10)，藤原他（2005）(11)，核燃料サイクル開発機構（1999）(12) によると，敷地周辺は連続的に隆起する曲動地域であるとされている。また，それぞれの文献で示される敷地周辺の隆起速度の最大は，千年当たり約 0.6m であるとされている。 隆起速度から埋設の終了後 50 年程度の期間において隆起量を換算した場合，隆起量は約 3 cm となる。 廃棄物埋設地は最終覆土を 2m 以上施し，埋設の終了後 50 年程度は定期的に覆土の点検及び必要に応じた覆土の修繕を実施することから，廃棄物の露出は考えられない。 (b) 侵食 核燃料サイクル開発機構（1999）(12) によると，数十 km^2 程度の広がりを持つ地域の侵食速度と地形起伏の強さとの間には高い相関があることが知られており，地質条件や降水条件などとの相関は比較的小さく，侵食速度を主に地形起伏との関係でとらえることが可能であり，侵食速度の全国的な分布図が作成されている。侵食速度の全国的な分布図は，ダム流域のデータに基づいて地形起伏との関係から求めており，敷地周辺の侵食速度は年間約 0.1 mm 以下とされている。 侵食速度から埋設の終了後 50 年程度の期間において侵食量を換算した場合，侵食量は約 0.5 cm となる。 廃棄物埋設地は最終覆土を 2m 以上施し，埋設の終了後 50 年程度は定期的に覆土の点検及び必要に応じた覆土の修繕を実施することから，廃棄物の露出は考えられない。	・記載の充実 (以下同じ)

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			なお，短期的な侵食作用として，降雨又は風による侵食も考えられるが，覆土等に対しては一般的な土木工法を用いて，適正な密度となるように覆土を施工するとともに，覆土表面には排水のための勾配を設け，施設周辺には排水路を適切に配置することにより雨水の滞留を抑制する設計とする。	・記載の充実 （以下同じ）
		k．生物学的事象に関する安全設計 生物学的事象としてモグラ等の小動物による覆土の擾乱が想定されるが，影響は軽微と考えられるため，設計上考慮する必要はない。	k．生物学的事象に関する安全設計 廃棄物埋設地周辺の自然環境の調査により，確認された小動物はモグラ，野ウサギ，ニホンリス，タヌキ，イタチであり，覆土の擾乱が想定される小動物はモグラのみである。しかし，モグラの塚穴が確認された場所は周辺の松林内であり，廃棄物埋設地には確認されていない。廃棄物埋設地は周辺の松林内とは異なり腐葉土がないことから，餌となる昆虫類及びミミズ類が生息しにくく，また，廃棄物埋設地は砂丘砂層であり，穴の形状維持が難しい性状であるため，モグラの生息に適さない環境である。 以上より，廃棄物埋設地にモグラが生息する可能性は低いため，モグラなどの小動物の擾乱について，設計上考慮する必要はない。	
		1．森林火災に関する安全設計 廃棄物埋設地に埋設する廃棄物は不燃物であることから，森林火災によって安全性を損なうことがないため，設計上考慮する必要はない。	1．森林火災に関する安全設計 廃棄物埋設地に埋設する廃棄物は不燃物であることから，森林火災によって廃棄物が燃焼することは考えられない。 (a) 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間 覆土を施工するまでの期間は，森林火災の延焼による容器等の燃焼により廃棄物が破損する可能性を低減するために以下の設計を行う。 ・廃棄物の定置作業は，区画ごとに行う。 ・埋設区画に定置する廃棄物は，1 段ごとに中間覆土を施工する。 ・次の区画に移る前に最上段の中間覆土を施工する。 上記設計を踏まえ，森林火災の延焼による容器等の燃焼により廃棄物が破損した場合の評価を行う。 評価結果は，「添付書類七　2.3.1.6 森林火災により容器等が燃焼し放射性物質が飛散する事象」に記載したとおり，事故・異常時の公衆の受ける線量が，基準値（5mSv）を下回る。 また，森林火災発生時は，以下の運用を行う。 ・埋設作業を中断する。 ・森林火災による移動式クレーン等の車両の火災を避けるために，廃棄物の埋設作業に使用する移動式クレーン等の車両を埋設区画から離れた位置に移動さ	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			せる。 (b) 埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間 定置した廃棄物は覆土を施工することにより，森林火災の延焼による容器等の燃焼により廃棄物が破損することを防止し，放射性物質の飛散を防止する設計とする。 覆土を施工する際は，土砂等を締め固めながら行い，森林火災の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた覆土の修繕を行うことで形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。	・記載の充実 (以下同じ)
5-12	2.6　人為事象に関する安全設計	2.6　人為事象に関する安全設計 廃棄物埋設地又はその周辺において想定される人為による事象（故意によるものを除く。）が発生した場合においても安全性を損なわないように設計する。 (1)　航空機落下に関する安全設計 廃棄物埋設地への航空機の落下確率は，「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（平成 21･06･25 原院第 1 号）」に基づき評価した結果，約 6×10^{-8} 回／年となり，防護設計の要否を判断する基準である 1×10^{-7} 回／年を超えないため，航空機落下に対しては，設計上考慮する必要はない。 (2)　ダムの崩壊に関する安全設計 廃棄物埋設地周辺には，ダムの崩壊により安全性を損なうような河川はないことから，設計上考慮する必要はない。 (3)　爆発に関する安全設計 廃棄物埋設地周辺には，石油コンビナート等，爆発により安全性を損なうような爆発物の製造及び貯蔵設備はないことから，設計上考慮する必要はない。	2.7　人為事象に関する安全設計 廃棄物埋設地及びその周辺において想定される人為による事象（故意によるものを除く。）が発生した場合においても，安全性を損なわないように設計する。なお，附属施設は，地下水位等監視設備及び放射線管理施設であり，閉じ込め機能及び遮蔽機能を有していないため，人為による事象の影響を考慮する必要はない。 (1)　航空機落下に関する安全設計 廃棄物埋設地への航空機の落下確率は，「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（平成 21･06･25 原院第 1 号）」に基づき評価した結果，約 6×10^{-8} 回／年となり，防護設計の要否を判断する基準である 1×10^{-7} 回／年を超えないため，航空機落下に対する防護を設計上考慮する必要はない。 (2)　ダムの崩壊に関する安全設計 廃棄物埋設地周辺には，ダムは設置されていないことから，ダムの崩壊による廃棄物埋設地への影響を設計上考慮する必要はない。 (3)　爆発に関する安全設計 a．廃棄物埋設地周辺には，石油コンビナート等の爆発物の製造及び貯蔵設備はないことから，爆発による廃棄物埋設地への影響を設計上考慮する必要はない。 b．敷地内の東海第二発電所には，屋外危険物タンクが設置されている。 覆土を施工するまでの期間は，東海第二発電所に設置されている屋外危険物タンクの爆発により廃棄物が破損する可能性を低減するために以下の設計を行う。 ・廃棄物の定置作業は，区画ごとに行う。 ・埋設区画に定置する廃棄物は，1 段ごとに中間覆土を施工する。 ・次の区画に移る前に最上段の中間覆土を施工する。 上記設計を踏まえ，東海第二発電所に設置されている屋外危険物タンクの爆発により廃棄物が破損した場合の評	・項番号の繰下げ ・記載の充実 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の充実 (以下同じ)

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			価を行う。 評価結果は，「添付書類七 2.3.1.6 森林火災により容器等が燃焼し放射性物質が飛散する事象」に記載した線量評価結果に包含され，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値（5mSv）を下回る。 埋設区画に定置した廃棄物は覆土を施工することにより，東海第二発電所に設置されている屋外危険物タンクの爆発により廃棄物が破損することを防止し，放射性物質の飛散を防止する設計とする。 覆土を施工する際は，土砂等を締め固めながら行い，東海第二発電所に設置されている屋外危険物タンク爆発の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた覆土の修繕を行うことで形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。	・記載の充実 (以下同じ)
		(4)　近隣工場等の火災に関する安全設計 廃棄物埋設地周辺には，石油コンビナート等，火災により安全性を損なうような施設はないことから，設計上考慮する必要はない。	(4)　近隣工場等の火災に関する安全設計 a．廃棄物埋設地周辺には，石油コンビナート等，火災により廃棄物埋設地に影響を及ぼす施設はないことから，設計上考慮する必要はない。 b．敷地内の東海第二発電所には，屋外危険物タンクが設置されている。 覆土を施工するまでの期間は，東海第二発電所に設置されている屋外危険物タンクの火災により容器等が燃焼し廃棄物が破損する可能性を低減するために以下の設計を行う。 ・廃棄物の定置作業は，区画ごとに行う。 ・埋設区画に定置する廃棄物は，1 段ごとに中間覆土を施工する。 ・次の区画に移る前に最上段の中間覆土を施工する。 上記設計を踏まえ，東海第二発電所に設置されている屋外危険物タンクの火災により容器等が燃焼し廃棄物が破損した場合の評価を行う。 評価結果は，「添付書類七 2.3.1.6 森林火災により容器等が燃焼し放射性物質が飛散する事象」に記載した線量評価結果に包含され，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値（5mSv）を下回る。 埋設区画に定置した廃棄物は覆土を施工することにより，東海第二発電所に設置されている屋外危険物タンクの火災により容器等が燃焼し廃棄物が破損することを防止し，放射性物質の飛散を防止する設計とする。 覆土を施工する際は，土砂等を締め固めながら行い，東海第二発電所に設置されている屋外危険物タンクの火災の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた覆土の修繕を行うことで形状を	・記載の適正化 ・記載の充実 (以下同じ)

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 c．航空機落下に伴う火災の影響を考慮して以下のとおり設計を行う。 覆土を施工するまでの期間は，航空機落下に伴う火災により容器等が燃焼し廃棄物が破損する可能性を低減するために以下の設計を行う。 ・廃棄物の定置作業は，区画ごとに行う。 ・埋設区画に定置する廃棄物は，1 段ごとに中間覆土を施工する。 ・次の区画に移る前に最上段の中間覆土を施工する。 上記設計を踏まえ，航空機落下に伴う火災により容器等が燃焼し廃棄物が破損した場合の評価を行う。 評価結果は，「添付書類七 2.3.1.6 森林火災により容器等が燃焼し放射性物質が飛散する事象」に記載した線量評価結果に包含され，事故・異常時の公衆の受ける線量の基準値（5mSv）を下回る。 埋設区画に定置した廃棄物は覆土を施工することにより，航空機落下に伴う火災により容器等が燃焼し廃棄物が破損することを防止し，放射性物質の飛散を防止する設計とする。 覆土を施工する際は，土砂等を締め固めながら行い，航空機落下に伴う火災の影響により容易に崩れない設計とするとともに，定期的に点検及び必要に応じた覆土の修繕を行うことで形状を維持し，遮蔽の機能を損なわない設計とする。 d．火災が発生した場合には埋設作業を中断することが可能であることから，ばい煙の影響を設計上考慮する必要はない。	・記載の充実 （以下同じ）
		(5)　有毒ガスに関する安全設計 廃棄物埋設地周辺には，石油コンビナート等の有毒物質を貯蔵する固定施設はなく，陸上輸送等の可動施設についても，廃棄物埋設地は幹線道路には面しておらず，航路からは離れているため，設計上考慮する必要はない。	(5)　有毒ガスに関する安全設計 a．廃棄物埋設地周辺には，石油コンビナート等の有毒物質を貯蔵する固定施設はなく，陸上輸送等の可動施設についても，廃棄物埋設地は幹線道路には面しておらず，航路からは離れているため，有毒ガスの影響を設計上考慮する必要はない。	・記載の適正化
			b．敷地内の東海第二発電所に設置されている屋外危険物タンクや薬品タンクの火災により有毒ガスが発生した場合には，埋設作業を中断することが可能であることから，有毒ガスの影響を設計上考慮する必要はない。	・記載の充実
		(6)　電磁的障害に関する安全設計 廃棄物埋設地では，電磁的障害により誤作動を生じる設備がないため，設計上考慮する必要はない。	(6)　電磁的障害に関する安全設計 廃棄物埋設地では，電磁的障害により誤作動を生じる設備がないため，電磁的障害の影響を設計上考慮する必要はない。	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
5-13	2.7　その他の安全設計	2.7　その他の安全設計 (1)　火災・爆発に関する安全設計 廃棄物埋設地は，実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また，廃棄物埋設地の作業エリアの床面積は，消防法の消火栓設備の設置基準を下回ることから消火栓設備を設置しないが，万一の火災に備えて自動火災報知設備を設置するとともに，消火器具を配備する。	2.8　火災等による損傷の防止に関する安全設計 廃棄物埋設地においては，火災及び爆発の発生を防止する。埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間においては，火災及び爆発が発生した際の運用として，消火器による消火及び作業を実施しない期間は自動火災報知設備による火災の早期感知を行う。なお，附属施設は，地下水位等監視設備及び放射線管理施設であり，閉じ込め機能及び遮蔽機能を有していないため，火災及び爆発による影響を設計上考慮する必要はない。 (1)　火災及び爆発の発生防止 ａ．廃棄物埋設地においては，実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。 ｂ．廃棄物埋設地においては，一部で可燃性物質を使用するが，埋設区画近傍に着火源及び異常な温度上昇の対象となる機器等がないことから対策は不要である。 ｃ．廃棄物埋設地で使用する移動式クレーン等の車両については，燃料の漏えいを防止するため，定期的に点検を実施し漏えいがないことを確認する等の適切な管理を行う。 ｄ．火災及び爆発の感知及び消火 (a)　埋設作業中に火災が発生した場合は，消火器で消火を行う。 (b)　定置作業期間中の作業を行わない間は無人となるため，自動火災報知設備を設置する。 (2)　火災及び爆発の影響軽減 ａ．火災及び爆発により廃棄物が破損する可能性を低減するために以下の設計を行う。 ・廃棄物の定置作業は，区画ごとに行う。 ・埋設区画に定置する廃棄物は，1 段ごとに中間覆土を施工する。 ・次の区画に移る前に最上段の中間覆土を施工する。 ｂ．廃棄物の定置作業に用いる車両は，車両を使用しない間は埋設区画から離れた場所に移動させる。 2.9　廃棄施設に関する安全設計 廃棄物埋設地にて受け入れる廃棄物は，搬出元である東海発電所内において，大気中に放射性物質が飛散しないように容器に封入又は梱包し，廃棄物埋設地では容器を開封又は開梱しないことから，廃棄物埋設地では気体，液体及び固体廃棄物が発生しないため，廃棄施設は設置しない。	・項番号の繰下げ ・記載の充実 (以下同じ) ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			2.10　地下水の水位等の監視設備に関する安全設計 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から廃止措置の開始の日の前日までの間において，定期的な評価等に必要なデータを取得するために以下のとおり監視及び測定を行う設計とする。なお，監視及び測定設備は，測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度を有する設備を用いる。 (1)　埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間 ａ．放射性物質の濃度 廃棄物埋設地近傍及び周辺監視区域内の適切な場所に地下水位等監視設備を設け，定期的に地下水を採取し，発電所内の放射能測定装置にて地下水中の放射性物質の濃度を測定する。 ｂ．地下水の水位 廃棄物埋設地近傍及び周辺監視区域内の適切な場所に地下水位等監視設備を設け，データ記録装置にて地下水の水位を定期的に確認する。 (2)　埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間 ａ．放射性物質の濃度 廃棄物埋設地近傍に設置した地下水位等監視設備を用いて，定期的に地下水を採取し，発電所内の放射能測定装置にて地下水中の放射性物質の濃度を測定する。 ｂ．地下水の水位 廃棄物埋設地近傍に設置した地下水位等監視設備を用いて，データ記録装置にて地下水の水位を定期的に確認する。	・記載の充実 （以下同じ）
		(2)　電源喪失に関する安全設計 外部電源系統から電気を供給され，かつ供給が停止した場合でも予備電源を必要する設備は，事業所内の通信連絡設備である。 外部電源の供給が停止した場合には，発電所と共月設備とする予備電源又は可搬型の電源から電気が供給される設計とする。	2.11　予備電源に関する安全設計 廃棄物を取り扱う作業において外部電源を使用しないため，予備電源を設けない。 また，本施設の監視，通信連絡の設備・機器は以下のとおりであり，予備電源を設けない。 (1)　放射線業務従事者等の個人被ばく管理に用いる個人線量計及び管理区域内の線量当量率を測定するために用いる放射線サーベイ機器は，適切な電源容量のバッテリー式の機器を使用する。 (2)　地下水位等監視設備は，地下水位を監視するために適切な電源容量のあるバッテリー式の機器を使用する。 (3)　発電所と共用する電力保安通信用電話設備は，適切な電源容量のあるバッテリー式の機器を使用し，加入電話設備は通信事業者回線から給電により機能を維持する。	・記載の適正化 ・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		(3)　通信連絡設備等に関する安全設計 ａ．事業所内各所に対して必要な指示ができるよう，通信連絡設備を設ける。 ｂ．事業所外との通信連絡については，発電所に加入電話設備及び電力保安通信用電話設備が設置してあり，それらを共用とすることにより，連絡の必要がある場所と通信連絡を行うことができる設計とする。	2.12　通信連絡設備等に関する安全設計 (1)　事業所内各所に対して必要な指示ができるよう，通信連絡設備を設ける。 (2)　事業所外との通信連絡については，発電所に加入電話設備及び電力保安通信用電話設備が設置してあり，それらを共用とすることにより，連絡の必要がある場所と通信連絡を行うことができる設計とする。	・記載の充実
			(3)　廃棄物埋設地における埋設作業は，埋設トレンチ 2 区画分に当たる約 15m（縦）×約 16m（横），埋設トレンチの地表面と底面の高低差最大約 4m の範囲内で行うため，地上面からの視認性が良いことから，警報装置は設けない。 (4)　夜間の埋設作業は行わないことから，廃棄物埋設地の雨水防止テント内の明かりは，自然光を利用するものとし照明器具は常設しないが，念のため，可搬型の照明器具を配備する。	・記載の充実 （以下同じ）
		ｃ．廃棄物定置作業中の区画からの退避については，通常使用する昇降設備が使用できない事態に備えて，縄ばしご等の緊急避難用設備を配備する設計とする。	(5)　避難が必要な事態が生じた場合は，通常，作業者が地表面から廃棄物埋設地の底面間を昇降するために設置した仮設昇降設備に加えて，避難はしごを配備し，安全避難通路を確保する。	
			2.13　参考文献 (1)　国土交通省　関東地方整備局（2016）：資料 1-5　久慈川浸水想定区域図，http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/hitachi_00000267.html (2)　国土交通省　水管理・国土保全局（2012）：今冬の低温による凍上災，http://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kouhou/kasen/ (3)　佐藤弘和・山田健四（2001）：有珠山 2000 年噴火当初における火山灰の水溶性イオン濃度(資料)，北海道林業試験場研究報告　第 38 号 (4)　野口喜三雄・神谷宏・中山弘（1962）：浅間山火山灰の水溶性成分，日本化学雑誌　Vol.83　No.3 (5)　矢沢宏太・加藤哲郎・野呂孝史・益永利久・丸田里江（2002）：三宅島 2000 年噴火火山灰の化学性と火山灰からの水溶性成分溶出，日本土壌肥料学雑誌　第 73 巻　第 6 号 (6)　宮地直道・尾口俊一(2004)：富士火山 1707 年降下火砕物の付着水溶性成分，日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要　No.39 (7)　赤木誠司・山本雅弘（1995）：雲仙火山 1990～94 年の火山活動に伴う火山灰水溶性物質，岡山大学地球科学研究報告 2 巻 1 号 (8)　気象研究所（1984）：火山活動監視手法に関する研究，気象研究所技術報告第 12 号第 2 編第 4 章，御岳山の 1979 年噴	・参考文献の追加

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			火による降灰分布と山麓の川水のｐＨ (9)　立山諒・中村公生・杉本恵・赤崎いずみ・岩佐美紀子・河野通宏・森下敏朗(2011)：新燃岳噴火に伴う火山灰の化学的性状，宮崎県衛生環境研究所年報　第 23 号 (10)　小池一之・町田洋編（2001）：日本の海成段丘アトラス，東京大学出版会 (11)　藤原治・柳田誠・三箇智二・守屋俊文（2005）：地層処分からみた日本列島の隆起・侵食に関する研究 (12)　核燃料サイクル開発機構（1999）：わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性－地層処分研究開発第 2 次取りまとめ－分冊 1　わが国の地質環境，JNC TN1400 99-021	・参考文献の追加
5-15	3.　主要な施設配置及び施設概要 3.1　施設配置	3.　主要な施設配置及び施設概要 3.1　施設配置 本施設は，廃棄物埋設地及び附属設備より構成する。 廃棄物埋設地は，発電所周辺監視区域の北西部において，埋設トレンチを設置する。 また，附属設備としては地下水位等監視設備や放射線管理施設（発電所共用）がある。 埋設施設全体の配置図を第 3.1.1 図に示す。	3.　主要な施設配置及び施設概要 3.1　施設配置 本施設は，廃棄物埋設地及び附属設備より構成する。 廃棄物埋設地は，発電所周辺監視区域の北西部において，埋設トレンチを設置する。 また，附属設備としては，地下水位等監視設備や放射線管理施設（発電所共用）がある。 埋設施設全体の配置図を第 3.1.1 図に，廃棄物埋設地の配置図を第 3.1.2 図に示す。	・記載の充実
5-15	3.2　廃棄物埋設地	3.2　廃棄物埋設地 廃棄物埋設地には，廃棄物を埋設する埋設トレンチを設置する。 埋設トレンチは T.P.約＋8m に位置する地表面を掘削して設置するもので，寸法は約 80m（縦）×約 100m（横）×約 4m（深さ）であり，埋設する廃棄物の底面が地下水の水位より上面となるようにする。また，埋設トレンチの容量は最大約 26,400m^{3}で，1 区画が約 15m（縦）×約 8m（横）となるよう仕切板により 55 区画に区分する。 仕切板は，区画間の仕切りとして使用する他，外周区画の外側及び埋設を完了した隣接区画の土留めとして使用する。 廃棄物の定置後，廃棄物埋設地には空隙が残らないように廃棄物間及び廃棄物と仕切板の間隙に土砂を充填するとともに，中間覆土を施工する。定置と中間覆土の作業を繰り返し，最上段の覆土が 0.5m 以上となるよう埋設する。廃棄物の段数については，廃棄物の種類及びコンクリートブロックの形状に応じて，廃棄物を埋設する段階で設定する。また，全区画の埋設後，地表面から約 2m となるよう盛土状の覆土を施す。 廃棄物埋設地の平面図及び断面図を第 3.2.1 図及び第 3.2.2 図に示す。	3.2　廃棄物埋設地 廃棄物埋設地には，埋設を計画している約 16,000t（金属：約 6,100t，コンクリートガラ：約 500t，コンクリートブロック：約 9,400t）の廃棄物を埋設可能な埋設トレンチを設置する。 埋設トレンチは，廃棄物の底面が T.P.約＋4m となるよう，地表面から約 4m 掘り下げた位置に設置し，1 区画が約 15m（縦）×約 8m（横）となるよう仕切板により区分し，南側 25 区画と北側 30 区画の合計で 55 区画設ける。 仕切板は，区画間の仕切りとして使用する他，外周区画の外側及び埋設を完了した隣接区画の土留めとして使用する。 廃棄物埋設地の平面図及び断面図を第 3.2.1 図及び第 3.2.2 図に，廃棄物ごとの埋設トレンチ 1 区画分の定置例の平面図及	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		廃棄物埋設地では，廃棄物は，トラックにより容器に封入又は梱包された状態で受け入れ，放射性物質の飛散防止の措置として，容器に封入又は梱包された状態で取り扱う。	び断面図を第 3.2.3 図及び第 3.2.4 図に示す。 (1)　廃棄物埋設地に埋設された廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射能量が，「本文　三　ハ　第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量」に示した放射性物質の種類ごとの総放射能量を超えないように，廃棄物を埋設する。 (2)　埋設区画への雨水等の浸入を防止するため，雨水防止テントを設置し，廃棄物の受入れから中間覆土が完了するまでの間において，廃棄物が雨水等に接することがない運用とする。 (3)　搬出元である東海発電所において，大気口に放射性物質が飛散しないように容器に封入又は梱包した廃棄物を受入れ，廃棄物埋設地では容器を開封又は開梱しないこととし，放射性物質の飛散を防止する。なお，廃棄物を封入する容器は，鉄箱及びフレキシブルコンテナを使用し，梱包材はプラスチックシートを使用する。	・記載の充実 （以下同じ）
		廃棄物は，「移動式クレーン構造規格」に適合した移動式クレーンにより所定の場所に定置する。なお，定置作業時には作業中の区画への雨水等の浸入を防止するため，雨水浸入防止用テント（可動式）を設置する。	(4)　廃棄物は，「移動式クレーン構造規格」に適合した移動式クレーンにより所定の場所に定置する。 (5)　廃棄物の定置後，廃棄物埋設地に空隙が残らないように，廃棄物間の空隙や廃棄物と仕切板の間の空隙に土砂を充填する。 (6)　埋設する廃棄物の種類は，機器等の解体撤去で発生する「金属」，建屋の解体撤去に伴って発生する「コンクリートガラ」及び「コンクリートブロック」であり，危険物等は埋設しない。 (7)　廃棄物の定置後，廃棄物上面には 0.2m 以上の中間覆土を施工する。中間覆土を施工した上面には再度廃棄物を定置する。定置と中間覆土の作業を繰り返し，最上段の中間覆土が 0.5m 以上となるように施工する。全ての区画の埋設が終了した後，埋設した放射性廃棄物が容易に露出しないように，地表面から 2m 以上となる盛土状の最終覆土を，周辺の土壌に比して透水性が大きくならないように施工する。	
5-16	3.3　附属施設 3.3.1 地下水位等監視設備	3.3　附属施設 3.3.1　地下水位等監視設備 廃棄物埋設地近傍及び周辺監視区域内に地下水観測のための地下水採取孔を設け，埋設した廃棄物に起因する放射性物質の埋設地から環境への移行状況，地下水の水位等を監視する。地下水採取孔には，地下水の水位観測のための水位計を設置する。 地下水位等監視設備の位置図を第 3.3.1 図に示す。	3.3　附属施設 3.3.1　地下水位等監視設備 本施設には，定期的な評価等に必要なデータを取得するため，測定項目を選定し，廃棄物埋設地近傍及び周辺監視区域内の適切な場所に地下水位等監視設備を設置する。 地下水位等監視設備の位置図を第 3.3.1 図に示す。 「添付書類三　3.1.1　地下水位」に示すとおり，敷地の地下水位等高線は，おおむね海岸線に平行で海側方向に低下してい	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		地下水中の放射性物質の監視については，地下水採取孔から地下水を採取し，試料分析関連設備（発電所共用）において放射性物質濃度を測定する。 主要な設備及び機器の種類は以下に示すとおりである。 (1)　地下水位等監視設備 ａ．地下水採取孔　一式 ｂ．水位計　一式 (2)　試料分析関連設備（発電所共用） ａ．放射能測定装置　一式	ることから，地下水は定常的に海側に向かって流動していると考えられる。このため，地下水位等監視設備の設置位置は，廃棄物埋設地近傍の地下水の上流側と下流側及び周辺監視区域内の適切な位置に設け，地下水の水位及び地下水中の放射性物質の濃度を監視及び測定する。 地下水位等監視設備では，現地に設置しているデータ記録装置にて定期的に地下水の水位の確認を行うとともに，地下水採取孔から定期的に地下水を採取し，発電所内の放射能測定装置にて地下水中の放射性物質の濃度を測定する。 主要な設備及び機器の種類は以下に示すとおりである。 (1)　地下水位等監視設備 ａ．地下水採取孔　一式 ｂ．地下水位監視装置　一式 (2)　試料分析関連設備（発電所共用） ａ．放射能測定装置　一式 (3)　気象観測設備 ａ．転倒ます型雨量計（発電所共用）　一式	・記載の充実 ・記載の適正化 ・記載の適正化
5-17	3.3.2 放射線管理施設	3.3.2　放射線管理施設 本施設に係る放射線管理を適切に実施するため，管理区域を設定し，放射線業務従事者等の出入管理ができるようにする。さらに，放射線業務従事者等の受ける線量当量を測定するための警報付の個人線量計（発電所共用）を備える。また，管理区域における外部放射線に係る線量当量を測定するために，積算線量計を配備する。 周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量の測定をモニタリングポイント（発電所共用）により行う。	3.3.2　放射線管理施設 (1)　放射線業務従事者等の出入管理を行う設備を設置し，管理区域への立入りを管理する。 (2)　放射線業務従事者等に警報付の個人線量計を着用させることで線量を測定し，個人被ばく線量を監視及び管理する。 (3)　廃棄物埋設地に埋設する廃棄物は，廃棄物を容器等に封入又は梱包した状態で取り扱うこととし，放射性物質の飛散を防止することから，汚染管理，除染等を行う施設は設置しない。 (4)　埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から廃止措置の開始の日の前日までの間において，直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による周辺環境における線量の影響を監視するため，周辺監視区域境界付近に積算線量計を設置する。 (5)　廃棄物埋設地に埋設する廃棄物は，廃棄物を容器等に封入又は梱包した状態で取り扱うこととし，操業に伴い周辺環境に放出される放射性物質は発生しないことから，周辺監視区域における放射性物質の濃度を監視及び測定する装置は設置しない。 (6)　埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間においては，廃棄物埋設地近傍及び周辺監視区域内に，また，埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間においては，廃棄物埋設地近傍に，廃棄物埋設地の外に漏出し生活環境に移行する放射性物質の濃度等を監視する	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		主要な設備及び機器の種類は以下に示すとおりである。 (1)　出入管理設備（発電所共用） ａ．出入管理装置　一式 (2)　個人管理用測定設備（発電所共用） ａ．個人線量計　一式 (3)　放射線監視設備 ａ．積算線量計　一式 ｂ．モニタリングポイント（発電所共用）　一式	ための地下水位等監視設備を設置し，地下水位を監視するとともに地下水を採取し，発電所内の放射能測定装置にて地下水中の放射性物質の濃度を測定できる設計とする。 (7)　監視及び測定設備は，測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度で監視及び測定できる設計とする。 (8)　放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため，管理区域において以下を実施し，線量当量率の測定結果を管理区域に立ち入る者が安全に認識できる場所に表示する。 ａ．管理区域境界に積算線量計を設置し，外部放射線に係る線量当量を測定する。 ｂ．管理区域内の作業環境を管理するため，放射線サーベイ機器にて線量当量率を測定する。 (9)　主要な設備及び機器の種類は以下に示すとおりである。 ａ．出入管理設備 (a)　出入管理装置　一式 ｂ．個人管理用測定設備 (a)　個人線量計　一式 ｃ．放射線監視設備 (a)　積算線量計　一式 (b)　放射線サーベイ機器　一式 ｄ．地下水位等監視設備 (a)　地下水採取孔　一式 (b)　地下水位監視装置　一式	・記載の充実 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	第 2.5.1 表　容器等への廃棄物の収納例 廃棄物：金属 容器等のイメージ： 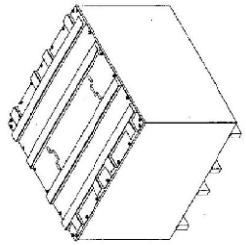 容器等の材質：鉄箱 炭素鋼 容器等の外寸（m）：約 1.4×約 1.4×約 1.1 廃棄物収納重量（t）：約 1.5 コンクリートブロック： 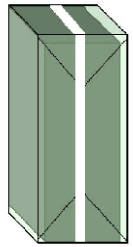 プラスチックシート ポリエチレン等 容器等の外寸（m）：約 0.7×約 0.9×約 0.9 廃棄物収納重量（t）：約 1.3 コンクリートガラ： 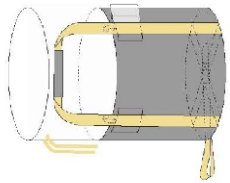 フンキシブルコンテナ ポリエチレン・ポリプロピレン等 容器等の外寸（m）：約 φ1.3×約 0.8 廃棄物収納重量（t）：約 1.0	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	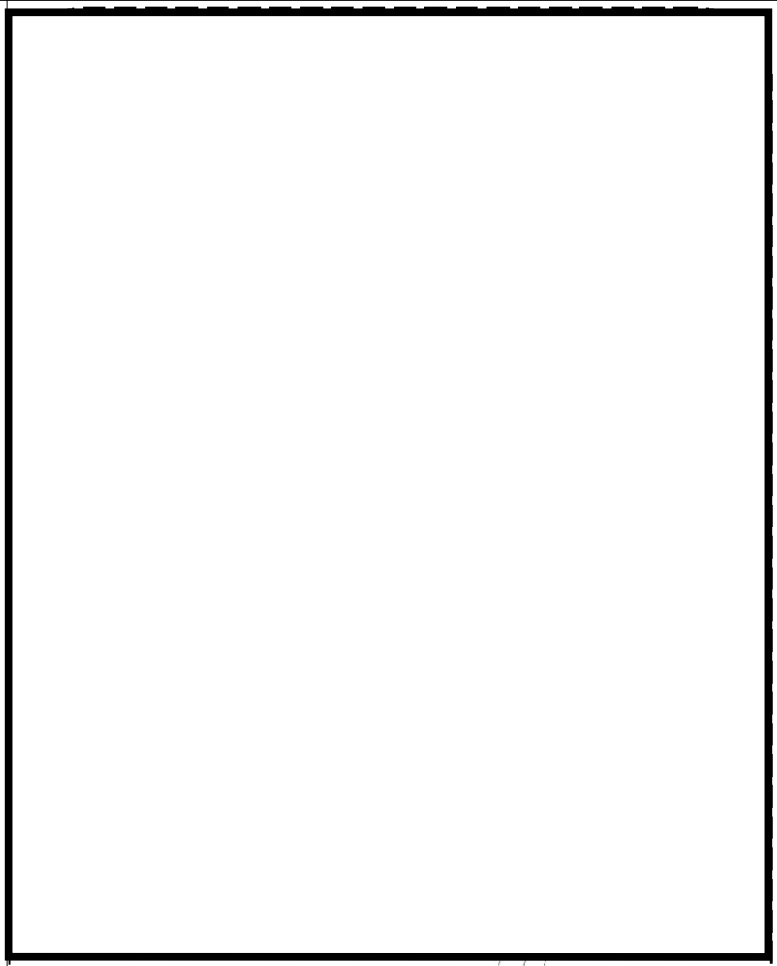 第 3.1.2 図　廃棄物埋設地配置図	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
5-19	第 3.2.1 図　廃物埋設地平面図	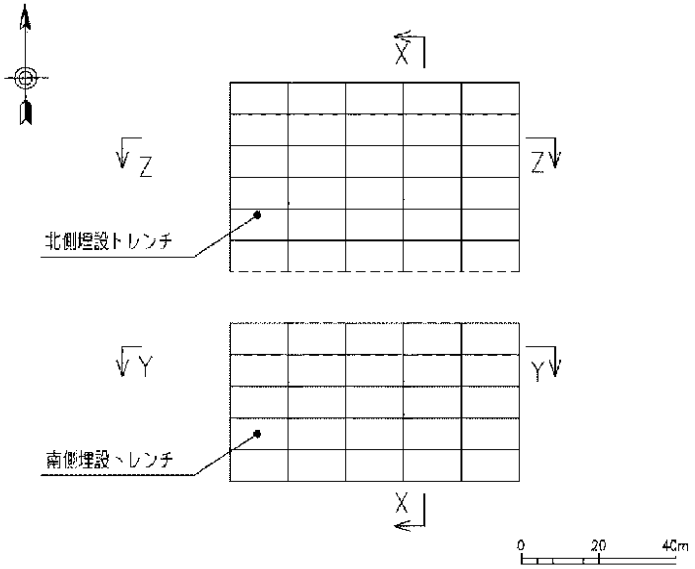 第 3.2.1 図　廃棄物埋設地平面図	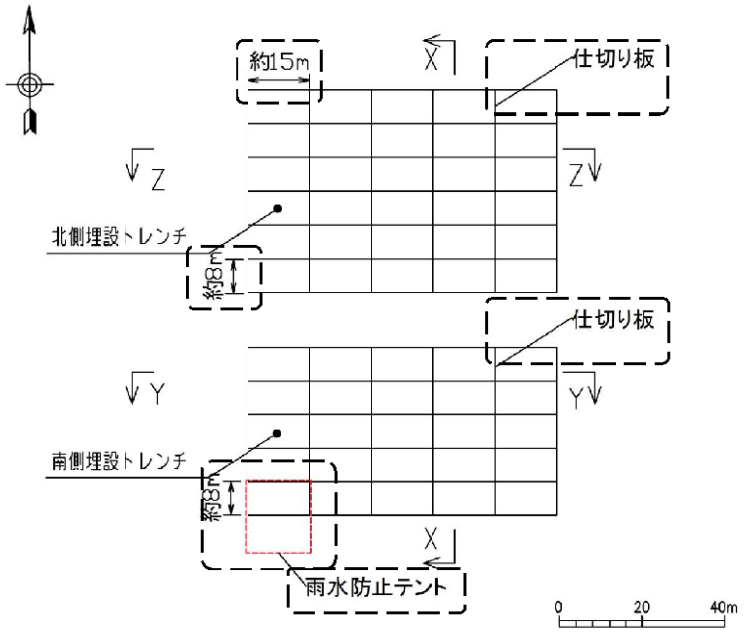 第 3.2.1 図　廃棄物埋設地平面図	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
5-20	第 3.2.2 図　廃棄物埋設地断面図	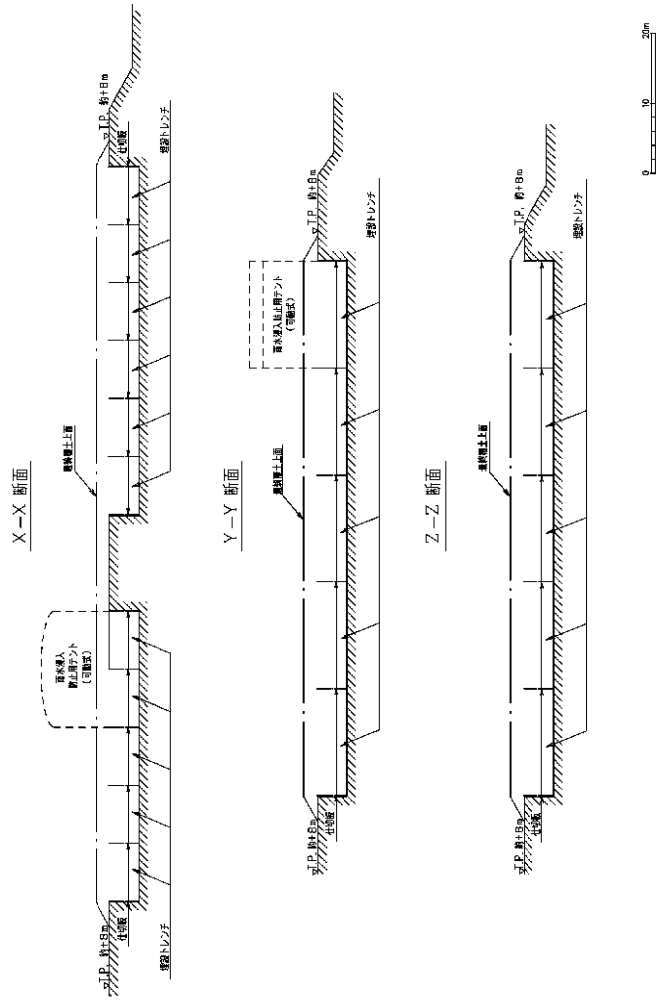 第 3.2.2 図　廃棄物埋設地断面図	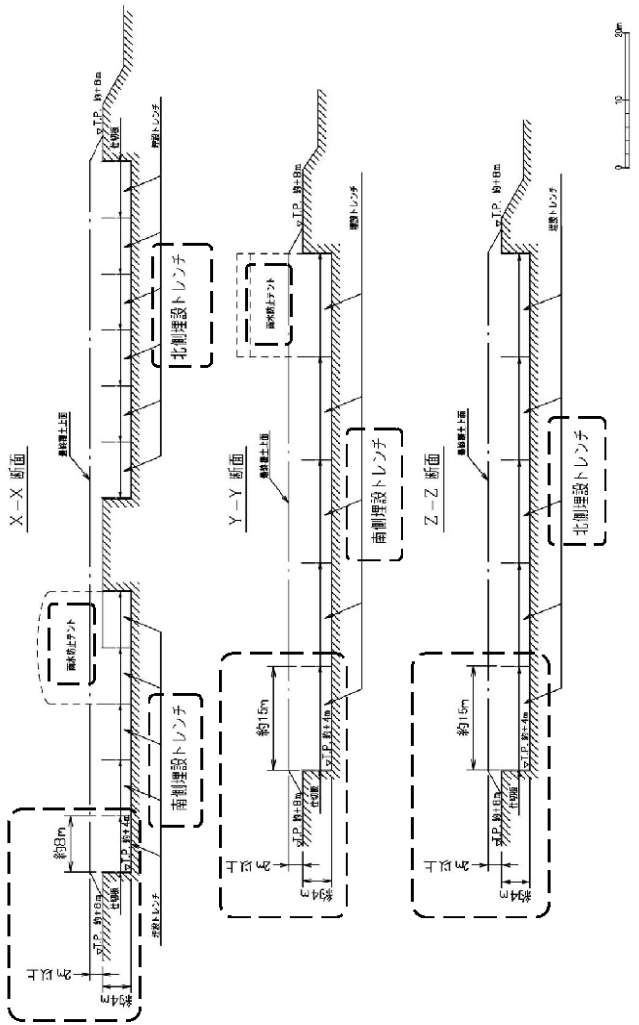 第 3.2.2 図　廃棄物埋設地断面図	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	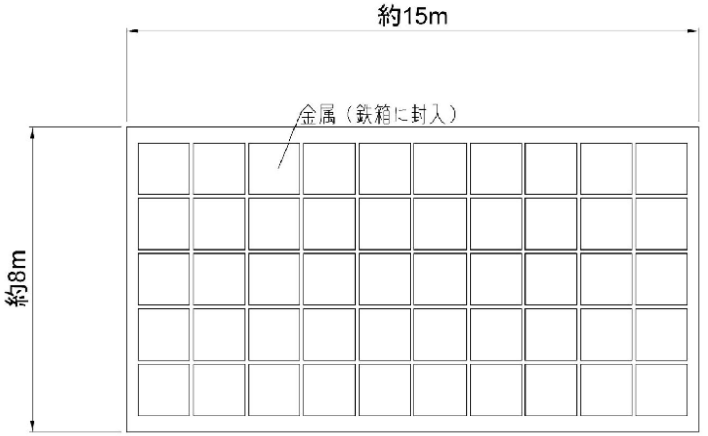 第 3.2.3 図(1)　埋設トレンチ 1 区画分の金属の定置例（平面図） 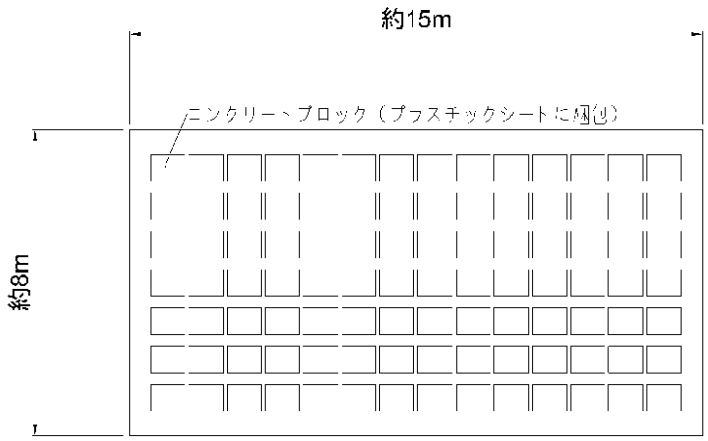 第 3.2.3 図(2)　埋設トレンチ 1 区画分のコンクリートブロックの定置例（平面図）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	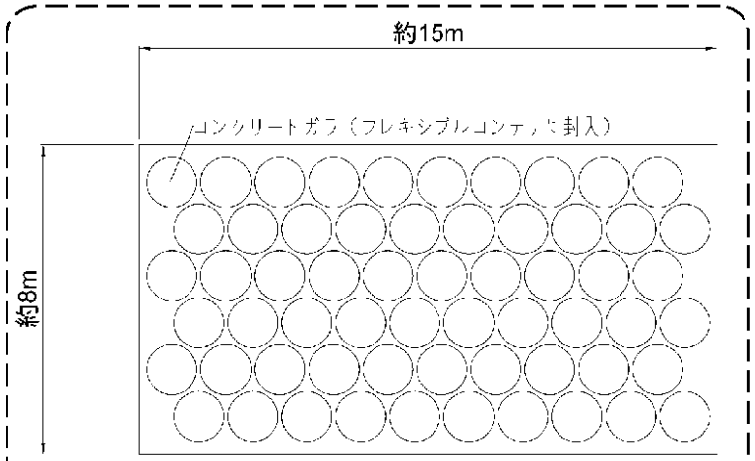 第 3.2.3 図(3)　埋設トレンチ 1 区画分のコンクリートガラの定置例	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	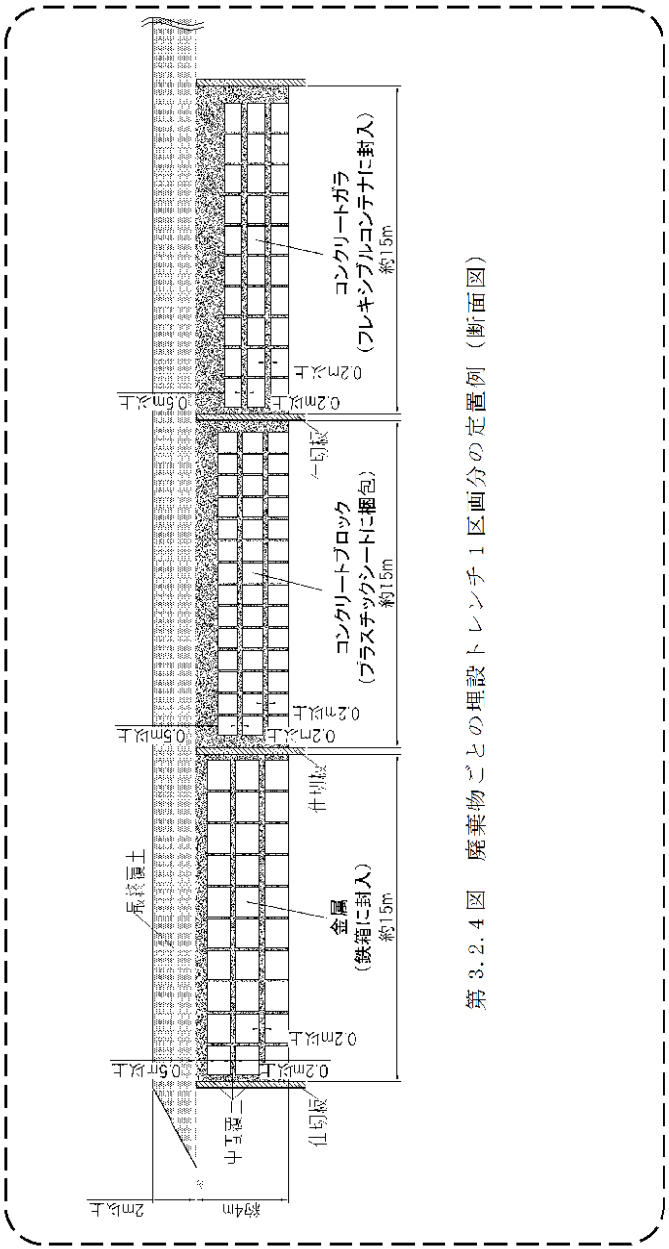 第 3.2.4 図　廃棄物ごとの埋設トレンチ 1 区画分の定置例（断面図）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-1	添付書類六 1.1　放射線管理の基本方針	1.　放射線管理 1.1　放射線管理の基本方針 廃棄物埋設事業の実施に当たっては，「原子炉等規制法」を遵守し，本施設に起因する放射性物質や放射線から周辺監視区域外の公衆及び放射線業務従事者等が，十分安全に防護されるように放射線防護対策を講ずる。 さらに，人の居住する可能性のある敷地外の公衆の受ける線量については，合理的に達成できる限り低くするように努める。	1.　放射線管理 1.1　放射線管理の基本方針 廃棄物埋設事業の実施に当たっては，「原子炉等規制法」を遵守し，本施設に起因する放射性物質や放射線から周辺監視区域外の公衆及び放射線業務従事者等が，十分安全に防護されるように放射線防護対策を講ずる。 さらに，人の居住する可能性のある敷地外の公衆の受ける線量については，合理的に達成できる限り低くするように努める。	
6-1	1.2　廃棄物埋設施設の放射線管理 1.2.1 管理区域等の設定	1.2　廃棄物埋設施設の放射線管理 1.2.1　管理区域等の設定 本施設は，「事業規則」，「第二種埋設許可基準規則」及び「線量告示」に基づいて，管理区域及び周辺監視区域を設定するとともに，出入管理等必要な措置を講ずる。 管理区域の範囲としては廃棄物埋設地が該当し，埋設作業の進捗に応じて管理区域に係る要件に該当する場所としない場所に分けられるため，埋設作業の進捗に合わせて管理区域に係る要件に該当する場所とそれに付随する場所のみを一時的な管理区域として設定して管理する。	1.2　廃棄物埋設施設の放射線管理 1.2.1　管理区域等の設定 本施設は，「事業規則」，「第二種埋設許可基準規則」及び「線量告示」に基づいて，管理区域及び周辺監視区域を設定するとともに，出入管理等必要な措置を講ずる。 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間において，管理区域の範囲を廃棄物埋設地及びその近傍とする。管理区域は，埋設作業の進捗に合わせて管理区域に係る要件に該当する場所とそれに付随する場所のみを一時的な管理区域として設定して管理する。埋設終了後は，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認し，管理区域の解除を行う。管理区域等の設定例を第 1.2.1 図に示す。	・記載の適正化 ・記載の充実
6-1	1.2.2 管理区域の管理	1.2.2　管理区域の管理 本施設は，容器に封入又は梱包した廃棄物を取り扱う施設であることから，放射性物質による汚染に対する管理を必要としない施設である。 管理区域については，「事業規則」に基づき柵等の区画物によって区画するほか，出入口には扉等を設置し施錠管理するとともに標識を設けることによって他の場所と区別する。管理区域内では，外部放射線に係る線量当量を測定する。 また，本施設の管理区域への放射線業務従事者等の出入管理手続きは，出入管理所（発電所共用）にて行う。	1.2.2　管理区域の管理 本施設は，「添付書類五　2.5 放射線防護に関する安全設計」に記載したとおり，金属は鉄箱，コンクリートブロックはプラスチックシート，コンクリートガラはフレキシブルコンテナに封入又は梱包した廃棄物を取り扱う施設であることから，放射性物質による汚染に対する管理を必要としない施設である。 管理区域については，「事業規則」に基づき柵等の区画物によって区画するほか，出入口には扉等を設置し施錠管理するとともに標識を設けることによって他の場所と区別する。管理区域内では，外部放射線に係る線量当量を測定する。 また，本施設の管理区域への放射線業務従事者等の出入管理手続きは，出入管理所（発電所共用）にて行う。	・記載の充実
6-2	1.2.3 周辺監視区域の管理	1.2.3　周辺監視区域の管理 本施設の周辺監視区域は，既に設定されている発電所の周辺監視区域を共用する。発電所の周辺監視区域は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」及び「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に基づき設定されていることから，「事業規則」及び「線量告示」の規定を満足している。	1.2.3　周辺監視区域の管理 本施設の周辺監視区域は，既に設定されている発電所の周辺監視区域を共用する。発電所の周辺監視区域は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」及び「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に基づき設定されていることから，「事業規則」及び「線量告示」の規定を満足している。	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		周辺監視区域は，柵及び標識によって区画し，周辺監視区域に業務上立入る者以外の立入りを制限する。 周辺監視区域境界付近に設置された既存のモニタリングポイントにおいて外部放射線に係る線量当量を定期的に測定する。	周辺監視区域は，柵及び標識によって区画し，周辺監視区域に業務上立入る者以外の立入りを制限する。 周辺監視区域境界付近に設置された既存のモニタリングポイントにおいて外部放射線に係る線量当量を定期的に測定する。	
6-2	1.2.4 廃棄物埋設地に係る監視	1.2.4　廃棄物埋設地に係る監視 廃棄物埋設地近傍に地下水位等監視設備を設け地下水を定期的に採取し，地下水中の放射性物質の濃度を測定することにより，放射性物質の周辺環境への移行状況を監視する。	1.2.4　廃棄物埋設地に係る監視 廃棄物埋設地近傍に地下水位等監視設備を設け地下水を定期的に採取し，地下水中の放射性物質の濃度を測定することにより，放射性物質の周辺環境への移行状況を監視する。	
6-2	1.2.5 放射線業務従事者の被ばく管理	1.2.5　放射線業務従事者の被ばく管理 放射線業務従事者の被ばく線量管理は，被ばく線量が法令の線量限度を超えないよう常に監視評価するとともに，合理的に達成できる限り低減し，無用の被ばくを避けるよう管理する。 管理区域に立入る者に対しては，個人線量計を携行させ，外部被ばくによる線量を測定する。	1.2.5　放射線業務従事者の被ばく管理 放射線業務従事者の被ばく線量管理は，被ばく線量が法令の線量限度を超えないよう常に監視評価するとともに，合理的に達成できる限り低減し，無用の被ばくを避けるよう管理する。 管理区域に立入る者に対しては，個人線量計を携行させ，外部被ばくによる線量を測定する。	
6-4	2.　放射性廃棄物処理設備	2.　放射性廃棄物処理設備 本施設に埋設する廃棄物は鉄箱及びフレキシブルコンテナ等に封入又はプラスチックシート等で梱包した状態で定置する。このため，気体，液体及び固体廃棄物が発生することはなく，放射性廃棄物処理設備は設置しない。	2.　放射性廃棄物処理設備 「添付書類五　2.5 放射線防護に関する安全設計」に記載したとおり，廃棄物埋設地では気体，液体及び固体廃棄物が発生しないため，放射性廃棄物処理設備は設置しない。	・記載の適正化
6-5	3.　廃棄物埋設 3.1　埋設する廃棄物	3.　廃棄物埋設 3.1　埋設する廃棄物 埋設する廃棄物は，東海発電所から発生する固体状の廃棄物であって，放射化又は放射性物質によって汚染された金属及びコンクリートである。これらの廃棄物は，「事業規則」別表第2の上欄に掲げる放射性物質の種類及び同下欄に掲げる放射能濃度，及び第8条第1項第3号に定める技術上の基準に適合するものである。 廃棄物の放射能濃度は「三　ハ　第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量」に示すとおりであり，また，表面線量当量率は300μSv／hを超えないものである。 (1)　金　属 金属は，機器や配管等の解体撤去等に伴って発生する廃棄物であり，鉄箱に封入して埋設する。鉄箱内に廃棄物を入れた後の空隙については，空隙をできるだけ低減するよう砂等を充填する。 (2)　コンクリートブロック コンクリートブロックは，建屋の解体に伴って発生するコ	3.　廃棄物埋設 3.1　埋設する廃棄物 埋設する廃棄物は，東海発電所から発生する固体状の廃棄物であって，放射化又は放射性物質によって汚染された金属及びコンクリートである。これらの廃棄物は，「事業規則」別表第2の上欄に掲げる放射性物質の種類及び同下欄に掲げる放射能濃度，及び第8条第1項第3号に定める技術上の基準に適合するものである。 廃棄物の放射能濃度は「三　ハ　第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量」に示すとおりであり，また，表面線量当量率は300μSv／hを超えないものである。 (1)　金　属 金属は，機器や配管等の解体撤去等に伴って発生する約6,100tの廃棄物であり，鉄箱に封入して埋設する。鉄箱内に廃棄物を入れた後の空隙については，空隙をできるだけ低減するよう砂等を充填する。 (2)　コンクリートブロック コンクリートブロックは，建屋の解体に伴って発生する約	・記載の充実 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		ンクリート廃棄物（鉄筋その他これに類するものを含む。）であり，その形状等に応じた適切な大きさに分割し，プラスチックシートに梱包して埋設する。 (3)　コンクリートガラ 　コンクリートガラは，コンクリートブロックの分割等に伴って発生するコンクリートの破片等であり，フレキシブルコンテナに封入して埋設する。	9,400t のコンクリート廃棄物（鉄筋その他これに類するものを含む。）であり，その形状等に応じた適切な大きさに分割し，プラスチックシートに梱包して埋設する。 (3)　コンクリートガラ 　コンクリートガラは，コンクリートのはつり等に伴い発生する約 500t のコンクリートの破片等であり，フレキシブルコンテナに封入して埋設する。 　これら廃棄物の容器等への収納例は「添付書類五　第 2.5.1 表　容器等への廃棄物の収納例」に記載したとおりである。	・記載の充実 ・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-6	3.2　廃棄物に含まれる主要な放射性物質の種類	3.2　廃棄物に含まれる主要な放射性物質の種類 (1)　考慮すべき放射性物質の抽出 核種ごとに半減期や生成量等を考慮し，放射能濃度が十分小さいと評価された核種を考慮すべき放射性物質から除外した。 その結果，被ばく評価による線量影響の割合を用いた核種選定の対象となる核種は 37 核種となった。 (2)　被ばく経路の選定 主要な核種の線量影響を評価する被ばく経路については，廃棄物埋設地及びその周辺で想定される公衆被ばくに関するシナリオごとに選定する。評価する被ばく経路については，「5. 管理期間終了後の評価」に示す基本シナリオ 5 種類及び基本シナリオと被ばく経路の違うシナリオ 2 種類の合計 7 種類とした。 (3)　主要な放射性物質の選定 (2) で選定された各被ばく経路について，(1) で絞り込んだ 37 核種を用いた被ばく線量評価を行い，各放射性物質の相対的な重要度を評価して選定した。	3.2　廃棄物に含まれる主要な放射性物質の種類 3.2.1　考慮すべき放射性物質の抽出 考慮すべき放射性物質は，線量告示等に示される核種の中から，半減期が 30 日以上の核種を選択し，計算コードの附属ライブラリ等を参考として選定した 149 核種について，放射能濃度が十分小さいと評価された核種を考慮すべき放射性物質から除外した。 その結果，被ばく評価による線量影響の割合を用いた核種選定の対象となる核種は 37 核種となった。 3.2.2　被ばく経路の選定 主要な核種の線量影響を評価する被ばく経路については，廃棄物埋設地及びその周辺で想定される公衆被ばくに関するシナリオごとに選定する。評価する被ばく経路については，「5. 管理期間終了後の評価」に示す基本シナリオ 4 種類及び基本シナリオと評価モデル等の違いにより相対的重要度が違うシナリオ 3 種類の合計 7 種類とした。評価する被ばく経路を，以下に示す。 ①海産物摂取シナリオ ②海産物摂取シナリオ（不確実性考慮） ③跡地利用建設シナリオ ④跡地利用居住シナリオ ⑤跡地利用家庭菜園シナリオ ⑥井戸水飲用摂取シナリオ ⑦跡地利用畜産物摂取シナリオ 3.2.3　主要な放射性物質の選定 「3.2.2 被ばく経路の選定」で選定された各被ばく経路について，「3.2.1 考慮すべき放射性物質の抽出」で絞り込んだ 37 核種を用いた被ばく線量評価を行い，各被ばく経路における対象核種の相対重要度を算出し，主要な放射性物質を選定する。 相対重要度については，各シナリオの被ばく線量の最大値との比で評価し，1%以上となる核種を主要な放射性物質として選定する。なお，被ばく線量の最大値が基準値に比べて十分に低いシナリオについては，他のシナリオに比べて重要度が低いと判断し，主要な放射性物質の選定の対象外とした。また，違うシナリオであっても，同じ評価式を用いるシナリオについては，相対重要度の結果が同じであることから，1 種類のシナリオのみを対象とした。 各シナリオの被ばく線量評価に用いる式は，「5.　管理期間終了後の評価」の各シナリオにおいて記載した式と同一とする。また，評価に用いるパラメータのうち選定した 37 核種ごとに設定する必要のあるパラメータについては，「ＪＡＥＡ	・記載の充実（以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	-Data/Code 2012-014」(1)，「浅地中トレンチ処分の安全評価手法：2013」(2) 及び点減衰核積分コードＱＡＤ－ＣＧＧＰ２Ｒ（以下「ＱＡＤコード」という。）による計算結果に基づき設定した値を使用し，その他のパラメータについては，「5. 管理期間終了後の評価」に記載したパラメータと同じ値を使用した。37 核種ごとに設定する必要のあるパラメータについて，第 3.2.1 表に示す。 (1)　海産物摂取シナリオ 本シナリオにおける被ばく線量評価の結果，被ばく線量が最大となる核種はＣ－14 となった。2 番目以降の核種の相対重要度は 1%未満となり，本シナリオでは 1 核種のみの選定とした。 本シナリオの被ばく線量評価結果及び核種ごとの相対重要度を第 3.2.2 表に示す。 (2)　海産物摂取シナリオ（不確実性考慮） 本シナリオにおける被ばく線量評価の結果，被ばく線量が最大となる核種はＣ－14 となった。2 番目以降の核種の相対重要度は 1%未満となり，本シナリオでは 1 核種のみの選定とした。 本シナリオの被ばく線量評価結果及び核種ごとの相対重要度を第 3.2.3 表に示す。 (3)　跡地利用建設シナリオ 本シナリオにおける被ばく線量評価の結果，被ばく線量が最大となる核種はＥｕ－152 となった。2 番目以降で相対重要度が 1%以上の核種はＣｏ－60，Ｃｓ－137 及びＥｕ－154 の 3 核種となり，本シナリオでは 4 核種を選定した。 本シナリオの被ばく線量評価結果及び核種ごとの相対重要度を第 3.2.4 表に示す。 (4)　跡地利用居住シナリオ 本シナリオにおける被ばく線量評価の結果，被ばく線量が最大となる核種はＥｕ－152 となった。2 番目以降で相対重要度が 1%以上の核種はＣｏ－60，Ｃｓ－137 及びＥｕ－154 の 3 核種となり，本シナリオでは 4 核種を選定した。 本シナリオの被ばく線量評価結果及び核種ごとの相対重要度を第 3.2.5 表に示す。 (5)　跡地利用家庭菜園シナリオ 本シナリオにおける被ばく線量評価の結果，被ばく線量が最大となる核種はＣｌ－36 となった。2 番目以降で相対重要度が 1%以上の核種はＳｒ－90，Ｃ－14 及びＨ－3 の 3 核種	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			となり，本シナリオでは 4 核種が選定された。 本シナリオの被ばく線量評価結果及び核種ごとの相対重要度を第 3.2.6 表に示す。 (6)　井戸水飲用摂取シナリオ 本シナリオは放射性物質の溶出率及び井戸の位置（廃棄物埋設地からの距離）により，被ばく線量評価結果が変動する。このため，パラメータスタディにより線量が最大となる溶出率を設定し，井戸の位置ごとに被ばく線量評価を実施した。 核種ごとの最大線量を用いて相対評価を実施した結果，被ばく線量が最大となる核種はＣ１－36 となった。2 番目以降で相対重要度が 1%以上の核種はＳｒ－90，Ｃ－14，Ｈ－3，Ｃａ－41 及びＥｕ－152 の 5 核種となった。 なお，廃棄物に含まれる放射性物質のα線は，その放射能量の測定において，核種ごとに区別することができないため，廃棄物に含まれるα線を放出する放射性物質の放射能量を合計した値を用いて，本施設の被ばく線量評価を実施することとしている。（以下，廃棄物に含まれるα線を放出する放射性物質の放射能量を合計した仮想的な核種を「全α」という。）これにより，全αの相対重要度が 1%以上となるため，全αを選定した。 よって，本シナリオでは 7 核種が選定された。 本シナリオの被ばく線量評価結果及び核種ごとの相対重要度を第 3.2.7 表に示す。 (7)　跡地利用畜産物摂取シナリオ 本シナリオにおける被ばく線量評価の結果，被ばく線量が最大となる核種はＣ１－36 となった。2 番目以降の核種の相対重要度は 1%未満となったが，Ｃ１－36 は汚染の寄与の大きい核種であり，除染の効果により放射能量が想定より低減される可能性があるため，保守的に 0.1%以上の核種であるＮｉ－63，Ｓｒ－90，Ｃ－14 及びＨ－3 の 4 核種を選定し，合計で 5 核種を選定した。 本シナリオの被ばく線量評価結果及び核種ごとの相対重要度を第 3.2.8 表に示す。	・記載の充実 （以下同じ）
		その結果，以下の 11 種類の放射性物質を選定した。 放射性物質（核種）の種類 Ｈ－3 Ｃ－14 Ｃ１－36	(8)　選定結果 以上の結果により，以下の 11 種類の放射性物質（核種）を選定した。 放射性物質（核種）の種類 Ｈ－3 Ｃ－14 Ｃ１－36	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		Ｃａ－41 Ｃｏ－60 Ｎｉ－63 Ｓｒ－90 Ｃｓ－137 Ｅｕ－152 Ｅｕ－154 全α	Ｃａ－41 Ｃｏ－60 Ｎｉ－63 Ｓｒ－90 Ｃｓ－137 Ｅｕ－152 Ｅｕ－154 全α なお，全αの総放射能量は，保守的にＰｏ，Ｒａ，Ａｃ，Ｔｈ，Ｐａ，Ｕ，Ｎｐ，Ｐｕ，Ａｍ，Ｃｍ及びＣｆのα線を放出する放射性核種の放射能量を合計した放射能量とした。	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-7	3.3　廃棄物埋設の方法	3.3　廃棄物埋設の方法 廃棄物の埋設は，廃棄物の定置，土砂の充填・覆土を繰り返し行う。なお，これらの作業は，公衆及び作業従事者の受ける外部放射線に係る線量の低減を考慮しながら行う。 (1)　廃棄物の定置 廃棄物の定置に先立ち，埋設する区画に雨水浸入防止用テント（可動式）等を設置し，雨水等の浸入を防止する。なお，埋設する区画内に雨水等が溜まっている場合には排水を行う。 廃棄物は，移動式クレーンにより 1 体ずつ輸送用のトラックから吊り上げ定置する。 1 段目の廃棄物の定置後，(2) 中間覆土を行い，中間覆土層の上に 2 段目の廃棄物の定置を行う。定置後は，再度 (2) を行い，複数段埋設する。 また，表面線量当量率が 10μSv／h を超える廃棄物は，1 段目（最下段）に定置し，廃棄物埋設地及び周辺監視区域外における外部放射線量の低減を図る。 (2)　中間覆土 廃棄物の定置後，廃棄物埋設地に空隙が残らないように，廃棄物間及び廃棄物と仕切板との間に土砂を充填する。その後，廃棄物の上面を土砂で覆い中間覆土層を設ける。なお，中間覆土層の厚さについては，最上段は 0.5m 以上，それ以外は 0.2m 以上とする。 (3)　最終覆土 全ての区画で廃棄物の定置及び最上段の中間覆土が終了した後，廃棄物埋設地を覆うように盛土状の覆土を施工する。その厚さは地表面から 2m 以上とする。	3.3　廃棄物埋設の方法 廃棄物の埋設は，廃棄物の定置，土砂の充填・覆土を繰り返し行う。なお，これらの作業は，公衆及び作業従事者の受ける外部放射線に係る線量の低減を考慮しながら行う。 (1)　廃棄物の定置 廃棄物の定置に先立ち，埋設する区画に雨水防止テント等を設置し，雨水等の浸入を防止する。なお，埋設する区画内に雨水等が溜まっている場合には排水を行う。 廃棄物は，移動式クレーンにより 1 体ずつ輸送用のトラックから吊り上げ定置する。 1 段目の廃棄物の定置後，(2) 中間覆土を行い，中間覆土層の上に 2 段目の廃棄物の定置を行う。定置後は，再度 (2) を行い，複数段埋設する。 また，表面線量当量率が 10μSv／h を超える廃棄物は，1 段目（最下段）にのみ定置し，廃棄物埋設地及び周辺監視区域外における外部放射線量の低減を図る。 (2)　中間覆土 廃棄物の定置後，廃棄物埋設地に空隙が残らないように，廃棄物間及び廃棄物と仕切板との間に土砂を充填する。その後，廃棄物の上面を土砂で覆い中間覆土層を設ける。なお，中間覆土層の厚さについては，最上段は 0.5m 以上，それ以外は 0.2m 以上とする。 (3)　最終覆土 全ての区画で廃棄物の定置及び最上段の中間覆土が終了した後，廃棄物埋設地を覆うように盛土状の覆土を施工する。その厚さは地表面から 2m 以上とする。	・記載の適正化 ・記載の適正化
6-8	3.4　段階的管理の計画	3.4　段階的管理の計画 「事業規則」に基づいて埋設保全区域を設定するとともに，廃棄物埋設地であること等の必要な事項を表示した立て札を設置する等の保全のための措置を講ずる。また，「事業規則」及び「第二種埋設許可基準規則」に基づいて，放射能の減衰に応じて本施設についての保安のために講ずべき措置を，段階的に適切な管理となるよう変更する。具体的には，以下に示す保安のための措置を各段階の必要性に応じて講ずる。 また，廃止措置の開始までの間 10 年を超えない期間ごと及び放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときは，本施設について最新の技術的知見等を踏まえて埋設した廃棄物による放射線の被ばく管理に関する評価（以下「定期的な評価等」という。）を行うとともに，評価結果を踏まえて保安のために必要な措置を講ずる。	3.4　段階的管理の計画 「事業規則」に基づいて埋設保全区域を設定するとともに，廃棄物埋設地であること等の必要な事項を表示した立札を設置する等の保全のための措置を講ずる。また，「事業規則」及び「第二種埋設許可基準規則」に基づいて，放射能の減衰に応じて本施設についての保安のために講ずべき措置を，段階的に適切な管理となるよう変更する。具体的には，以下に示す保安のための措置を各段階の必要性に応じて講ずる。 また，廃止措置の開始までの間 10 年を超えない期間ごと及び放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときは，本施設について最新の技術的知見等を踏まえて埋設した廃棄物による放射線の被ばく管理に関する評価（以下「定期的な評価等」という。）を行うとともに，評価結果を踏まえて保安のために必要な措置を講ずる。	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		(1)　廃棄物の受入れから埋設の終了まで 埋設段階では，埋設する廃棄物からの放射性物質の飛散を阻止するとともに，天然バリアにより放射性物質の移行を抑制する。また，周辺監視区域における外部放射線に係る線量当量の監視及び測定，並びに地下水中の放射性物質の濃度の監視及び測定を実施する。 なお，この段階の終了予定時期は，廃棄物の定置及び中間覆土，並びに最終覆土が完了し，覆土の安定性を確認した後とする。 この段階における保安のために必要な措置は，以下のとおりとする。 a．廃棄物の受入れに先立ち，周辺監視区域（第 3.4.1 区参照），管理区域及び埋設保全区域を設定する。 b．埋設保全区域には，標識を設ける等の方法によって他の場所と区別し，必要な事項を表示した立札を設置する等の保全のための措置を講ずる。 なお，埋設保全区域は廃棄物埋設地の保全のために特に管理を行う必要のある場所とし，第 3.4.2 図に示す範囲とする。 c．周辺監視区域における外部放射線に係る線量当量の監視及び測定，並びに地下水中の放射性物質濃度の監視及び測定を行う。 d．廃棄物埋設地における地下水の流向が一様に国道 245 線側から海側に向いていることから，地下水の上流側（国道 245 線側）と下流側（海側）に地下水位等監視設備を設け，地下水中の放射性物質濃度の監視及び測定を行う。 e．埋設・覆土した区画の巡視及び点検を行うとともに，覆土の安定状況を監視する。また，必要に応じて覆土の修復等の措置を講ずる。 f．定期的な評価等に必要な地下水の状況等を監視及び測定し，最新の技術的知見等を踏まえて被ばく管理に関する評価の見直しを行い，評価の結果を踏まえて保全のための必要な措置を講ずる。 (2)　埋設の終了から廃止措置の開始の前日まで 保全段階は，天然バリアにより放射性物質の生活環境への移行を抑制し，移行の状況を監視するとともに，特定の行為の禁止又は制約をするための措置を講ずる段階である。 移行の状況の監視については，埋設段階と同様の措置を継続して講ずる。 この段階の終了予定時期は，埋設の終了後 50 年以内を目安とする。 なお，廃棄物埋設事業の廃止に当たっては，「原子炉等規制法」に従い必要な措置を行う。	(1)　廃棄物の受入れから埋設の終了まで 埋設段階では，埋設する廃棄物からの放射性物質の飛散を防止するとともに，天然バリアにより放射性物質の移行を抑制する。また，周辺監視区域における外部放射線に係る線量当量の監視及び測定，並びに地下水中の放射性物質の濃度の監視及び測定を実施する。 なお，この段階の終了予定時期は，廃棄物の定置及び中間覆土，並びに最終覆土が完了し，覆土の安定性を確認した後とする。 この段階における保安のために必要な措置は，以下のとおりとする。 a．廃棄物の受入れに先立ち，周辺監視区域（第 3.4.1 図参照），管理区域及び埋設保全区域を設定する。 b．埋設保全区域には，標識を設ける等の方法によって他の場所と区別し，必要な事項を表示した立札を設置する等の保全のための措置を講ずる。 なお，埋設保全区域は廃棄物埋設地の保全のために特に管理を行う必要のある場所とし，第 3.4.2 図に示す範囲とする。 c．周辺監視区域における外部放射線に係る線量当量の監視及び測定，並びに地下水中の放射性物質濃度の監視及び測定を行う。 d．廃棄物埋設地における地下水の流向が一様に国道 245 号側から海側に向いていることから，地下水の上流側（国道 245 号側）と下流側（海側）に地下水位等監視設備を設け，地下水中の放射性物質濃度の監視及び測定を行う。 e．埋設・覆土した区画の巡視及び点検を行うとともに，覆土の安定状況を監視する。また，必要に応じて覆土の修復等の措置を講ずる。 f．定期的な評価等に必要な地下水の状況等を監視及び測定し，最新の技術的知見等を踏まえて被ばく管理に関する評価の見直しを行い，評価の結果を踏まえて保全のための必要な措置を講ずる。 (2)　埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日まで 保全段階は，天然バリアにより放射性物質の生活環境への移行を抑制し，移行の状況を監視するとともに，特定の行為の禁止又は制約をするための措置を講ずる段階である。 移行の状況の監視については，埋設段階と同様の措置を継続して講ずる。 この段階の終了予定時期は，埋設の終了後 50 年以内を目安とする。 なお，廃棄物埋設事業の廃止に当たっては，「原子炉等規制法」に従い必要な措置を行う。	・記載の適正化 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		この段階における保安のために必要な措置は，以下のとおりとする。 ａ．埋設段階で設定した埋設保全区域を継続して維持する。また，廃棄物埋設地全体の最終覆土が完了後，周辺監視区域を廃止する。 ｂ．埋設保全区域の巡視及び点検を行うとともに，覆土や柵及び立札等が維持されていること等を監視する。また，必要に応じて修復等の措置を講ずる。 ｃ．廃棄物埋設地近傍における地下水中の放射性物質濃度の監視及び測定を行う。 ｄ．定期的な評価等に必要な地下水の状況等を監視及び測定し，最新の技術的知見等を踏まえて被ばく管理に関する評価の見直しを行い，評価の結果を踏まえて保全のための必要な措置を講ずる。	この段階における保安のために必要な措置は，以下のとおりとする。 ａ．埋設段階で設定した埋設保全区域を継続して維持する。また，廃棄物埋設地全体の最終覆土が完了後，周辺監視区域を廃止する。 ｂ．埋設保全区域の巡視及び点検を行うとともに，覆土や柵及び立札等が維持されていること等を監視する。また，必要に応じて修復等の措置を講ずる。 ｃ．廃棄物埋設地近傍における地下水中の放射性物質濃度の監視及び測定を行う。 ｄ．定期的な評価等に必要な地下水の状況等を監視及び測定し，最新の技術的知見等を踏まえて被ばく管理に関する評価の見直しを行い，評価の結果を踏まえて保全のための必要な措置を講ずる。	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-11	4.　平常時評価 4.1　基本的考え方	4.　平常時評価 4.1　基本的考え方 平常時における廃棄物埋設地からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線により公衆の受ける線量が，廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行により公衆の受ける線量を含め，法令に定める線量限度を超えないことはもとより，合理的に達成できる限り十分に低い，年間50μSv以下となるようにする。 また，平常時の廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行により公衆の受ける線量は，「5.2.1.1海産物摂取シナリオの評価」及び「5.2.1.2海岸活動シナリオの評価」と同様の評価である。	4.　平常時評価 4.1　基本的考え方 平常時における廃棄物埋設地からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線により公衆の受ける線量が，廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行により公衆の受ける線量を含め，法令に定める線量限度を超えないことはもとより，合理的に達成できる限り十分に低い，年間50μSv以下となるようにする。	・記載の適正化
6-11	4.2　直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく評価	4.2　直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく評価 (1)　スカイシャインガンマ線評価の廃棄物埋設地に係る状態設定 定置される廃棄物からのスカイシャインガンマ線による線量計算に当たっては，埋設の進捗状況に応じた状態を設定し計算することとする。 廃棄物埋設地は，南側25区画と北側30区画に分離して設置する。 評価においては，以下の条件を設定した。 ・区画の最上段の中間覆土終了から次の区画の定置開始までの期間は考慮せず，常に定置が行われている状態とする。 ・南側25区画を対象とした評価に当たっては，1区画が定置中で残りの24区画で埋設が終了し最上段の中間覆土が施工された状態とし，その状態が25区画分継続すると仮定し線量を評価する。なお，北側30区画は廃棄物が定置されていない状態とする。 ・北側30区画を対象とした評価に当たっては，1区画が定置中で残りの29区画及び南側25区画で埋設が終了し最上段の中間覆土が施工された状態とし，その状態が30区画分継続すると仮定し線量を評価する。 ・評価地点から周辺監視区域境界（評価点）までの距離は，区画端部から周辺監視区域境界までの距離が最も短い150mを，全ての区画及び全ての廃棄物に適用する。	4.2　直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく評価	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		(2)　スカイシャインガンマ線評価の廃棄物に係る状態設定 表面線量当量率が10μSv／h～300μSv／hの廃棄物は最下段に埋設し，評価上は表面線量当量率を300μSv／hと設定する。その対象廃棄物は金属（鉄箱）が150個（最下段3区画分），コンクリートブロック126個（最下段1区画分）及びコンクリートガラ（フレキシブルコンテナ）60個（最下段1区画分）とし，集中して埋設するとして評価する。それ以外の廃棄物の表面線量当量率は全て10μSv／h以下となるため，表面線量当量率を10μSv／hと設定して評価する。また，放射能濃度については，表面線量当量率に相当する放射線が全てＣｏ－60のガンマ線エネルギースペクトルと仮定した放射能濃度を設定する。 (3)　スカイシャインガンマ線の計算 廃棄物埋設地におけるスカイシャインガンマ線による実効線量率の計算方法は，区画の地表面を結合点として1次元輸送計算コード（ＡＮＩＳＮ）とガンマ線1回散乱線計算コード（Ｇ３３―ＧＰ２Ｒ）を以下のように組み合わせて計算する。 ａ．区画の地表面におけるガンマ線の角度束をＡＮＩＳＮで算出する。 ｂ．区画の地表面を点線源として，ａ．で求めたガンマ線の角度束をＧ３３―ＧＰ２Ｒに入力し，単位面積当たりのスカイシャインガンマ線の実効線量率を算出する。 ｃ．ｂ．で求めた単位面積当たりの実効線量率にガンマ線の放出面積を乗じてスカイシャインガンマ線の実効線量率を算出する。 なお，線量計算においては，全ての区画に金属のみを埋設した場合，コンクリートブロックのみを埋設した場合及びコンクリートガラのみを埋設した場合について，10μSv／hの廃棄物を埋設する場合，300μSv／hの廃棄物を埋設する場合及び埋設済みの区画からの寄与を計算し，それぞれの最大値を合計した。 (4)　直接ガンマ線の廃棄物埋設地に係る状態設定 直接ガンマ線については，廃棄物定置後は土壁が遮蔽となり線量にはほとんど寄与しないため，移動式クレーンにより吊り上げてから埋設されるまでの時間を評価対象とする。評価対象時間は，廃棄物1体当たり20分と設定する。 また，全ての廃棄物が周辺監視区域境界との距離が最短となる位置で埋設されると仮定し，距離を150mと設定する。 (5)　直接ガンマ線の廃棄物に係る状態設定 (2)スカイシャインガンマ線評価の廃棄物に係る状態設定と同様に設定する。 ただし，直接ガンマ線については廃棄物単位で評価するこ	4.2.1　廃棄物に係る状態設定 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価を行う際の線源（廃棄物）の表面線量当量率については，10μSv／h以上で300μSv／h以下の廃棄物（以下「300μSv／h廃棄物」という。）の表面線量当量率を300μSv／h，10μSv／h未満の廃棄物（以下「10μSv／h廃棄物」という。）の表面線量当量率を10μSv／hと設定した。 廃棄物の表面線量当量率と相当する廃棄物重量及び廃棄物個数について第4.2.1表に示す。	・記載の充実 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		とから，廃棄物種類ごとの形状を考慮して計算する。		・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	4.2.2　評価点までの距離と評価時間の設定 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の被ばく線量評価に用いる距離は，廃棄物埋設地から周辺監視区域境界まで最短距離にある場所（以下「評価点」という。）とし，評価対象者は，評価点に年間を通じて留まっていると仮定する。 廃棄物埋設地から評価点までの最短距離は，図面上で約157mであるため，実設計上の不確かさを考慮して保守的に150mと設定する。なお，埋設区画ごとに評価点までの距離が異なるが，保守的に全ての区画の評価において廃棄物埋設地から評価点までの距離である150mを使用する。 また，評価点付近は，標高がT.P.約＋7m～9m(3)と傾斜のある地形であるため，評価上の保守性を考慮して評価点の標高を設定する。直接ガンマ線を評価する場合は，標高差がない方が保守的なためT.P.＋8mに設定し，スカイシャインガンマ線を評価する場合は，標高が高い方が保守的なためT.P.＋10mと設定する。 廃棄物埋設地と評価点の位置関係について第4.2.1図に示す。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	4.2.3　廃棄物埋設地に係る状態設定 廃棄物からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による線量計算に当たっては，埋設の進捗状況に応じた状態を設定し計算する。 廃棄物埋設地は，南側25区画と北側30区画に分けられるが，評価においては，南北の区画において区別することなく，合計した55区画で評価を実施する。 4.2.3.1　廃棄物埋設に係る基本的な手順 本施設における廃棄物埋設の基本的な手順は以下のとおりである。 ①区画の1段目に廃棄物を定置する。 ・輸送トラックにより輸送されてきた廃棄物を受け入れる。 ・移動式クレーンにより輸送トラック上の廃棄物を吊り上げる。 ・移動式クレーンにより廃棄物を廃棄物埋設地の所定の位置に定置する。 ・上記3つの手順を，1段分繰り返す。 ②区画の1段目に隙間の砂充填と中間覆土を施工する。 ・廃棄物と仕切板の間及び廃棄物間の隙間に砂を充填する。 ・廃棄物の上面に中間覆土を施工する。 ③次の段に移り，①及び②の手順を同様に繰り返す。 ④最上段の中間覆土が終了するまで，上記手順を繰り返す。最上段の中間覆土の終了をもって，当該区画の埋設を終了する。 ⑤次の区画に移り，上記①～④の手順を繰り返す。55区画分の埋設が終了するまで同様に実施する。55区画分が終了した後，55区画を覆うように最終覆土を施工する。最終覆土の施工が終了したことをもって，本施設の埋設に係る手順は全て終了となる。 なお，300μSv／h廃棄物は，周辺環境への線量影響を低減するために，区画の1段目（最下段）にのみ定置する。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	4.2.3.2　直接ガンマ線評価に係る状態設定 直接ガンマ線の評価は，廃棄物からのガンマ線が評価対象者に直接到達する場合の被ばく線量を評価するものであることから，廃棄物が地表面より上で取り扱われている状態を対象として評価する。 「4.2.3.1 廃棄物埋設に係る基本的な手順」に記載した各状態において，廃棄物が地表面より上で取り扱われている状態は，廃棄物が廃棄物埋設地で受け入れられてから定置されるまでであり，その作業に係る時間を廃棄物 1 個当たりで設定する。 4.2.3.2.1　直接ガンマ線評価に係る廃棄物種類ごとの評価時間の設定 廃棄物種類ごとの1日当たりの作業計画を基に，評価時間を以下のように設定する。 (1)　金属 金属は，鉄箱に封入した後，輸送トラック1台に1個積載し輸送される。廃棄物埋設地で受け入れてから移動式クレーンで定置するまでの時間は1個当たり10分程度と評価し，1日当たり最大で30個定置可能と想定している。 直接ガンマ線評価に係る時間の設定は，現場作業の時間遅れ等を考慮し，コンクリートブロック及びコンクリートガラの設定と同様に20分に設定する。 (2)　コンクリートブロック コンクリートブロックは，プラスチックシートで梱包した後，輸送トラック1台に2個積載し輸送される。廃棄物埋設地で受け入れてから移動式クレーンで定置するまでの時間は2個で15分程度と評価し，1日当たり最大で60個定置可能と想定している。 直接ガンマ線評価に係る時間の設定は，現場作業の時間遅れ等を考慮し1個当たり20分に設定する。 (3)　コンクリートガラ コンクリートガラは，フレキシブルコンテナに封入した後，輸送トラック1台に2個積載し輸送される。廃棄物埋設地で受け入れてから移動式クレーンで定置するまでの時間は2個で15分程度と評価し，1日当たり最大で60個定置可能と想定している。 直接ガンマ線評価に係る時間の設定は，現場作業の時間遅れ等を考慮し1個当たり20分に設定する。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	4.2.3.2.2　直接ガンマ線評価に係る廃棄物種類ごとの年間工程 廃棄物種類ごとの1区画当たりの作業計画を第4.2.2図に，区画内の廃棄物高さ及び中間覆土厚さを第4.2.3図に示すとともに，この作業計画及び中間覆土厚さを基にした年間の評価時間の設定を以下に示す。 (1)　金属 金属は，鉄箱に収納し1段に50個埋設する。「4.2.3.2.1 直接ガンマ線評価に係る廃棄物種類ごとの評価時間の設定」に記載したとおり，鉄箱は1日当たり30個定置可能であるため，1段の定置は2日で終了する想定である。その後，隙間の砂充填及び中間覆土に3日で，1段の埋設終了まで合計5日と評価している。 3段目（最上段）の中間覆土は0.5m以上となるため隙間充填と合わせて4日と評価している。よって，1区画の埋設終了まで16日必要となる。これに雨水防止テントの移動等を考慮して1区画の全ての作業が終了するまで20日（約1か月）と評価しており，年間12区画の埋設が可能と想定している。 (2)　コンクリートブロック コンクリートブロックは，プラスチックシートで梱包し，標準体の場合1段に98個埋設する。「4.2.3.2.1 直接ガンマ線評価に係る廃棄物種類ごとの評価時間の設定」に記載したとおり，コンクリートブロックは1日当たり60個定置可能であるため，1段の定置は2日で終了する想定である。その後，隙間の砂充填及び中間覆土に3日で，1段の埋設終了まで合計5日と評価している。 3段目（最上段）の中間覆土は0.5m以上（廃棄物種類ごとの高さの差を考慮した場合は1m以上）となるため隙間充填と合わせて6日と評価している。これらより，1区画の埋設終了まで18日必要となる。これに雨水防止テントの移動等を考慮して1区画の全ての作業が終了するまで20日（約1か月）と評価しており，年間12区画の埋設が可能と想定している。 (3)　コンクリートガラ コンクリートガラは，フレキシブルコンテナに収納し，1段に60個埋設する。「4.2.3.2.1 直接ガンマ線評価に係る廃棄物種類ごとの評価時間の設定」に記載したとおり，コンクリートガラは1日当たり60個定置可能であるため，1段の定置は1日で終了する想定である。その後，隙間の砂充填及び中間覆土に3日で，1段の埋設終了まで合計4日と評価している。 3段目（最上段）の中間覆土は0.5m以上（廃棄物種類ごとの高さの差を考慮した場合は1.3m以上）となるため隙間	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	充填と合わせて 7 日と評価している。よって，1 区画の埋設終了まで 16 日必要となる。これに雨水防止テントの移動等を考慮して 1 区画の全ての作業が終了するまで 20 日（約 1 か月）と評価しており，年間 12 区画の埋設が可能と想定している。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	4.2.3.2.3　直接ガンマ線評価に係る廃棄物個数の設定 (1)　金属 「4.2.3.2.2 直接ガンマ線評価に係る廃棄物種類ごとの年間工程」に記載したとおり，年間 12 区画の埋設が可能であること及び1段に50個，1区画3段で150個埋設することから，年間1,800個埋設可能である。 10μSv／h廃棄物は，第4.2.1表に示すとおり合部で3,950個埋設する予定であることから，1年間通して埋設することが想定される。したがって，10μSv／h廃棄物の年間最大埋設個数を1,800個に設定する。 300μSv／h廃棄物は，第4.2.1表に示すとおり全部で150個埋設する予定であることから，1年間で150個全てを埋設することが可能である。したがって，300μSv／h廃棄物の年間最大埋設個数を150個に設定する。 (2)　コンクリートブロック 「4.2.3.2.2 直接ガンマ線評価に係る廃棄物種類ごとの年間工程」に記載したとおり，年間 12 区画の埋設が可能であること及び標準体で1段に98個，1区画3段で294個埋設することから，年間3,528個埋設可能である。しかし，標準体の1段の最大埋設個数が126個であることから，ここでは保守的に1段126個，1区画3段で378個埋設し，年間12区画で4,536個埋設可能とする。 10μSv／h廃棄物は，第4.2.1表に示すとおり合部で7,252個埋設する予定であることから，1年間通して埋設することが想定される。したがって，10μSv／h廃棄物の年間最大埋設個数を4,536個に設定する。 300μSv／h廃棄物は，第4.2.1表に示すとおり埋設しない予定であるが，ここでは保守的に1段分の126個を300μSv／h廃棄物の年間最大埋設個数として設定する。 (3)　コンクリートガラ 「4.2.3.2.2 直接ガンマ線評価に係る廃棄物種類ごとの年間工程」に記載したとおり，年間 12 区画の埋設が可能であること及び1段に60個，1区画3段で180個埋設することから，年間2,160個埋設可能である。 10μSv／h廃棄物は，第4.2.1表に示すとおり全部で420個埋設する予定であることから，1年間通して埋設することはないが，ここでは保守的に1年間通して埋設する場合を仮定する。したがって，10μSv／h廃棄物の年間最大埋設個数を2,160個に設定する。 300μSv／h廃棄物は，第4.2.1表に示すとおり埋設しない予定であるが，ここでは保守的に1段分の60個を300μSv／h廃棄物の年間最大埋設個数として設定する。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	4.2.3.2.4　定置した廃棄物からの直接ガンマ線 評価点は第4.2.1図に示すとおり，敷地の西方約150mの地点である。埋設区画は東西方向に15mであり，最上段の中間覆土を0.5m以上としていることから，評価点が埋設地より5m高い場合に直視が可能である。評価点と埋設地の標高差は約2mであるため，評価点において3m以上の高さが必要である。評価点付近は，国道245号沿いで建物等が無いことから，評価点から廃棄物を直視できないため，定置した廃棄物からの直接ガンマ線を考慮する必要はない。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	4.2.3.3　スカイシャインガンマ線評価に係る状態設定 スカイシャインガンマ線の評価は，廃棄物からのガンマ線が上空の空気で反射し評価対象者に到達する場合の被ばく線量を評価するものであるため，定置した廃棄物が対象となる。 したがって，線源となる廃棄物の状態及び遮蔽となる廃棄物と中間覆土の状態を設定して影響を評価する。 4.2.3.3.1　スカイシャインガンマ線評価に係る廃棄物種類ごとの遮蔽条件の設定 設計上の廃棄物種類ごとの廃棄物高さ及び中間覆土厚さに基づき，スカイシャインガンマ線評価に用いる廃棄物高さ及び中間覆土厚さの設定の考えを以下に示すとともに，設定した値を第4.2.3図に示す。 (1)　金属 金属は，1.35m×1.35m×高さ 1.065m の大きさの鉄箱に封入して埋設する予定である。1段の個数は50個で，1区画に3段埋設する。中間覆土の厚さは遮蔽を考慮して，1段目及び2段目が0.2m以上，3段目（最上段）が0.5m以上と設計している。 以上より，スカイシャインガンマ線評価に係る高さの設定は，廃棄物高さを1.065m，1段目及び2段目の中間覆土高さを0.2m，3段目（最上段）の中間覆土高さを0.5mに設定する。 (2)　コンクリートブロック コンクリートブロックは，標準体で0.7m×0.9m×高さ0.9mの大きさに切り出した後，プラスチックシートで梱包して埋設する予定である。標準体の場合の1段の個数は98個で，1区画に3段埋設する。中間覆土の厚さは遮蔽を考慮して，1段目及び2段目が0.2m以上，3段目（最上段）が0.5m以上と設計している。 以上より，スカイシャインガンマ線評価に係る高さの設定は，廃棄物高さを標準体の高さ0.9m，1段目及び2段目の中間覆土高さを0.2m，3段目（最上段）の中間覆土高さを0.5mに設定する。 (3)　コンクリートガラ コンクリートガラは，直径1.3m×高さ0.8mの大きさのフレキシブルコンテナに収納して埋設する予定である。1段の個数は60個で，1区画に3段埋設する。中間覆土の厚さは遮蔽を考慮して，1段目及び2段目が0.2m以上，3段目（最上段）が0.5m以上と設計している。 以上より，スカイシャインガンマ線評価に係る高さの設定は，廃棄物高さを0.8m，1段目及び2段目の中間覆土高さを0.2m，3段目（最上段）の中間覆土の高さを0.5mに設定する。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	4.2.3.3.2　スカイシャインガンマ線評価に係る廃棄物及び遮蔽の状態設定 埋設区画における作業をその状態ごとに分類すると「4.2.3.2.2 直接ガンマ線評価に係る廃棄物種類ごとの年間工程」に記載した内容から，廃棄物の定置作業，隙間の砂充填作業，中間覆土作業及び雨水防止テントの移動等のその他の作業に分けられる。状態設定においては，以下のとおり保守性を考慮して設定する。以下の状態設定ごとのイメージ図を第4.2.4図にそれぞれ示す。 (1)　1段目の定置作業中 1段目の定置作業中の状態は，廃棄物は保守的に全数定置されていると設定する。 この状態の評価を「①1段目廃棄物からの影響評価：1段目定置中」とする。 (2)　1段目の砂充填及び中間覆土作業中 1段目の隙間の砂充填作業及び中間覆土作業の状態は，1段目の廃棄物は全数定置されており，中間覆土は保守的にないものと設定する。 この状態の評価を「②1段目廃棄物からの影響評価：1段目中間覆土中」とする。 (3)　2段目の定置作業中 2段目の廃棄物は，放射線源になる場合と1段目の廃棄物の遮蔽になる場合では保守性が逆になるため別々に設定する。したがって，2段目の定置作業中の状態は，放射線源になる場合は保守的に全数定置されているものと設定し，遮蔽になる場合は保守的に定置されていないものと設定する。 この状態の評価を「⑧2段目廃棄物からの影響評価：2段目定置中」及び「③1段目廃棄物からの影響評価：2段目定置中」とする。 (4)　2段目の砂充填及び中間覆土作業中 2段目の隙間の砂充填作業及び中間覆土作業の状態は，1段目の廃棄物は全数定置されており，中間覆土は保守的にないものと設定する。 評価においては，1段目及び2段目廃棄物からの影響を別々に評価し加算するため，この状態の評価を「④1段目廃棄物からの影響評価：2段目中間覆土中」及び「⑨2段目廃棄物からの影響評価：2段目中間覆土中」とする。 (5)　3段目の定置作業中 3段目の定置作業においては，「(3)　2段目の定置作業中」と同様に放射線源になる場合は全数定置されているものと設定し，遮蔽になる場合は定置されていないものと設定する。 この状態の評価を「⑬3段目廃棄物からの影響評価：3段	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	目定置中」,「⑤1段目廃棄物からの影響評価：3段目定置中」及び「⑩2段目廃棄物からの影響評価：3段目定置中」とする。 (6)　3段目の砂充填及び中間覆土作業中 3段目の隙間の砂充填作業及び中間覆土作業の状態は，1段目，2段目及び3段目の廃棄物は全数定置されており，中間覆土は保守的にないものと設定する。 評価においては，1段目，2段目及び3段目廃棄物からの影響を別々に評価し加算するため，この状態の評価を「⑥1段目廃棄物からの影響評価：3段目中間覆土中」,「⑪2段目廃棄物からの影響評価：3段目中間覆土中」及び「⑭3段目廃棄物からの影響評価：3段目中間覆土中」とする。 (7)　雨水防止テントの移動等のその他の作業 雨水防止テントの移動等のその他の作業の状態は，3段目の中間覆土が終了している状態であるが，保守的に3段目の中間覆土がないものと設定するため，「(6)　3段目の砂充填及び中間覆土作業中」と同様の状態に設定する。 (8)　3段目の中間覆土作業終了後 3段目の中間覆土作業終了後の状態は，廃棄物は全数定置及び全中間覆土施工済みの状態と設定する。 評価においては，1段目，2段目及び3段目廃棄物からの影響を別々に評価し加算するため，この状態の評価を「⑦1段目廃棄物からの影響評価：3段目中間覆土終了後」,「⑫2段目廃棄物からの影響評価：3段目中間覆土終了後」及び「⑮3段目廃棄物からの影響評価：3段目中間覆土終了後」とする。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	4.2.3.3.3　スカイシャインガンマ線評価に係る廃棄物個数の設定 コンクリートブロックの1段当たりの廃棄物個数は標準体の場合98個を予定しているが，廃棄物同士の間隔を狭くすることにより，最大126個埋設可能であるため，評価上は保守的に標準体の最大埋設個数である126個に設定する。 鉄箱及びフレキシブルコンテナの1段当たりの廃棄物個数は容器の大きさに応じて，それぞれ50個及び60個に設定する。 なお，300μSv／h廃棄物は区画の1段目（最下段）にのみ埋設することとしていることから，1段目（最下段）に300μSv／h廃棄物を埋設する場合について，その寄与を計算する。したがって，「4.2.3.3.2 スカイシャインガンマ線評価に係る廃棄物及び遮蔽の状態設定」に示した，「①1段目廃棄物からの影響評価：1段目定置中」から「⑦1段目廃棄物からの影響評価：3段目中間覆土終了後」について評価する。 評価する区画数は，金属は300μSv／h廃棄物の個数である150個に合わせて，3区画分評価する。コンクリートブロック及びコンクリートガラは埋設しない予定であるが，保守的に1区画分を評価する。 4.2.3.3.4　スカイシャインガンマ線評価に係る年間作業日数の設定 埋設区画1区画当たりの埋設に必要な日数は，「4.2.3.2.2 直接ガンマ線評価に係る廃棄物種類ごとの年間工程」に記載のとおり全ての種類の廃棄物において20日と評価している。 「4.2.3.3.2 スカイシャインガンマ線評価に係る廃棄物及び遮蔽の状態設定」に示した状態設定において，評価上同じ状態である作業工程を合わせて，1段目定置中，1段目中間覆土中，2段目定置中，2段目中間覆土中，3段目定置中及び3段目中間覆土中の6項目に分類すると，各工程の日数は，1段目定置中に2日，1段目中間覆土中に3日，2段目定置口に2日，2段目中間覆土中に3日，3段目定置中に2日，3段目中間覆土に8日となる。また，運用上は年間12区画の埋設を予定しているが，スカイシャインガンマ線は作業を実施しない日における影響を考慮し，保守的に365日当たりの日数で評価する。したがって，年間の埋設区画は365／20＝18.25区画となる。 4.2.3.3.5　埋設終了後の区画からのスカイシャインガンマ線の状態設定 「4.2.3.1 廃棄物埋設に係る基本的な手順」に記載のとおり，最上段の中間覆土の終了後は次の区画に移り，同様の埋設手順を繰り返し，55区画分の埋設が終了した後，55区画を覆うように盛土状の最終覆土を施工する。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	埋設終了後の区画からのスカイシャインガンマ線の線量影響は，廃棄物を埋設した区画の数が多くなるほど，大きくなるため，54区画で埋設が終了し，最後の1区画を埋設中の場合が最も線量影響が大きくなる。 線量評価上の状態設定としては，保守的に54区画で埋設が終了している状態が1年間継続するとして評価する。 4.2.3.3.6　最終覆土施工後のスカイシャインガンマ線の影響 最終覆土施工後の覆土の厚さは，最上段の中間覆土厚さ0.5m以上及び最終覆土の厚さ2.0m以上より，合計で2.5mと設定する。 この状態においては，55区画全てで埋設が終了している状態が継続することから，評価は1年間継続するとして評価する。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	4.2.4　被ばく線量評価 4.2.4.1　直接ガンマ線による被ばく線量評価 (1)　評価条件 被ばく線量を評価する廃棄物の面については，保守的に線量が最も大きくなる表面積の一番大きい面を廃棄物種類ごとに選択する。この直接ガンマ線の評価モデルを第4.2.5図に示す。また，評価点の標高と廃棄物埋設地の地表面の標高に差はあるが，差がない方が保守的なため，同じ高さに設定し，廃棄物から評価点の距離についても，廃棄物埋設地から評価点までの距離である150mを全ての廃棄物において設定する。 評価においては，表面線量に寄与する核種は全てＣｏ－60とし，ＱＡＤコードを用いて計算する。評価に用いた廃棄物等のパラメータを第4.2.2表に示す。 (2)　評価結果 ＱＡＤコードで計算したＣｏ－60の単位放射能濃度当たりの被ばく線量に，廃棄物種類ごとのＣｏ－60放射能濃度，廃棄物1個当たりの取扱い時間の年間割合及び廃棄物種類ごとの年間最大埋設個数を乗じて，廃棄物種類ごとの年間被ばく線量を算出した。 10μSv／h廃棄物及び300μSv／h廃棄物のそれぞれの場合において，廃棄物種類ごとで最大となる被ばく線量を直接ガンマ線の被ばく線量として採用する。この結果，10μSv／h廃棄物の場合はコンクリートブロックの4.6×10^{-2}μSv／年，300μSv／h廃棄物の場合は金属（鉄箱）の9.2×10^{-2}μSv／年が選択され，合計値である1.4×10^{-1}μSv／年を直接ガンマ線の評価値とする。第4.2.3表に直接ガンマ線の評価結果を示す。 4.2.4.2　スカイシャインガンマ線による被ばく線量評価 (1)　評価条件 廃棄物埋設地からのスカイシャインガンマ線による被ばく線量については，区画の地表面を結合点として，1次元輸送計算コード（ＡＮＩＳＮ）とガンマ線1回散乱線計算コード（Ｇ３３－ＧＰ２Ｒ）を組み合わせて評価する。この評価モデルを第4.2.6図に示す。 ＡＮＩＳＮを用いて，区画の地表面レベル（最終覆土後は，最終覆土上面）におけるガンマ線の角度別フラックスを第4.2.4図に示す廃棄物埋設地の状態ごとに算出する。なお，表面線量当量率に寄与する核種は全てＣｏ－60とした。この状態ごとの値を入力値としてＧ３３－ＧＰ２Ｒを用いて，評価点である距離150m，標高差3m（評価点との標高差2mに人の身長を考慮して＋1mを加算した。）の点のスカイシャイン	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	ガンマ線の被ばく線量を算出する。評価に用いた廃棄物等のパラメータについては第4.2.2表に示す。 (2)　評価結果 状態ごとの1日当たり及びＣｏ－60の単位放射能濃度当たりの計算結果を基に，状態ごとの作業日数及び廃棄物種類ごとのＣｏ－60濃度，年間の作業区画数を用いて年間の被ばく線量を算出した。 10μSv／h廃棄物及び300μSv／h廃棄物の廃棄物種類ごとの被ばく線量を第4.2.4表にそれぞれ示す。廃棄物種類ごとに最大となるのは10μSv／h廃棄物の場合はコンクリートブロックの7.7μSv／年，300μSv／h廃棄物の寄与については金属（鉄箱）の8.1μSv／年であり，これらを廃棄物埋設中のスカイシャインガンマ線の被ばく線量として選択する。 最上段中間覆土後の区画からの被ばく線量は，廃棄物種類ごとの1区画からの線量を計算した後，54区画に相当する線量を計算する。この被ばく線量を第4.2.5表に示す。廃棄物種類ごとで最大となるのは金属（鉄箱）の5.7μSv／年であり，これを最上段覆土後の区画からの被ばく線量として選択する。なお，300μSv／h廃棄物を1段目（最下段）に埋設した場合の線量寄与については，最上段廃棄物の線量に比べて十分小さいため，ここでは考慮しない。 最終覆土施工後の線量も廃棄物種類ごとの1区画からの線量を計算した後，55区画に相当する線量を計算する。この被ばく線量を第4.2.6表に示す。廃棄物種類ごとで最大となるのは金属（鉄箱）の1.5×10^{-7}μSv／年であり，廃棄物定置作業中のスカイシャインガンマ線による被ばく線量に比べ十分に小さい。 以上より，廃棄物埋設地からのスカイシャインガンマ線による被ばく線量は，廃棄物定置作業中のスカイシャインガンマ線の被ばく線量と最上段中間覆土後の区画からの被ばく線量の合計により評価することができ，合計で21.6μSv／年となる。 4.2.4.3　直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく線量評価 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく線量評価の結果は，「4.2.4.1 直接ガンマ線による被ばく線量評価」及び「4.2.4.2スカイシャインガンマ線による被ばく線量評価」に示すとおり，それぞれ0.14μSv／年と21.6μSv／年となる。 したがって，直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく線量はこれらを合計し，22μSv／年となり，「第二種埋設許可基準解釈」の基準値（年間50μSv）を十分に下回る。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-14	4.3　廃棄物埋設地からの漏出及び移行による線量評価	4.3　廃棄物埋設地からの漏出及び移行による線量評価 平常時の廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行により公衆の受ける線量評価については，「5. 管理期間終了後の評価」に示す放射性物質が地下水を経由して環境に移行するシナリオの評価結果と同等であり，5.3μSv／年と評価され，「4.2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく評価」と合計しても 27μSv／年となり，「第二種埋設許可基準解釈」の基準値（年間 50μSv）を十分に下回る。 ただし，管理期間終了後の評価においては全ての廃棄物が埋設された後の放射能量を用いて評価していることから，平常時（埋設段階）における漏出及び移行する放射能量は評価に使用した放射能量よりも小さい。	4.3　廃棄物埋設地からの漏出及び移行による線量評価 平常時の廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行により公衆の受ける線量は，地下水を経由して環境に移行した放射性物質により公衆が被ばくする線量である。 廃棄物埋設地付近の地下水は「5.2.1.1 廃棄物埋設地周辺の地下水調査」に示すとおり山側から海側に向かって一様に流れているため，放射性物質が海に移行した後に公衆が被ばくする経路を想定する。この経路については，「5. 管理期間終了後の評価」に示す「海産物摂取シナリオ」と「海岸活動シナリオ」と同様のシナリオとなる。 この線量評価においては，埋設した廃棄物に含まれる放射能量が多いほど，線量影響が大きくなることから，本評価においては全ての廃棄物を埋設した後の状態設定で評価する。また，全ての廃棄物の埋設が終了するまでの間は，放射性物質は地下水へ移行しない及び減衰しないとして，埋設終了時点を0年として評価する。 放射能量については，「5. 管理期間終了後の評価」においても同様に埋設終了までの間，放射性物質は地下水に移行しない及び減衰しないとして評価することから，評価における放射能量は同じとなる。 以上より，平常時の廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行により公衆の受ける線量評価については，「5. 管理期間終了後の評価」の評価と同等であるため，平常時の廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行により公衆の受ける線量評価については，「5. 管理期間終了後の評価」の評価結果と同じとなる。 この結果，廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出及び移行により公衆の受ける線量は，5.3μSv／年と評価され，「4.2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく評価」と合計しても 27μSv／年となり，「第二種埋設許可基準解釈」の基準値（年間 50μSv）を十分に下回る。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-15	5.　管理期間終了後の評価 5.1　基本的考え方	5.　管理期間終了後の評価 5.1　基本的考え方 本施設は，「第二種埋設許可基準規則」に基づき，廃止措置の開始前までに廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しが得られていることを評価する。 保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しについては，廃止措置の開始以後における埋設した廃棄物に起因して発生すると想定される放射性物質の環境に及ぼす影響が「第二種埋設許可基準解釈」の基準（基本シナリオで年間10μSv以下，変動シナリオで年間300μSvを超えないこと，基本・変動シナリオ以外の自然現象及び人為事象に係るシナリオで年間1mSvを超えないこと）を満たしていることを評価する。評価に当たっては，敷地及びその周辺に係る過去の記録や現地調査結果等の最新の知見に基づき，天然バリアの機能並びに被ばく経路等に影響を与える自然現象及び土地利用による人間活動を考慮し，網羅的・包括的に評価すべきシナリオを選定して評価する。	5.　管理期間終了後の評価 5.1　基本的考え方 本施設は，「第二種埋設許可基準規則」に基づき，廃止措置の開始前までに廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しが得られていることを評価する。 保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しについては，廃止措置の開始以後における埋設した廃棄物に起因して発生すると想定される放射性物質の環境に及ぼす影響が「第二種埋設許可基準解釈」の基準（基本シナリオで年間10μSv以下，変動シナリオで年間300μSvを超えないこと，基本・変動シナリオ以外の自然現象及び人為事象に係るシナリオで年間1mSvを超えないこと）を満たしていることを評価する。評価に当たっては，敷地及びその周辺に係る過去の記録や現地調査結果等の最新の知見に基づき，天然バリアの機能，被ばく経路等に影響を与える自然現象及び土地利用による人間活動を考慮し，網羅的・包括的に評価すべきシナリオを選定して評価する。	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-15	5.2　シナリオ選定の考え方	5.2　シナリオ選定の考え方 シナリオの選定に際しては，発生の可能性が高く通常起きるものと考えざるをえないような基本シナリオ，発生の可能性は低いが安全評価上重要な変動要因を考慮した変動シナリオ，並びに基本シナリオ及び変動シナリオ以外の自然現象及び人為事象に係るシナリオの3種類のシナリオを選定する。 また，公衆が被ばくする経路として放射性物質が地下水を経由して環境に移行する場合（以下「地下水移行経路」という。）及び放射性物質が埋設された跡地を利用する場合（以下「土地利用経路」という。）の2種類に分類できることから，2つの経路により想定される被ばくシナリオを検討する。 (1)　地下水移行経路 地下水移行経路は，埋設した廃棄物に含まれている放射性物質が地下水を経由して環境に移行し，移行した環境における存在形態に応じて公衆に被ばくをもたらす経路である。廃棄物埋設地付近及び下流側の地下水は山側（国道245号線）から海側に一様に流れており，約400mで太平洋に達する。 海水中の放射性物質を海生生物が取り込み，それを摂取することにより被ばくするシナリオ（以下「海産物摂取シナリオ」という。）及び海水中の放射性物質が海岸土壌に移行することにより，海岸で活動する人が被ばくするシナリオ（以下「海岸活動シナリオ」という。）が想定される。 上記の2つのシナリオは一般的に可能性が高いと想定される事象であり基本シナリオに該当する。しかし，評価パラメータには不確実性を考慮すべきパラメータがあることから，変動シナリオにおいてパラメータの不確実性を考慮した「海産物摂取シナリオ（不確実性考慮）」及び「海岸活動シナリオ（不確実性考慮）」の2つのシナリオを評価する。 また，海への移行途中の陸地で地下水を井戸水として飲用することにより被ばくするシナリオ（以下「井戸水飲用摂取シナリオ」という。）が想定されるが，東海村の水道普及率が99.7%と高いことから新たに井戸を掘り飲用水として使用することは想定されにくいが，念のため人為シナリオとして，井戸水飲用摂取シナリオの評価を実施する。 (2)　土地利用経路 土地利用経路は，廃棄物埋設地跡地（以下「跡地」という。）を利用した場合に，跡地に残存する放射性物質が公衆に被ばくをもたらす経路である。評価においては，跡地を利用する段階においても，埋設段階から放射性物質が移行することがないと仮定する。 土地利用の形態としては，跡地に建物等を建て，住居や職場として利用するシナリオ及び跡地を農畜産業の場として利用するシナリオが想定される。	5.2　評価シナリオの網羅的な検討 5.2.1 敷地及びその周辺に係る過去の記録や現地調査の結果 5.2.1.1 廃棄物埋設地周辺の地下水調査 廃棄物埋設地周辺の地下水位の状況を把握するため，敷地内の地下水観測孔を利用して，2006年度から地下水位データを取得してきた。そのうち，2006年度から2013年度までのデータをとりまとめた結果は以下のとおりである。 廃棄物埋設地周辺の地下水位等高線図（添付資料三　第3.1.3図）は，廃棄物埋設地から海に向かって平行に水位が低下している。これにより，廃棄物埋設地の下の地下水は海に向かって一様に流れていると判断できる。また，敷地内の地下水の観測状況及び地下水位等高線図から，廃棄物埋設地と海の間において，地下水の地表面への湧出を示唆するような水位データが得られていないことから，地下水の地表面への湧出はないと判断できる。 廃棄物埋設地付近の地下水の流れについては，廃棄物埋設地の下を通る形の東西で7箇所の観測結果（添付資料三　第3.1.1図及び第3.1.2図）から，地下水位は降水量により変動はするものの，常に一番西のB-4-2孔の水位が最も高く，東に行くに従って順に水位が低くなっていることから，廃棄物埋設地の下の地下水は常に海に向かって流れており，山側（国道245号）へは流れないと判断できる。 以上より，廃棄物埋設地付近の地下水は山側（国道245号）から海側に向かって常に一様に流れていると判断でき，かつ地表面への湧出はないと判断できる。 5.2.1.2 廃棄物埋設地周辺の地質・地質構造調査 廃棄物埋設地周辺の地質・地質構造を把握するため，廃棄物埋設地周辺のボーリング調査を実施した。 ボーリング調査の結果から得られた地質柱状図（添付資料三　第2.2.2図（3）　地質柱状図（D-4-0孔）（その1））より，廃棄物埋設地付近の最上位には，深度0m～8.42mまで砂丘砂層が分布している。廃棄物を埋設する地盤は，地表面より約4m掘り下げて設置することから，この砂丘砂層内に埋設する。 廃棄物埋設地周辺の地質鉛直断面図（添付資料三　第2.2.4図）から，廃棄物埋設地及びその周辺の地表面には，砂丘砂層が数m程度の深さで広く分布していることがわかる。また，廃棄物埋設地付近の久米層はT.P.約－60m程度より低い深さにある。 5.2.2 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える自然現象 自然現象については，国内外の基準等で示されている自然現	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		建物等を建てる場合は跡地を掘削することが想定される。廃棄物層を掘削した場合は作業従事者の直接線による外部被ばく及び廃棄物を含む粉じんを吸入することにより内部被ばくするシナリオが想定される。 掘削深さは建物の種類により変動するが，基本シナリオでは一般的に可能性の高い深さとして 3m を仮定したシナリオ（以下「跡地利用建設シナリオ（3m掘削）」という。）を評価する。この設定の不確かさを考慮して変動シナリオでは，パラメータを最も厳しく設定し廃棄物層を全て掘削するシナリオ（以下「跡地利用建設シナリオ（全量掘削）」という。）を評価する。 また，建物等の建設後に住居や職場として利用する場合，建設時に覆土とともに掘削された放射性物質からの直接線による外部被ばくが想定される。建物を利用するシナリオでは，より滞在時間が長い住居として利用するシナリオ（以下，基本シナリオでは「跡地利用居住シナリオ（3m掘削）」といい，変動シナリオでは「跡地利用居住シナリオ（全量掘削）」という。）を評価する。 また，跡地に居住した場合には家庭菜園を営むことも想定されるため，家庭菜園の野菜等が根から土壌の中の放射性物質を取り込み，その野菜等を摂取した人が内部被ばくするシナリオ（以下，基本シナリオでは「跡地利用家庭菜園シナリオ（3m掘削）」といい，変動シナリオでは「跡地利月家庭菜園シナリオ（全量掘削）」という。）を評価する。 跡地を農畜産業の場として利用する場合については，廃棄物埋設地及びその付近は砂地であり農畜産業に適していないことから，本シナリオについては想定されにくい。しかし，人為事象シナリオとして念のため評価を実施する。 評価するシナリオは，跡地を農業として利用し，そこで収穫された農産物を摂取することにより内部被ばくするシナリオ（以下「跡地利用農産物摂取シナリオ」という。）及び跡地を畜産業として利用し，そこで得られる畜産物を摂取することにより内部被ばくするシナリオ（以下「跡地利月畜産物摂取シナリオ」という。）の２つのシナリオとする。 (3)　評価するシナリオ （1）地下水移行経路及び（2）土地利用経路における検討を踏まえて，線量評価を実施するシナリオとして以下のシナリオを選定した。 また，自然現象による影響評価シナリオとして，想定を超える地震による影響及び想定を超える津波による影響について，基本シナリオ及び変動シナリオ以外の自然現象及び人為事象シナリオとして評価を実施する。 ａ．基本シナリオ	象を網羅的に収集し，廃棄物埋設地に影響を及ぼす可能性のある事象の抽出を行った。抽出された自然現象ごとに被ばく経路等への影響を整理した結果，考慮すべき自然現象として，地震，津波，地形及び陸水の変化の３種類に加え，地震と津波の重畳が選定された。考慮すべき自然現象については，以下のとおり整理した。 (1)　地震 「添付書類三　2.3.2 周辺地盤の変状による廃棄物埋設地への影響評価」に記載したとおり，廃棄物埋設地の地盤は，液状化判定を行い，液状化による沈下等の周辺地盤の変状により安全性が損なわれるおそれはないが，耐震重要度Ｃクラスの地震力を一定程度超える地震により液状化する可能性がある。地盤が液状化した場合，廃棄物は沈下するため，廃棄物が地下水に接触し易くなり，放射性物質の環境への移行が早まる可能性がある。 また，最終覆土は耐震重要度Ｃクラスで設計していることから，耐震重要度Ｃクラスの地震力を一定程度超える地震により最終覆土は崩れる可能性があり，この場合，廃棄物埋設地の遮蔽性能が低下し外部放射線による線量が増加する可能性がある。この他，最終覆土が崩れた後に跡地を利用する場合には，廃棄物層までの距離が近くなるため，廃棄物埋設地を掘削して利用する場合の放射線影響が大きくなる。 (2)　津波 設計津波水位と設定した T.P.＋3.8m を一定程度超える津波が遡上した場合，廃棄物が浸漬することにより，放射性物質の環境への移行が早まる可能性がある。 また，津波の引き波により廃棄物埋設地の最終覆土が崩れることを想定した場合は，廃棄物埋設地の遮蔽性能が低下し外部放射線による線量が増加する可能性がある。この他，最終覆土が崩れた後に跡地を利用する場合には，廃棄物層までの距離が近くなるため，廃棄物埋設地を掘削して利用する場合の放射線影響が大きくなる。 (3)　地震と津波の重畳 「(1)　地震」に記載した最終覆土が崩れる事象と「(2)　津波」に記載した最終覆土が崩れる事象が重畳する可能性があり，地震又は津波の単独事象より最終覆土の崩れる割合が増加する可能性がある。 (4)　地形及び陸水の変化 「添付書類五　2.6 地震・津波等の自然現象に関する安全設計」に記載したとおり，敷地周辺の隆起速度の最大は千年当たり約 0.6m であるため，長期的な隆起及び侵食の影響により，廃棄物が地表面に露出する可能性が想定される。 最上段の廃棄物の覆土厚さは 2.5m 以上であることから，	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		・海産物摂取シナリオ ・海岸活動シナリオ ・跡地利用建設シナリオ（3m掘削） ・跡地利用居住シナリオ（3m掘削） ・跡地利用家庭菜園シナリオ（3m掘削） ｂ．変動シナリオ ・海産物摂取シナリオ（不確実性考慮） ・海岸活動シナリオ（不確実性考慮） ・跡地利用建設シナリオ（全量掘削） ・跡地利用居住シナリオ（全量掘削） ・跡地利用家庭菜園シナリオ（全量掘削） ｃ．基本，変動以外の自然現象及び人為事象シナリオ ・井戸水飲用摂取シナリオ ・跡地利用農産物摂取シナリオ ・跡地利用畜産物摂取シナリオ ・想定を超える地震による影響 ・想定を超える津波による影響	この廃棄物が地表面まで隆起すると仮定すると，約4,200年後と計算され，この時点で覆土部分が全て侵食されると仮定すると，廃棄物が露出する可能性がある。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	5.2.3 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える土地利用による人間活動 土地利用による人間活動については，「東京の土地利用」(4)に記載されている土地利用の分類を参考に網羅的な整理を行った。 「東京の土地利用」(4)に記載されている土地利用の分類は，宅地（公共用地，商業用地，住宅用地，工業用地及び農業用地），屋外利用地・仮設建物，公園・運動場等，未利用地等，道路等，農用地，水面・河川・水路，森林，原野及びその他（基地，採石場，ゴミ捨場など）の10種類である。 この10種類の土地利用において，被ばく経路等に影響を与える人間活動を以下のとおり整理した。 (1)　宅地 廃棄物埋設地跡地に建物等を建設して人が居住又は労働する場合に，建設作業に携わる人及び居住又は労働する人について，埋設した廃棄物に含まれる放射性物質による被ばくが想定される。 (2)　屋外利用地・仮設建物 廃棄物埋設地跡地を屋外利用地・仮設建物として利用する人について，埋設した廃棄物に含まれる放射性物質による外部被ばくが想定される。 (3)　公園・運動場等 廃棄物埋設地跡地に公園・運動場等を建設して利用する場合に，建設作業に携わる人及び利用する人について，埋設した廃棄物に含まれる放射性物質による外部被ばくが想定される。 (4)　未利用地等 建物の建設及び人の継続的な利用がなく，被ばくは限定的であるため，考慮の必要はない。 (5)　道路等 廃棄物埋設地跡地に道路等を建設して利用する場合に，建設作業に携わる人及び利用する人について，埋設した廃棄物に含まれる放射性物質による外部被ばくが想定される。 (6)　農用地 廃棄物埋設地跡地を農地等として利用する場合が対象となるが，「5.2.1.2 廃棄物埋設地周辺の地質・地質構造調査」に記載したとおり，廃棄物埋設地跡地の地質は砂丘砂層であることから，農用地には適していない。しかし，砂丘砂層でも生育する作物も存在することから，農用地で作業をする人及び収穫された農産物等を摂取する人について，埋設した廃棄物に含まれる放射性物質による被ばくが想定される。 (7)　水面・河川・水路 廃棄物埋設地周辺に水面等はないため，放射性物質が地下	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	水を経由して水面等に移行した場合が対象となる。「5.2.1.1 廃棄物埋設地周辺の地下水調査」に記載したとおり，廃棄物埋設地から地下水を経由して移行する先は海のみであるため，ここで対象となる水面等は海となり，海に関連する被ばくが想定される。ただし，移行途口に井戸を掘った場合，そこに人為的に地下水が湧出する水面が作られることになるため，この場合に井戸水を利用する場合の被ばくも対象となる。 したがって，海に関連する被ばく及び井戸水を利用することによる被ばくが想定される。 (8)　原野 「(4)　未利用地等」と同様，建物の建設及び人の継続的な利用がなく，被ばくは限定的であるため，考慮の必要はない。 (9)　森林 「(4)　未利用地等」と同様，建物の建設及び人の継続的な利用がなく，考慮の必要はない。 (10)　その他（基地，採石場，ゴミ捨場など） 基地及びゴミ捨場として利用する場合は「(1)　宅地」又は「(3)　公園・運動場等」に包含される。採石場については，「5.2.1.2 廃棄物埋設地周辺の地質・地質構造調査」に記載したとおり，廃棄物埋設地跡地の地質は砂丘砂層であるため，採石場として利用されることは想定されない。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	5.2.4 評価シナリオの選定 「5.2.3 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える土地利用による人間活動」に基づき基本的な被ばく経路を整理し，「5.2.1 敷地及びその周辺に係る過去の記録や現地調査の結果」及び「5.2.2 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える自然現象」の内容を踏まえて，評価すべきシナリオを選定した。 「5.2.3 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える土地利用による人間活動」に基づき整理した被ばく経路は，以下のとおり。 (1) 宅地に建築物を建て跡地を利用することによる被ばく 「5.2.3 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える土地利用による人間活動」に記載した土地利用のうち，「(1) 宅地」及び「(10) その他」が含まれる。 (2) 公園等に建築物を建てずに跡地を利用することによる被ばく 「5.2.3 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える土地利用による人間活動」に記載した土地利用のうち，「(2) 屋外利用地・仮設建物」，「(3) 公園・運動場等」及び「(5) 道路等」が含まれる。 (3) 跡地を農用地として利用した場合の農畜産物摂取による被ばく 「5.2.3 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える土地利用による人間活動」に記載した土地利用のうち，「(6) 農用地」が含まれる。 (4) 環境への移行途中で地下水を利用することによる被ばく 「5.2.3 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える土地利用による人間活動」に記載した土地利用のうち，「(7) 水面・河川・水路」の一部が含まれる。 (5) 移行した環境（海）に関連する被ばく 「5.2.3 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える土地利用による人間活動」に記載した土地利用のうち，「(7) 水面・河川・水路」の一部が含まれる。 上記の整理の内容に含まれない被ばく経路としては，「5.2.2 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える自然現象」に記載した「⑥長期的な隆起・侵食による被ばく」が想定される。 5.2.4.1 宅地に建築物を建て跡地を利用することによる被ばく 建築物を建設し跡地利用する場合，建設の際に掘削することが想定される。この時に放射性物質を含む廃棄物層を掘削した場合には，放射性物質が地表面に露出するため，露出した放射性物質による外部被ばく及び露出した放射性物質が粉じんと	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	なった場合の内部被ばくが想定される。 宅地については，さらに公共用地，商業用地，住宅用地，工業用地及び農業用地の5種類に分類されるが，このうち，滞在時間が最も長いと想定される経路として，住宅用地を選定し代表的なシナリオとする。 掘削行為は，一般的には人為事象に含まれると考えられるが，比較的浅い掘削深度で廃棄物層が掘削されることから，人為事象シナリオではなく基本シナリオとして考慮する。なお，掘削深度については，ＩＡＥＡ-TECDOC-401(5)に基づき3mと設定する。 また，住宅月地に関係する被ばく経路としては，建設作業による経路，居住による経路及び居住時の家庭菜園利用による経路に細分される。したがって，基本シナリオとして「跡地利用建設シナリオ（3m掘削）」，「跡地利用居住シナリオ（3m掘削）」及び「跡地利用家庭菜園シナリオ（3m掘削）」の3種類のシナリオが選定される。 自然現象の影響としては，「5.2.2 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える自然現象」に記載したとおり，上記の被ばく経路に影響を与える事象として，地震，津波又は地震と津波の重畳により最終覆土が崩れた後に跡地を利用する場合が想定される。事象の発生については，設計上の想定を一定程度超える地震や津波が発生した場合となるため，基本シナリオではなく自然現象シナリオとして想定する。 最終覆土が崩れる割合については，どの起因事象の場合にあっても保守的に全てが崩れると設定し評価することから，代表的な起因事象は地震を選定し，代表的なシナリオとして「地震による最終覆土の喪失」を選定する。 変動シナリオについては，掘削深度に対する不確かさを考慮して廃棄物層を全量掘削した場合を想定し評価する。この場合のシナリオを「跡地利用建設シナリオ（全量掘削）」，「跡地利用居住シナリオ（全量掘削）」及び「跡地利用家庭菜園シナリオ（全量掘削）」とする。 自然現象シナリオについては，「地震による最終覆土の喪失」の影響評価として「跡地利用建設シナリオ（覆土喪失）」，「跡地利用居住シナリオ（覆土喪失）」及び「跡地利用家庭菜園シナリオ（覆土喪失）」を選定する。 5.2.4.2　公園等に建築物を建てずに跡地を利用することによる被ばく 建築物を建設せずに跡地利用する場合，跡地を廃棄物層まで掘削しない範囲で利用することが想定される。この場合，放射性物質を含む廃棄物層からの外部被ばくが想定される。 跡地を廃棄物層まで掘削しない範囲で利用することは，一般	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	的な利用形態と考えられるため，基本シナリオとして想定し，基本シナリオでは掘削しないものとし，ある程度掘削し遮蔽性能が低下した場合を変動シナリオで考慮する。 滞在時間については，どの土地利用においても不確定な要素が大きいため，保守的に1年間滞在するとして評価することから，代表的な土地利用は「公園」を選定する。 自然現象の影響としては，「5.2.4.1 宅地に建築物を建て跡地を利用することによる被ばく」と同様に，地震，津波又は地震と津波の重畳により最終覆土が崩れた後に跡地を利用する場合が想定されるため，「地震による最終覆土の喪失」を自然現象シナリオの代表的なシナリオとして選定する。 以上より，基本シナリオとして「跡地利用公園シナリオ」を選定する。変動シナリオについては，跡地をある程度掘削し遮蔽性能が低下した後に跡地利用する場合を想定するが，その影響は自然現象シナリオの「地震による最終覆土の喪失」に包含される。 自然現象シナリオについては，「地震による最終覆土の喪失」の影響評価として「跡地利用公園シナリオ（覆土喪失）」を選定する。なお，評価においては，変動シナリオの基準を満たすことを合わせて確認する。 5.2.4.3　跡地を農用地として利用した場合の農畜産物摂取による被ばく 農用地としての利用については，「5.2.3 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える土地利用による人間活動」に記載したとおり，廃棄物埋設地周辺の地質は砂丘砂層であるため農地に適さないが，砂丘砂層でも生育する作物は存在することから，廃棄物埋設地跡地に整備された農用地で作業をする人及びそこで収穫された農産物等を摂取する人の被ばく評価を実施するが，竹内芳親[6]によると，砂丘砂層は本来的には不毛地であること及び農用地として利用するためには，砂の移動を止める砂防林，灌漑施設，ほ場の整備等が必要であることから，人為事象シナリオとして評価する。 農用地で作業をする人の被ばくは，廃棄物層からの外部放射線による被ばくであることから，「跡地利用公園シナリオ」の評価に包含される。 農産物等を摂取することによる被ばくについては，収穫された農産物を摂取する場合と収穫された飼料により育てられた畜産物を摂取する場合が想定されるため，農産物摂取及び畜産物摂取による被ばくを評価する。 以上より，人為事象シナリオとして，「跡地利用農産物摂取シナリオ」及び「跡地利用畜産物摂取シナリオ」を選定する。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	5.2.4.4　環境への移行途中で地下水を利用することによる被ばく 廃棄物埋設地から海への移行途中に井戸を掘り，地下水を利用する経路については，海岸地帯では大規模な地下水利用の場合に塩水が混入する可能性があることから，小規模な利用である井戸水の飲用のみを考慮する。 井戸水の飲用については，茨城県の「平成26年度水道普及図」(7)によると東海村の水道普及率が99.7%であることから新たに井戸を掘り，飲用として利用することは一般的ではないと考えられるため，基本シナリオではなく人為事象シナリオで評価する。 以上より，人為事象シナリオとして「井戸水飲用摂取シナリオ」を選定する。 5.2.4.5　移行した環境（海）に関連する被ばく 海に関連する人間活動において被ばくする経路としては，海岸での活動，船を使用した海上での活動，陸上での海水利用，海水中の生物（海産物）の摂取，海洋レジャー，海洋スポーツ等が想定されるが，海上での活動（海洋レジャー及び海洋スポーツを含む）は被ばくの対象となる時間が限定されることから，考慮の必要はない。 陸上での海水利用は，大規模な利用としては発電所の冷却水が想定されるが，貯蔵等はしないことから被ばくは限定である。その他，小規模な利用は想定されるが，規模が小さいことから被ばくは限定的であり考慮の必要はない。 以上より，海に関連する被ばくは，海岸での活動及び海水中の生物（海産物）の摂取を考慮する。 海岸での活動における被ばくについては，海岸に付着した放射性物質からの外部被ばく及び付着した砂等が粉じんとなり，それを吸い込むことによる内部被ばくが想定される。海水中の生物（海産物）の摂取については，東海村沖及びその周辺海域が対象となるため，海産物の種類等は限定せずに評価する。 自然現象の影響としては，「5.2.3 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える自然現象」に記載したとおり，上記の被ばく経路に影響を与える事象として，地震による地盤の液状化により廃棄物が沈下する事象及び津波により廃棄物埋設地が冠水する事象によって放射性物質の環境への移行が早まる事象が想定される。事象の発生については，設計上の想定を一定程度超える地震や津波が発生した場合となるため，基本シナリオではなく自然現象シナリオとして想定する。 上記2種類のシナリオは，別々なシナリオであるため，代表的なシナリオも別々に「津波による廃棄物埋設地の冠水」及び「地震による地盤の液状化」を選定する。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	以上より，基本シナリオとして「海産物摂取シナリオ」及び「海岸活動シナリオ」を選定する。変動シナリオについては，地下水を経由して放射性物質が移行する速度に関するパラメータについては不確かさが想定されるため，これらの値を評価上厳しい値を用いて評価する。この場合のシナリオを「海産物摂取シナリオ（不確実性考慮）」及び「海岸活動シナリオ（不確実性考慮）」とする。 自然現象シナリオについては「地震による地盤の液状化」の影響評価として「海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）」及び「海岸活動シナリオ（液状化浸漬）」，「津波による廃棄物埋設地の冠水」の影響評価として「海産物摂取シナリオ（津波浸漬）」及び「海岸活動シナリオ（津波浸漬）」を選定する。 5.2.4.6　長期的な隆起・侵食による被ばく 「5.2.3 天然バリアの機能及び被ばく経路等に影響を与える自然現象　(4)　地形及び陸水の変化」に記載したとおり，長期的な隆起・侵食の影響により，約4,200年後に廃棄物が地表面で露呈してしまう可能性が想定される。4,200年という年月は管理期間の50年程度に比べて十分に長い期間となるため，基本シナリオではなく自然現象シナリオとして評価する。 評価においては，本評価が長期的な影響の評価であることを考慮して，跡地の利用状態を特定せずに，保守的に露呈した廃棄物の上に1年間滞在すると設定する。 以上より，自然現象シナリオの「長期的な隆起・侵食による廃棄物露呈」の影響評価を選定することとし，評価するシナリオを「廃棄物露呈シナリオ」とする。 5.2.4.7　選定された評価シナリオ 以上の結果により選定されたシナリオは以下のとおり。 (1)　基本シナリオ ・海産物摂取シナリオ ・海岸活動シナリオ ・跡地利用建設シナリオ（3m掘削） ・跡地利用居住シナリオ（3m掘削） ・跡地利用家庭菜園シナリオ（3m掘削） ・跡地利用公園シナリオ (2)　変動シナリオ ・海産物摂取シナリオ（不確実性考慮） ・海岸活動シナリオ（不確実性考慮） ・跡地利用建設シナリオ（全量掘削） ・跡地利用居住シナリオ（全量掘削） ・跡地利用家庭菜園シナリオ（全量掘削） (3)　基本・変動シナリオ以外の自然現象及び人為事象に係るシ	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	ナリオ ・井戸水飲用摂取シナリオ ・跡地利用農産物摂取シナリオ ・跡地利用畜産物摂取シナリオ ・海産物摂取シナリオ（液状化浸漬） ・海岸活動シナリオ（液状化浸漬） ・跡地利用建設シナリオ（覆土喪失） ・跡地利用居住シナリオ（覆土喪失） ・跡地利用家庭菜園シナリオ（覆土喪失） ・海産物摂取シナリオ（津波浸漬） ・海岸活動シナリオ（津波浸漬） ・廃棄物露呈シナリオ	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-19	5.2.1 基本シナリオの評価	5.2.1　基本シナリオの評価 基本シナリオは，発生の可能性が高いと考えられるシナリオであり，将来起こる可能性が最も高いと予見される変化を考慮し，科学的に最も可能性が高いと考えられるパラメータを用いて評価する。 廃棄物の放射能量については，第5.2.1表に示した総放射能量とし，変動シナリオ並びに基本，変動以外の自然現象及び人為事象シナリオでも同様とする。	5.3　線量評価 5.3.1　基本シナリオの評価 基本シナリオは，発生の可能性が高いと考えられるシナリオであり，将来起こる可能性が最も高いと予見される変化を考慮し，科学的に最も可能性が高いと考えられるパラメータを用いて評価する。	・記載の充実 ・記載の適正化 ・記載の充実
6-19	5.2.1.1 海産物摂取シナリオの評価	5.2.1.1　海産物摂取シナリオの評価 (1)　評価条件の設定 計算に用いるパラメータを第5.2.2表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 被ばく評価については，廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量，帯水層に移行する放射性物質の量及び海産物摂取による内部被ばくの量に分けて順次計算する。 a．廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量 廃棄物埋設地内に浸入した雨水等の浸透水が廃棄物に接触することにより，廃棄物中の放射性物質が漏出する。漏出した放射性物質は，施設内の土砂に吸脱着されながら廃棄物埋設地外に移行していくことから，以下により計算する。 時間tにおける放射性核種iの漏出量は，次式を用いて計算する。 $A_D(t,i)=S_D\cdot V_D\cdot C_D(t,i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (1) $A_D(t,i)$　：時間tにおける放射性核種iの漏出量（Bq／y） t　：廃棄物埋設後の経過時間（y） S_D　：廃棄物埋設地平面積（m^2） V_D　：年間浸透水量（m^3／（m^2・y）） $C_D(t,i)$　：時間tにおける放射性核種iの廃棄物埋設地内間隙水中濃度（Bq／m^3） 時間tにおける放射性核種iの廃棄物埋設地内間隙水中濃度は，次式を用いて計算する。 $S_D\cdot H_D\cdot R_D(i)\cdot\frac{dC_D(t,i)}{dt}=-S_D\cdot V_D\cdot C_D(t,i)+\eta(i)\cdot A_W(i)\cdot\exp(-(\lambda(i)+\eta(i))\cdot t)$	5.3.1.1　海産物摂取シナリオの評価 (1)　評価条件の設定 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，地下水に移行しない及び減衰しないとして，第5.3.1表に示した総放射能量を用い，管理期間中においても地下水への移行が想定されることから，埋設終了の時点を0年，評価上の開始年を0年と設定する。この他に計算に用いるパラメータを第5.3.2表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 被ばく評価については，廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量，帯水層に移行する放射性物質の量及び海産物摂取による内部被ばくの量に分けて順次計算する。 a．廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量 廃棄物埋設地内に浸入した雨水等の浸透水が廃棄物に接触することにより，廃棄物中の放射性物質が漏出する。漏出した放射性物質は，施設内の土砂に吸脱着されながら廃棄物埋設地外に移行していくことから，以下により計算する。 時間tにおける放射性核種iの漏出量は，次式を用いて計算する。 $A_D(t,i)=S_D\cdot V_D\cdot C_D(t,i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (1) $A_D(t,i)$　：時間tにおける放射性核種iの漏出量（Bq／y） t　：廃棄物埋設後の経過時間（y） S_D　：廃棄物埋設地平面積（m^2） V_D　：年間浸透水量（m^3／（m^2・y）） $C_D(t,i)$　：時間tにおける放射性核種iの廃棄物埋設地内間隙水中濃度（Bq／m^3） 時間tにおける放射性核種iの廃棄物埋設地内間隙水中濃度は，次式を用いて計算する。 $S_D\cdot H_D\cdot R_D(i)\cdot\frac{dC_D(t,i)}{dt}=-S_D\cdot V_D\cdot C_D(t,i)+\eta(i)\cdot A_W(i)\cdot\exp(-(\lambda(i)+\eta(i))\cdot t)$	・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		$-\lambda(i)\cdot S_D\cdot H_D\cdot R_D(i)\cdot C_D(t,i)$ ・・・・・・(2) H_D　：廃棄物層深さ（m） $R_D(i)$　：廃棄物埋設地内の放射性核種 i の平均収着係数（－） $\eta(i)$　：放射性核種 i の廃棄物からの溶出率（1／y） $\lambda(i)$　：放射性核種 i の崩壊定数（1／y）；$=\ln 2/T_{1/2}(i)$ $T_{1/2}(i)$　：放射性核種 i の半減期（y） $A_W(i)$　：廃棄物受入れ時の放射性核種 i の総放射能量（Bq） 廃棄物埋設地内の放射性核種 i の平均収着係数は，次式を用いて計算する。 $R_D(i)=\sum_j P_D(j)\cdot\left(\varepsilon_D(j)+(1-\varepsilon_D(j))\cdot\rho_D(j)\cdot K_D(j,i)\right)$ ・・・・・・・(3) $P_D(j)$　：廃棄物埋設地内の媒体 j の体積割合（－） $\varepsilon_D(j)$　：廃棄物埋設地内の媒体 j の間隙率（－） $\rho_D(j)$　：廃棄物埋設地内の媒体 j の粒子密度（kg／m^3） $K_D(j,i)$　：廃棄物埋設地内の媒体 j の放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg） b．帯水層に移行する放射性物質の量 本施設から漏出した放射性核種は，本施設の直下にある帯水層に流入し，帯水層内の土砂に吸脱着されながら地下水中を下流側へ移行していく。 帯水層に流れ込む面積は廃棄物埋設地の平面積と同一とし，帯水層の厚さは一定，土壌の間隙率及び密度は一様と仮定する。また，地下水の流向は東西方向に一様なので，東西方向の1次元（以下「x方向」とする。）の方向にのみ一定速度で流れているとし，x方向の分散係数においては，分散を考慮せず分子拡散係数のみで設定する。 以上より，以下のように計算する。 地下水中の時間 t における放射性核種 i の濃度は，次式を用いて計算する。 $\varepsilon_{GW}\cdot R_{GW}(i)\cdot\frac{\partial C_{GW}(x,t,i)}{\partial t}=\varepsilon_{GW}\cdot D_X\cdot\frac{\partial^2 C_{GW}(x,t,i)}{\partial x^2}-V_{GW}\cdot\frac{\partial C_{GW}(x,t,i)}{\partial x}$ $-\varepsilon_{GW}\cdot R_{GW}(i)\cdot\lambda(i)\cdot C_{GW}(x,t,i)+\frac{A_{GW}(x,t,i)}{L_D\cdot W_D\cdot H_{GW}}$ ・(4) $C_{GW}(x,t,i)$　：時間 t，位置 x における地下水中の放射性核種 i の濃度（Bq／m^3） $R_{GW}(i)$　：放射性核種 i の帯水層遅延係数（－） ε_{GW}　：帯水層土壌の間隙率（－） D_X　：x 方向の分散係数（m^2／y） V_{GW}　：地下水流速（ダルシー流速）（m／y）	$-\lambda(i)\cdot S_D\cdot H_D\cdot R_D(i)\cdot C_D(t,i)$ ・・・・・・(2) H_D　：廃棄物層深さ（m） $R_D(i)$　：廃棄物埋設地内の放射性核種 i の平均収着係数（－） $\eta(i)$　：放射性核種 i の廃棄物からの溶出率（1／y） $\lambda(i)$　：放射性核種 i の崩壊定数（1／y）；$=\ln 2/T_{1/2}(i)$ $T_{1/2}(i)$　：放射性核種 i の半減期（y） $A_W(i)$　：廃棄物受入れ時の放射性核種 i の総放射能量（Bq） 廃棄物埋設地内の放射性核種 i の平均収着係数は，次式を月いて計算する。 $R_D(i)=\sum_j P_D(j)\cdot\left(\varepsilon_D(j)+(1-\varepsilon_D(j))\cdot\rho_D(j)\cdot K_D(j,i)\right)$ ・・・・・・・(3) $P_D(j)$　：廃棄物埋設地内の媒体 j の体積割合（－） $\varepsilon_D(j)$　：廃棄物埋設地内の媒体 j の間隙率（－） $\rho_D(j)$　：廃棄物埋設地内の媒体 j の粒子密度（kg／m^3） $K_D(j,i)$　：廃棄物埋設地内の媒体 j の放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg） b．帯水層に移行する放射性物質の量 本施設から漏出した放射性核種は，本施設の直下にある帯水層に流入し，帯水層内の土砂に吸脱着されながら地下水中を下流側へ移行していく。 帯水層に流れ込む面積は廃棄物埋設地の平面積と司一とし，帯水層の厚さは一定，土壌の間隙率及び密度は一様と仮定する。また，地下水の流向は東西方向に一様なので，冥西方向の1次元（以下「x方向」とする。）の方向にのみ一定速度で流れているとし，x方向の分散係数においては，分散を考慮せず分子拡散係数のみで設定する。 以上より，以下のように計算する。 地下水中の時間 t における放射性核種 i の濃度は，次式を月いて計算する。 $\varepsilon_{GW}\cdot R_{GW}(i)\cdot\frac{\partial C_{GW}(x,t,i)}{\partial t}=\varepsilon_{GW}\cdot D_X\cdot\frac{\partial^2 C_{GW}(x,t,i)}{\partial x^2}-V_{GW}\cdot\frac{\partial C_{GW}(x,t,i)}{\partial x}$ $-\varepsilon_{GW}\cdot R_{GW}(i)\cdot\lambda(i)\cdot C_{GW}(x,t,i)+\frac{A_{GW}(x,t,i)}{L_D\cdot W_D\cdot H_{GW}}$ ・(4) $C_{GW}(x,t,i)$　：時間 t，位置 x における地下水中の放射性核種 i の濃度（Bq／m^3） $R_{GW}(i)$　：放射性核種 i の帯水層遅延係数（－） ε_{GW}　：帯水層土壌の間隙率（－） D_X　：x 方向の分散係数（m^2／y） V_{GW}　：地下水流速（ダルシー流速）（m／y）	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		$A_{GW}(x,t,i)$　：時間 t，位置 x における帯水層への放射性核種 i の年間流入量（Bq／y） L_D　：廃棄物埋設地の長さ（m） W_D　：廃棄物埋設地の幅（m） H_{GW}　：帯水層の厚さ（m） 帯水層の遅延係数は，次式を用いて計算する。 $R_{GW}(i)=1+\frac{1-\varepsilon_{GW}}{\varepsilon_{GW}}\cdot\rho_{GW}\cdot K_{GW}(i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・（5） ρ_{GW}　：帯水層土壌の粒子密度（kg／m^3） $K_{GW}(i)$　：帯水層土壌における放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg） x 方向の分散係数は，次式を用いて計算する。 $D_X=D_{GW}$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（6） D_{GW}　：帯水層の分子拡散係数（m^2／y） 帯水層への時間 t における放射性核種 i の年間流入量は，次式を用いて計算する。 $A_{GW}(x,t,i)=\begin{cases}A_D(t,i) & (-L_D\le x\le 0)\\ 0 & (x<-L_D, 0<x)\end{cases}$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・（7） c．海産物摂取による内部被ばくの量 放射性物質は，帯水層から地下水を経由して海に移行し，海に移行した放射性物質は海産物に取り込まれると仮定する。放射性物質を取り込んだ海産物を摂取した場合に内部被ばくする可能性があるため，放射性物質ごとの海産物への濃縮割合や一般的な海産物の摂取量などをパラメータとして，以下のように計算する。 時間 t における海への放射性核種 i の移行量は，次式を用いて計算する。 $A_{SW}(t,i)=W_D\cdot H_{GW}\cdot\left\{V_{GW}\cdot C_{GW}(X_{SW},t,i)-\varepsilon_{GW}\cdot D_X\cdot\left.\frac{\partial C_{GW}(x,t,i)}{\partial x}\right|_{x=X_{SW}}\right\}$ ・（8） $A_{SW}(t,i)$　：時間 t における海への放射性核種 i の移行量（Bq／y） X_{SW}　：廃棄物埋設地下流端から海までの距離（m） 時間 t における海水中の放射性核種 i の濃度は，次式を用いて計算する。 $C_{SW}(t,i)=\frac{A_{SW}(t,i)}{V_{SW}}$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（9） $C_{SW}(t,i)$　：時間 t における海水中の放射性核種 i の濃度（Bq／m^3） V_{SW}　：評価海域の海水交換水量（m^3／y） 時間 t における海産物摂取による公衆の内部被ばく量は，次式を用いて計算する。	$A_{GW}(x,t,i)$　：時間 t，位置 x における帯水層への放射性核種 i の年間流入量（Bq／y） L_D　：廃棄物埋設地の長さ（m） W_D　：廃棄物埋設地の幅（m） H_{GW}　：帯水層の厚さ（m） 帯水層の遅延係数は，次式を用いて計算する。 $R_{GW}(i)=1+\frac{1-\varepsilon_{GW}}{\varepsilon_{GW}}\cdot\rho_{GW}\cdot K_{GW}(i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・（5） ρ_{GW}　：帯水層土壌の粒子密度（kg／m^3） $K_{GW}(i)$　：帯水層土壌における放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg） x 方向の分散係数は，次式を用いて計算する。 $D_X=D_{GW}$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（6） D_{GW}　：帯水層の分子拡散係数（m^2／y） 帯水層への時間 t における放射性核種 i の年間流入量は，次式を用いて計算する。 $A_{GW}(x,t,i)=\begin{cases}A_D(t,i) & (-L_D\le x\le 0)\\ 0 & (x<-L_D, 0<x)\end{cases}$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・（7） c．海産物摂取による内部被ばくの量 放射性物質は，帯水層から地下水を経由して海に移行し，海に移行した放射性物質は海産物に取り込まれると仮定する。放射性物質を取り込んだ海産物を摂取した場合に内部被ばくする可能性があるため，放射性物質ごとの海産物への濃縮割合や一般的な海産物の摂取量などをパラメータとして，以下のように計算する。 時間 t における海への放射性核種 i の移行量は，次式を用いて計算する。 $A_{SW}(t,i)=W_D\cdot H_{GW}\cdot\left\{V_{GW}\cdot C_{GW}(X_{SW},t,i)-\varepsilon_{GW}\cdot D_X\cdot\left.\frac{\partial C_{GW}(x,t,i)}{\partial x}\right|_{x=X_{SW}}\right\}$ ・（8） $A_{SW}(t,i)$　：時間 t における海への放射性核種 i の移行量（Bq／y） X_{SW}　：廃棄物埋設地下流端から海までの距離（m） 時間 t における海水中の放射性核種 i の濃度は，次式を用いて計算する。 $C_{SW}(t,i)=\frac{A_{SW}(t,i)}{V_{SW}}$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（9） $C_{SW}(t,i)$　：時間 t における海水中の放射性核種 i の濃度（Bq／m^3） V_{SW}　：評価海域の海水交換水量（m^3／y） 時間 t における海産物摂取による公衆の内部被ばく量は，次式を用いて計算する。	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		$D_{SWING}(t)=\sum_{i}\sum_{m}C_{SW}(t,i)\cdot R_{SW}(m,i)\cdot Q_{SW}(m)\cdot G_{SW}(m)\cdot D_{CFING}(i)$ ・(10) $D_{SWING}(t)$ ：時間 t における海産物摂取に伴う内部被ばく線量（Sv／y） $R_{SW}(m,i)$ ：放射性核種 i の海産物 m への濃縮係数（m^3／kg） $Q_{SW}(m)$ ：海産物 m の年間摂取量（kg／y） $G_{SW}(m)$ ：評価海域における海産物 m の市場係数（－） $D_{CFING}(i)$ ：放射性核種 i の経口摂取内部被ばく線量換算係数（Sv／Bq） (3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間5.3μSvで基準値（年間10μSv）を下回った。	$D_{SWING}(t)=\sum_{i}\sum_{m}C_{SW}(t,i)\cdot R_{SW}(m,i)\cdot Q_{SW}(m)\cdot G_{SW}(m)\cdot D_{CFING}(i)$ ・(10) $D_{SWING}(t)$ ：時間 t における海産物摂取に伴う内部被ばく線量（Sv／y） $R_{SW}(m,i)$ ：放射性核種 i の海産物 m への濃縮係数（m^3／kg） $Q_{SW}(m)$ ：海産物 m の年間摂取量（kg／y） $G_{SW}(m)$ ：評価海域における海産物 m の市場係数（－） $D_{CFING}(i)$ ：放射性核種 i の経口摂取内部被ばく線量換算係数（Sv／Bq） (3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間5.3μSvで基準値（年間10μSv）を下回った。	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-24	5.2.1.2 海岸活動シナリオの評価	5.2.1.2　海岸活動シナリオの評価 (1)　評価条件の設定 計算に用いるパラメータを第5.2.2表及び第5.2.3表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 被ばく評価は，廃棄物埋設地からの移行経路に従い，放射性物質の量を評価し，海岸土壌の粉じん吸入による内部被ばく及び海岸土壌からの直接線による外部被ばくの合計値を評価する。 a．廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量 「5.2.1.1 海産物摂取シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価　a．廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量」と同様である。 b．帯水層に移行する放射性物質の量 「5.2.1.1 海産物摂取シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価　b．帯水層に移行する放射性物質の量」と同様である。 c．海岸土壌に移行する放射性物質の量 帯水層から地下水を経由して海水に移行した放射性物質が，海岸土壌に吸着される。放射性物質の海への移行は，式（8）及び式（9）と同様である。海から海岸土壌への移行は以下のように計算する。 $C_{SS}(t,i)=\left(\frac{\varepsilon_{SS}}{\rho_{SS}\cdot(1-\varepsilon_{SS})}+K_{SS}(i)\right)\cdot C_{SW}(t,i)$ ・・・・・・・・・・・・・・（11） $C_{SS}(t,i)$　：時間tにおける海岸土壌中の放射性核種iの濃度（Bq／kg） $K_{SS}(i)$　：海岸土壌の放射性核種iの収着分配係数（m^3／kg） ρ_{SS}　：海岸土壌粒子密度（kg／m^3） ε_{SS}　：海岸土壌の間隙率（－） d．海岸土壌の粉じん吸入による内部被ばくの量 放射性物質が海岸土壌に移行し，粉じんとなりこれを吸入することによる内部被ばくを以下の式により計算する。 $D_{SSINH}(t)=\sum_i C_{SS}(t,i)\cdot F_{SS}\cdot G_{SS}\cdot B_{SS}\cdot T_{SS}\cdot D_{CFINH}(i)$ ・・・・・・・・（12） $D_{SSINH}(t)$　：時間tにおける海岸土壌の粉じん吸入による内部被ばく線量（Sv／y） F_{SS}　：海岸活動時の空気中粉じん濃度（kg／m^3）	5.3.1.2　海岸活動シナリオの評価 (1)　評価条件の設定 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，地下水に移行しない及び減衰しないとして，第5.3.1表に示した総放射能量を用い，管理期間中においても地下水への移行が想定されることから，埋設終了の時点を0年，評価上の開始年を0年と設定する。この他に計算に用いるパラメータを第5.3.2表及び第5.3.3表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 被ばく評価は，廃棄物埋設地からの移行経路に従い，放射性物質の量を評価し，海岸土壌の粉じん吸入による内部被ばく及び海岸土壌からの直接線による外部被ばくの合計値を評価する。 a．廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量 「5.3.1.1 海産物摂取シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価　a．廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量」と同様である。 b．帯水層に移行する放射性物質の量 「5.3.1.1 海産物摂取シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価　b．帯水層に移行する放射性物質の量」と同様である。 c．海岸土壌に移行する放射性物質の量 帯水層から地下水を経由して海水に移行した放射性物質が，海岸土壌に吸着される。放射性物質の海への移行は，式（8）及び式（9）と同様である。海から海岸土壌への移行は以下のように計算する。 $C_{SS}(t,i)=\left(\frac{\varepsilon_{SS}}{\rho_{SS}\cdot(1-\varepsilon_{SS})}+K_{SS}(i)\right)\cdot C_{SW}(t,i)$ ・・・・・・・・・・・・・・（11） $C_{SS}(t,i)$　：時間tにおける海岸土壌中の放射性核種iの濃度（Bq／kg） $K_{SS}(i)$　：海岸土壌の放射性核種iの収着分配係数（m^3／kg） ρ_{SS}　：海岸土壌粒子密度（kg／m^3） ε_{SS}　：海岸土壌の間隙率（－） d．海岸土壌の粉じん吸入による内部被ばくの量 放射性物質が海岸土壌に移行し，粉じんとなりこれを吸入することによる内部被ばくを以下の式により計算する。 $D_{SSINH}(t)=\sum_i C_{SS}(t,i)\cdot F_{SS}\cdot G_{SS}\cdot B_{SS}\cdot T_{SS}\cdot D_{CFINH}(i)$ ・・・・・・・・（12） $D_{SSINH}(t)$　：時間tにおける海岸土壌の粉じん吸入による内部被ばく線量（Sv／y） F_{SS}　：海岸活動時の空気中粉じん濃度（kg／m^3）	・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		G_{SS}　：空気中粉じんの海岸土壌からの粉じんの割合（－） B_{SS}　：海岸活動時の呼吸量（m^3／h） T_{SS}　：年間海岸活動時間（h／y） $D_{CFINH(i)}$　：放射性核種iの吸入内部被ばく線量換算係数（Sv／Bq） e．海岸土壌からの直接線による外部被ばくの量 海岸土壌に移行した放射性物質が放出する直接線による外部被ばくを以下の式により評価する。 $D_{SSEXT}(t)=\sum_i C_{SS}(t,i)\cdot S_{SS}\cdot T_{SS}\cdot D_{CFEXT}(i)$　・・・・・・・・・・・・・・(13) ここで， $D_{SSEXT}(t)$　：時間tにおける海岸土壌からの外部被ばく線量（Sv／y） S_{SS}　：海岸活動時の放射性核種の遮蔽係数（－） $D_{CFEXT(i)}$　：放射性核種iの外部被ばく線量換算係数（（Sv／h）／（Bq／kg）） (3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間3.2×10^{-6}μSvで基準値（年間10μSv）を下回った。	G_{SS}　：空気中粉じんの海岸土壌からの粉じんの割合（－） B_{SS}　：海岸活動時の呼吸量（m^3／h） T_{SS}　：年間海岸活動時間（h／y） $D_{CFINH(i)}$　：放射性核種iの吸入内部被ばく線量換算係数（Sv／Bq） e．海岸土壌からの直接線による外部被ばくの量 海岸土壌に移行した放射性物質が放出する直接線による外部被ばくを以下の式により評価する。 $D_{SSEXT}(t)=\sum_i C_{SS}(t,i)\cdot S_{SS}\cdot T_{SS}\cdot D_{CFEXT}(i)$　・・・・・・・・・・・・・・(13) ここで， $D_{SSEXT}(t)$　：時間tにおける海岸土壌からの外部被ばく線量（Sv／y） S_{SS}　：海岸活動時の放射性核種の遮蔽係数（－） $D_{CFEXT(i)}$　：放射性核種iの外部被ばく線量換算係数（（Sv／h）／（Bq／kg）） (3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間1.1×10^{-5}μSvで基準値（年間10μSv）を下回った。 なお，被ばく線量の評価結果は，内部被ばく線量の年間9.5×10^{-6}μSvと外部被ばく線量の年間7.9×10^{-7}μSvの合計値である。	・パラメータ設定の適正化に伴う変更 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-26	5.2.1.3 跡地利用建設シナリオ（3m掘削）の評価	5.2.1.3　跡地利用建設シナリオ（3m掘削）の評価 (1)　評価条件の設定 計算に用いるパラメータを第5.2.2表，第5.2.3表及び第5.2.4表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 被ばく評価は，深さ3mの掘削土壌に含まれる放射性物質の直接線による外部被ばく及び掘削時に発生する粉じんに含まれる放射性物質を吸入することによる内部被ばくの合計により行う。 a．掘削土壌に含まれる放射性物質の量 掘削作業により廃棄物中の放射性物質が，周辺の土壌と混合され掘削土壌として地表面に露出することから，掘削土壌に含まれる放射性物質の量を以下のように計算する。 $C_C(t,i)=P_C\cdot\frac{A_W(i)\cdot\exp(-\lambda(i)\cdot t)}{S_D\cdot H_D\cdot\rho_C}$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・（14） $C_C(t,i)$：時間tにおける掘削土壌中の放射性核種iの濃度（Bq／kg） P_C：廃棄物層と周辺土壌の混合による希釈係数（－） ρ_C：廃棄物層のみかけ密度（kg／m³） b．掘削土壌に含まれる放射性物質の直接線による外部被ばくの量 保守的に放射性物質を含む掘削土壌の直上で，一般的な住宅建設作業を行うものと仮定し計算する。 $D_{CEXT}(t)=\sum_i C_C(t,i)\cdot S_C\cdot T_C\cdot D_{CFEXT}(i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・（15） $D_{CEXT}(i)$：時間tにおける作業時の外部被ばく線量（Sv／y） S_C：作業時における放射性核種の遮蔽係数（－） T_C：年間作業時間（h／y） c．掘削時に発生する粉じんに含まれる放射性物質を吸入することによる内部被ばくの量 保守的に放射性物質を含む掘削土壌の直上で，一般的な住宅建設作業を行うものと仮定し計算する。 $D_{CINH}(t)=\sum_i C_C(t,i)\cdot F_C\cdot G_C\cdot B_C\cdot T_C\cdot D_{CFINH}(i)$ ・・・・・・・・・・・・（16） $D_{CINH}(t)$：時間tにおける作業時の吸入内部被ばく線量（Sv／y） F_C：作業時の空気中粉じん濃度（kg／m³）	5.3.1.3　跡地利用建設シナリオ（3m掘削）の評価 (1)　評価条件の設定 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，減衰しない及び線量評価の期間中，地下水に移行しないとして，第5.3.1表に示した総放射能量を用い，管理期間中は跡地利用を制限することから，埋設終了の時点を0年，評価上の開始年を50年と設定する。この他に計算に用いるパラメータを第5.3.2表，第5.3.3表及び第5.3.4表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 被ばく評価は，深さ3mの掘削土壌に含まれる放射性物質の直接線による外部被ばく及び掘削時に発生する粉じんに含まれる放射性物質を吸入することによる内部被ばくの合計により行う。 a．掘削土壌に含まれる放射性物質の量 掘削作業により廃棄物中の放射性物質が，周辺の土壌と混合され掘削土壌として地表面に露出することから，掘削土壌に含まれる放射性物質の量を以下のように計算する。 $C_C(t,i)=P_C\cdot\frac{A_W(i)\cdot\exp(-\lambda(i)\cdot t)}{S_D\cdot H_D\cdot\rho_C}$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・（14） $C_C(t,i)$：時間tにおける掘削土壌中の放射性核種iの濃度（Bq／kg） P_C：廃棄物層と周辺土壌の混合による希釈係数（－） ρ_C：廃棄物層のみかけ密度（kg／m³） b．掘削土壌に含まれる放射性物質の直接線による外部被ばくの量 保守的に放射性物質を含む掘削土壌の直上で，一般的な住宅建設作業を行うものと仮定し計算する。 $D_{CEXT}(t)=\sum_i C_C(t,i)\cdot S_C\cdot T_C\cdot D_{CFEXT}(i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・（15） $D_{CEXT}(t)$：時間tにおける作業時の外部被ばく線量（Sv／y） S_C：作業時における放射性核種の遮蔽係数（－） T_C：年間作業時間（h／y） c．掘削時に発生する粉じんに含まれる放射性物質を吸入することによる内部被ばくの量 保守的に放射性物質を含む掘削土壌の直上で，一般的な住宅建設作業を行うものと仮定し計算する。 $D_{CINH}(t)=\sum_i C_C(t,i)\cdot F_C\cdot G_C\cdot B_C\cdot T_C\cdot D_{CFINH}(i)$ ・・・・・・・・・・（16） $D_{CINH}(t)$：時間tにおける作業時の吸入内部被ばく線量（Sv／y） F_C：作業時の空気中粉じん濃度（kg／m³）	・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		G_C　：空気中粉じんのうち掘削土壌からの粉じんの割合（－） B_C　：作業者の呼吸量（m^3／h） (3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間3.2μSvで基準値（年間10μSv）を下回った。	G_C　：空気中粉じんのうち掘削土壌からの粉じんの割合（－） B_C　：作業者の呼吸量（m^3／h） (3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間3.2μSvで基準値（年間10μSv）を下回った。 なお，被ばく線量の評価結果は，内部被ばく線量の年間1.3×10^{-2}μSvと外部被ばく線量の年間3.2μSvの合計値である。	・記載の充実
6-28	5.2.1.4 跡地利用居住シナリオ（3m掘削）の評価	5.2.1.4　跡地利用居住シナリオ（3m掘削）の評価 (1)　評価条件の設定 計算に用いるパラメータを第5.2.2表，第5.2.3表，第5.2.4表及び第5.2.5表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 被ばく評価は，深さ3mの掘削土壌に含まれる放射性物質の直接線による外部被ばくを評価する。 なお，掘削土壌には金属等が含まれるため，その上に客土を施すことが通常と考えられるため，土壌による粉じん吸入による内部被ばくを想定せず，外部被ばくのみを評価する。 a．掘削土壌に含まれる放射性物質の量 「5.2.1.3跡地利用建設シナリオ（3m掘削）の評価　(2)被ばく線量の評価　a．掘削土壌に含まれる放射性物質の量」と同様の方法で計算する。 b．掘削土壌に含まれる放射性物質の直接線による外部被ばくの量 放射性物質を含む土壌が均一に敷き詰められると仮定し，以下のように計算する。 $D_{LEXT}(t)=\sum_i C_C(t,i)\cdot S_L\cdot T_L\cdot D_{CFEXT}(i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・ (17) $D_{LEXT}(t)$　：時間tにおける居住時の外部被ばく線量（Sv／y） S_L　：居住時における放射性核種の遮蔽係数（－） T_L　：年間居住時間（h／y） (3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき線量を評価した結果の最大値は，年間5.6×10^{-1}μSvで基準値（年間10μSv）を下回った。	5.3.1.4　跡地利用居住シナリオ（3m掘削）の評価 (1)　評価条件の設定 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，減衰しない及び線量評価の期間中，地下水に移行しないとして，第5.3.1表に示した総放射能量を用い，管理期間中は跡地利用を制限することから，埋設終了の時点を0年，評価上の開始年を50年と設定する。この他に計算に用いるパラメータを第5.3.2表，第5.3.4表及び第5.3.5表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 被ばく評価は，深さ3mの掘削土壌に含まれる放射性物質の直接線による外部被ばくを評価する。 なお，掘削土壌には金属等が含まれるため，その上に客土を施すことが通常と考えられるため，土壌による粉じん吸入による内部被ばくを想定せず，外部被ばくのみを評価する。 a．掘削土壌に含まれる放射性物質の量 「5.3.1.3跡地利用建設シナリオの評価（3m掘削）　(2)被ばく線量の評価　a．掘削土壌に含まれる放射性物質の量」と同様の方法で計算する。 b．掘削土壌に含まれる放射性物質の直接線による外部被ばくの量 放射性物質を含む土壌が均一に敷き詰められると仮定し，以下のように計算する。 $D_{LEXT}(t)=\sum_i C_C(t,i)\cdot S_L\cdot T_L\cdot D_{CFEXT}(i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・ (17) $D_{LEXT}(t)$　：時間tにおける居住時の外部被ばく線量（Sv／y） S_L　：居住時における放射性核種の遮蔽係数（－） T_L　：年間居住時間（h／y） (3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき線量を評価した結果の最大値は，年間4.5×10^{-1}μSvで基準値（年間10μSv）を下回った。	・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・パラメータ設定の適正化に伴う変更

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-29	5.2.1.5 跡地利用家庭菜園シナリオ（3m掘削）の評価	5.2.1.5　跡地利用家庭菜園シナリオ（3m掘削）の評価 (1)　評価条件の設定 計算に用いるパラメータを第5.2.2表，第5.2.3表，第5.2.4表及び第5.2.6表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 被ばく評価は，深さ3mの掘削時に発生した放射性物質を含む掘削土壌で栽培された家庭菜園の農産物を摂取した場合の内部被ばくを評価する。 a．掘削土壌に含まれる放射性物質の量 「5.2.1.3 跡地利用建設シナリオ（3m掘削）の評価　(2) 被ばく線量の評価　a．掘削土壌に含まれる放射性物質の量」と同様の方法で計算する。 b．放射性物質を含む土壌で栽培された家庭菜園の農産物を摂取した場合の内部被ばくの量 放射性物質を含む土壌が均一に敷き詰められたと仮定する。また，客土厚さを30cmと仮定し，以下のように計算する。 時間 t における家庭菜園の農産物 k 中の放射性核種 i の濃度は，次式を用いて計算する。 $C_{LF}(k,t,i)=R_F(k,i)\cdot P_{LF}(k)\cdot C_C(t,i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・（18） $C_{LF}(k,t,i)$ ：時間 t における家庭菜園の農産物 k 中の放射性核種 i の濃度（Bq／kg） $R_F(k,i)$ ：土壌から農産物 k への放射性核種 i の移行係数 （（Bq／kg-wet農産物）／（Bq／kg-dry土壌）） $P_{LF}(k)$ ：家庭菜園の農産物 k の根からの放射性核種の吸収割合（－） 時間 t における家庭菜園の農産物摂取による公衆の内部被ばく量は，次式を用いて計算する。 $D_{LFING}(t)=\sum_i\sum_k C_{LF}(k,t,i)\cdot Q_F(k)\cdot G_{LF}(k)\cdot D_{CFING}(i)$ ・・・・・・・（19） $D_{LFING}(t)$ ：時間 t における家庭菜園の農産物摂取に伴う内部被ばく線量〔Sv／y〕 $Q_F(k)$ ：農産物 k の年間摂取量（kg／y） $G_{LF}(k)$ ：家庭菜園の農産物 k の市場係数（－） (3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間8.1μSvで基準値（年間10μSv）を下回った。	5.3.1.5　跡地利用家庭菜園シナリオ（3m掘削）の評価 (1)　評価条件の設定 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，減衰しない及び線量評価の期間中，地下水に移行しないとして，第5.3.1表に示した総放射能量を用い，管理期間中は跡地利用を制限することから，埋設終了の時点を0年，評価上の開始年を50年と設定する。この他に計算に用いるパラメータを第5.3.2表，第5.3.4表及び第5.3.6表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 被ばく評価は，深さ3mの掘削時に発生した放射性物質を含む掘削土壌で栽培された家庭菜園の農産物を摂取した場合の内部被ばくを評価する。 a．掘削土壌に含まれる放射性物質の量 「5.3.1.3 跡地利用建設シナリオ（3m掘削）の評価　(2) 被ばく線量の評価　a．掘削土壌に含まれる放射性物質の量」と同様の方法で計算する。 b．放射性物質を含む土壌で栽培された家庭菜園の農産物を摂取した場合の内部被ばくの量 放射性物質を含む土壌が均一に敷き詰められたと仮定する。また，客土厚さを30cmと仮定し，以下のように計算する。 時間 t における家庭菜園の農産物 k 中の放射性核種 i の濃度は，次式を用いて計算する。 $C_{LF}(k,t,i)=R_F(k,i)\cdot P_{LF}(k)\cdot C_C(t,i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・（18） $C_{LF}(k,t,i)$ ：時間 t における家庭菜園の農産物 k 中の放射性核種 i の濃度（Bq／kg） $R_F(k,i)$ ：土壌から農産物 k への放射性核種 i の移行係数 （（Bq／kg-wet農産物）／（Bq／kg-dry土壌）） $P_{LF}(k)$ ：家庭菜園の農産物 k の根からの放射性核種の吸収割合（－） 時間 t における家庭菜園の農産物摂取による公衆の内部被ばく量は，次式を用いて計算する。 $D_{LFING}(t)=\sum_i\sum_k C_{LF}(k,t,i)\cdot Q_F(k)\cdot G_{LF}(k)\cdot D_{CFING}(i)$ ・・・・・・・（19） $D_{LFING}(t)$ ：時間 t における家庭菜園の農産物摂取に伴う内部被ばく線量（Sv／y） $Q_F(k)$ ：農産物 k の年間摂取量（kg／y） $G_{LF}(k)$ ：家庭菜園の農産物 k の市場係数（－） (3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間1.7μSvで基準値（年間10μSv）を下回った。	・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・パラメータ設定の適正化に伴う変更

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	5.3.1.6　跡地利用公園シナリオの評価 (1)　評価条件の設定 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，減衰しない及び線量評価の期間中，地下水に移行しないとすることから，評価に用いる放射能濃度は受入れ時から減少しないため，「4.2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく評価」に使用した廃棄物受入れ時の表面線量当量率に相当するＣｏ－60の放射能濃度を使用する。他の核種の影響については，第5.3.1表に示した総放射能量を用いたＣｏ－60との放射能量比から算出した放射能濃度を使用し評価する。 また，管理期間中は跡地利用を制限することから，埋設終了の時点を0年，評価時期を50年と設定する。この他に計算に用いるパラメータについては「4.2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく評価」と同様に第4.2.2表に示すパラメータを使用する。 (2)　被ばく線量の評価 被ばく評価は，廃棄物埋設地に埋設された廃棄物に含まれる放射性物質の直接線による外部被ばくを評価する。 評価方法は，「4.2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく評価」と同様にＱＡＤコードを使用し，最終覆土（地表面＋2m）表面＋1mの地点における外部被ばく線量を計算する。評価時間については，保守的に1年間滞在するものとして評価した。 また，評価は「4.2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく評価」と同様に廃棄物種類ごとに行い，最大となる線量を選択した。 (3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，廃棄物種類ごとに線量を評価した結果，最大となるのは金属（鉄箱）の年間 2.1×10^{-7} μSvで基準値（年間10μSv）を下回った。なお，コンクリートブロックの線量評価結果は年間 1.9×10^{-7} μSv，コンクリートガラ（フレキシブルコンテナ）は年間 1.9×10^{-7} μSvである。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-30	5.2.2 変動シナリオの評価	5.2.2　変動シナリオの評価 変動シナリオは，発生の可能性は低いが安全評価上重要な変動要因を考慮したシナリオであり，基本シナリオに対する不確かさを網羅的に考慮し，科学的に合理的と考えられる範囲で最も厳しい設定で評価する。	5.3.2　変動シナリオの評価 変動シナリオは，発生の可能性は低いが安全評価上重要な変動要因を考慮したシナリオであり，基本シナリオに対する不確かさを網羅的に考慮し，科学的に合理的と考えられる範囲で最も厳しい設定で評価する。	・記載の適正化
6-30	5.2.2.1 海産物摂取シナリオ（不確実性考慮）の評価	5.2.2.1　海産物摂取シナリオ（不確実性考慮）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.2.1.1　海産物摂取シナリオの評価　(2) 被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.2.2表に示すパラメータの一部を，第5.2.7表に示す不確実性を考慮したパラメータに変更して，「ａ．廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量」，「ｂ．帯水層に移行する放射性物質の量」及び「ｃ．海産物摂取による内部被ばくの量」について評価する。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間10μSvで基準値（年間300μSv）を下回った。	5.3.2.1　海産物摂取シナリオ（不確実性考慮）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.1海産物摂取シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.3.2表に示すパラメータの一部を，第5.3.7表に示す不確実性を考慮したパラメータに変更して，「ａ．廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量」，「ｂ．帯水層に移行する放射性物質の量」及び「ｃ．海産物摂取による内部被ばくの量」について評価する。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間12μSvで基準値（年間300μSv）を下回った。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・パラメータ設定の適正化に伴う変更
6-31	5.2.2.2 海岸活動シナリオ（不確実性考慮）の評価	5.2.2.2　海岸活動シナリオ（不確実性考慮）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.2.1.2　海岸活動シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.2.2表及び第5.2.3表に示すパラメータの一部を，第5.2.7表に示す不確実性を考慮したパラメータに変更して，「ａ．廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量」，「ｂ．帯水層に移行する放射性物質の量」，「ｃ．海岸土壌に移行する放射性物質の量」，「ｄ．海岸土壌の粉じん吸入による内部被ばくの量」及び「ｅ．海岸土壌からの直接線による外部被ばくの量」について評価する。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間7.1×10^{-5}μSvで基準値（年間300μSv）を下回った。	5.3.2.2　海岸活動シナリオ（不確実性考慮）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.2海岸活動シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.3.2表及び第5.3.3表に示すパラメータの一部を，第5.3.7表に示す不確実性を考慮したパラメータに変更して，「ａ．廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量」，「ｂ．帯水層に移行する放射性物質の量」，「ｃ．海岸土壌に移行する放射性物質の量」，「ｄ．海岸土壌の粉じん吸入による内部被ばくの量」及び「ｅ．海岸土壌からの直接線による外部被ばくの量」について評価する。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間2.5×10^{-4}μSvで基準値（年間300μSv）を下回った。 なお，被ばく線量の評価結果は，内部被ばく線量の年間2.3×10^{-4}μSvと外部被ばく線量の年間1.9×10^{-5}μSvの合計値である。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・パラメータ設定の適正化に伴う変更 ・記載の充実
6-31	5.2.2.3 跡地利用建設シナリオ（全量掘削）	5.2.2.3　跡地利用建設シナリオ（全量掘削）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.2.1.3　跡地利用建設シナリオ（3m 掘削）の評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.2.2表，第5.2.3表及び第5.2.4	5.3.2.3　跡地利用建設シナリオ（全量掘削）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.3跡地利用建設シナリオ（3m掘削）の評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.3.2表，第5.3.3表及び第5.3.4	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
	の評価	表に示すパラメータの一部を，第5.2.8表に示す不確実性を考慮したパラメータに変更して評価する。 なお，掘削深さに対する不確実性を考慮し，全ての廃棄物を掘削する深さ（約6m）に設定した。他のパラメータについては特に不確実性が見込まれない，又は既に最も厳しい値を設定しているため基本シナリオと同じ値とした。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間13μSvで基準値（年間300μSv）を下回った。	表に示すパラメータの一部を，第5.3.8表に示す不確実性を考慮したパラメータに変更して評価する。 なお，掘削深さに対する不確実性を考慮し，全ての廃棄物を掘削する深さ（約6m）に設定した。他のパラメータについては特に不確かさが見込まれない，又は既に最も厳しい値を設定しているため基本シナリオと同じ値とした。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間13μSvで基準値（年間300μSv）を下回った。 なお，被ばく線量の評価結果は，内部被ばく線量の年間5.1×10^{-2}μSvと外部被ばく線量の年間13μSvの合計値である。	・記載の充実
6-32	5.2.2.4 跡地利用居住シナリオ（全量掘削）の評価	5.2.2.4　跡地利用居住シナリオ（全量掘削）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.2.1.4 跡地利用居住シナリオ（3m 掘削）の評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.2.2表，第5.2.3表，第5.2.4表及び第5.2.5表に示すパラメータの一部を，第5.2.8表に示す不確実性を考慮したパラメータに変更して評価する。 本シナリオでは，「5.2.2.3　跡地利用建設シナリオ（全量掘削）の評価」と同様，全ての廃棄物を掘削する深さ（約6m）を設定し評価を実施した。他のパラメータについては特に不確実性が見込まれない，又は既に最も厳しい値を設定しているため基本シナリオと同じ値とした。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間2.2μSvで基準値（年間300μSv）を下回った。	5.3.2.4　跡地利用居住シナリオ（全量掘削）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.4跡地利用居住シナリオ（3m掘削）の評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.3.2表，第5.3.4表及び第5.3.5表に示すパラメータの一部を，第5.3.8表に示す不確実性を考慮したパラメータに変更して評価する。 本シナリオでは，「5.3.2.3　跡地利用建設シナリオ（全量掘削）の評価」と同様，全ての廃棄物を掘削する深さ（約6m）を設定し評価を実施した。他のパラメータについては特に不確かさが見込まれない，又は既に最も厳しい値を設定しているため基本シナリオと同じ値とした。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間1.8μSvで基準値（年間300μSv）を下回った。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・パラメータ設定の適正化に伴う変更
		5.2.2.5　跡地利用家庭菜園シナリオ（全量掘削）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.2.1.5　跡地利用家庭菜園シナリオ（3m 掘削）の評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.2.2表，第5.2.3表，第5.2.4表及び第5.2.6表に示すパラメータの一部を，第5.2.8表に示す不確実性を考慮したパラメータに変更して評価する。 本シナリオでは，「5.2.2.3 跡地利用建設シナリオ（全量掘削）の評価」と同様，全ての廃棄物を掘削する深さ（約6m）を設定し評価を実施した。他のパラメータについては特に不確実性が見込まれない，又は既に最も厳しい値を設定しているため基本シナリオと同じ値とした。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最	5.3.2.5　跡地利用家庭菜園シナリオ（全量掘削）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.5跡地利用家庭菜園シナリオ（3m掘削）の評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.3.2表，第5.3.4表及び第5.3.6表に示すパラメータの一部を，第5.3.8表に示す不確実性を考慮したパラメータに変更して評価する。 本シナリオでは，「5.3.2.3 跡地利用建設シナリオ（全量掘削）の評価」と同様，全ての廃棄物を掘削する深さ（約6m）を設定し評価を実施した。他のパラメータについては特に不確かさが見込まれない，又は既に最も厳しい値を設定しているため基本シナリオと同じ値とした。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		大値は，年間33μSvで基準値（年間300μSv）を下回った。	大値は，年間6.6μSvで基準値（年間300μSv）を下回った。	・パラメータ設定の適正化に伴う変更

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-33	5.2.3 基本シナリオ及び変動シナリオ以外の人為事象シナリオの評価	5.2.3　基本シナリオ及び変動シナリオ以外の人為事象シナリオの評価 基本シナリオ及び変動シナリオに含まれない人為事象に係るシナリオは，発生の可能性が著しく低い人為事象について，放射線防護上の観点からその影響を確認するために評価する。	5.3.3　基本シナリオ及び変動シナリオ以外の人為事象シナリオの評価 基本シナリオ及び変動シナリオに含まれない人為事象に係るシナリオは，発生の可能性が著しく低い人為事象について，放射線防護上の観点からその影響を確認するために評価する。	・記載の適正化
6-33	5.2.3.1 井戸水飲用摂取シナリオの評価	5.2.3.1　井戸水飲月摂取シナリオの評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.2.1.1　海産物摂取シナリオの評価(2) 被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.2.2表に示すパラメータの一部を，第5.2.9表に示すパラメータに変更して，「ａ．廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量」，「ｂ．帯水層に移行する放射性物質の量」について評価する。	5.3.3.1　井戸水飲用摂取シナリオの評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.1海産物摂取シナリオの評価（2）　被ばく線量の評価」と同様の式を用いて評価する。 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，地下水に移行しない及び減衰しないとして，第5.3.1表に示した総放射能量を用い，管理期間中においても地下水への移行が想定されることから，埋設終了の時点を0年，地下水への移行開始年を0年と設定するが，管理期間中は井戸の利月は制限されることから，評価開始年は50年と設定する。この他に必要に応じて第5.3.2表に示すパラメータの一部を，第5.3.9表に示すパラメータに変更して，「ａ．廃棄物埋設地から移行する放射性物質の量」，「ｂ．帯水層に移行する放射性物質の量」について評価する。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化
		また，井戸水を飲用することによる内部被ばくの量については，井戸を掘り帯水層から水を汲み上げて飲用するものとして内部被ばくを評価する。 時間 t における井戸水中の放射性核種 i の濃度は，次式を用いて計算する。 $C_{WW}(t,i)=R_{WW}\cdot C_{WGW}(X_{WW},t,i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (20) $C_{WW}(t,i)$　：時間 t における井戸水中の放射性核種 i の濃度（Bq／m³） R_{WW}　：井戸水への放射性核種を含む地下水の混合割合（－） X_{WW}　：廃棄物埋設地下流端から井戸までの距離（m） 時間 t における井戸水の飲用摂取による内部被ばく線量は，次式を用いて計算する。 $D_{WWING}(t)=\sum_i C_{WW}(t,i)\cdot Q_{WW}\cdot G_{WW}\cdot D_{CFING}(i)$ ・・・・・・・・・・・・ (21) $D_{WWING}(t)$　：時間 t における井戸水の飲用摂取による内部被ばく線量（Sv／y） Q_{WW}　：年間飲料水摂取量（m³／y） G_{WW}　：年間飲料水量中の井戸水からの飲料水の割合（－）	また，井戸水を飲用することによる内部被ばくの量については，井戸を掘り帯水層から水を汲み上げて飲用するものとして内部被ばくを評価する。 時間 t における井戸水中の放射性核種 i の濃度は，次式を用いて計算する。 $C_{WW}(t,i)=R_{WW}\cdot C_{GW}(X_{WW},t,i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (20) $C_{WW}(t,i)$　：時間 t における井戸水中の放射性核種 i の濃度（Bq／m³） R_{WW}　：井戸水への放射性核種を含む地下水の混合割合（－） X_{WW}　：廃棄物埋設地下流端から井戸までの距離（m） 時間 t における井戸水の飲用摂取による内部被ばく線量は，次式を用いて計算する。 $D_{WWING}(t)=\sum_i C_{WW}(t,i)\cdot Q_{WW}\cdot G_{WW}\cdot D_{CFING}(i)$ ・・・・・・・・・・・・ (21) $D_{WWING}(t)$　：時間 t における井戸水の飲月摂取による内部被ばく線量（Sv／y） Q_{WW}　：年間飲料水摂取量（m³／y） G_{WW}　：年間飲料水量中の井戸水からの飲料水の割合（－）	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		(2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間39μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。	(2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間74μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。	・パラメータ設定の適正化に伴う変更
6-34	5.2.3.2 跡地利用農産物摂取シナリオの評価	5.2.3.2　跡地利用農産物摂取シナリオの評価 (1)　評価条件の設定 計算に用いるパラメータを第5.2.2表，第5.2.4表，第5.2.6表及び第5.2.10表に示す。	5.3.3.2　跡地利用農産物摂取シナリオの評価 (1)　評価条件の設定 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，減衰しない及び線量評価の期間中，地下水に移行しないとして，第5.3.1表に示した総放射能量を用い，管理期間中は跡地利用を制限することから，埋設終了の時点を0年，評価上の開始年を50年と設定する。この他に計算に用いるパラメータを第5.3.2表，第5.3.4表，第5.3.6表及び第5.3.10表に示す。	・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化
		(2)　被ばく線量の評価 被ばく評価は，保守的に全ての農産物が跡地の直上で栽培されると仮定する。また，放射性物質は廃棄物層に伸びた根から農産物に吸収されると仮定し，以下のように計算する。 時間tにおける農産物k中の放射性核種iの濃度は，次式を用いて計算する。 $$C_F(k,t,i)=R_F(k,i)\cdot P_F(k)\cdot\frac{A_W(i)\cdot\exp(-\lambda(i)\cdot t)}{S_D\cdot H_D\cdot\rho_C}\quad\cdots\cdots\cdots\cdots(22)$$ $C_F(k,t,i)$　：時間tにおける農産物k中の放射性核種iの濃度（Bq／kg） $P_F(k)$　：農産物kの根からの放射性核種の吸収割合（－） $R_F(k,i)$　：土壌から農産物kへの放射性核種iの移行係数 （（Bq／kg-wet農産物）／（Bq／kg-dry土壌）） 時間tにおける農産物摂取による公衆の内部被ばく量は，次式を用いて計算する。 $$D_{FING}(t)=\sum_i\sum_k C_F(k,t,i)\cdot Q_F(k)\cdot G_F(k)\cdot D_{CFING}(i)\quad\cdots\cdots\cdots(23)$$ $D_{FING}(t)$　：時間tにおける跡地の農産物摂取に伴う内部被ばく線量（Sv／y） $G_F(k)$　：跡地で栽培された農産物kの市場係数（－）	(2)　被ばく線量の評価 被ばく評価は，保守的に全ての農産物が跡地の直上で栽培されると仮定する。また，放射性物質は廃棄物層に伸びた根から農産物に吸収されると仮定し，以下のように計算する。 時間tにおける農産物k中の放射性核種iの濃度は，次式を用いて計算する。 $$C_F(k,t,i)=R_F(k,i)\cdot P_F(k)\cdot\frac{A_W(i)\cdot\exp(-\lambda(i)\cdot t)}{S_D\cdot H_D\cdot\rho_C}\quad\cdots\cdots\cdots\cdots(22)$$ $C_F(k,t,i)$　：時間tにおける農産物k中の放射性核種iの濃度（Bq／kg） $P_F(k)$　：農産物kの根からの放射性核種の吸収割合（－） $R_F(k,i)$　：土壌から農産物kへの放射性核種iの移行係数 （（Bq／kg-wet農産物）／（Bq／kg-dry土壌）） 時間tにおける農産物摂取による公衆の内部被ばく量は，次式を用いて計算する。 $$D_{FING}(t)=\sum_i\sum_k C_F(k,t,i)\cdot Q_F(k)\cdot G_F(k)\cdot D_{CFING}(i)\quad\cdots\cdots\cdots(23)$$ $D_{FING}(t)$　：時間tにおける跡地の農産物摂取に伴う内部被ばく線量（Sv／y） $G_F(k)$　：跡地で栽培された農産物kの市場係数（－）	
		(3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間54μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。	(3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間55μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。	・パラメータ設定の適正化に伴う変更

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-35	5.2.3.3 跡地利用畜産物摂取シナリオの評価	5.2.3.3　跡地利用畜産物摂取シナリオの評価 (1)　評価条件の設定 計算に用いるパラメータを第 5.2.2 表，第 5.2.4 表及び第 5.2.11 表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 被ばく評価は，以下のように計算する。 時間 t における跡地で生育した農産物 k（飼料）中の放射性核種 i の濃度は，次式を用いて計算する。 $C_{FN}(k,t,i)=R_{FN}(k,i)\cdot P_{FN}(k)\cdot\frac{A_W(i)\cdot\exp(-\lambda(i)\cdot t)}{S_D\cdot H_D\cdot\rho_C}$ ・・・・・・・・・(24) $C_{FN}(k,t,i)$　：時間 t における農産物 k（飼料）中の放射性核種 i の濃度（Bq／kg） $R_{FN}(k,i)$　：土壌から農産物 k（飼料）への放射性核種 i の移行係数（（Bq／kg-dry 農産物）／（Bq／kg-dry 土壌）） $P_{FN}(k)$　：農産物 k（飼料）の根からの放射性核種の吸収割合（－） 時間 t における畜産物 n 中の放射性核種 i の濃度は，次式を用いて計算する。 $C_{SF}(n,t,i)=R_{SF}(n,i)\cdot G_{FN}\cdot C_{FN}(k,t,i)\cdot Q_{FN}(n)$ ・・・・・・・・・・・・(25) $C_{SF}(n,t,i)$　：時間 t における畜産物 n 中の放射性核種 i の濃度（Bq／kg） $R_{SF}(n,i)$　：飼料から畜産物 n への放射性核種 i の移行係数（d／kg） G_{FN}　：放射性核種を含む飼料の混合割合（－） $Q_{FN}(n)$　：家畜（畜産物）n の 1 日当たりの飼料摂取量（kg-dry／d） 時間 t における畜産物摂取による公衆の内部被ばく量は，次式を用いて計算する。 $D_{SFING}(t)=\sum_i\sum_n C_{SF}(n,t,i)\cdot Q_{SF}(n)\cdot G_{SF}(n)\cdot D_{CFING}(i)$ ・・・・・・(26) $D_{SFING}(t)$　：時間 t における跡地の家畜（畜産物）摂取に伴う内部被ばく線量（Sv／y） $Q_{SF}(n)$　：畜産物 n の年間摂取量（kg／y） $G_{SF}(n)$　：跡地で育成された家畜（畜産物）n の市場係数（－）	5.3.3.3　跡地利用畜産物摂取シナリオの評価 (1)　評価条件の設定 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，減衰しない及び線量評価の期間中，地下水に移行しないとして，第 5.3.1 表に示した総放射能量を用い，管理期間中は跡地利用を制限することから，埋設終了の時点を 0 年，評価上の開始年を 50 年と設定する。この他に計算に用いるパラメータを第 5.3.2 表，第 5.3.4 表及び第 5.3.11 表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 被ばく評価は，以下のように計算する。 時間 t における跡地で生育した農産物 k（飼料）中の放射性核種 i の濃度は，次式を用いて計算する。 $C_{FN}(k,t,i)=R_{FN}(k,i)\cdot P_{FN}(k)\cdot\frac{A_W(i)\cdot\exp(-\lambda(i)\cdot t)}{S_D\cdot H_D\cdot\rho_C}$ ・・・・・・・・・(24) $C_{FN}(k,t,i)$　：時間 t における農産物 k（飼料）中の放射性核種 i の濃度（Bq／kg） $R_{FN}(k,i)$　：土壌から農産物 k（飼料）への放射性核種 i の移行係数（（Bq／kg-dry 農産物）／（Bq／kg-dry 土壌）） $P_{FN}(k)$　：農産物 k（飼料）の根からの放射性核種の吸収割合（－） 時間 t における畜産物 n 中の放射性核種 i の濃度は，次式を用いて計算する。 $C_{SF}(n,t,i)=R_{SF}(n,i)\cdot G_{FN}\cdot C_{FN}(k,t,i)\cdot Q_{FN}(n)$ ・・・・・・・・・・・・(25) $C_{SF}(n,t,i)$　：時間 t における畜産物 n 中の放射性核種 i の濃度（Bq／kg） $R_{SF}(n,i)$　：飼料から畜産物 n への放射性核種 i の移行係数（d／kg） G_{FN}　：放射性核種を含む飼料の混合割合（－） $Q_{FN}(n)$　：家畜（畜産物）n の 1 日当たりの飼料摂取量（kg-dry／d） 時間 t における畜産物摂取による公衆の内部被ばく量は，次式を用いて計算する。 $D_{SFING}(t)=\sum_i\sum_n C_{SF}(n,t,i)\cdot Q_{SF}(n)\cdot G_{SF}(n)\cdot D_{CFING}(i)$ ・・・・・・(26) $D_{SFING}(t)$　：時間 t における跡地の家畜（畜産物）摂取に伴う内部被ばく線量（Sv／y） $Q_{SF}(n)$　：畜産物 n の年間摂取量（kg／y） $G_{SF}(n)$　：跡地で育成された家畜（畜産物）n の市場係数（－）	・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		(3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間86μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。	(3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間1.2×10^{2}μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。	・パラメータ設定の適正化に伴う変更

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-37	5.2.4 基本シナリオ及び変動シナリオ以外の自然現象シナリオの評価	5.2.4　基本シナリオ及び変動シナリオ以外の自然現象シナリオの評価 廃棄物埋設地は，「添付書類五　2.5地震・津波等の自然現象に関する安全設計」に記載したとおり，自然現象による影響を考慮して設計していることから，自然現象による廃棄物埋設地への影響は生じない。しかし，耐震重要度を評価するためには，地震及び地震に伴って発生するおそれがある津波により安全機能が喪失した場合の影響を評価する必要があることから，想定を超える地震及び想定を超える津波に対する影響を評価する。	5.3.4　基本シナリオ及び変動シナリオ以外の自然現象シナリオの評価 廃棄物埋設地は，「添付書類五 2.6 地震・津波等の自然現象に関する安全設計」に記載したとおり，自然現象による影響を考慮して設計していることから，自然現象による廃棄物埋設地への影響は生じないが，設計条件を一定程度超える地震及び津波等の自然現象が発生した場合には，廃棄物埋設地に影響が生じることから地震及び津波等の自然現象に対する影響を評価する。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の充実
6-37	5.2.4.1 想定を超える地震による影響の評価	5.2.4.1　想定を超える地震による影響の評価 想定を超える地震が発生した場合には，地盤が液状化し，重量物である廃棄物が地下に沈みこむことや盛土状の覆土が崩れることが想定される。 地盤が液状化した場合は，廃棄物が地下水に浸漬することが想定される。この場合，放射性物質の環境への移行が通常よりも早くなることから，全ての廃棄物が地下水に浸漬したと仮定して地下水移行経路のシナリオ評価を実施する。評価するシナリオは，海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）及び海岸活動シナリオ（液状化浸漬）とする。 盛土状の覆土が崩れた場合は，廃棄物と地表面の距離が近づくことが想定される。この場合，跡地を利用した場合の被ばく量が増加することから，盛土状の覆土の全てが崩れてなくなった場合を仮定して，土地利用経路のシナリオ評価を実施する。評価するシナリオは，跡地利用建設シナリオ（覆土喪失），跡地利用居住シナリオ（覆土喪失）及び跡地利用家庭菜園シナリオ（覆土喪失）とする。	5.3.4.1　地震による地盤の液状化の影響評価	・記載の適正化 ・記載の充実
6-38	5.2.4.1.1　海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）の評価	5.2.4.1.1　海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.2.1.1 海産物摂取シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.2.2表に示すパラメータの一部を，第5.2.12表に示すパラメータに変更して評価する。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最	5.3.4.1.1　海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.1 海産物摂取シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用いて評価する。 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，地下水に移行しない及び減衰しないとして，第5.3.1表に示した総放射能量を用い，更に事象発生までの間も同様に地下水に移行しない及び減衰しないとして評価することから，事象発生時点を0年と設定する。この他に必要に応じて第5.3.2表に示すパラメータの一部を，第5.3.12表に示すパラメータに変更して評価する。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		大値は，年間9.1μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。	大値は，年間9.1μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。	
6-38	5.2.4.1.2　海岸活動シナリオ（液状化浸漬）の評価	5.2.4.1.2　海岸活動シナリオ（液状化浸漬）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.2.1.2　海岸活動シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.2.2表及び第5.2.3表に示すパラメータの一部を，第5.2.12表に示すパラメータに変更して評価する。	5.3.4.1.2　海岸活動シナリオ（液状化浸漬）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.2海岸活動シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用いて評価する。 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，地下水に移行しない及び減衰しないとして，第5.3.1表に示した総放射能量を用い，更に事象発生までの間も同様に地下水に移行しない及び減衰しないとして評価することから，事象発生時点を0年と設定する。この他に必要に応じて第5.3.2表及び第5.3.3表に示すパラメータの一部を，第5.3.12表に示すパラメータに変更して評価する。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化
		(2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間5.5×10^{-6}μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。	(2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間1.8×10^{-5}μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。 なお，被ばく線量の評価結果は，内部被ばく線量の年間1.6×10^{-5}μSvと外部被ばく線量の年間1.3×10^{-6}μSvの合計値である。	・パラメータ設定の適正化に伴う変更 ・記載の充実
6-39	5.2.4.1.3　跡地利用建設シナリオ（覆土喪失）の評価	5.2.4.1.3　跡地利用建設シナリオ（覆土喪失）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.2.1.3　跡地利用建設シナリオ（3m掘削）の評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.2.2表，第5.2.3表及び第5.2.4表に示すパラメータの一部を，第5.2.13表に示すパラメータに変更して評価する。	5.3.4.2　地震による最終覆土喪失の影響評価 5.3.4.2.1　跡地利用建設シナリオ（覆土喪失）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.3跡地利用建設シナリオ（3m掘削）の評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用いて評価する。 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，減衰しない及び線量評価の期間中，地下水に移行しないとして，第5.3.1表に示した総放射能量を用い，管理期間中は跡地利用を制限することから，埋設終了の時点を0年，評価上の開始年を50年と設定する。この他に必要に応じて第5.3.2表，第5.3.3表及び第5.3.4表に示すパラメータの一部を，第5.3.13表に示すパラメータに変更して評価する。	・記載の充実 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化
		(2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間18μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。	(2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間18μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。 なお，被ばく線量の評価結果は，内部被ばく線量の年間7.0×10^{-2}μSvと外部被ばく線量の年間18μSvの合計値である。	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-39	5.2.4.1.4　跡地利用居住シナリオ（覆土喪失）の評価	5.2.4.1.4　跡地利用居住シナリオ（覆土喪失）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.2.1.4 跡地利用居住シナリオ（3m 掘削）の評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第 5.2.2 表，第 5.2.3 表，第 5.2.4 表及び第 5.2.5 表に示すパラメータの一部を，第 5.2.13 表に示すパラメータに変更して評価する。	5.3.4.2.2　跡地利用居住シナリオ（覆土喪失）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.4 跡地利用居住シナリオ（3m 掘削）の評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用いて評価する。 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，減衰しない及び線量評価の期間中，地下水に移行しないとして，第 5.3.1 表に示した総放射能量を用い，管理期間中は跡地利用を制限することから，埋設終了の時点を 0 年，評価上の開始年を 50 年と設定する。この他に必要に応じて第 5.3.2 表，第 5.3.4 表及び第 5.3.5 表に示すパラメータの一部を，第 5.3.13 表に示すパラメータに変更して評価する。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間 3.1μSv で基準値（年間 1mSv）を下回った。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化 ・パラメータ設定の適正化に伴う変更
6-40	5.2.4.1.5　跡地利用家庭菜園シナリオ（覆土喪失）の評価	5.2.4.1.5　跡地利用家庭菜園シナリオ（覆土喪失）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.2.1.5 跡地利用家庭菜園シナリオ（3m 掘削）の評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第 5.2.2 表，第 5.2.3 表，第 5.2.4 表及び第 5.2.6 表に示すパラメータの一部を，第 5.2.13 表に示すパラメータに変更して評価する。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間 45μSv で基準値（年間 1mSv）を下回った。	5.3.4.2.3　跡地利用家庭菜園シナリオ（覆土喪失）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.5 跡地利用家庭菜園シナリオ（3m 掘削）の評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用いて評価する。 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，減衰しない及び線量評価の期間中，地下水に移行しないとして，第 5.3.1 表に示した総放射能量を用い，管理期間中は跡地利用を制限することから，埋設終了の時点を 0 年，評価上の開始年を 50 年と設定する。この他に，必要に応じて第 5.3.2 表，第 5.3.4 表及び第 5.3.6 表に示すパラメータの一部を，第 5.3.13 表に示すパラメータに変更して評価する。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間 9.1μSv で基準値（年間 1mSv）を下回った。 5.3.4.2.4　跡地利用公園シナリオ（覆土喪失）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.6 跡地利用公園シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様にＱＡＤコードを使用し，評価点を地表面＋1m（最終覆土なし）に変更して外部被ばく線量を評価する。この他の計算に用いるパラメータについては「5.3.1.6 跡地利用公園シナリオの評価」と同じパラメータを使用する。 また，評価は「4.2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく評価」と同様に廃棄物種類ごとに行い，最大となる線量を選択する。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化 ・パラメータ設定の適正化に伴う変更 ・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			(2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，廃棄物種類ごとに線量を評価した結果，最大となるのは金属（鉄箱）の年間8.9μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。なお，コンクリートブロックの線量評価結果は年間8.1μSv，コンクリートガラ（フレキシブルコンテナ）は年間8.2μSvである。 また，この値は変動シナリオの基準値（年間300μSv）も下回るため，変動シナリオとして最終覆土をある程度掘削する場合を想定したとしても，基準値を下回る。	・記載の充実
6-40	5.2.4.2 想定を超える津波による影響の評価	5.2.4.2　想定を超える津波による影響の評価 想定を超える津波が発生した場合には，津波が廃棄物埋設地の高さを超えて遡上し，埋設した廃棄物が浸漬することが想定される。 この場合，放射性物質の環境への移行が通常よりも早くなることから，全ての廃棄物が津波により浸漬し続けると仮定して地下水移行経路のシナリオ評価を実施する。評価するシナリオは，海産物摂取シナリオ（津波浸漬）及び海岸活動シナリオ（津波浸漬）とする。	5.3.4.3　津波による廃棄物埋設地の冠水の影響評価	・記載の適正化 ・記載の充実
6-40	5.2.4.2.1　海産物摂取シナリオ（津波浸漬）の評価	5.2.4.2.1　海産物摂取シナリオ（津波浸漬）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.2.1.1　海産物摂取シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.2.2表に示すパラメータの一部を，第5.2.14表に示すパラメータに変更して評価する。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間12μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。	5.3.4.3.1　海産物摂取シナリオ（津波浸漬）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.1海産物摂取シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用いて評価する。 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，地下水に移行しない及び減衰しないとして，第5.3.1表に示した総放射能量を用い，更に事象発生までの間も同様に地下水に移行しない及び減衰しないとして評価することから，事象発生時点を0年と設定する。この他に必要に応じて第5.3.2表に示すパラメータの一部を，第5.3.14表に示すパラメータに変更して評価する。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間12μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の適正化
6-41	5.2.4.2.2　海岸活動シナリオ（津波浸漬）の評価	5.2.4.2.2　海岸活動シナリオ（津波浸漬）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.2.1.2　海岸活動シナリオの評価　(2) 被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第5.2.2表及び第5.2.3表に示すパラメータの一部を，第5.2.14表に示すパラメータに変更して評価する。	5.3.4.3.2　海岸活動シナリオ（津波浸漬）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.2海岸活動シナリオの評価　(2) 被ばく線量の評価」と同様の式を用いて評価する。 放射能量は，保守的に埋設終了までの間，地下水に移行しない及び減衰しないとして，第5.3.1表に示した総放射能量	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
			を用い，更に事象発生までの間も同様に地下水に移行しない及び減衰しないとして評価することから，事象発生時点を0年と設定する。この他に必要に応じて第5.3.2表及び第5.3.3表に示すパラメータの一部を，第5.3.14表に示すパラメータに変更して評価する。	・記載の充実 ・記載の適正化
		(2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間 7.3×10^{-6} μSv で基準値（年間1mSv）を下回った。	(2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間 2.4×10^{-5} μSv で基準値（年間1mSv）を下回った。 なお，被ばく線量は，内部被ばく線量の年間 2.2×10^{-5} μSv と外部被ばく線量の年間 1.8×10^{-6} μSv の合計値である。	・パラメータ設定の適正化に伴う変更 ・記載の充実
			5.3.4.4　廃棄物露呈シナリオの評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「5.3.1.6 跡地利用公園シナリオの評価　(2)　被ばく線量の評価」と同様の方法を用い，評価モデルから最終覆土及び最上段の中間覆土を無くし，評価点を最上段の廃棄物上面－1mに変更する。この他の計算に用いるパラメータについては「5.3.1.6 跡地利用公園シナリオの評価」と同じとする。 評価時期については「5.2.4.6 長期的な隆起・侵食による被ばく」には4,200年後に廃棄物が露呈する可能性があると記載しているが，評価においては長半減期核種の影響により300年後程度から減衰の影響が有意には表れなくなるため，保守的に300年と設定する。 また，評価は「4.2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく評価」と同様に廃棄物種類ごとに行い，最大となる線量を選択する。 (2)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき，廃棄物種類ごとに線量を評価した結果，最大となるのはコンクリートブロック及びコンクリートガラ（フレキシブルコンテナ）の年間5.2μSvで基準値（年間1mSv）を下回った。なお，金属（鉄箱）線量評価結果は年間3.0μSvである。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-41	5.3　線量評価結果	5.3　線量評価結果 廃棄物埋設地については，上記に示したとおり，廃止措置の開始以後（埋設の終了から50年以後）における埋設した廃棄物に起因して発生すると想定される放射性物質の環境への影響評価が基準を満たす設計となっており，保全に関する措置を必要としない状態に移行できる見通しである。各シナリオの線量評価結果を第5.3.1表，第5.3.2表及び第5.3.3表に示す。	5.4　線量評価結果 廃棄物埋設地については，上記に示したとおり，廃止措置の開始以後（埋設の終了から50年以後）における埋設した廃棄物に起因して発生すると想定される放射性物質の環境への影響評価が基準を満たす設計となっており，保全に関する措置を必要としない状態に移行できる見通しである。各シナリオの線量評価結果を第5.4.1表，第5.4.2表及び第5.4.3表に示す。	・記載の適正化 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第3.2.1表　評価に使用するパラメータ
<table><tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr><tr><td>$A_W(i)$</td><td>廃棄物受入れ時の放射性核種 i の総放射能量（Bq）</td><td></td><td></td></tr></table></td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	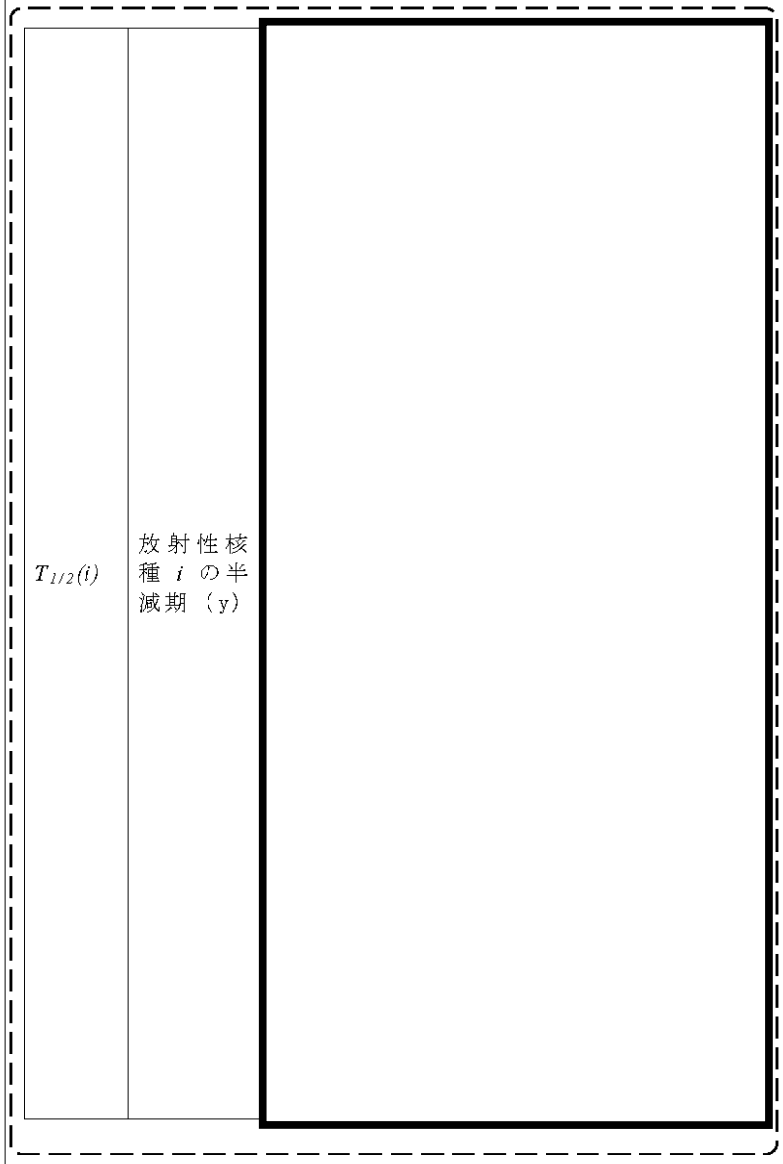	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	$D_{CFEXT(i)}$	・記載の充実
			利用シナリオの放射性核種 i の外部被ばく線量換算係数（（Sv／h）／（Bq／kg））	
			跡地建設	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	$D_{CFEXT}(i)$ 跡地利用居住シナリオの放射性核種 i の外部被ばく線量換算係数（（Sv／h）／（Bq／kg））	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	$D_{CFINH(i)}$ 核種 i の吸入内部被ばく線量換算係数（Sv／Eq）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	$D_{CFING(i)}$	核種 i の経口摂取内部被ばく線量換算係数（Sv／Bq）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	$R_{SW}(m, i)$	放射性核種 i の海産物 m への濃縮係数（m^3／kg）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	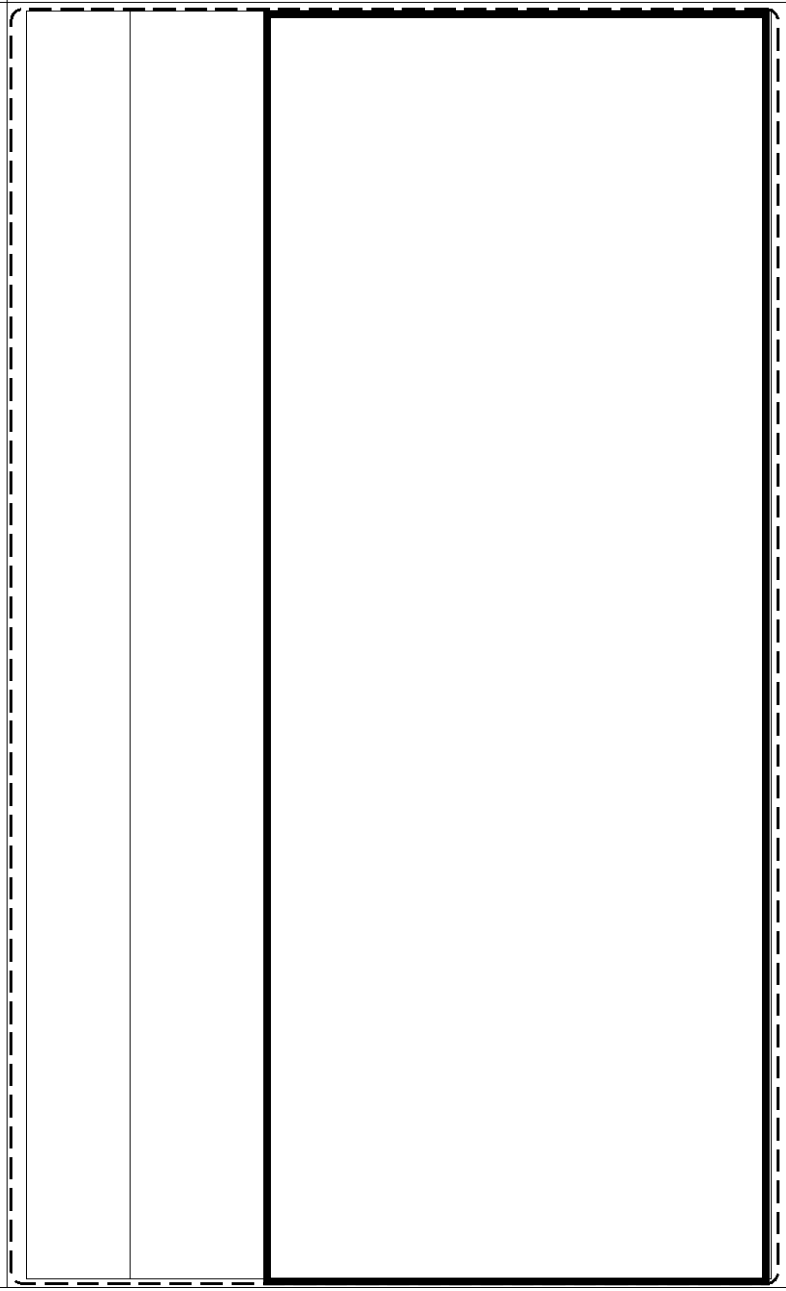	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	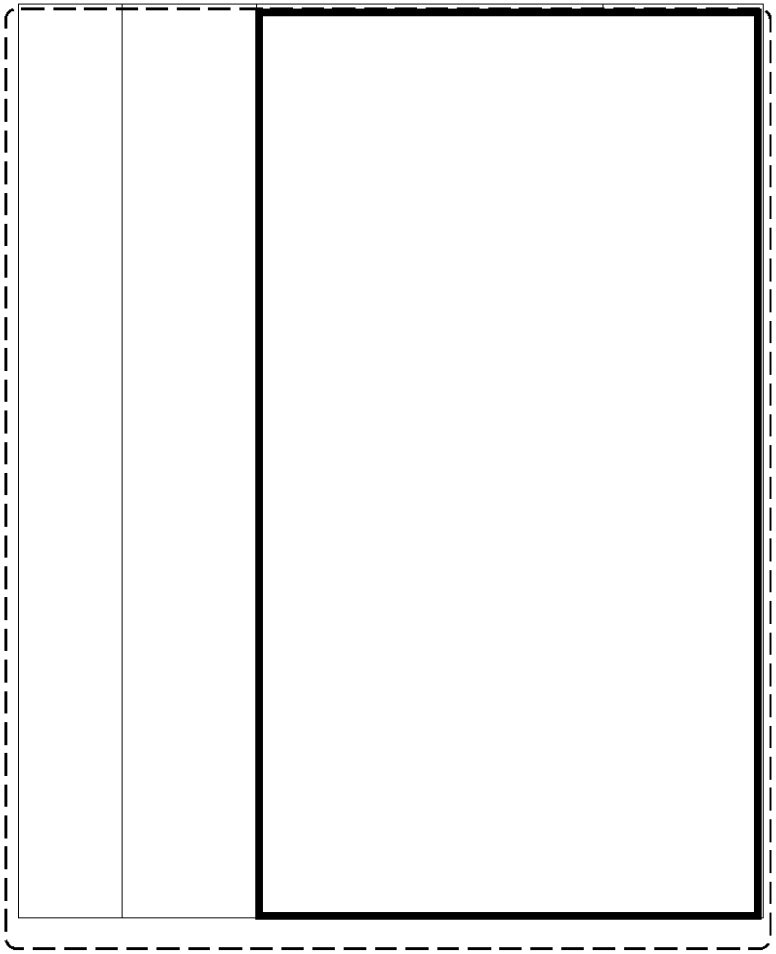	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	$R_F(k,i)$	土壌から農産物 k への放射性核種 i の移行係数（（Bq／kg-wet 農産物）／（Bq／kg-dry 土壌））		・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	$R_{FN}(k,i)$	土壌から農産物 k（飼料）への放射性核種 i の移行係数（（Bq／kg-dry 農産物）／（Bq／kg-dry 土壌））		・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	$R_{SF}(n,i)$	飼料から畜産物 n への放射性核種 i の移行係数（d／kg）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	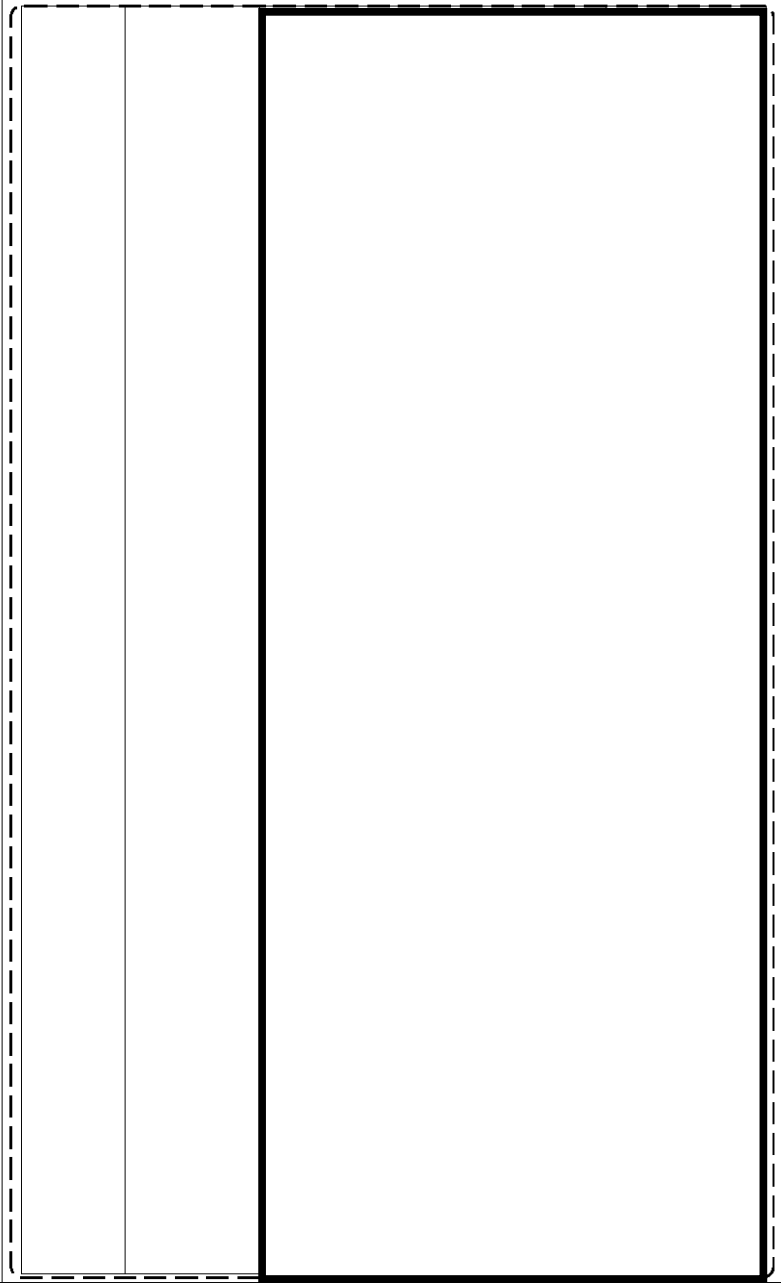	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）		・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	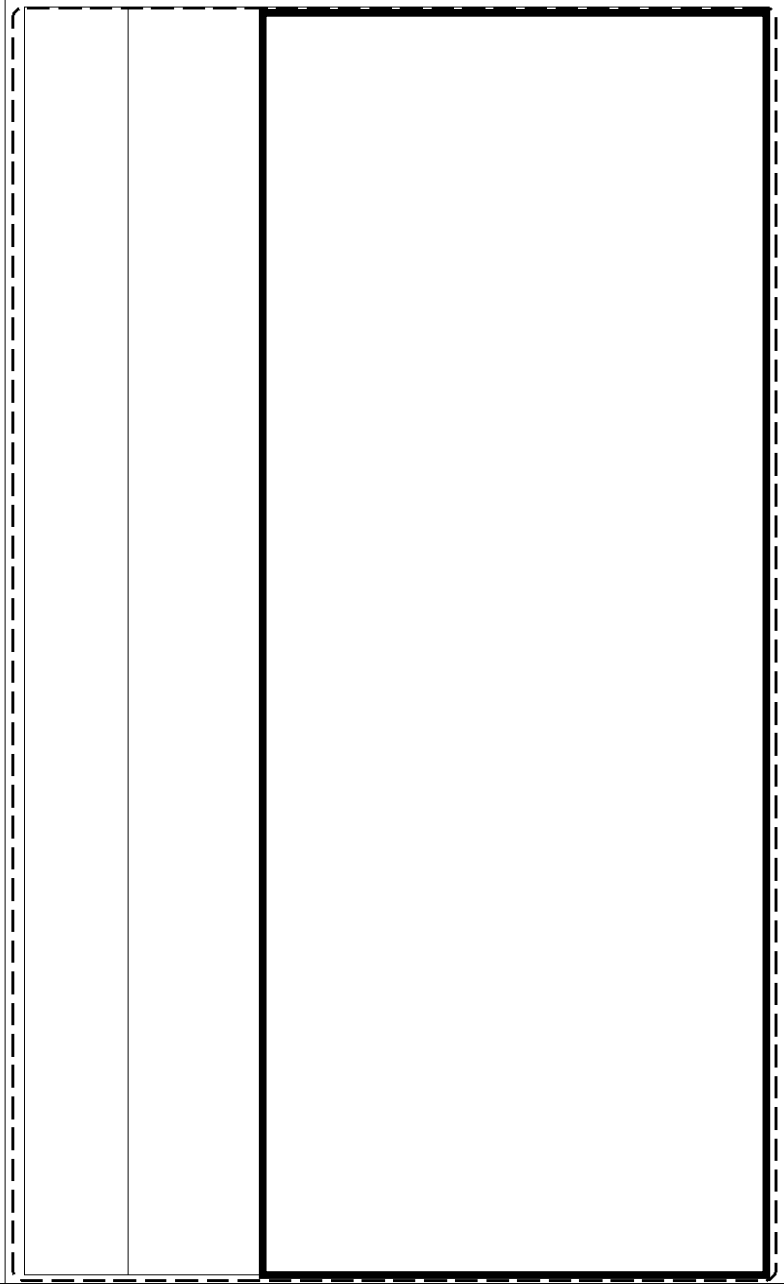	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）		・記載の充実

$K_D(j,i)$	廃棄物埋設地内の媒体 j の放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）		・記載の充実

$K_{GW(i)}$	帯水層土壌における放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	$K_{SS(i)}$	・記載の充実

$K_{SS(i)}$	海岸土壌の放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	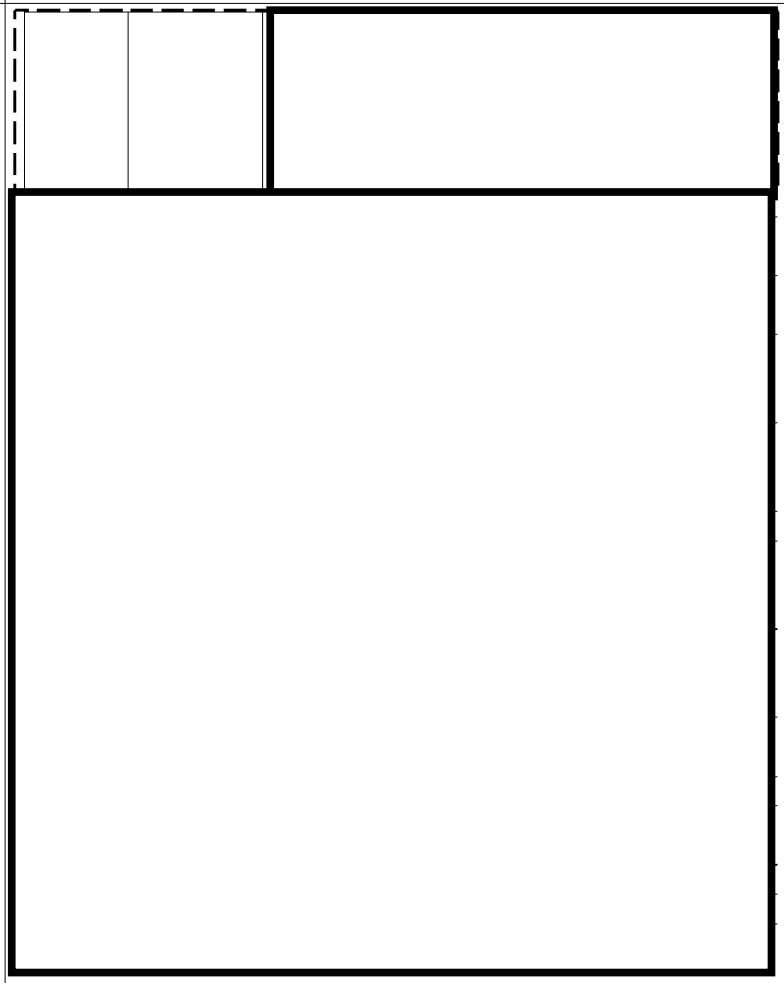	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>
第3.2.2表　海産物摂取シナリオの被ばく線量評価結果及び核種ごとの相対重要度
<table>
<tr><th>放射性物質の種類
（被ばく線量順）</th><th>被ばく線量
（μSv／年）</th><th>相対重要度
（％）</th><th>主要な放射性物質※1</th></tr>
<tr><td>Ｃ－14</td><td>6.0×10^{-1}</td><td>100</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｋ－40</td><td>2.5×10^{-3}</td><td>0.4</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｈ－3</td><td>1.6×10^{-3}</td><td>0.3</td><td>×</td></tr>
</table>
※1：主要な放射性物質として選定した核種に○印，選定しない核種に×印を記載した。

第3.2.3表　海産物摂取シナリオ（不確実性考慮）の被ばく線量評価結果及び核種ごとの相対重要度
<table>
<tr><th>放射性物質の種類
（被ばく線量順）</th><th>被ばく線量
（μSv／年）</th><th>相対重要度
（％）</th><th>主要な放射性物質※1</th></tr>
<tr><td>Ｃ－14</td><td>6.1×10^{0}</td><td>100</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｅｕ－152</td><td>3.7×10^{-2}</td><td>0.6</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｋ－40</td><td>3.5×10^{-2}</td><td>0.6</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ａｍ－241</td><td>1.5×10^{-2}</td><td>0.2</td><td>×</td></tr>
</table>
※1：主要な放射性物質として選定した核種に○印，選定しない核種に×印を記載した。
</td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第3.2.4表　跡地利用建設シナリオの被ばく線量評価結呆及び核種ごとの相対重要度
<table>
<tr><th>放射性物質の種類（被ばく線量順）</th><th>被ばく線量（μSv／年）</th><th>相対重要度（％）</th><th>主要な放射性物質※1</th></tr>
<tr><td>Ｅｕ－152</td><td>2.3×10^{0}</td><td>100</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｃｏ－60</td><td>2.2×10^{-1}</td><td>9.5</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｃｓ－137</td><td>7.1×10^{-2}</td><td>3.1</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｅｕ－154</td><td>2.7×10^{-2}</td><td>1.2</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ａｇ－108m</td><td>1.4×10^{-2}</td><td>0.6</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｃｌ－36</td><td>1.0×10^{-2}</td><td>0.4</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｋ－40</td><td>2.9×10^{-3}</td><td>0.1</td><td>×</td></tr>
</table>
※1：主要な放射性物質として選定した核種に○印，選定しない核種に×印を記載した。</td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>
第3.2.5表　跡地利用居住シナリオの被ばく線量評価結果及び核種ごとの相対重要度
<table>
<tr><th>放射性物質の種類（被ばく線量順）</th><th>被ばく線量（μSv／年）</th><th>相対重要度（％）</th><th>主要な放射性物質※1</th></tr>
<tr><td>Ｅｕ－152</td><td>3.2×10^{-1}</td><td>100</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｃｏ－60</td><td>3.9×10^{-2}</td><td>12.4</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｃｓ－137</td><td>5.0×10^{-3}</td><td>1.6</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｅｕ－154</td><td>4.1×10^{-3}</td><td>1.3</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ａｇ－108ｍ</td><td>1.1×10^{-3}</td><td>0.3</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｋ－40</td><td>5.1×10^{-4}</td><td>0.2</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｃｌ－36</td><td>3.4×10^{-4}</td><td>0.1</td><td>×</td></tr>
</table>
※1：主要な放射性物質として選定した核種に○印，選定しない核種に×印を記載した。

第3.2.6表　跡地利用家庭菜園シナリオの被ばく線量評価結果及び核種ごとの相対重要度
<table>
<tr><th>放射性物質の種類（被ばく線量順）</th><th>被ばく線量（μSv／年）</th><th>相対重要度（％）</th><th>主要な放射性物質※1</th></tr>
<tr><td>Ｃｌ－36</td><td>1.3×10^{0}</td><td>100</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｓｒ－90</td><td>2.8×10^{-2}</td><td>2.2</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｃ－14</td><td>2.7×10^{-2}</td><td>2.1</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｈ－3</td><td>2.2×10^{-2}</td><td>1.7</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｎｉ－63</td><td>1.2×10^{-2}</td><td>0.99</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｃａ－41</td><td>1.3×10^{-3}</td><td>0.1</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｃｓ－137</td><td>8.9×10^{-4}</td><td>0.1</td><td>×</td></tr>
</table>
※1：主要な放射性物質として選定した核種に○印，選定しない核種に×印を記載した。
</td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第3.2.7表　井戸水飲用摂取シナリオの被ばく線量評価結果及び核種ごとの相対重要度
<table>
<tr><th>放射性物質の種類（被ばく線量順）</th><th>被ばく線量（μSv／年）</th><th>相対重要度（％）</th><th>主要な放射性物質※1</th></tr>
<tr><td>Ｃｌ－36</td><td>2.4×10^{1}</td><td>100</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｓｒ－90</td><td>8.4×10^{0}</td><td>34.1</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｃ－14</td><td>6.0×10^{0}</td><td>24.5</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｈ－3</td><td>1.6×10^{0}</td><td>6.4</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｃａ－41</td><td>5.3×10^{-1}</td><td>2.2</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｅｕ－152</td><td>3.2×10^{-1}</td><td>1.3</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｋ－40</td><td>1.9×10^{-1}</td><td>0.8</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｎｉ－63</td><td>1.4×10^{-1}</td><td>0.6</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ａｍ－241</td><td>1.1×10^{-1}</td><td>0.5</td><td>○※2</td></tr>
<tr><td>Ｐｕ－239</td><td>8.5×10^{-2}</td><td>0.3</td><td>○※2</td></tr>
<tr><td>Ｚｒ－93</td><td>6.8×10^{-2}</td><td>0.3</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｐｕ－240</td><td>6.8×10^{-2}</td><td>0.3</td><td>○※2</td></tr>
</table>
※1：主要な放射性物質として選定した核種に○印，選定しない核種に×印を記載した。
※2：全αとして放射能量を合計して評価する核種のため，相対重要度を合計した値により選定した。</td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第3.2.8表　跡地利用畜産物摂取シナリオの被ばく線量評価結果及び核種ごとの相対重要度
<table>
<tr><th>放射性物質の種類（被ばく線量順）</th><th>被ばく線量（μSv／年）</th><th>相対重要度（％）</th><th>主要な放射性物質※1</th></tr>
<tr><td>Ｃｌ－36</td><td>9.6×10^{1}</td><td>100</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ｎｉ－63</td><td>6.0×10^{-1}</td><td>0.6</td><td>○※2</td></tr>
<tr><td>Ｓｒ－90</td><td>4.6×10^{-1}</td><td>0.5</td><td>○※2</td></tr>
<tr><td>Ｃ－14</td><td>2.9×10^{-1}</td><td>0.3</td><td>○※2</td></tr>
<tr><td>Ｈ－3</td><td>2.4×10^{-1}</td><td>0.2</td><td>○※2</td></tr>
<tr><td>Ｃｓ－137</td><td>7.2×10^{-2}</td><td>0.08</td><td>×</td></tr>
<tr><td>Ｃａ－41</td><td>2.0×10^{-2}</td><td>0.02</td><td>×</td></tr>
</table>
※1：主要な放射性物質として選定した核種に○印，選定しない核種に×印を記載した。
※2：Ｃｌ－36の放射能量は汚染の寄与が大きいこと及び2番目以降の核種が2桁以上離れていることから，保守的に0.1%以上の核種を選定した。</td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第4.2.1表　廃棄物の表面線量当量率と相当する重量及び個数
<table><tr><th>表面線量当量率※1</th><th>廃棄物重量（kg）※2</th><th>廃棄物個数（個）※3</th></tr><tr><td>10μSv／h以上
300μSv／h以下</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr><tr><td>10μSv／h未満</td></tr><tr><td colspan="3"></td></tr></table></td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第4.2.2表　評価に使用するパラメータ
<table><tr><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr><tr><td>1段埋設個数</td><td rowspan="8"></td><td rowspan="8"></td></tr><tr><td>1区画埋設段数</td></tr><tr><td>廃棄物充填率（%）</td></tr><tr><td>廃棄物密度（kg／m^3）</td></tr><tr><td>廃棄物（容器）密度（kg／m^3）</td></tr><tr><td>廃棄物（容器）の容積（m^3）</td></tr><tr><td>廃棄物層の容積（m^3）</td></tr><tr><td>廃棄物層の廃棄物（容器）密度（kg／m^3）</td></tr><tr><td>廃棄物層の廃棄物（容器）の原子個数密度（個／cm^3）</td></tr></table></td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	覆土の原子個数密度（個／cm^3） 空気の原子個数密度（個／cm^3） 廃棄物 1 個当たりの年間時間割合 年間最大埋設個数（個／y）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	状態ごとの作業日数（日） 年間最大埋設区画数 距離150mでのＣｏ－60単位濃度当たりの被ばく線量（（μSv／y）／（Bq／cm^3）） 10μSv／h廃棄物のＣｏ－60濃度（Bq／cm^3） 300μSv／h廃棄物のＣｏ－60濃度（Bq／cm^3）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）		・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）		・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>
第4.2.3表　直接ガンマ線の評価結果
<table>
<tr><th>評価項目</th><th>金属（鉄箱）</th><th>コンクリートブロック</th><th>コンクリートガラ（フレキシブルコンテナ）</th></tr>
<tr><td>10μSv／h 廃棄物の年間被ばく線量（μSv／年）</td><td>3.7×10^{-2}</td><td>4.6×10^{-2}</td><td>2.8×10^{-2}</td></tr>
<tr><td>300μSv／h 廃棄物の年間被ばく線量（μSv／年）</td><td>9.2×10^{-2}</td><td>3.9×10^{-2}</td><td>2.3×10^{-2}</td></tr>
</table>
第4.2.4表　スカイシャインガンマ線の評価結果
<table>
<tr><th>評価項目</th><th>金属（鉄箱）</th><th>コンクリートブロック</th><th>コンクリートガラ（フレキシブルコンテナ）</th></tr>
<tr><td>10μSv／h 廃棄物の年間被ばく線量（μSv／年）</td><td>6.4×10^{0}</td><td>7.7×10^{0}</td><td>7.5×10^{0}</td></tr>
<tr><td>300μSv／h 廃棄物の年間被ばく線量への寄与（μSv／年）</td><td>8.1×10^{0}</td><td>3.2×10^{0}</td><td>3.2×10^{0}</td></tr>
</table>
第4.2.5表　中間覆土後の区画からのスカイシャインガンマ線の評価結果
<table>
<tr><th>評価項目</th><th>金属（鉄箱）</th><th>コンクリートブロック</th><th>コンクリートガラ（フレキシブルコンテナ）</th></tr>
<tr><td>1区画からの年間被ばく線量（μSv／年）</td><td>1.1×10^{-1}</td><td>9.9×10^{-2}</td><td>9.6×10^{-2}</td></tr>
<tr><td>54区画からの年間被ばく線量（μSv／年）</td><td>5.7×10^{0}</td><td>5.3×10^{0}</td><td>5.2×10^{0}</td></tr>
<tr><td>300μSv／h 廃棄物の年間被ばく線量への寄与（μSv／年）</td><td>1.3×10^{-4}</td><td>2.2×10^{-8}</td><td>1.5×10^{-4}</td></tr>
</table>
</td><td>・記載の充実
（以下同じ）</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第 4.2.6 表　最終覆土後の区画からのスカイシャインガンマ線の評価結果
<table><tr><th>評価項目</th><th>金属（鉄箱）</th><th>コンクリートブロック</th><th>コンクリートガラ（フレキシブルコンテナ）</th></tr><tr><td>55 区画からの年間被ばく線量（μSv／年）</td><td>1.5×10^{-7}</td><td>1.4×10^{-7}</td><td>1.4×10^{-7}</td></tr></table></td><td>・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>6-42</td><td>第 5.2.1 表 廃棄物受入れ時の最大放射能濃度と総放射能量</td><td>
第 5.2.1 表　廃棄物受入れ時の最大放射能濃度と総放射能量
<table>
<tr><th>放射性物質の種類</th><th>最大放射能濃度
(Bq／t)</th><th>総放射能量
(Bq)</th></tr>
<tr><td>Ｈ－3</td><td>3.0×10^{9}</td><td>1.4×10^{12}</td></tr>
<tr><td>Ｃ－14</td><td>5.0×10^{7}</td><td>1.2×10^{10}</td></tr>
<tr><td>Ｃｌ－36</td><td>1.0×10^{8}</td><td>4.6×10^{10}</td></tr>
<tr><td>Ｃａ－41</td><td>2.0×10^{7}</td><td>3.4×10^{9}</td></tr>
<tr><td>Ｃｏ－60</td><td>8.0×10^{9}</td><td>1.3×10^{11}</td></tr>
<tr><td>Ｎｉ－63</td><td>3.0×10^{9}</td><td>6.6×10^{10}</td></tr>
<tr><td>Ｓｒ－90</td><td>1.0×10^{7}</td><td>1.7×10^{9}</td></tr>
<tr><td>Ｃｓ－137</td><td>7.0×10^{6}</td><td>9.1×10^{8}</td></tr>
<tr><td>Ｅｕ－152</td><td>3.0×10^{8}</td><td>5.6×10^{10}</td></tr>
<tr><td>Ｅｕ－154</td><td>9.0×10^{6}</td><td>2.5×10^{9}</td></tr>
<tr><td>全α</td><td>4.0×10^{6}</td><td>1.4×10^{8}</td></tr>
</table>
</td><td>
第 5.3.1 表　廃棄物受入れ時の最大放射能濃度と総放射能量
<table>
<tr><th>放射性物質の種類</th><th>最大放射能濃度
(Bq／t)</th><th>総放射能量
(Bq)</th></tr>
<tr><td>Ｈ－3</td><td>3.0×10^{9}</td><td>1.4×10^{12}</td></tr>
<tr><td>Ｃ－14</td><td>5.0×10^{7}</td><td>1.2×10^{10}</td></tr>
<tr><td>Ｃｌ－36</td><td>1.0×10^{8}</td><td>4.6×10^{10}</td></tr>
<tr><td>Ｃａ－41</td><td>2.0×10^{7}</td><td>3.4×10^{9}</td></tr>
<tr><td>Ｃｏ－60</td><td>8.0×10^{9}</td><td>1.3×10^{11}</td></tr>
<tr><td>Ｎｉ－63</td><td>3.0×10^{9}</td><td>6.6×10^{10}</td></tr>
<tr><td>Ｓｒ－90</td><td>1.0×10^{7}</td><td>1.7×10^{9}</td></tr>
<tr><td>Ｃｓ－137</td><td>7.0×10^{6}</td><td>9.1×10^{8}</td></tr>
<tr><td>Ｅｕ－152</td><td>3.0×10^{8}</td><td>5.6×10^{10}</td></tr>
<tr><td>Ｅｕ－154</td><td>9.0×10^{6}</td><td>2.5×10^{9}</td></tr>
<tr><td>全α</td><td>4.0×10^{6}</td><td>1.4×10^{8}</td></tr>
</table>
</td><td>・記載の適正化</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>6-43</td><td>第 5.2.2 表　海産物摂取シナリオの評価パラメータ</td><td>
第 5.2.2 表　海産物摂取シナリオの評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>S_D</td><td>廃棄物埋設地平面積（m^2）</td><td rowspan="7"></td></tr>
<tr><td>V_D</td><td>年間浸透水量（m^3／（m^2・y））</td></tr>
<tr><td>H_D</td><td>廃棄牧層深さ（m）</td></tr>
<tr><td>$\eta(i)$</td><td>放射性核種 i の廃棄物からの溶出率（1／y）</td></tr>
<tr><td>$T_{1/2}(i)$</td><td>放射性核種 i の半減期（y）</td></tr>
<tr><td>$P_D(j)$</td><td>廃棄物埋設地内の媒体 j の体積割合（－）</td></tr>
</table>
</td><td>
第 5.3.2 表　海産物摂取シナリオの評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>S_D</td><td>廃棄物埋設地平面積（m^2）</td><td rowspan="7"></td></tr>
<tr><td>V_D</td><td>年間浸透水量（m^3／（m^2・y））</td></tr>
<tr><td>H_D</td><td>廃棄物層深さ（m）</td></tr>
<tr><td>$\eta(i)$</td><td>放射性核種 i の廃棄物からの溶出率（1／y）</td></tr>
<tr><td>$T_{1/2}(i)$</td><td>放射性核種 i の半減期（y）</td></tr>
<tr><td>$P_D(j)$</td><td>廃棄物埋設地内の媒体 j の体積割合（－）</td></tr>
</table>
</td><td>・記載の適正化

・記載の適正化</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前		補正後		備　考
		$\varepsilon_D(j)$	廃棄物埋設地内の媒体 j の間隙率（－）	$\varepsilon_D(j)$	廃棄物埋設地内の媒体 j の間隙率（－）	・記載の充実
		$\rho_D(j)$	廃棄物埋設地内の媒体 j の粒子密度（kg／m^3）	$\rho_D(j)$	廃棄物埋設地内の媒体 j の粒子密度（kg／m^3）	・注記番号の繰下げ
		$K_D(j,i)$	廃棄物埋設地内の媒体 j の放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg）	$K_D(j,i)$	廃棄物埋設地内の媒体 j の放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg）	・記載の充実 ・記載の充実 ・記載の充実 ・パラメータ設定の適正化
		ε_{GW}	帯水層土壌の間隙率（－）	ε_{GW}	帯水層土壌の間隙率（－）	・記載の充実 ・記載の充実
		V_{GW}	地下水流速（ダルシー流速）（m／y）	V_{GW}	地下水流速（ダルシー流速）（m／y）	・注記番号の繰下げ

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前		補正後		備　考
		L_D	廃棄物埋設地の長さ（m）	L_D	廃棄物埋設地の長さ（m）	・注記番号の繰下げ
		W_D	廃棄物埋設地の幅（m）	W_D	廃棄物埋設地の幅（m）	・注記番号の繰下げ
		H_{GW}	帯水層の厚さ（m）	H_{GW}	帯水層の厚さ（m）	・記載の充実
		ρ_{GW}	帯水層土壌の粒子密度（kg／m^3）	ρ_{GW}	帯水層土壌の粒子密度（kg／m^3）	・記載の充実
		$K_{GW}(i)$	帯水層土壌における放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg）	$K_{GW}(i)$	帯水層土壌における放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg）	・記載の充実 ・記載の充実 ・パラメータ設定の適正化 ・記載の充実 ・パラメータ設定の適正化
		D_{GW}	帯水層の分子拡散係数（m^2／y）	D_{GW}	帯水層の分子拡散係数（m^2／y）	・注記番号の繰下げ
		X_{SW}	廃棄物埋設地下流端から海までの距離（m）	X_{SW}	廃棄物埋設地下流端から海までの距離（m）	・注記番号の繰下げ
		V_{SW}	評価海域の海水交換水量（m^3／y）	V_{SW}	評価海域の海水交換水量（m^3／y）	・注記番号の繰下げ

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		$R_{SW}(m,i)$	$R_{SW}(m,i)$	・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ
		放射性核種 i の海産物 m への濃縮係数（m^3／kg）	放射性核種 i の海産物 m への濃縮係数（m^3／kg）	・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ
				・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ
				・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ
				・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ
				・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ
				・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		$Q_{SW}(m)$ 海産牧 m の年間摂取量（kg／y） $G_{SW}(m)$ 評価海域における海産物 m の市場係数（－） $D_{CFING}(i)$ 放射性核種 i の経口摂取内部被ばく線量換算係数（Sv／Bq）	$Q_{SW}(m)$ 海産物 m の年間摂取量（kg／y） $G_{SW}(m)$ 評価海域における海産物 m の市場係数（－） $D_{CFING}(i)$ 放射性核種 i の経口摂取内部被ばく線量換算係数（Sv／Bq）	・注記番号の繰下げ ・注記番号の繰下げ ・注記番号の繰下げ ・記載の適正化 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・記載の充実 ・記載の適正化 ・記載の充実 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・記載の充実 ・記載の充実 ・注記番号の繰下げ ・記載の適正化 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・記載の充実 ・記載の充実 ・記載の充実 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・記載の充実 ・記載の充実 ・注記番号の繰下げ ・記載の充実 ・注記番号の繰下げ ・記載の充実 ・注記番号の繰下げ ・記載の充実 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・記載の充実 ・記載の充実 ・注記番号の繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・注記番号の繰下げ ・注記番号の繰下げ ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・記載の充実
				・記載の充実 ・注記番号の繰下げ ・参考文献の追加に伴う繰下げ
				・記載の適正化
				・注記番号の繰下げ

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・注記番号の繰下げ ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>6-52</td>
<td>第 5.2.3 表　海岸活動シナリオの評価パラメータ</td>
<td>
第 5.2.3 表　海岸活動シナリオの評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>$K_{SS(i)}$</td><td>海岸土壌の放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg）</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>ρ_{SS}</td><td>海岸土壌粒子密度（kg／m^3）</td></tr>
<tr><td>ε_{SS}</td><td>海岸土壌の間隙率（－）</td></tr>
<tr><td>F_{SS}</td><td>海岸活動時の空気中粉じん濃度（kg／m^3）</td></tr>
<tr><td>G_{SS}</td><td>空気中粉じんの海岸土壌からの粉じんの割合（－）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第 5.3.3 表　海岸活動シナリオの評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>$K_{SS(i)}$</td><td>海岸土壌の放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg）</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>ρ_{SS}</td><td>海岸土壌粒子密度（kg／m^3）</td></tr>
<tr><td>ε_{SS}</td><td>海岸土壌の間隙率（－）</td></tr>
<tr><td>F_{SS}</td><td>海岸活動時の空気中粉じん濃度（kg／m^3）</td></tr>
<tr><td>G_{SS}</td><td>空気中粉じんの海岸土壌からの粉じんの割合（－）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
・記載の適正化

・パラメータ設定の適正化
・記載の充実

・記載の充実

・パラメータ設定の適正化
・記載の充実

・記載の充実

・記載の充実

・注記番号の繰下げ

・注記番号の繰下げ

・注記番号の繰下げ

・注記番号の繰下げ
</td>
</tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		B_{SS}　海岸活動時の呼吸量（m^3／h）	B_{SS}　海岸活動時の呼吸量（m^3／h）	・注記番号の繰下げ
		T_{SS}　年間海岸活動時間（h／y）	T_{SS}　年間海岸活動時間（h／y）	・注記番号の繰下げ
		$D_{CFINH}(i)$　放射性核種 i の吸入内部被ばく線量換算係数（Sv／Bq）	$D_{CFINH}(i)$　放射性核種 i の吸入内部被ばく線量換算係数（Sv／Bq）	・注記番号の繰下げ
		S_{SS}　海岸活動時の放射性核種の遮蔽係数（－）	S_{SS}　海岸活動時の放射性核種の遮蔽係数（－）	・注記番号の繰下げ
		$D_{CFEXT}(i)$　放射性核種 i の外部被ばく線量換算係数（（Sv／h）／（Bq／kg））	$D_{CFEXT}(i)$　放射性核種 i の外部被ばく線量換算係数（（Sv／h）／（Bq／kg））	・注記番号の繰下げ
				・記載の充実
				・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・記載の充実
				・記載の充実
				・注記番号の繰下げ ・記載の充実
				・注記番号の繰下げ ・記載の充実
				・注記番号の繰下げ ・記載の適正化
				・注記番号の繰下げ
				・注記番号の繰下げ ・参考文献の追加に伴う繰下げ
				・注記番号の繰下げ ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・注記番号の繰下げ ・記載の適正化 ・記載の充実
				・注記番号の繰下げ ・注記番号の繰下げ ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>6-55</td><td>第 5.2.4 表　跡地利用建設シナリオ（3m 掘削）の評価パラメータ</td><td>第 5.2.4 表　跡地利用建設シナリオ（3m 掘削）の評価パラメータ
<table><tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr><tr><td>P_C</td><td>廃棄物層と周辺土壌の混合による希釈係数（－）</td><td rowspan="8"></td><td rowspan="8"></td></tr><tr><td>ρ_C</td><td>廃棄物層のみかけ密度（kg／m^3）</td></tr><tr><td>S_C</td><td>作業時における放射性核種の遮蔽係数（－）</td></tr><tr><td>T_C</td><td>年間作業時間（h／y）</td></tr><tr><td>F_C</td><td>作業時の空気中粉じん濃度（kg／m^3）</td></tr><tr><td>G_C</td><td>空気中粉じんのうち掘削土壌からの粉じんの割合（－）</td></tr><tr><td>B_C</td><td>作業者の呼吸量（m^3／h）</td></tr></table></td><td>第 5.3.4 表　跡地利用建設シナリオ（3m 掘削）の評価パラメータ
<table><tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr><tr><td>P_C</td><td>廃棄物層と周辺土壌の混合による希釈係数（－）</td><td rowspan="9"></td><td rowspan="9"></td></tr><tr><td>ρ_C</td><td>廃棄物層のみかけ密度（kg／m^3）</td></tr><tr><td>S_C</td><td>作業時における放射性核種の遮蔽係数（－）</td></tr><tr><td>T_C</td><td>年間作業時間（h／y）</td></tr><tr><td>F_C</td><td>作業時の空気中粉じん濃度（kg／m^3）</td></tr><tr><td>G_C</td><td>空気中粉じんのうち掘削土壌からの粉じんの割合（－）</td></tr><tr><td>B_C</td><td>作業者の呼吸量（m^3／h）</td></tr><tr><td>$D_{CFEXT(i)}$</td><td>放射性核種 i の外部被ばく線量換算係数（（Sv／h）／（Bq／kg））</td></tr></table></td><td>・記載の適正化

・パラメータ設定の適正化

・記載の適正化

・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・記載の充実
				・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>6-58</td>
<td>第 5.2.5 表　跡地利用居住シナリオ（3m 掘削）の評価パラメータ</td>
<td>
第 5.2.5 表　跡地利用居住シナリオ（3m 掘削）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>S_L</td><td>居住時における放射性核種の遮蔽係数（－）</td><td rowspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>T_L</td><td>年間居住時間（h／y）</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>
第 5.3.5 表　跡地利用居住シナリオ（3m 掘削）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>S_L</td><td>居住時における放射性核種の遮蔽係数（－）</td><td rowspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td>T_L</td><td>年間居住時間（h／y）</td><td></td></tr>
<tr><td>$D_{CFEXT(i)}$</td><td>放射性核種 i の外部被ばく線量換算係数（（Sv／h）／（Bq／kg））</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>・記載の適正化
・パラメータ設定の適正化
・パラメータの設定の適正化
・記載の適正化
・記載の充実</td>
</tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>6-59</td>
<td>第 5.2.6 表　跡地利用家庭菜園シナリオ（3m 掘削）の評価パラメータ</td>
<td>第 5.2.6 表　跡地利用家庭菜園シナリオ（3m 掘削）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>$R_F(k,i)$</td><td>土壌から農産物 k への放射性核種 i の移行係数（（Bq／kg-wet 農産物）／（Bq／kg-dry 土壌））</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>$P_{LF}(k)$</td><td>家庭菜園の農産物 k の根からの放射性核種の吸収割合（－）</td></tr>
<tr><td>$Q_F(k)$</td><td>農産物 k の年間摂取量（kg／y）</td></tr>
<tr><td>$G_{LF}(k)$</td><td>家庭菜園の農産物 k の市場係数（－）</td></tr>
</table>
</td>
<td>第 5.3.6 表　跡地利用家庭菜園シナリオ（3m 掘削）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>$R_F(k,i)$</td><td>土壌から農産物 k への放射性核種 i の移行係数（（Bq／kg-wet 農産物）／（Bq／kg-dry 土壌））</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>$P_{LF}(k)$</td><td>家庭菜園の農産物 k の根からの放射性核種の吸収割合（－）</td></tr>
<tr><td>$Q_F(k)$</td><td>農産物 k の年間摂取量（kg／y）</td></tr>
<tr><td>$G_{LF}(k)$</td><td>家庭菜園の農産物 k の市場係数（－）</td></tr>
</table>
</td>
<td>・記載の適正化

・記載の充実
・参考文献の追加に伴う繰下げ

・パラメータ設定の適正化
・記載の充実
・参考文献の追加に伴う繰下げ

・パラメータ設定の適正化
・注記番号の繰下げ

・注記番号の繰下げ

・注記番号の繰下げ

・記載の充実

・注記番号の繰下げ
・記載の充実
・参考文献の追加に伴う繰下げ</td>
</tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）		・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・注記番号の繰下げ ・記載の適正化 ・記載の充実
				・注記番号の繰下げ ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>6-61</td>
<td>第　5.2.7 表　海産物摂取シナリオ（不確実性考慮）の評価パラメータ</td>
<td>第 5.2.7 表　海産物摂取シナリオ（不確実性考慮）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>V_{MD}</td><td>年間浸透水量（m^3／（m^2・y））</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>$K_{MD}(j, i)$</td><td>廃棄物埋設地内の媒体 j の放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg）</td></tr>
<tr><td>V_{MGW}</td><td>地下水流速（ダルシー流速）（m／y）</td></tr>
<tr><td>$K_{MGW}(i)$</td><td>帯水層土壌における放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg）</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>
</td>
<td>第 5.3.7 表　海産物摂取シナリオ（不確実性考慮）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>V_{MD}</td><td>年間浸透水量（m^3／（m^2・y））</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>$K_{MD}(j, i)$</td><td>廃棄物埋設地内の媒体 j の放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg）</td></tr>
<tr><td>V_{MGW}</td><td>地下水流速（ダルシー流速）（m／y）</td></tr>
<tr><td>$K_{MGW}(i)$</td><td>帯水層土壌における放射性核種 i の収着分配係数（m^3／kg）</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>
</td>
<td>・記載の適正化
・パラメータ設定の適正化
・パラメータ設定の適正化
・記載の充実
・パラメータの設定の適正化
・注記番号の繰下げ
・パラメータ設定の適正化
・記載の適正化
・記載の充実</td>
</tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・記載の充実 ・注記番号の繰下げ ・記載の適正化 ・パラメータ設定の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>6-63</td>
<td>第 5.2.8 表　跡地利用建設シナリオ（全量掘削）の評価パラメータ</td>
<td>第 5.2.8 表　跡地利用建設シナリオ（全量掘削）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>P_{MC}</td><td>廃棄物層と周辺土壌の混合による希釈係数（－）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>第 5.3.8 表　跡地利用建設シナリオ（全量掘削）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>P_{MC}</td><td>廃棄物層と周辺土壌の混合による希釈係数（－）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>・記載の適正化

・記載の充実

・記載の適正化</td>
</tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>6-64</td>
<td>第 5.2.9 表　井戸水飲用摂取シナリオの評価パラメータ</td>
<td>
第 5.2.9 表　井戸水飲用摂取シナリオの評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>$\eta_{WW(i)}$</td><td>放射性核種 i の廃棄物からの溶出率（1／y）</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>R_{WW}</td><td>井戸水への放射性核種を含む地下水の混合割合（－）</td></tr>
<tr><td>X_{WW}</td><td>廃棄物埋設地下流端から井戸までの距離（m）</td></tr>
<tr><td>Q_{WW}</td><td>年間飲料水摂取量（m^3／y）</td></tr>
<tr><td>G_{WW}</td><td>年間飲料水量中の井戸水からの飲料水の割合（－）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第 5.3.9 表　井戸水飲用摂取シナリオの評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>$\eta_{WW(i)}$</td><td>放射性核種 i の廃棄物からの溶出率（1／y）</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>R_{WW}</td><td>井戸水への放射性核種を含む地下水の混合割合（－）</td></tr>
<tr><td>X_{WW}</td><td>廃棄物埋設地下流端から井戸までの距離（m）</td></tr>
<tr><td>Q_{WW}</td><td>年間飲料水摂取量（m^3／y）</td></tr>
<tr><td>G_{WW}</td><td>年間飲料水量中の井戸水からの飲料水の割合（－）</td></tr>
</table>
</td>
<td>・記載の適正化

・パラメータ設定の適正化

・パラメータ設定の適正化

・記載の適正化

・記載の適正化

・記載の適正化</td>
</tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>6-65</td><td>第 5.2.10 表　跡地利用農産物摂取シナリオの評価パラメータ</td><td>第 5.2.10 表　跡地利用農産物摂取シナリオの評価パラメータ
<table><tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr><tr><td>$P_F(k)$</td><td>農産物 k の根からの放射性核種の吸収割合（－）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>$G_F(k)$</td><td>跡地で栽培された農産物 k の市場係数（－）</td><td></td><td></td></tr></table></td><td>第 5.3.10 表　跡地利用農産物摂取シナリオの評価パラメータ
<table><tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr><tr><td>$P_F(k)$</td><td>農産物 k の根からの放射性核種の吸収割合（－）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>$G_F(k)$</td><td>跡地で栽培された農産物 k の市場係数（－）</td><td></td><td></td></tr></table></td><td>・記載の適正化
・記載の充実
・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>6-66</td><td>第 5.2.11 表　跡地利用畜産物摂取シナリオの評価パラメータ</td><td>
第 5.2.11 表　跡地利用畜産物摂取シナリオの評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>$R_{FN}(k, i)$</td><td>土壌から農産物 k（飼料）への放射性核種 i の移行係数（（Bq／kg-dry 農産物）／（Bq／kg-dry 土壌））</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>$P_{FN}(k)$</td><td>農産物 k（飼料）の根からの放射性核種の吸収割合（－）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>$R_{SF}(n, i)$</td><td>飼料から畜産物 n への放射性核種 i の移行係数（d／kg）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
第 5.3.11 表　跡地利用畜産物摂取シナリオの評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>$R_{FN}(k, i)$</td><td>土壌から農産物 k（飼料）への放射性核種 i の移行係数（（Bq／kg-dry 農産物）／（Bq／kg-dry 土壌））</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>$P_{FN}(k)$</td><td>農産物 k（飼料）の根からの放射性核種の吸収割合（－）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>$R_{SF}(n, i)$</td><td>飼料から畜産物 n への放射性核種 i の移行係数（d／kg）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>・記載の適正化
・記載の充実
・記載の充実
・記載の充実
・注記番号の繰下げ
・記載の充実
・参考文献の追加に伴う繰下げ
・記載の充実
・参考文献の追加に伴う繰下げ
・記載の充実
・参考文献の追加に伴う繰下げ
・記載の充実
・参考文献の追加に伴う繰下げ</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・記載の充実 ・参考文献の追加に伴う繰下げ ・注記番号の繰下げ

G_{FN}	放射性核種を含む飼料の混合割合（－）	G_{FN}	放射性核種を含む飼料の混合割合（－）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		$Q_{FN}(n)$ 家畜（畜産物）n の１日当たりの飼料摂取量（kg-dry／d）	$Q_{FN}(n)$ 家畜（畜産物）n の１日当たりの飼料摂取量（kg-dry／d）	・記載の適正化 ・パラメータ設定の適正化
		$Q_{SF}(n)$ 畜産物 n の年間摂取量（kg／y）	$Q_{SF}(n)$ 畜産物 n の年間摂取量（kg／y）	・注記番号の繰下げ
		$G_{SF}(n)$ 跡地で育成された家畜（畜産物）n の市場係数（－）	$G_{SF}(n)$ 跡地で育成された家畜（畜産物）n の市場係数（－）	・注記番号の繰下げ
				・記載の充実 ・記載の充実 ・注記番号の繰下げ ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・記載の充実 ・記載の充実 ・記載の充実 ・注記番号の繰下げ ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・記載の充実 ・注記番号の繰下げ ・記載の適正化 ・注記番号の繰下げ ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>6-70</td>
<td>第 5.2.12 表　海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）の評価パラメータ</td>
<td>第 5.2.12 表　海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>V_{ED}</td><td>液状化後の形状を模擬した領域の浸透水量（m^3／（m^2・y））</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>第 5.3.12 表　海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>V_{ED}</td><td>液状化後の形状を模擬した領域の浸透水量（m^3／（m^2・y））</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>・記載の適正化

・記載の充実</td>
</tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>6-71</td>
<td>第 5.2.13 表　跡地利用建設シナリオ（覆土喪失）の評価パラメータ</td>
<td>第 5.2.13 表　跡地利用建設シナリオ（覆土喪失）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>P_{EC}</td><td>廃棄物層と周辺土壌の混合による希釈係数（－）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>第 5.3.13 表　跡地利用建設シナリオ（覆土喪失）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>P_{EC}</td><td>廃棄物層と周辺土壌の混合による希釈係数（－）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>・記載の適正化

・記載の適正化

・記載の充実</td>
</tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）		

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>6-72</td>
<td>第 5.2.14 表　海産物摂取シナリオ（津波浸漬）の評価パラメータ</td>
<td>第 5.2.14 表　海産物摂取シナリオ（津波浸漬）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>V_{TD}</td><td>津波浸漬後を模擬した廃棄物領域を通過する地下水流量（m^3／（m^2・y））</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>H_{TGW}</td><td>津波浸漬を模擬した帯水層の厚さ（m）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>第 5.3.14 表　海産物摂取シナリオ（津波浸漬）の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>V_{TD}</td><td>津波浸漬後を模擬した廃棄物領域を通過する地下水流量（m^3／（m^2・y））</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>H_{TGW}</td><td>津波浸漬を模擬した帯水層の厚さ（m）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>・記載の適正化

・記載の充実

・記載の適正化</td>
</tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>6-73</td><td>第 5.3.1 表　基本シナリオの線量評価結果</td><td>第 5.3.1 表　基本シナリオの線量評価結果
<table><tr><th>評価シナリオ</th><th>線量評価
（μSv／年）</th></tr><tr><td>海産物摂取シナリオ</td><td>5.3×10^{0}</td></tr><tr><td>海岸活動シナリオ</td><td>3.2×10^{-5}</td></tr><tr><td>跡地利用建設シナリオ（3m 掘削）</td><td>3.2×10^{0}</td></tr><tr><td>跡地利用居住シナリオ（3m 掘削）</td><td>5.6×10^{-1}</td></tr><tr><td>跡地利用家庭菜園シナリオ（3m 掘削）</td><td>8.1×10^{0}</td></tr></table></td><td>第 5.4.1 表　基本シナリオの線量評価結果
<table><tr><th>評価シナリオ</th><th>線量評価
（μSv／年）</th></tr><tr><td>海産物摂取シナリオ</td><td>5.3×10^{0}</td></tr><tr><td>海岸活動シナリオ</td><td>1.1×10^{-5}</td></tr><tr><td>跡地利用建設シナリオ（3m 掘削）</td><td>3.2×10^{0}</td></tr><tr><td>跡地利用居住シナリオ（3m 掘削）</td><td>4.5×10^{-1}</td></tr><tr><td>跡地利用家庭菜園シナリオ（3m 掘削）</td><td>1.7×10^{0}</td></tr><tr><td>跡地利用公園シナリオ</td><td>2.1×10^{-7}</td></tr></table></td><td>・記載の適正化
・パラメータ設定の適正化に伴う変更
・パラメータ設定の適正化に伴う変更
・パラメータ設定の適正化に伴う変更
・記載の充実</td></tr>
<tr><td>6-73</td><td>第 5.3.2 表　変動シナリオの線量評価結果</td><td>第 5.3.2 表　変動シナリオの線量評価結果
<table><tr><th>評価シナリオ</th><th>線量評価
（μSv／年）</th></tr><tr><td>海産物摂取シナリオ（不確実性考慮）</td><td>1.0×10^{1}</td></tr><tr><td>海岸活動シナリオ（不確実性考慮）</td><td>7.1×10^{-5}</td></tr><tr><td>跡地利用建設シナリオ（全量掘削）</td><td>1.3×10^{1}</td></tr><tr><td>跡地利用居住シナリオ（全量掘削）</td><td>2.2×10^{0}</td></tr><tr><td>跡地利用家庭菜園シナリオ（全量掘削）</td><td>3.3×10^{1}</td></tr></table></td><td>第 5.4.2 表　変動シナリオの線量評価結果
<table><tr><th>評価シナリオ</th><th>線量評価
（μSv／年）</th></tr><tr><td>海産物摂取シナリオ（不確実性考慮）</td><td>1.2×10^{1}</td></tr><tr><td>海岸活動シナリオ（不確実性考慮）</td><td>2.5×10^{-4}</td></tr><tr><td>跡地利用建設シナリオ（全量掘削）</td><td>1.3×10^{1}</td></tr><tr><td>跡地利用居住シナリオ（全量掘削）</td><td>1.8×10^{0}</td></tr><tr><td>跡地利用家庭菜園シナリオ（全量掘削）</td><td>6.6×10^{0}</td></tr></table></td><td>・記載の適正化
・パラメータ設定の適正化に伴う変更（以下同じ）</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>6-74</td><td>第 5.3.3 表　基本，変動以外の自然現象及び人為事象シナリオの線量評価結果</td><td>
第5.3.3表　基本，変動以外の自然現象及び人為事象シナリオの線量評価結果
<table>
<tr><th colspan="2">評価シナリオ</th><th>線量評価
（μSv／年）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">人為事象</td><td>井戸水飲用摂取シナリオ</td><td>3.9×10¹</td></tr>
<tr><td>跡地利用農産物摂取シナリオ</td><td>5.4×10¹</td></tr>
<tr><td>跡地利用畜産物摂取シナリオ</td><td>8.6×10¹</td></tr>
<tr><td rowspan="7">自然現象</td><td>海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）</td><td>9.1×10⁰</td></tr>
<tr><td>海岸活動シナリオ（液状化浸漬）</td><td>5.5×10⁻⁶</td></tr>
<tr><td>跡地利用建設シナリオ（覆土喪失）</td><td>1.8×10¹</td></tr>
<tr><td>跡地利用居住シナリオ（覆土喪失）</td><td>3.1×10⁰</td></tr>
<tr><td>跡地利用家庭菜園シナリオ（覆土喪失）</td><td>4.5×10¹</td></tr>
<tr><td>海産物摂取シナリオ（津波浸漬）</td><td>1.2×10¹</td></tr>
<tr><td>海岸活動シナリオ（津波浸漬）</td><td>7.3×10⁻⁶</td></tr>
</table>
</td><td>
第5.4.3表　基本，変動以外の自然現象及び人為事象シナリオの評価結果
<table>
<tr><th colspan="2">評価シナリオ</th><th>線量評価
（μSv／年）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">人為事象</td><td>井戸水飲用摂取シナリオ</td><td>7.4×10¹</td></tr>
<tr><td>跡地利用農産物摂取シナリオ</td><td>5.5×10¹</td></tr>
<tr><td>跡地利用畜産物摂取シナリオ</td><td>1.2×10²</td></tr>
<tr><td rowspan="12">自然現象</td><td colspan="2">地震による地盤の液状化の影響</td></tr>
<tr><td>海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）</td><td>9.1×10⁰</td></tr>
<tr><td>海岸活動シナリオ（液状化浸漬）</td><td>1.8×10⁻⁵</td></tr>
<tr><td colspan="2">地震による最終覆土喪失の影響</td></tr>
<tr><td>跡地利用建設シナリオ（覆土喪失）</td><td>1.8×10¹</td></tr>
<tr><td>跡地利用居住シナリオ（覆土喪失）</td><td>2.5×10⁰</td></tr>
<tr><td>跡地利用家庭菜園シナリオ（覆土喪失）</td><td>9.1×10⁰</td></tr>
<tr><td>跡地利用公園シナリオ（覆土喪失）</td><td>8.9×10⁰</td></tr>
<tr><td colspan="2">津波による廃棄物埋設地の冠水の影響</td></tr>
<tr><td>海産物摂取シナリオ（津波浸漬）</td><td>1.2×10¹</td></tr>
<tr><td>海岸活動シナリオ（津波浸漬）</td><td>2.4×10⁻⁵</td></tr>
<tr><td colspan="2">長期的な隆起・侵食による廃棄物露呈の影響</td></tr>
<tr><td>廃棄物露呈シナリオ</td><td>5.2×10⁰</td></tr>
</table>
</td><td>・記載の適正化

・パラメータ設定の適正化に伴う変更

・記載の充実

・パラメータ設定の適正化に伴う変更
・記載の充実

・パラメータ設定の適正化に伴う変更

・記載の充実

・記載の充実

・パラメータ設定の適正化に伴う変更
・記載の充実</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
6-75	参考文献			・参考文献の追加及び適正化 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・参考文献の追加及び適正化 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）		・参考文献の追加及び適正化 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）		・参考文献の追加及び適正化 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	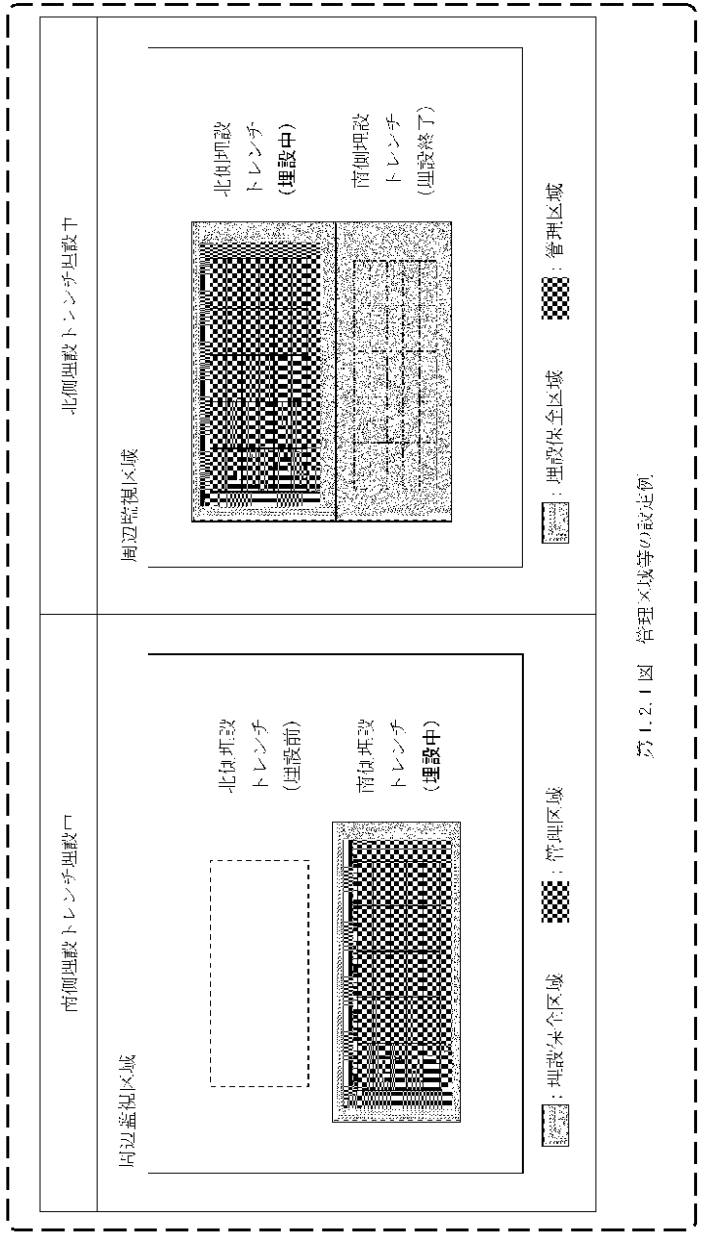	・説明図の追加

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	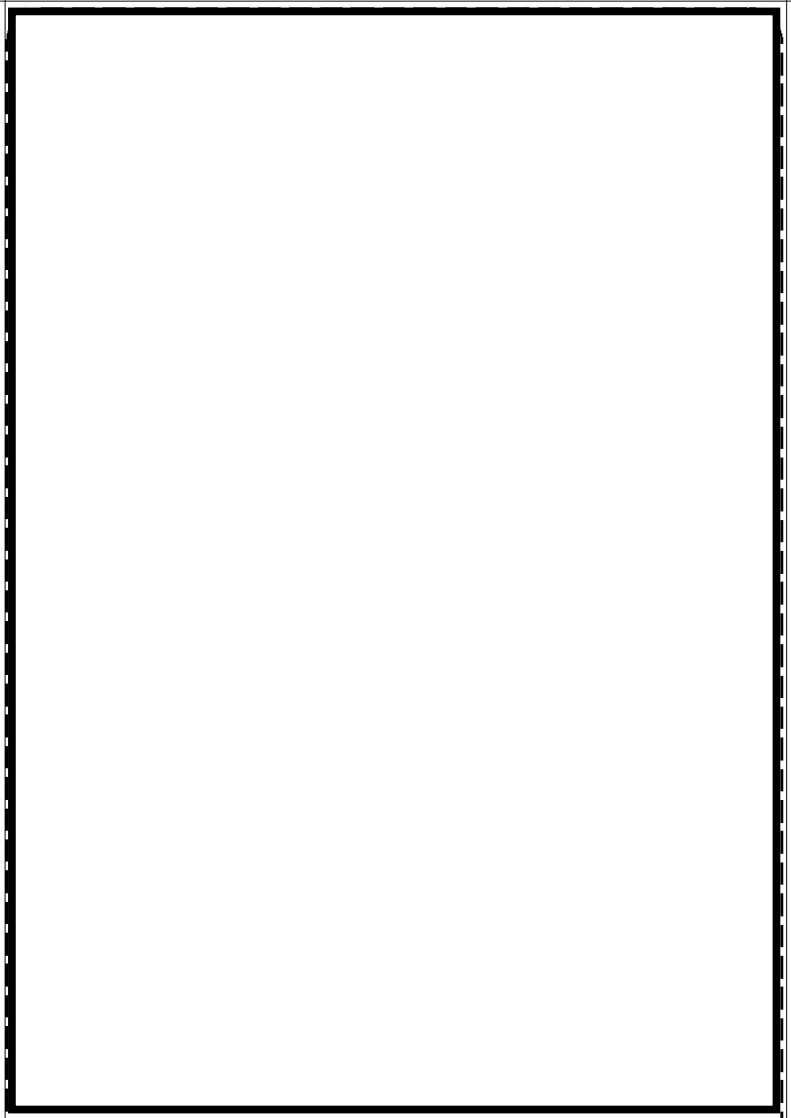 第 4.2.1 図　評価点までの距離及び評価点の標高	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	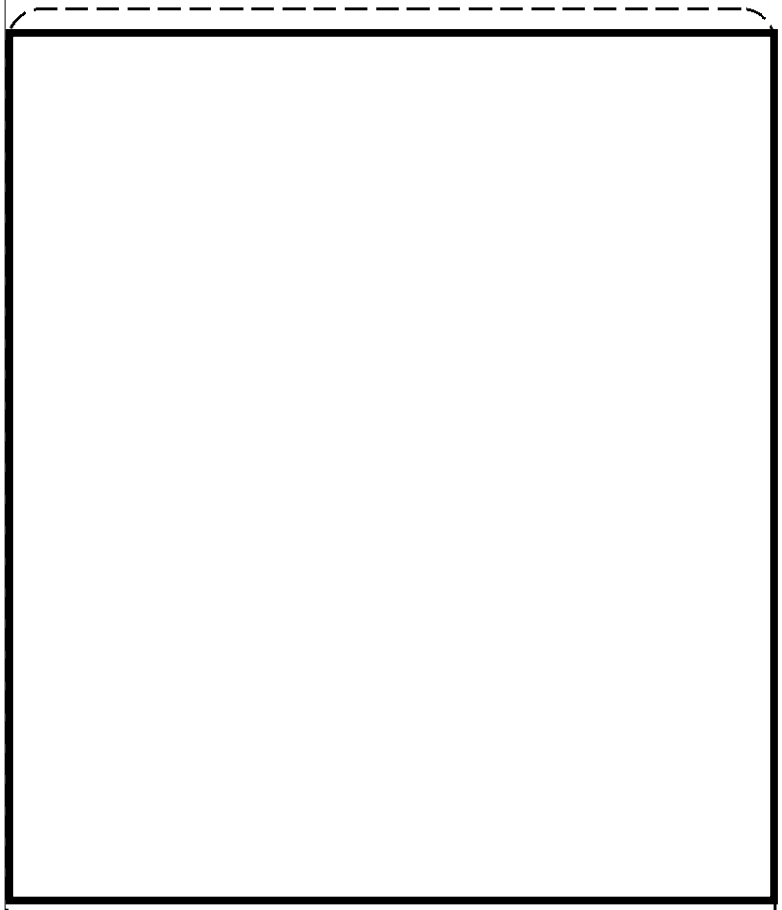 第 4.2.2 図　廃棄物種類ごとの 1 区画当たりの作業計画	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	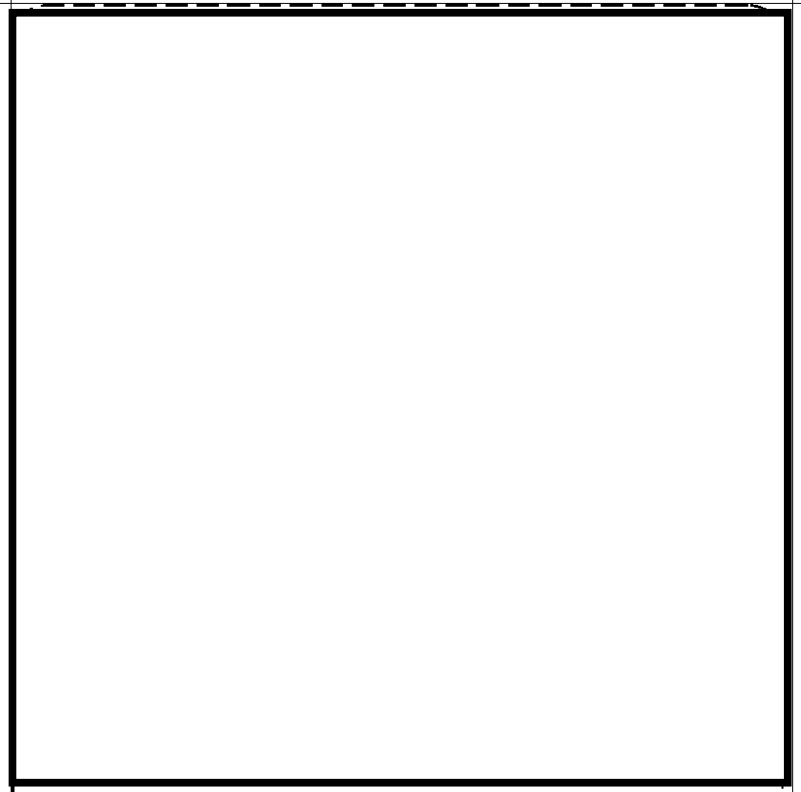 第 4.2.3 図　廃棄物高さ及び中間覆土厚さ	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	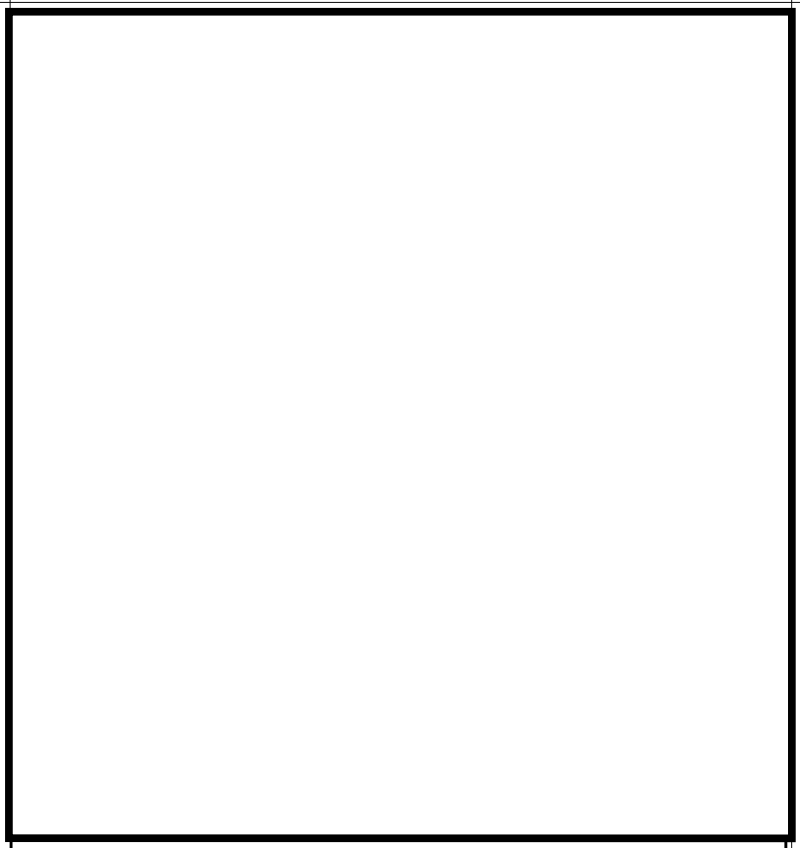 第 4.2.4 図(1)　スカイシャインガンマ線評価状態設定図（その 1）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	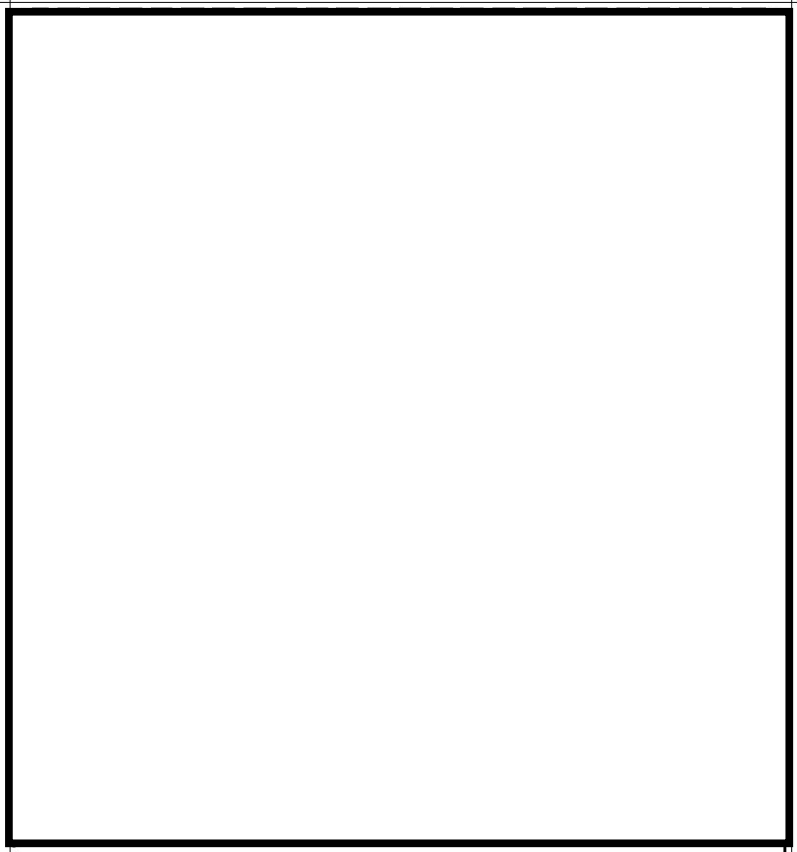 第4.2.4図(2)　スカイシャインガンマ線評価状態設定図（その2）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	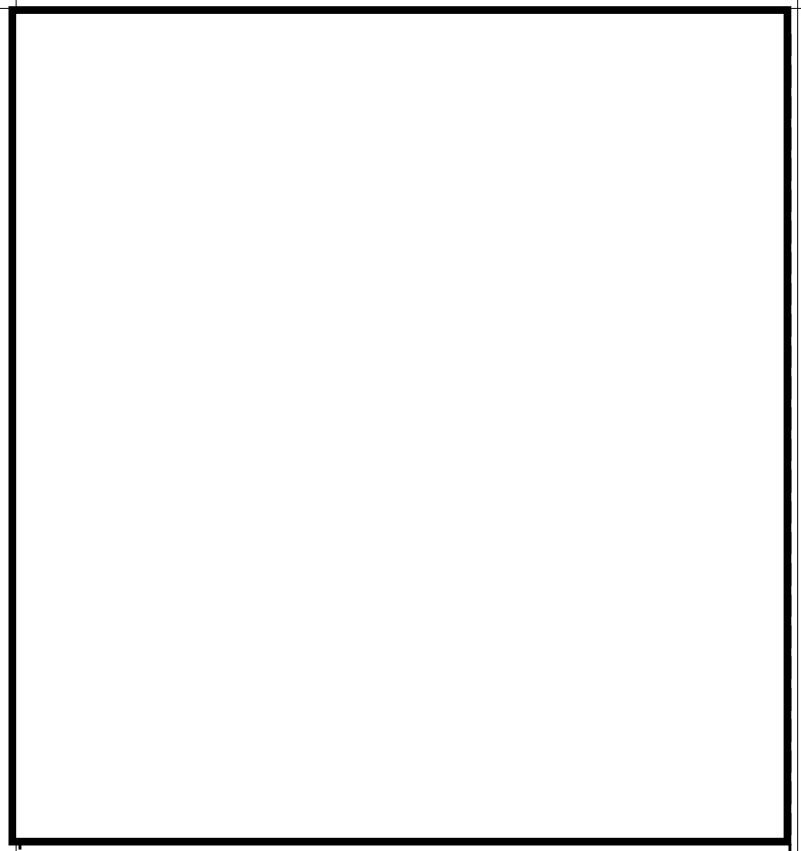 第 4.2.4 図(3)　スカイシャインガンマ線評価状態設定図（その 3）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	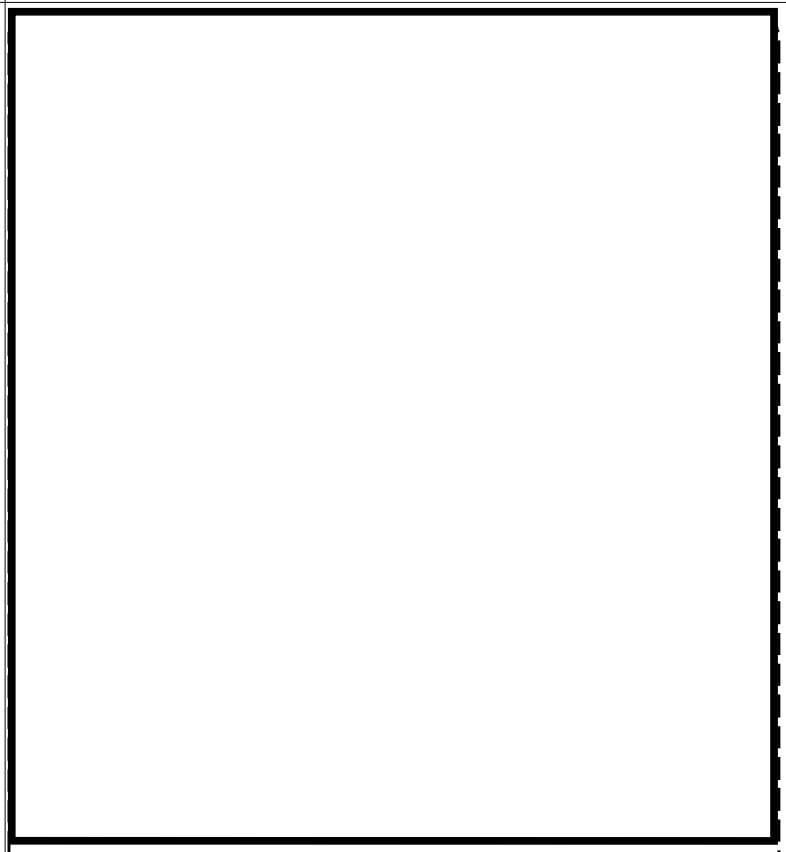 第 4.2.4 図(4)　スカイシャインガンマ線評価状態設定図（その 4）	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	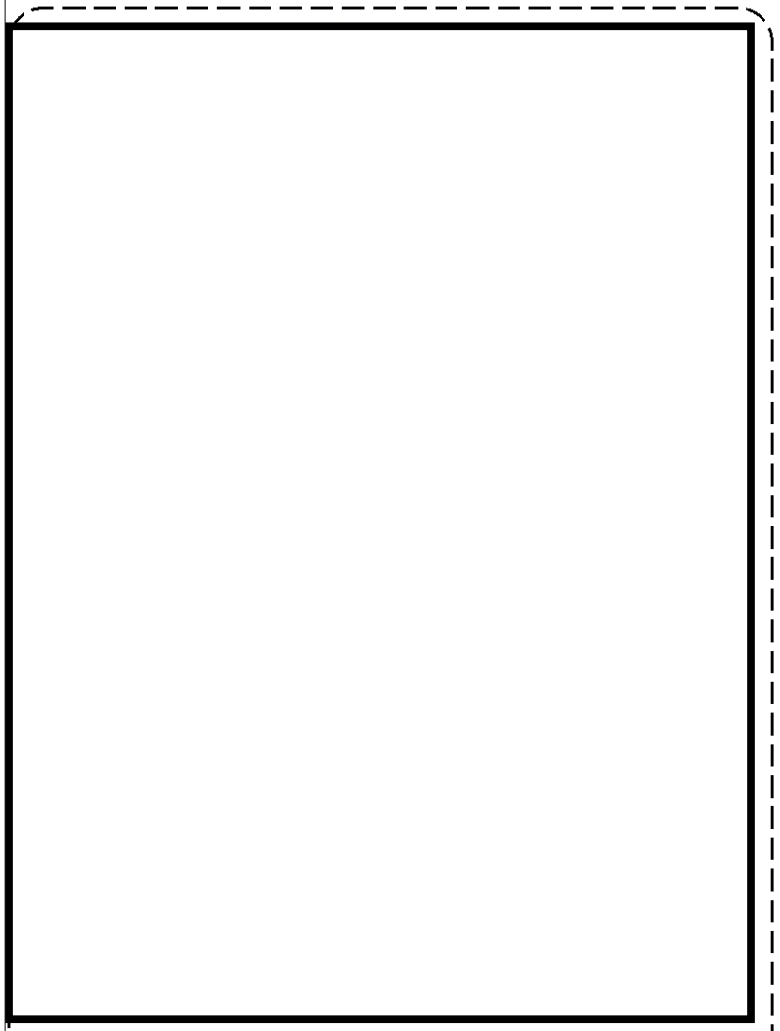 第 4.2.5 図　直接ガンマ線評価モデル	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	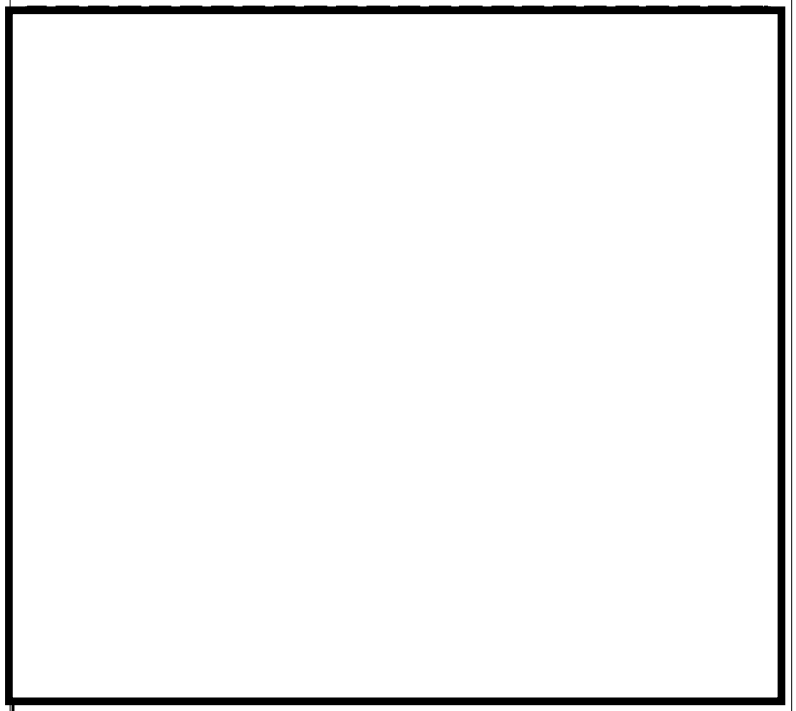 第 4.2.6 図　スカイシャインガンマ線評価モデル	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
7-1	添付書類七 1.　基本的考え方	1.　基本的考え方 廃棄物埋設地は，「第二種埋設許可基準規則」に基づき，異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないように設計する。 廃棄物埋設地で発生する異常については，誤操作等による廃棄物の落下事象及び自然現象による影響について評価する。	1.　基本的考え方 廃棄物埋設地は，「第二種埋設許可基準規則」に基づき，埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から廃止措置の開始の日の前日までの間において，異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないように設計する。 廃棄物埋設地で発生する異常については，網羅的に選定した事故・異常の事象ごとに発生の可能性を検討し，その結果に基づき選定された事象について評価する。	・記載の充実 （以下同じ）
7-2	2.　異常時の放射線障害防止に関する評価	2.　異常時の放射線障害防止に関する評価 廃棄物埋設地に異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであることについては，「第二種埋設許可基準解釈」に基づき，誤操作等による廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散，配管等の破損，各種機器の故障等による放射性物質の漏出，自然現象による影響及び外部人為事象（故意によるものを除く。）による影響について評価を実施した。	2.　異常時の放射線障害防止に関する評価 廃棄物埋設地に異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであることについては，「誤操作等による放射性固体廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散」，「配管等の破損，各種機器の故障等による放射性物質の漏出」，「自然現象による影響」，「外部人為事象（故意によるものを除く。）による影響」，「火災・爆発による影響」及び「電源喪失による影響」について事故・異常の発生の可能性を検討し，その結果に基づき選定された事象について評価を実施した。	
7-2	2.1　廃棄物埋設地に異常が発生した場合の評価	2.1　廃棄物埋設地に異常が発生した場合の評価	2.1　事故・異常の発生の可能性の検討 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間及び埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間のそれぞれについて検討を行った。 2.1.1　埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間	
7-2	2.1.1　誤操作等による廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散	2.1.1　誤操作等による廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散 廃棄物埋設地では，「移動式クレーン構造規格」に適合した移動式クレーンを使用して廃棄物を1体ずつ定置するため，容易には廃棄物は落下しないが，事故時の安全性を確認するという観点から廃棄物の落下破損を想定し影響を評価する。 (1)　評価条件の設定 評価の対象とする廃棄物の種類は，より粉じんが飛散しやすいフレキシブルコンテナとし，落下した廃棄物1体と落下地点に定置されていた廃棄物1体の合計2体が破損し粉じん	2.1.1.1　誤操作等による放射性固体廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散 廃棄物の落下等により廃棄物が破損する事象について発生の可能性を検討した結果，移動式クレーンによる廃棄物の定置作業中に誤操作等により廃棄物が落下する事象が想定される。 この他，定置した廃棄物の上への落下物により廃棄物が破損する事象として，移動式クレーンで吊り上げている廃棄物及び作業に使用する機器等（以下「作業用機器」という。）が誤操作等により廃棄物の上に落下する事象並びに移動式クレーン，バックホウ等の作業用車両（以下「作業用車両」という。）が誤操作等により廃棄物の上に落下する事象が想定される。	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		が大気中に飛散するとした。 破損する 2 体の廃棄物の放射性物質濃度については，「添付書類六　第 5.2.1 表」に示す最大放射能濃度とする。 計算に使用するパラメータを第 2.1.1 表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 誤操作等による廃棄物の落下事象における，非居住区域境界の空気中の放射性核種濃度は次式で計算する。 $C_B(i)=C_{WM}(i)\cdot W_W\cdot N_B\cdot R_B/T_{BD}\cdot(\chi/Q)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・ (1) $C_B(i)$　：非居住区域境界の空気中の放射性核種 i の濃度（Bq／m^3） $C_{WM}(i)$　：廃棄物中の放射性核種 i の最大放射能濃度（Bq／kg） W_W　：1 体当たりの廃棄物重量（kg） N_B　：破損する廃棄物の個数（－） R_B　：廃棄物のうち粉じんになる割合（－） T_{BD}　：粉じんが放出される時間（s） χ/Q　：相対濃度（s／m^3） 次に，非居住区域境界に人が留まっている場合の放射性核種の吸入による内部被ばく線量については，式（1）で求めた放射性核種の濃度を用いて次式で計算する。 $D_{BINH}=\sum_i C_B(i)\cdot B_B\cdot T_B\cdot D_{CFINH}(i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) D_{BINH}　：廃棄物落下事故時の放射性核種の吸入による内部被ばく線量（Sv） B_B　：評価対象者の呼吸量（m^3／h） T_B　：粉じんの吸入時間（h） $D_{CFINH}(i)$　：放射性核種 i の吸入内部被ばく線量換算係数（Sv／Bq） (3)　評価結果 上記条件及び計算方法に基づき線量を評価した結果，発生 1 回当たり最大で 1.2×10^{-2} μSv となり，基準値（5mSv）を下回った。		・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
7-3	2.1.2 配管等の破損，各種機器の故障等による放射性物質の漏出	2.1.2　配管等の破損，各種機器の故障等による放射性物質の漏出 廃棄物埋設地は，液体状の放射性物質及びそれを内包する廃棄物を取り扱わないため，該当する事象は発生しない。	2.1.1.2　配管等の破損，各種機器の故障等による放射性物質の漏出 本施設には放射性物質を内包する配管及び機器等を設置しないため，配管等の破損，各種機器の故障等による放射性物質の漏出は想定されない。	・記載の充実（以下同じ）
7-4	2.1.3 自然現象による影響	2.1.3　自然現象による影響 廃棄物埋設地は，「添付書類五 2.5 地震・津波等の自然現象に関する安全設計」に記載したとおり，自然現象による影響を考慮して設計していることから，自然現象による廃棄物埋設地への影響は生じない。しかし，耐震重要度を評価するためには，地震により安全機能が喪失した場合の影響を評価する必要があることから，想定を超える地震及び想定を超える津波に対する影響を評価する。	2.1.1.3　自然現象による影響 国内外の基準等で示されている自然現象を網羅的に収集し，廃棄物埋設地に影響を及ぼす可能性のある事象の抽出を行った。抽出された自然現象ごとに異常の発生の可能性を検討し，以下のとおり異常の発生の可能性のある事象を整理した。 なお，ここで想定する地震及び津波の規模については，それぞれ耐震Ｃクラスの地震力を一定程度超える地震と設計津波水位 T.P.＋3.8m を一定程度超える津波とした。	
7-4	2.1.3.1 想定を超える地震による影響（液状化）	2.1.3.1　想定を超える地震による影響（液状化） 想定を超える地震が発生した場合には，地盤が液状化し，重量物である廃棄物が地下に沈み込むことが想定される。この場合，廃棄物が地下水に浸漬し，放射性物質の環境への移行が想定よりも早くなることから，廃棄物が地下水に浸漬した場合の影響を評価する。 本事象については，「添付書類六 5.2.4.1 想定を超える地震による影響の評価」に記載したとおり，海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）及び海岸活動シナリオ（液状化浸漬）を想定し評価した結果，それぞれ年間 9.1μSv 及び 5.5×10^{-6}μSv となり，いずれも基準値（年間 1mSv）を下回った。	(1)　廃棄物取扱い中に想定される事象 自然現象による影響で取扱い中の廃棄物が破損する可能性を検討した結果，地震により移動式クレーンで吊り上げている廃棄物が落下する事象が想定される。なお，風（台風）や竜巻等の自然現象については，気象情報等によりその発生の予測が可能なため，事故・異常等に至る前に作業を中止又は中断することが可能である。 (2)　定置した廃棄物の破損に対し想定される事象 自然現象による影響で定置した廃棄物が破損する可能性を検討した結果，地震により移動式クレーンで吊り上げている廃棄物及び作業用機器が定置した廃棄物の上に落下する事象，地震により作業用車両が定置した廃棄物の上に落下する事象，風（台風）又は竜巻による飛来物が定置した廃棄物の上に落下する事象並びに竜巻により雨水防止テントが破壊されその構造物が定置した廃棄物の上に落下する事象が想定される。 また，容器等が破損する事象として，森林火災や落雷により容器等（一部に可燃性物質を使用）が燃焼し，放射性物質が飛散する事象が想定される。 この他，津波や降水等の影響により，廃棄物埋設区画に水が浸入し廃棄物が浸漬する事象が想定される。この場合，容器内に水が浸入し廃棄物から放射性物質が溶出し易くなるため，放射性物質の環境への移行が早まることが想定される。 (3)　定置した廃棄物の移動に対し想定される事象 自然現象による影響で定置した廃棄物が定置場所から移動する事象の可能性を検討した結果，地震により地盤が液状化し，定置した廃棄物が沈下する事象が想定される。この場合，廃棄物が帯水層に近づき地下水に浸漬し易くなるため，	
7-4	2.1.3.2 想定を超える地震による影響（覆土喪失）	2.1.3.2　想定を超える地震による影響（覆土喪失） 想定を超える地震が発生した場合には盛土状の覆土の法面に円弧すべりが発生し覆土が崩れることが想定される。この場合，スカイシャインガンマ線の量が増加することが想定されるが，「添付書類六 4.2 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく評価」においては，埋設中の盛土状の覆土がない状態で評価していることから，この評価に包含できる。 この他，管理期間終了後に覆土が崩れ，その後に跡地を利用した場合が想定される。本事象については，「添付書類六 5.2.4.1 想定を超える地震による影響の評価」に記載したとおり，跡地利用建設シナリオ（覆土喪失），跡地利用居住シナリオ（覆土喪失）及び跡地利用家庭菜園シナリオ（覆土喪失）を想定し評価した結果，それぞれ年間 18μSv，3.1μSv 及び 45μSv となり，いずれも基準値（年間 1mSv）を下回った。		
7-5	2.1.3.3	2.1.3.3　想定を超える津波による影響		

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
	想定を超える津波による影響	想定を超える津波が発生した場合には，津波が廃棄物埋設地まで遡上し，埋設した廃棄物が浸漬することが想定される。この場合，放射性物質の環境への移行が想定よりも早くなることから，廃棄物が津波により浸漬した場合の影響を評価する。 本事象の評価については，「添付書類六 5.2.4.2 想定を超える津波による影響の評価」に記載したとおり，海産物摂取シナリオ（津波浸漬）及び海岸活動シナリオ（津波浸漬）を想定し評価した結果，それぞれ年間 12μSv 及び 7.3×10^{-6} μSv となり，いずれも基準値（年間 1mSv）を下回った。	放射性物質の環境への移行が早まることが想定される。 また，地震により廃棄物等が落下し，廃棄物が破損した後に津波により廃棄物埋設地が冠水した場合には，放出された放射性物質が引き波により海に移行することが想定される。 (4)　中間覆土された廃棄物に対し想定される事象 中間覆土された廃棄物に対する自然現象による影響としては，「（3）　定置した廃棄物の移動に対し想定される事象」と同様に，地震により地盤が液状化し，定置した廃棄物が沈下する事象が想定される。 また，廃棄物埋設地が津波により冠水する事象が想定される。この場合，廃棄物が浸漬することが想定されるため，放射性物質の環境への移行が早まることが想定される。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	2.1.1.4　外部人為事象（故意によるものを除く。）による影響 国内外の基準等で示されている外部人為事象を網羅的に収集し，廃棄物埋設地に影響を及ぼす可能性がある事象の抽出を行った。抽出された外部人為事象ごとに異常の発生の可能性を検討し，以下のとおり異常の発生の可能性のある事象を整理した。 (1)　廃棄物取扱い中に想定される事象 外部人為事象による影響で取扱い中の廃棄物が破損する可能性を検討した結果，事象発生後に作業を中断することが可能であることから影響は想定されない。 (2)　定置した廃棄物の破損に対し想定される事象 外部人為事象による影響で定置した廃棄物が破損する可能性を検討した結果，爆発又は近隣工場等の火災により容器等（一部に可燃性物質を使用）が燃焼し放射性物質が飛散する事象が想定される。 (3)　定置した廃棄物の移動に対し想定される事象 外部人為事象による影響で定置した廃棄物が定置場所から移動してしまうような事象は想定されない。 (4)　中間覆土された廃棄物に対し想定される事象 外部人為事象による影響で中間覆土された廃棄物が破損するような事象は想定されない。 2.1.1.5　火災・爆発による影響 火災・爆発の影響により廃棄物が破損する可能性を検討した結果，容器等（一部に可燃性物質を使用）が燃焼し放射性物質が飛散する事象が想定される。 2.1.1.6　電源喪失による影響 廃棄物を取扱う作業及び中間覆土に係る作業においては外部電源を使用しないため，電源喪失の影響は想定されない。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	2.1.2　埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間 2.1.2.1　自然現象による影響 「2.1.1.3 自然現象による影響」と同様に，廃棄物埋設地に影響を及ぼす可能性のある自然現象の抽出を行った。抽出された自然現象ごとに異常の発生の可能性を検討し，以下のとおり異常の発生の可能性のある事象を整理した。 なお，ここで想定する地震及び津波の規模については，それぞれ耐震Ｃクラスの地震力を一定程度超える地震と設計津波水位 T.P.＋3.8m を一定程度超える津波とした。 (1)　放射線の異常な放出に関連する事象 自然現象による放射線の異常な放出に関連する事象の発生の可能性を検討した結果，地震，津波又は地震と津波の重畳により最終覆土が崩れる事象が想定される。この場合，埋設した廃棄物からの外部放射線の増加が想定される。 風（台風）や降水等により最終覆土の一部が破損する可能性はあるが，修繕が可能な範囲と考えられるため，放射線の異常な放出には至らない。 (2)　放射性物質の異常な漏出に関連する事象 自然現象による放射性物質の異常な漏出に関連する事象の発生の可能性を検討した結果，地震による地盤の液状化により廃棄物が沈下し，帯水層に近づくことで地下水に浸漬し易くなる事象及び津波により廃棄物埋設地が冠水し廃棄物が浸漬する事象の発生が想定される。 2.1.2.2　外部人為事象（故意によるものを除く。）による影響 「2.1.1.4 外部人為事象（故意によるものを除く。）による影響」と同様に，廃棄物埋設地に影響を及ぼす可能性のある外部人為事象の抽出を行った。抽出された外部人為事象ごとに異常の発生の可能性を検討したが，廃棄物は覆土されているため，異常の発生は想定されない。 2.1.2.3　火災・爆発による影響 埋設の終了後においては，廃棄物は覆土されているため，火災・爆発による異常の発生は想定されない。 2.1.2.4　電源喪失による影響 埋設の終了後に行う廃棄物埋設地の保全に係る作業では，外部電源を使用しないため，電源喪失の影響は想定されない。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	2.2　事故・異常が発生した場合の評価事象の選定 「2.1 事故・異常の発生の可能性の検討」の結果を整理し，放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間及び埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間における評価すべき事象を選定した。 2.2.1　埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間 「2.1.1.1 誤操作等による廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散」，「2.1.1.3 自然現象による影響」，「2.1.1.4 外部人為事象（故意によるものを除く。）による影響」及び「2.1.1.5 火災・爆発による影響」において可能性があると判断した事象について，事故・異常の種類等に応じて分類し，影響を評価する事象を選定した。 事故・異常の種類等に応じて分類を行った結果，廃棄物の落下事故，作業用車両等が廃棄物上に落下等する事象，地盤の液状化により廃棄物が地下水に浸漬し易くなる事象，津波等により廃棄物埋設地が冠水する事象，津波の引き波により放射性物質が海に移行する事象及び火災等により容器等が燃焼し放射性物質が飛散する事象の 6 事象に分類された。 2.2.1.1　廃棄物の落下事故 本事象は，「2.1.1.1 誤操作等による廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散」に記載した誤操作等により廃棄物の上に落下する事象及び「2.1.1.3 自然現象による影響」に記載した地震の影響により移動式クレーンで吊り上げている廃棄物が落下する事象である。 「2.1.1.1 誤操作等による廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散」及び「2.1.1.3 自然現象による影響」に記載したとおり，落下した廃棄物が定置した廃棄物の上に落下した場合，落下した廃棄物だけでなく定置した廃棄物も同様に破損する可能性があることから，この場合に破損する廃棄物を合計で 2 個とする。 以上より，評価事象として「誤操作等により取扱い中の廃棄物が落下する事象」を選定する。 2.2.1.2　作業用車両等が廃棄物上に落下等する事象 本事象は，「2.1.1.1 誤操作等による廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散」に記載した誤操作等により廃棄物の上に落下する事象及び「2.1.1.3 自然現象による影響」に記載した地震又は竜巻等により定置した廃棄物の上に作業用車両や飛来物等が落下し廃棄物を破損する事象である。 想定される落下物については，廃棄物，作業用機器，作業用	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	車両，テント構造物，風又は竜巻による飛来物等があり，その中で最も形状が大きい物（落下した場合に最も多くの廃棄物が破損する物）は作業用車両の移動式クレーンであると想定されるため，移動式クレーンを本事象の代表的な落下物として選定する。また，その起因事象については，誤操作や地震等となる。 廃棄物の定置は 1 区画ごとに実施し，1 段ごとに中間覆土を施工するため，複数の区画の廃棄物が破損することは想定されない。よって，落下物等により破損の対象となる廃棄物は 1 区画 1 段分となる。移動式クレーンの大きさは長さ約 15m×高さ約 4m（使用を予定している最大のもの）で埋設区画（約 15m×約 8m）の約半分であることから，破損する廃棄物数を 1 区画の最大定置個数の半数とする。 以上より，評価事象として「地震により定置した廃棄物の上に移動式クレーンが落下する事象」を選定する。 2.2.1.3　地盤の液状化により廃棄物が地下水に浸漬し易くなる事象 本事象は，「2.1.1.3 自然現象による影響」に記載した地震による地盤の液状化により定置した廃棄物が沈下することにより，廃棄物が地下水に浸漬し易くなり，放射性物質の環境への移行が早まる事象である。 地盤の液状化により廃棄物が地下水に浸漬するような高さまで沈下した場合は，放射性物質が地下水に溶出するため，放射性物質の移行が早くなる。したがって，液状化による影響は沈下する廃棄物数（放射能量）が多い方が大きくなる。 また，中間覆土の有無に係わらず液状化の影響が想定されることから，対象となる廃棄物数が最大となるのは，最後の廃棄物を定置し終えた後となり，対象の廃棄物数は最大埋設個数となる。 以上より，評価事象として「地震による地盤の液状化により定置した全ての廃棄物が沈下する事象」を選定する。 2.2.1.4　津波等により廃棄物埋設地が冠水する事象 本事象は，「2.1.1.3 自然現象による影響」に記載した津波や降水等により埋設中の区画や廃棄物埋設地が冠水する事象である。 埋設中の区画が冠水した場合は，廃棄物が水に浸かり，廃棄物に含まれる放射性物質が溶出し易くなるため，冠水による影響は対象となる廃棄物数（放射能量）が多い方が大きくなる。 また，廃棄物埋設地が冠水した場合には，中間覆土された廃棄物が浸漬する影響が想定されるため，対象となる廃棄物数が最大となるのは，最後の廃棄物を定置し終えた後となり，対象の廃棄物数は最大埋設個数となる。その起因事象は津波とな	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	る。 この他，廃棄物が水に浸漬している時間が長い方が溶出する放射性物質量が多くなるため，浸漬している期間については保守的に１年とする。 以上より，評価事象として「津波により廃棄物埋設地が冠水する事象」を選定する。 2.2.1.5　津波の引き波により放射性物質が海に移行する事象 本事象は，「2.1.1.3 自然現象による影響」に記載した地震による廃棄物等の落下破損により放出された放射性物質が，引き波により海に移行する事象である。 放射性物質が引き波により海に移行する影響としては，廃棄物に含まれる放射性物質が廃棄物埋設地から移行抑制されずに海に移行してしまうことであるため，影響は対象となる廃棄物数（放射能量）が多い方が大きくなる。 したがって，破損事故により空気中に放出された放射性物質は，保守的に全てが引き波により海に移行すると仮定する。 また，廃棄物が破損した後に津波により埋設中の区画が冠水した場合には，廃棄物が大量の海水により浸漬するため，破損事故により放出されなかった放射性物質及び破損していない廃棄物中の放射性物質も海に移行することが想定される。 よって，破損した廃棄物だけでなく破損していない廃棄物からの放射性物質の溶出も想定されるため，引き波により海に移行する放射性物質の量は，保守的に１区画１段に定置される廃棄物全ての放射性物質量とする。 以上より，評価事象として「津波により放射性物質が海に移行する事象」を選定する。 2.2.1.6　火災等により容器等が燃焼し放射性物質が飛散する事象 本事象は，「2.1.1.3 自然現象による影響」，「2.1.1.4 外部人為事象（故意によるものを除く。）による影響」及び「2.1.1.5 火災・爆発による影響」に記載した森林火災や落雷等により廃棄物の容器等の一部が燃焼し放射性物質が飛散する事象である。 廃棄物の容器等に使用する鉄箱，フレキシブルコンテナ及びプラスチックシートのうち，フレキシブルコンテナ及びプラスチックシートは可燃物であることから，これらに延焼した場合には，容器等が燃焼し廃棄物に含まれる放射性物質が空気中に飛散することが想定される。 容器等に延焼等する影響の評価においては，保守的に定置した廃棄物の容器等は埋設中の１区画１段分の全数が燃焼すると設定する。したがって，対象となる廃棄物は１段の最大埋設個	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	数とする。この対象廃棄物の設定については，想定される起因事象によって変わるものではないため，森林火災を起因事象として選定する。 　以上より，評価事象として「森林火災により容器等が燃焼し放射性物質が飛散する事象」を選定する。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	2.2.2　埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間 「2.1.2.1 自然現象による影響」において可能性があると判断した事象について，事故・異常の種類等に応じて，影響を評価すべき事象を選定した。 事故・異常の種類等に応じて分類を行った結果，地震等により最終覆土が崩れる事象，地盤の液状化により廃棄物が地下水に浸漬し易くなる事象及び津波により廃棄物埋設地が冠水する事象の 3 事象に整理された。 2.2.2.1　地震等により最終覆土が崩れる事象 本事象は，「2.1.2.1 自然現象による影響」に記載した地震や津波等により最終覆土が崩れることにより，廃棄物埋設地の遮蔽性能が低下し，スカイシャインガンマ線による被ばく線量が増加する事象である。 最終覆土が崩れる影響としては，埋設した廃棄物からのスカイシャインガンマ線の影響が増加することであるため，影響は最終覆土が全て無くなった場合が最大となる。最終覆土が崩れる程度については，それぞれの事象の規模によって異なるが，ここでは，保守的に全ての最終覆土が失われた場合を想定する。 以上より，評価事象として「地震により最終覆土が崩れる事象」を選定する。 2.2.2.2　地盤の液状化により廃棄物が地下水に浸漬し易くなる事象 本事象は，「2.1.2.1 自然現象による影響」に記載した地震による地盤の液状化により全ての廃棄物が沈下することにより，廃棄物が地下水に浸漬し易くなり，放射性物質の環境への移行が早まる事象である。 対象となる廃棄物は，埋設終了までに定置した全ての廃棄物であるため，「2.2.1.3 地盤の液状化により廃棄物が地下水に浸漬し易くなる事象」と同様の事象となる。 以上より，評価事象として「地震による地盤の液状化により全ての廃棄物が沈下する事象」を選定する。 2.2.2.3　津波により廃棄物埋設地が冠水する事象 本事象は，「2.1.2.1 自然現象による影響」に記載した津波により廃棄物埋設地が冠水することにより，廃棄物が浸漬し，放射性物質が溶出し易くなる事象である。 廃棄物埋設地が冠水するため，埋設終了までに定置した全ての廃棄物が対象となる。よって，「2.2.1.4 津波等により廃棄物埋設地が冠水する事象」と同様の事象となる。 以上より，評価事象として「津波により廃棄物埋設地が冠水	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	する事象」を選定する。	・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	2.3　廃棄物埋設地に事故・異常が発生した場合の評価 「2.2 事故・異常が発生した場合の評価事象の選定」で選定した各々の事象について，以下のとおり影響評価を行った。 2.3.1　埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間 2.3.1.1　誤操作等により取扱い中の廃棄物が落下する事象 (1)　評価条件の設定 埋設する廃棄物を評価の対象とし，落下した廃棄物 1 体と落下地点に定置されていた廃棄物1体の合計2体が破損し粉じんが空気中に飛散するとした。 破損する 2 体の廃棄物の放射性物質濃度については，「添付書類六 第5.3.1表」に示す最大放射能濃度とする。 計算に使用するパラメータを第2.3.1表に示す。 (2)　被ばく線量の評価 誤操作等による廃棄物の落下事象における，非居住区域境界の空気中の放射性核種濃度は次式で計算する。 $C_B(i)=C_{WM}(i)\cdot W_W\cdot N_B\cdot R_B/T_{BD}\cdot(\chi/Q)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ (1) $C_B(i)$ ：非居住区域境界の空気中の放射性核種 i の濃度（Bq／m^3） $C_{WM}(i)$ ：廃棄物中の放射性核種 i の最大放射能濃度（Bq／kg） W_W ：1体当たりの廃棄物重量（kg） N_B ：破損する廃棄物の個数（－） R_B ：廃棄物から粉じんの発生する割合（－） T_{BD} ：粉じんが放出される時間（s） χ/Q ：相対濃度（s／m^3） 次に，非居住区域境界に人が留まっている場合の放射性核種の吸入による内部被ばく線量については，式（1）で求めた放射性核種の濃度を用いて次式で計算する。 $D_{BINH}=\sum_i C_B(i)\cdot B_B\cdot T_E\cdot D_{CFINH}(i)$ ・・・・・・・・・・・・・・・・・(2) D_{BINH} ：廃棄物落下事故時の放射性核種の吸入による内部被ばく線量（Sv） B_B ：評価対象者の呼吸量（m^3／h） T_B ：粉じんの吸入時間（h） $D_{CFINH}(i)$ ：放射性核種 i の吸入内部被ばく線量換算係数（Sv／Bq） (3)　評価結果 以上の評価条件及び計算方法に基づき，埋設する廃棄物の種類ごとに線量を評価した結果，発生1回当たりの最大値は，	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	金属（鉄箱）の落下破損の 1.5×10^{-1} μSv となり，基準値（5mSv）を下回った。 なお，その他の廃棄物に対する評価結果は，コンクリートブロックの落下破損では 1.3×10^{-2} μSv，コンクリートガラ（フレキシブルコンテナ）の落下破損では 1.2×10^{-2} μSv となった。	・パラメータ設定の適正化に伴う変更 ・記載の充実

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	2.3.1.2　地震により定置した廃棄物の上に移動式クレーンが落下する事象 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 移動式クレーンが落下し，落下地点に定置されていた廃棄物が破損し粉じんが空気中に飛散するとし，破損する廃棄物個数は，保守的に 1 区画に定置する廃棄物数の半数と設定した。 破損する廃棄物の放射性物質濃度については，「添付書類六　第 5.3.1 表」に示す最大放射能濃度とする。 評価方法は「2.3.1.1 誤操作等により取扱い中の廃棄物が落下する事象　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第 2.3.1 表に示すパラメータの一部を，第 2.3.2 表に示すパラメータに変更して評価する。 以上より，「2.3.1.1 誤操作等により取扱い中の廃棄物が落下する事象」と同様の式を使用し，パラメータの一部を変更して評価することになるため，「2.3.1.1 誤操作等により取扱い中の廃棄物が落下する事象」と同様に金属（鉄箱）の方が，コンクリートブロック及びコンクリートガラ（フレキシブルコンテナ）よりも線量影響が大きくなる。したがって，線量影響の大きい金属（鉄箱）を選択して評価する。 (2)　評価結果 以上の評価条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果，発生 1 回当たりの最大値は，1.9μSv となり，基準値（5mSv）を下回った。 2.3.1.3　地震による地盤の液状化により定置した全ての廃棄物が沈下する事象 (1)　評価条件の設定 評価において放射能量が最大となるのは，定置した廃棄物数が最大（最後の廃棄物を定置し終えた後）となる場合であり，これは「添付書類六　5.3.4.1 地震による地盤の液状化の影響評価」と同じ条件である。また，本評価においては保守的に定置期間中における減衰を考慮しないため，放射能量も「添付書類六　5.3.4.1 地震による地盤の液状化の影響評価」における条件と同じとなる。 この他，地下水に移行する条件についても「添付書類六 5.3.4.1 地震による地盤の液状化の影響評価」と同様に事象の発生時期までは地下水への放射性物質の漏出はないものとして扱うことから，評価条件は全て「添付書類六　5.3.4.1 地震による地盤の液状化の影響評価」と同じとなり，1 年間事象が継続するとして評価する。 (2)　被ばく線量の評価 評価条件が「添付書類六　5.3.4.1 地震による地盤の液状	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	化の影響評価」と同じ内容となるため，同じ評価式により評価する。 (3)　評価結果 評価結果は「添付書類六 5.3.4.1 地震による地盤の液状化の影響評価」の結果と同様に， ・海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）年間 9.1μSv ・海岸活動シナリオ（液状化浸漬）　年間 1.8×10^{-5} μSv となり，全てのシナリオにおいて基準値（5mSv）を下回った。 2.3.1.4　津波により廃棄物埋設地が冠水する事象 (1)　評価条件の設定 評価において放射能量が最大となるのは，定置した廃棄物数が最大（最後の廃棄物を定置し終えた後）となる場合であり，これは「添付書類六 5.3.4.3 津波による廃棄物埋設地の冠水の影響評価」と同じ条件である。また，本評価においては保守的に定置期間中における減衰を考慮しないため，放射能量も「添付書類六 5.3.4.3 津波による廃棄物埋設地の冠水の影響評価」における条件と同じとなる。 この他，地下水に移行する条件についても「添付書類六 5.3.4.3 津波による廃棄物埋設地の冠水の影響評価」と同様に事象の発生時期までは地下水への放射性物質の漏出はないものとして扱うことから，評価条件は全て「添付書類六 5.3.4.3 津波による廃棄物埋設地の冠水の影響評価」と同じとなり，1 年間事象が継続するとして評価する。 (2)　被ばく線量の評価 評価条件が「添付書類六 5.3.4.3 津波による廃棄物埋設地の冠水の影響評価」と同じ内容となるため，同じ評価式により評価する。 (3)　評価結果 評価結果は「添付書類六 5.3.4.3 津波による廃棄物埋設地の冠水の影響評価」の結果と同様に， ・海産物摂取シナリオ（津波浸漬）年間 12μSv ・海岸活動シナリオ（津波浸漬）　年間 2.4×10^{-5} μSv となり，全てのシナリオにおいて基準値（5mSv）を下回った。 2.3.1.5　津波により放射性物質が海に移行する事象 本事象は，津波により廃棄物に含まれる放射性物質が周辺土壌等の天然バリアによる移行抑制を受けずに直接海に移行してしまう事象である。海に移行した後の被ばくについては，「添付資料六 5.2.4.5 移行した環境（海）に関連する被ばく」と同様であるため，被ばく評価シナリオとして「海産物摂取シナリオ（津波流出）」及び「海岸活動シナリオ（津波流出）」を選定する。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	2.3.1.5.1　海産物摂取シナリオ（津波流出）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価方法は基本シナリオの「添付資料六 5.3.1.1 海産物摂取シナリオの評価 (2) 被ばく線量の評価 c．海産物摂取による内部被ばくの量」の式（9）及び式（10）を用いて評価する。 評価においては，保守的に 1 区画 1 段分の廃棄物に含まれる放射性物質が津波に溶出し，引き波により直接海に移行すると設定する。したがって，流出する放射性物質量は 1 区画 1 段分となるため，廃棄物の放射能量は「添付書類六 第 5.3.1 表」に示した総放射能量の 165 分の 1（全 55 区画×3 段分の 1）を使用して評価する。 また，評価では保守的に放射性物質が海に移行した時点を 0 年とし，1 年間事象が継続するとして評価する。この他に使用するパラメータについては，「添付書類六 第 5.3.2 表」に示すパラメータを使用する。 (2)　評価結果 以上の評価条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果の最大値は，年間 5.1×10^{-1} μSv で基準値（5mSv）を下回った。 2.3.1.5.2　海岸活動シナリオ（津波流出）の評価 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 評価においては，保守的に 1 区画 1 段分の廃棄物に含まれる放射性物質が津波に溶出し，引き波により直接海に移行すると設定する。したがって，流出する放射性物質量は 1 区画 1 段分となるため，廃棄物の放射能量は「添付書類六 第 5.3.1 表」に示した総放射能量の 165 分の 1（全 55 区画×3 段分の 1）を使用して評価する。 評価方法は基本シナリオの「添付書類六 5.3.1.1 海産物摂取シナリオの評価 (2) 被ばく線量の評価 c．海産物摂取による内部被ばくの量」の式(9)，「添付書類六 5.3.1.2 海岸活動シナリオの評価 (2) 被ばく線量の評価 c．海岸土壌に移行する放射性物質の量」の式（11），「d．海岸土壌の粉じん吸入による内部被ばくの量」の式（12）及び「e．海岸土壌からの直接線による外部被ばくの量」の式（13）を用いて評価する。 また，評価では保守的に放射性物質が海に流出した時点を 0 年とし，1 年間事象が継続するとして評価する。この他に使用するパラメータについては，「添付書類六 第 5.3.2 表及び第 5.3.3 表」に示すパラメータを使用する。 (2)　評価結果 以上の評価条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	果の最大値は，年間 4.4×10^{-1} μSv で基準値（5mSv）を下回った。 なお，被ばく線量の評価結果は，内部被ばく線量の年間 8.9×10^{-5} μSv と外部被ばく線量の年間 4.4×10^{-1} μSv の合計値である。 2.3.1.6　森林火災により容器等が燃焼し放射性物質が飛散する事象 (1)　評価条件の設定及び被ばく線量の評価 森林火災の影響により，廃棄物の容器等に使用するフレキシブルコンテナ及びプラスチックシートが燃焼し，廃棄物に含まれる放射性物質が空気中に飛散するとし，破損する容器等の個数は，1 区画に定置する廃棄物数の全数と設定した。 破損する廃棄物の放射性物質濃度については，「添付書類六　第 5.3.1 表」に示す最大放射能濃度とする。 評価方法は「2.3.1.1 誤操作等により取扱い中の廃棄物が落下する事象　(2)　被ばく線量の評価」と同様の式を用い，必要に応じて第 2.3.1 表に示すパラメータの一部を，第 2.3.3 表に示すパラメータに変更して評価する。 以上より，「2.3.1.1 誤操作等により取扱い中の廃棄物が落下する事象」と同様の式を使用し，パラメータの一部を変更して評価することになるため，「2.3.1.1 誤操作等により取扱い中の廃棄物が落下する事象」と同様にコンクリートブロックの方が，コンクリートガラ（フレキシブルコンテナ）よりも線量影響が大きくなる。したがって，線量影響の大きいコンクリートブロックを選択して評価する。 (2)　評価結果 以上の評価条件及び計算方法に基づき，線量を評価した結果，発生 1 回当たりの最大値は，48μSv となり，基準値（5mSv）を下回った。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	2.3.2　埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間 2.3.2.1　地震により最終覆土が崩れる事象 (1)　評価条件の設定 地震により最終覆土が崩れた場合，埋設した廃棄物からのスカイシャインガンマ線の遮蔽性能が低下することが想定される。よって，本評価においては，保守的に最終覆土が全て失われた場合を想定して評価を実施する。 また，事象が発生する時期の予想はできないため，減衰は考慮しない。よって，本評価において使用する廃棄物の表面線量当量率は，「添付書類六　4.2　直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による被ばく評価」と同じとなる。 評価期間については，最終覆土が崩れた場合は復旧することとしているが，保守的に 1 年間事象が継続するとして評価する。 (2)　被ばく線量の評価 評価条件により，最終覆土が失われた場合の条件は，最終覆土を施工する前の条件と同じとなるため，「添付書類六 4.2.3.3.5 埋設終了後の区画からのスカイシャインガンマ線の状態設定」と同じ状態設定で，対象区画が 55 区画の評価となる。 (3)　評価結果 評価結果は「添付書類六　4.2.4.2 スカイシャインガンマ線による被ばく線量評価」の結果において，1 区画の線量を求めた計算を用いて，55 区画の線量を求めた。この結果，年間 5.9μSv となり，基準値（5mSv）を下回った。 2.3.2.2　地震による地盤の液状化により全ての廃棄物が沈下する事象 (1)　評価条件の設定 本評価においては，全ての廃棄物の埋設が終了している状態であり，かつ保守的に減衰を考慮しないため，評価における放射能量は「添付書類六　5.3.4.1　地震による地盤の液状化の影響評価」と同じである。 また，放射性物質が地下水に移行する条件についても「添付書類六　5.3.4.1　地震による地盤の液状化の影響評価」と同様に事象の発生時期までは地下水への放射性物質の漏出はないものとして扱うことから，評価条件は全て「添付書類六　5.3.4.1　地震による地盤の液状化の影響評価」と同じとなり，1 年間事象が継続するとして評価する。 (2)　被ばく線量の評価 評価条件が「添付書類六　5.3.4.1　地震による地盤の液状化の影響評価」と同じ内容となるため，同じ評価式により評価する。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
		（なし）	(3)　評価結果 評価結果は「添付書類六 5.3.4.1 地震による地盤の液状化の影響評価」の結果と同様に， ・海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）年間 9.1μSv ・海岸活動シナリオ（液状化浸漬）　年間 1.8×10^{-5} μSv となり，全てのシナリオにおいて基準値（5mSv）を下回った。 2.3.2.3　津波により廃棄物埋設地が冠水する事象 (1)　評価条件の設定 本評価においては，全ての廃棄物の埋設が終了している状態であり，かつ保守的に減衰を考慮しないため，評価における放射能量は「添付書類六 5.3.4.3 津波による廃棄物埋設地の冠水の影響評価」と同じである。 また，地下水に移行する条件についても「添付書類六 5.3.4.3 津波による廃棄物埋設地の冠水の影響評価」と同様に事象の発生時期までは地下水への放射性物質の漏出はないものとして扱うことから，評価条件は全て「添付書類六 5.3.4.3 津波による廃棄物埋設地の冠水の影響評価」と同じとなり，1 年間事象が継続するとして評価する。 (2)　被ばく線量の評価 評価条件が「添付書類六 5.3.4.3 津波による廃棄物埋設地の冠水の影響評価」と同じ内容となるため，同じ評価式により評価する。 (3)　評価結果 評価結果は「添付書類六 5.3.4.3 津波による廃棄物埋設地の冠水の影響評価」の結果と同様に， ・海産物摂取シナリオ（津波浸漬）　年間 12μSv ・海岸活動シナリオ（津波浸漬）　年間 2.4×10^{-5} μSv となり，全てのシナリオにおいて基準値（5mSv）を下回った。 2.4　廃棄物埋設地に事故・異常が発生した場合の評価の結果 「2.3 廃棄物埋設地に事故・異常が発生した場合の評価」に記載した評価結果をまとめると，第 2.4.1 表及び第 2.4.2 表のとおりで，全て基準値を下回る結果となった。 したがって，本施設は，埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から廃止措置の開始の日の前日までの間において，廃棄物埋設施設に異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであると判断できる。	・記載の充実 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>7-6</td>
<td>第 2.1.1 表　廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛来事象の評価パラメータ</td>
<td>
第 2.1.1 表　廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散事象の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>W_W</td><td>1 体当たりの廃棄物重量（kg）</td><td rowspan="9"></td><td></td></tr>
<tr><td>N_B</td><td>破損する廃棄物の個数（－）</td><td></td></tr>
<tr><td>R_B</td><td>廃棄物から粉じんの発生する割合（－）</td><td></td></tr>
<tr><td>T_{BD}</td><td>粉じんが放出される時間（s）</td><td></td></tr>
<tr><td>χ/Q</td><td>相対濃度（s／m^3）</td><td></td></tr>
<tr><td>B_B</td><td>評価対象者の呼吸量（m^3／h）</td><td></td></tr>
<tr><td>T_B</td><td>粉じんの吸入時間（h）</td><td></td></tr>
<tr><td>$D_{CFINH(i)}$</td><td>放射性核種 i の吸入内部被ばく線量換算係数（Sv／Bq）</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>
第 2.3.1 表　誤操作等により取扱い中の廃棄物が落下する事象の評価パラメータ
<table>
<tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr>
<tr><td>W_W</td><td>1 体当たりの廃棄物重量（kg）</td><td rowspan="9"></td><td></td></tr>
<tr><td>N_B</td><td>破損する廃棄物の個数（－）</td><td></td></tr>
<tr><td>R_B</td><td>廃棄物から粉じんの発生する割合（－）</td><td></td></tr>
<tr><td>T_{BD}</td><td>粉じんが放出される時間（s）</td><td></td></tr>
<tr><td>χ/Q</td><td>相対濃度（s／m^3）</td><td></td></tr>
<tr><td>B_B</td><td>評価対象者の呼吸量（m^3／h）</td><td></td></tr>
<tr><td>T_B</td><td>粉じんの吸入時間（h）</td><td></td></tr>
<tr><td>$D_{CFINH(i)}$</td><td>放射性核種 i の吸入内部被ばく線量換算係数（Sv／Bq）</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>・記載の充実
・パラメータ設定の適正化
・パラメータ設定の適正化
・パラメータ設定の適正化</td>
</tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・パラメータ設定の適正化 ・パラメータ設定の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
				・参考文献の追加に伴う繰下げ

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第 2.3.2 表　地震により定置した廃棄物の上に移動式クレーンが落下する事象の評価パラメータ
<table><tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr><tr><td>N_{BC}</td><td>破損する廃棄物の個数（－）</td><td></td><td></td></tr></table>
第 2.3.3 表　森林火災により容器等が燃焼し放射性物質が飛散する事象の評価パラメータ
<table><tr><th>記号</th><th>パラメータ</th><th>数値</th><th>設定根拠等</th></tr><tr><td>N_{BF}</td><td>破損する廃棄物の個数（－）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>R_{BF}</td><td>廃棄物から粉じんの発生する割合（－）</td><td></td><td></td></tr></table></td><td>・記載の充実
（以下同じ）</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（なし）</td><td>第 2.4.1 表　埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から埋設の終了までの間において事故・異常が発生した場合の評価結果
<table>
<tr><th>評価事象</th><th>線量評価</th></tr>
<tr><td>誤操作等により取扱い中の廃棄物が落下する事象</td><td>1.5×10^{-1}（μSv／回）</td></tr>
<tr><td>地震により定置した廃棄物の上に移動式クレーンが落下する事象</td><td>1.9×10^{0}（μSv／回）</td></tr>
<tr><td colspan="2">地震による地盤の液状化により定置した全ての廃棄物が沈下する事象</td></tr>
<tr><td>海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）</td><td>9.1×10^{0}（μSv／年）</td></tr>
<tr><td>海岸活動シナリオ（液状化浸漬）</td><td>1.8×10^{-5}（μSv／年）</td></tr>
<tr><td colspan="2">津波により廃棄物埋設地が冠水する事象</td></tr>
<tr><td>海産物摂取シナリオ（津波浸漬）</td><td>1.2×10^{1}（μSv／年）</td></tr>
<tr><td>海岸活動シナリオ（津波浸漬）</td><td>2.4×10^{-5}（μSv／年）</td></tr>
<tr><td colspan="2">津波により放射性物質が海に移行する事象</td></tr>
<tr><td>海産物摂取シナリオ（津波流出）</td><td>5.1×10^{-1}（μSv／年）</td></tr>
<tr><td>海岸活動シナリオ（津波流出）</td><td>4.4×10^{-1}（μSv／年）</td></tr>
<tr><td>森林火災により容器等が燃焼し放射性物質が飛散する事象</td><td>4.8×10^{1}（μSv／回）</td></tr>
</table>
第 2.4.2 表　埋設の終了から廃止措置の開始の日の前日までの間において事故・異常が発生した場合の評価結果
<table>
<tr><th>評価事象</th><th>線量評価</th></tr>
<tr><td>地震により最終覆土が崩れる事象</td><td>5.9×10^{0}（μSv／年）</td></tr>
<tr><td colspan="2">地震による地盤の液状化により全ての廃棄物が沈下する事象</td></tr>
<tr><td>海産物摂取シナリオ（液状化浸漬）</td><td>9.1×10^{0}（μSv／年）</td></tr>
<tr><td>海岸活動シナリオ（液状化浸漬）</td><td>1.8×10^{-5}（μSv／年）</td></tr>
<tr><td colspan="2">津波により廃棄物埋設地が冠水する事象</td></tr>
<tr><td>海産物摂取シナリオ（津波浸漬）</td><td>1.2×10^{1}（μSv／年）</td></tr>
<tr><td>海岸活動シナリオ（津波浸漬）</td><td>2.4×10^{-5}（μSv／年）</td></tr>
</table></td><td>・記載の充実
（以下同じ）</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
7-9	参考文献			・参考文献の追加及び適正化 （以下同じ）

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>9-6</td>
<td>添付書類
九
2.役員の
氏名及び
履歴</td>
<td>2.　役員の氏名及び履歴
（平成27年6月30日現在）
<table>
<tr><th>役名及び職名</th><th>氏名</th><th>履歴</th></tr>
<tr><td>取締役社長</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>取締役副社長</td></tr>
<tr><td>取締役副社長</td></tr>
</table>
</td>
<td>2.　役員の氏名及び履歴
（平成28年6月30日現在）
<table>
<tr><th>役名及び職名</th><th>氏名</th><th>履歴</th></tr>
<tr><td>取締役社長</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>取締役副社長</td></tr>
<tr><td>取締役副社長</td></tr>
</table>
</td>
<td>・記載の適正化</td>
</tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
9-7	添付書類 九 2.役員の氏名及び履歴	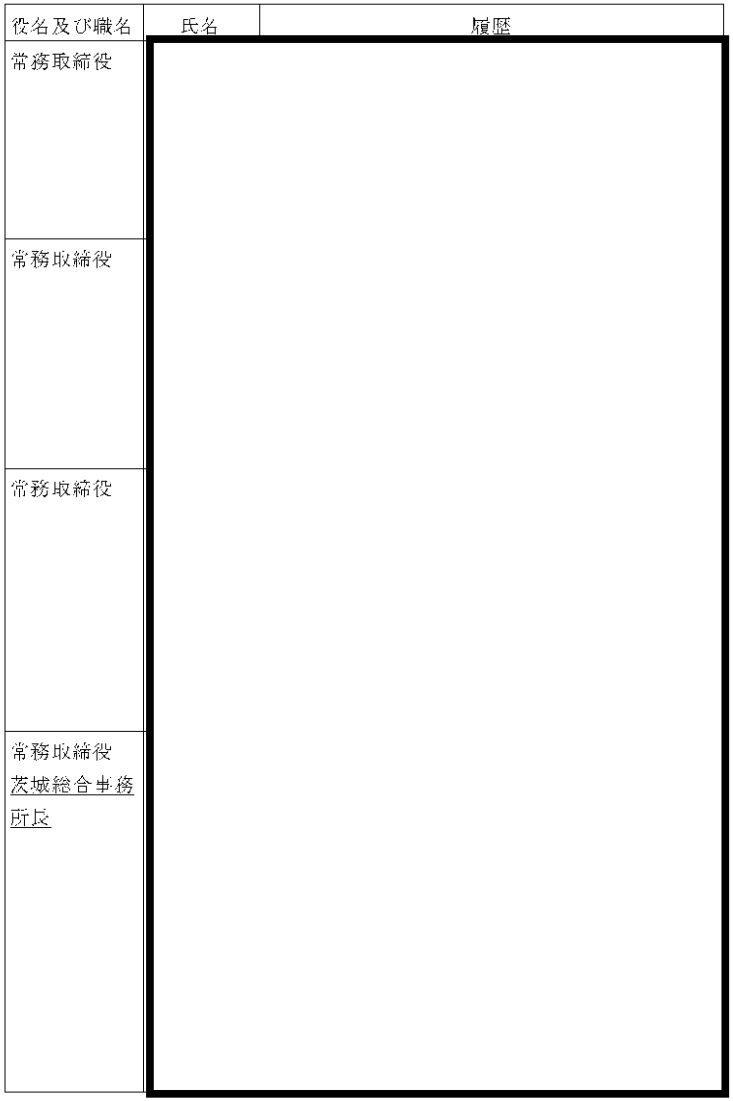	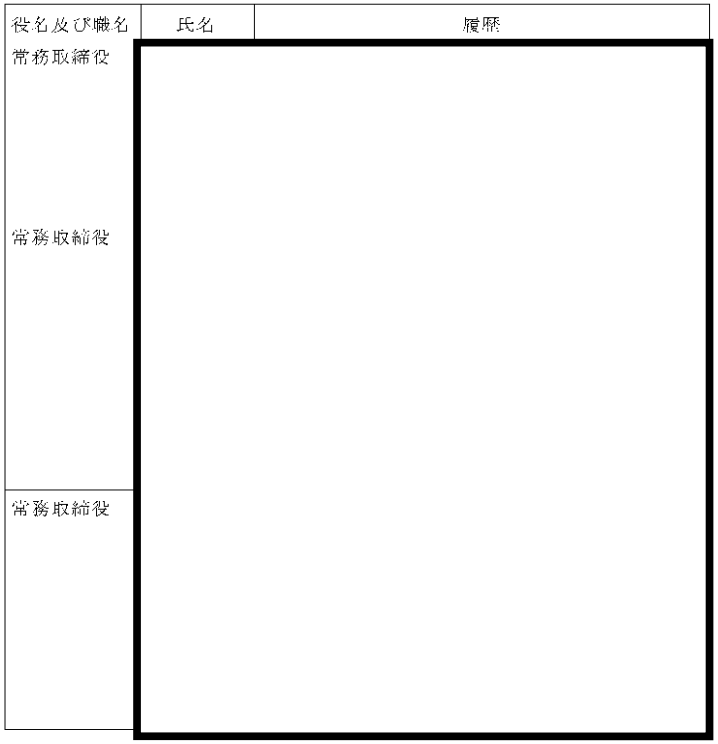	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
9-8	添付書類 九 2.役員の氏名及び履歴	役名及び職名 / 氏名 / 履歴 常務取締役 常務取締役 敦賀地区本部長 取締役	役名及び職名 / 氏名 / 履歴 常務取締役 東海事業本部長 常務取締役	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
9-9	添付書類 九 2.役員の氏名及び履歴	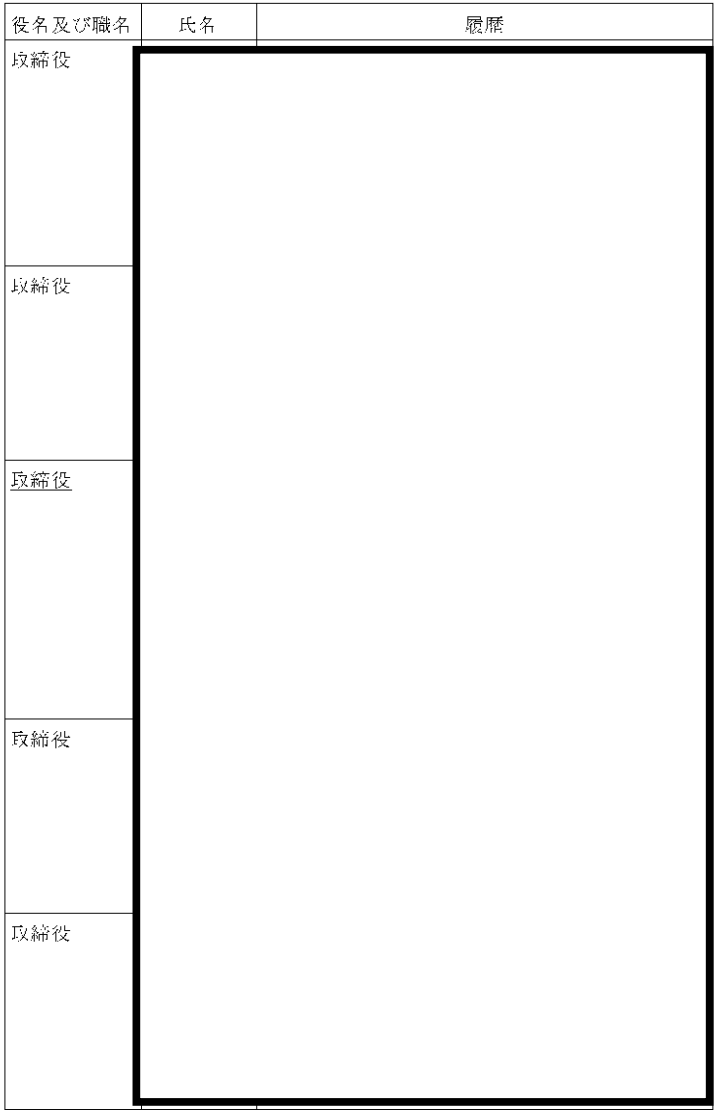	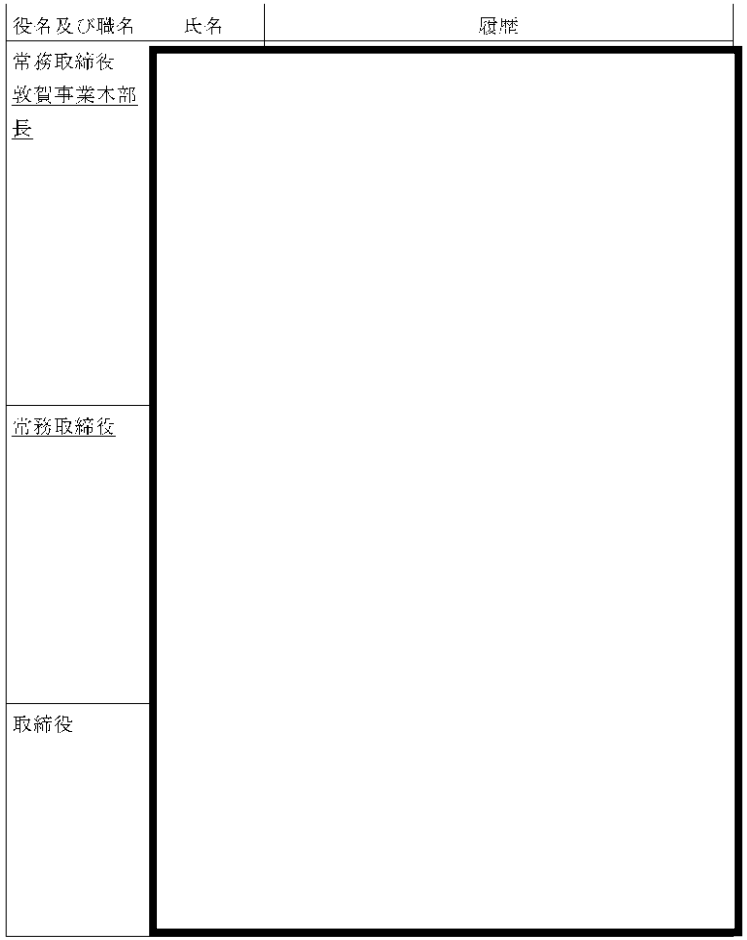	・記載の適正化 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>9-10</td>
<td>添付書類
九
2.役員の氏名及び履歴</td>
<td>
<table>
<tr><th>役名及び職名</th><th>氏名</th><th>履歴</th></tr>
<tr><td>取締役
（注１）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
（注１）取締役
</td>
<td>
<table>
<tr><th>役名及び職名</th><th>氏名</th><th>履歴</th></tr>
<tr><td>取締役</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>取締役</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>取締役</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>取締役</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>・記載の適正化
・記載の適正化
・記載の適正化
・記載の適正化</td>
</tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成27年7月16日/総室発第52号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
9-10	添付書類 九 2.役員の氏名及び履歴		役名及び職名 / 氏名 / 履歴 取締役 取締役 （注１） （注１）取締役	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
9-11	添付書類 九 2.役員の氏名及び履歴	役名及び職名　氏　　名　履　　歴 常任監査役 監査役 監査役 （注２） 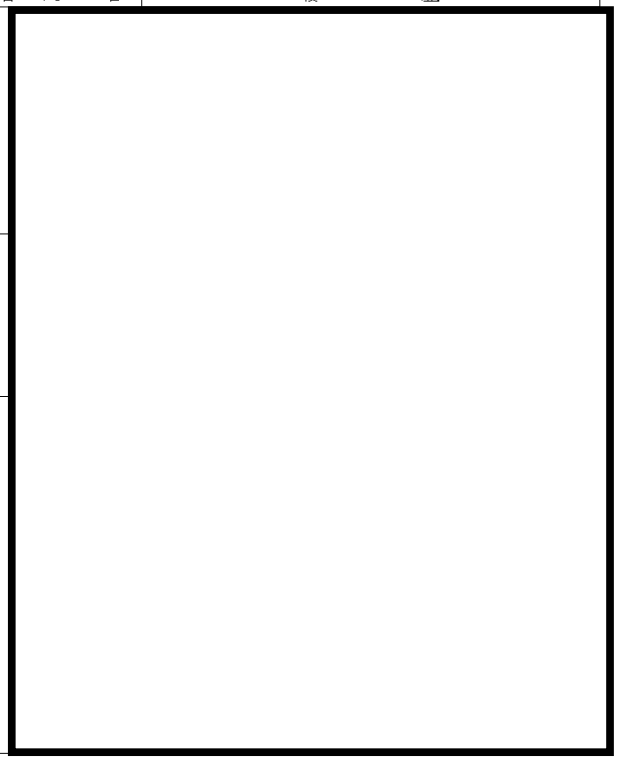	役名及び職名　氏　　名　履　　歴 常任監査役 監査役 監査役 （注２） 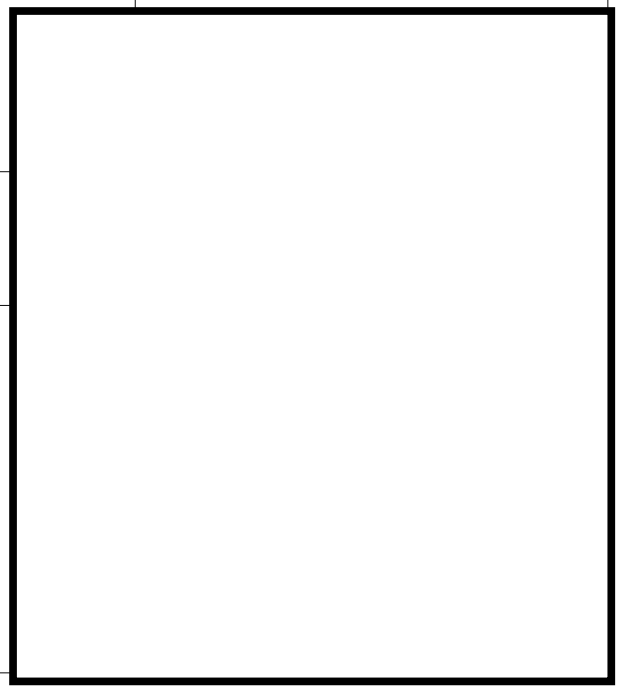	・記載の適正化 ・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
9-12	添付書類 九 2.役員の氏名及び履歴	役名及び職名 / 氏　名 / 履　歴 監査役 （注２） （注２）監査役	役名及び職名 / 氏　名 / 履　歴 監査役 （注２） （注２）監査役	

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
9-13	添付書類九 3.登記事項証明書	3.　登記事項証明書 平成２７年６月３０日をもって取締役に変更が生じたため，現在，取締役の変更登記申請手続き中である。 以下に，平成２７年４月１４日発行の登記事項証明書（現在事項全部証明書）を添付する。	3.　登記事項証明書 平成２８年６月３０日時点における登記内容について，以下に，平成２８年１０月６日発行の登記事項証明書（現在事項全部証明書）を添付する。	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
9-14	添付書類九 3.登記事項証明書	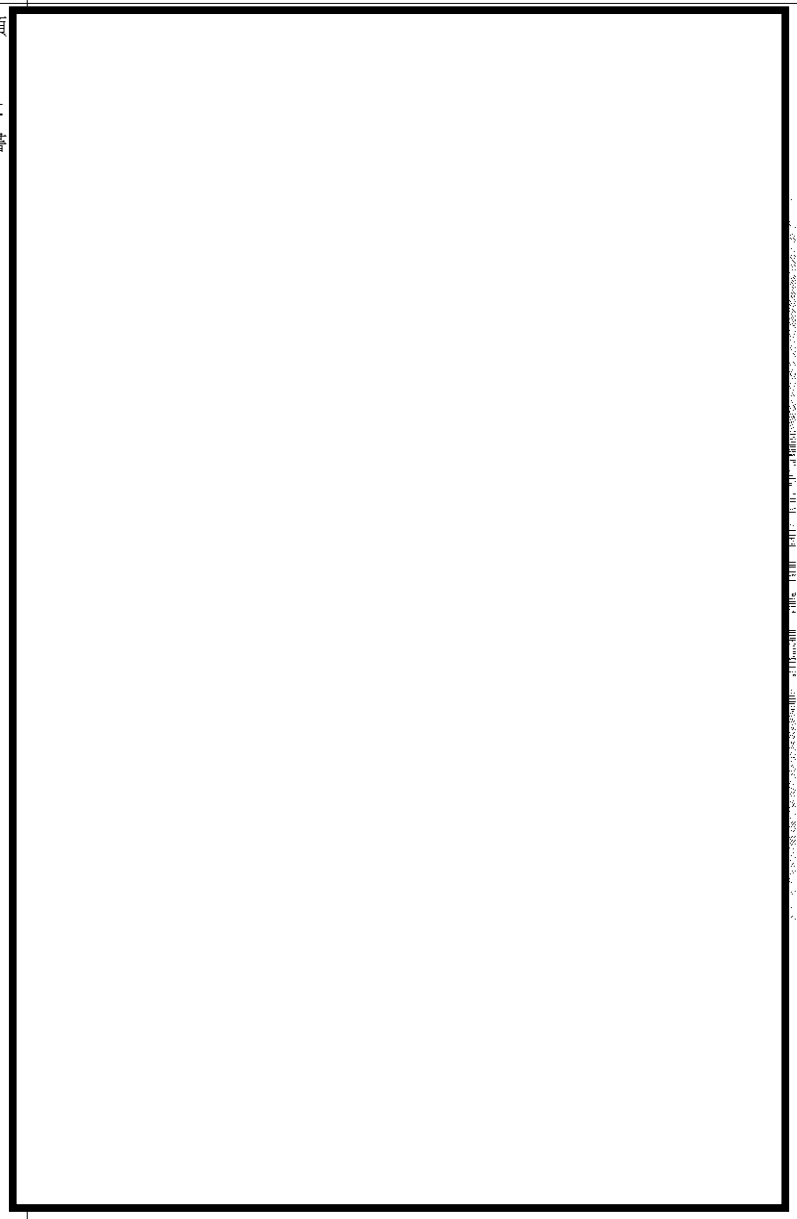	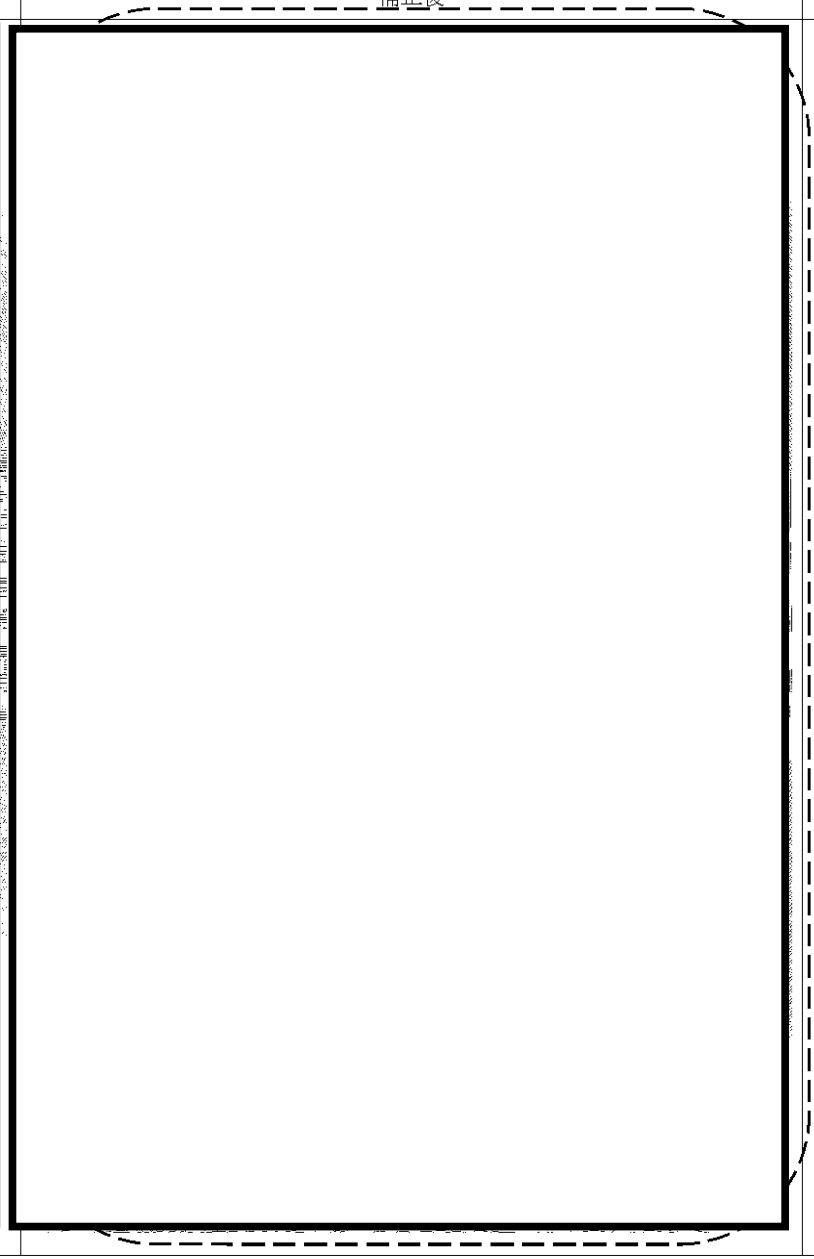	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
9-15	添付書類九 3.登記事項証明書	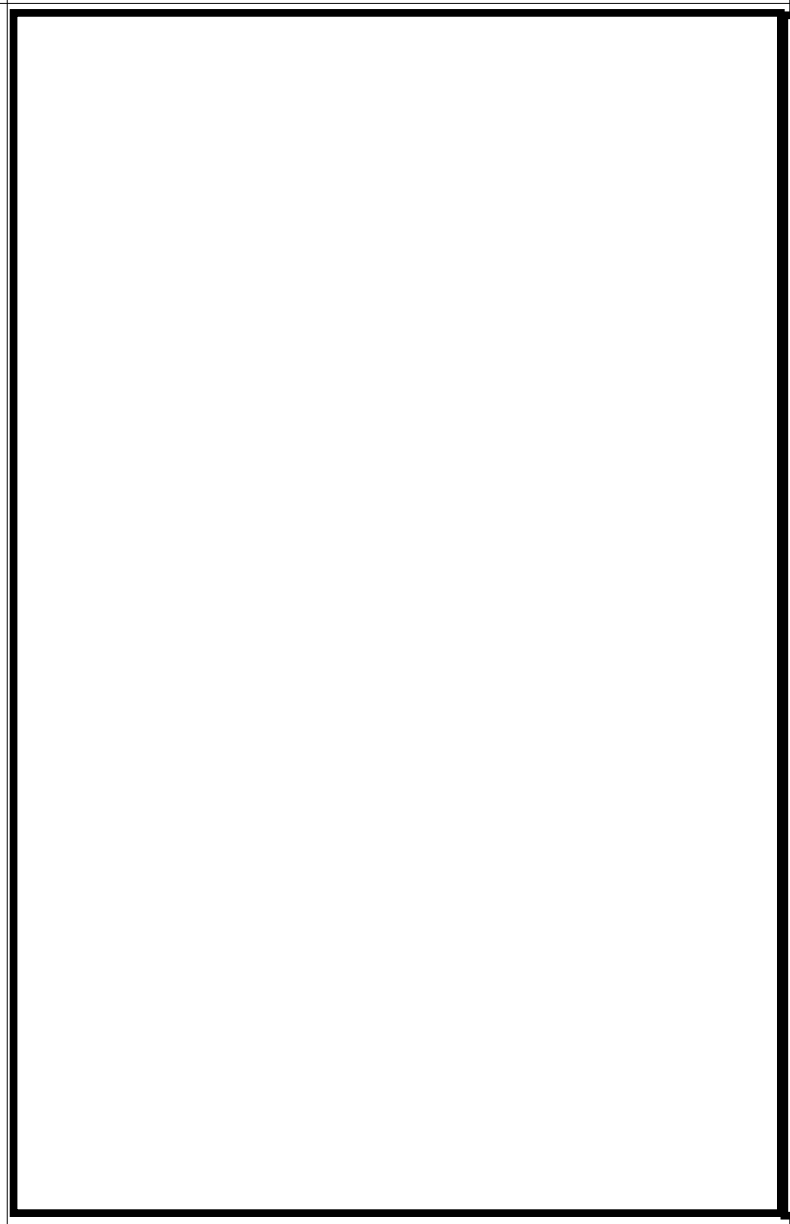	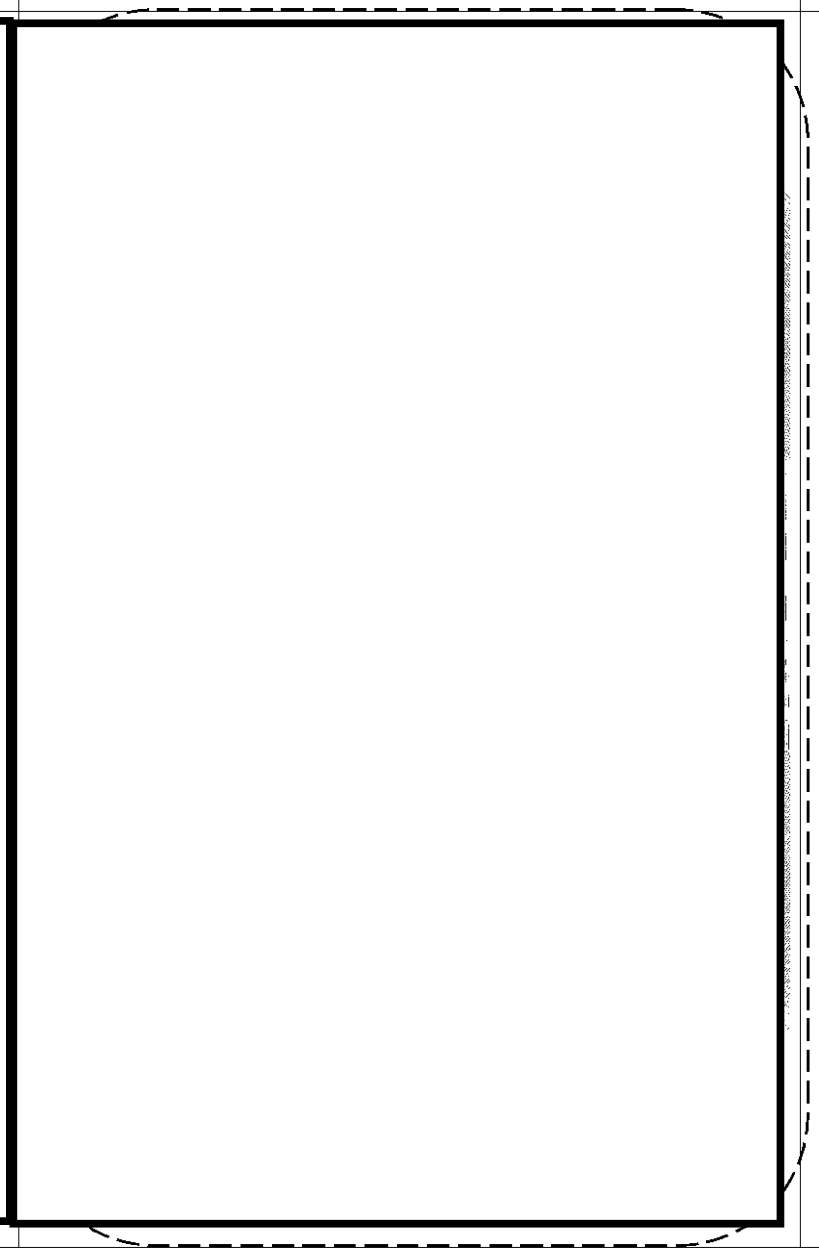	・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
9-16	添付書類 九 3. 登記事項証明書			・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
9-17	添付書類九 3.登記事項証明書			・記載の適正化

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

<table>
<tr><th>頁</th><th>補正箇所</th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>9-19</td><td>添付書類九

4.財産目録，貸借対照表及び損益計算書

(2)貸借対照表</td><td>(2)　貸借対照表（平成 27 年 3 月 31 日現在）

貸　借　対　照　表
平成２７年３月３１日現在
日本原子力発電株式会社　（単位:百万円）
<table>
<tr><th colspan="2">資　産　の　部</th><th colspan="2">負 債 及 び 純 資 産 の 部</th></tr>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>固 定 資 産</td><td>718,743</td><td>固 定 負 債</td><td>512,02</td></tr>
<tr><td>電気事業固定資産</td><td>151,949</td><td>社　債</td><td>40,000</td></tr>
<tr><td>原 子 力 発 電 設 備</td><td>144,093</td><td>長 期 借 入 金</td><td>27,250</td></tr>
<tr><td>業 務 設 備</td><td>7,784</td><td>長 期 未 払 債 務</td><td>28,718</td></tr>
<tr><td>貸 付 設 備</td><td>66</td><td>リ ー ス 債 務</td><td>3,692</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>関係会社長期債務</td><td>1,09</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>退 職 給 付 引 当 金</td><td>15,03</td></tr>
<tr><td>固定資産仮勘定</td><td>204,045</td><td>使用済燃料再処理等引当金</td><td>179,500</td></tr>
<tr><td>建 設 仮 勘 定</td><td>161,193</td><td>使用済燃料再処理等準備引当金</td><td>12,257</td></tr>
<tr><td>除 却 仮 勘 定</td><td>33,024</td><td>災 害 損 失 引 当 金</td><td>2,584</td></tr>
<tr><td>原子力廃止関連仮勘定</td><td>9,824</td><td>資 産 除 去 債 務</td><td>198,884</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>雑 固 定 負 債</td><td>3,010</td></tr>
<tr><td>核 燃 料</td><td>106,777</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>装 荷 核 燃 料</td><td>15,850</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>加 工 中 等 核 燃 料</td><td>90,926</td><td>流 動 負 債</td><td>160,190</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>1年以内に期限到来の固定負債</td><td>7,574</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>短 期 借 入 金</td><td>107,000</td></tr>
<tr><td>投資その他の資産</td><td>255,970</td><td>買 掛 金</td><td>309</td></tr>
<tr><td>長 期 投 資</td><td>69,653</td><td>未 払 金</td><td>1,24</td></tr>
<tr><td>関係会社長期投資</td><td>2,017</td><td>未 払 費 用</td><td>27,352</td></tr>
<tr><td>使用済燃料再処理等積立金</td><td>95,701</td><td>未 払 税 金</td><td>4,777</td></tr>
<tr><td>長 期 前 払 費 用</td><td>20,383</td><td>預 り 金</td><td>87</td></tr>
<tr><td>繰 延 税 金 資 産</td><td>68,204</td><td>関係会社短期債務</td><td>11,839</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>諸 前 受 金</td><td>8</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>負 債 合 計</td><td>672,21</td></tr>
<tr><td>流 動 資 産</td><td>113,027</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>現 金 及 び 預 金</td><td>12,077</td><td>株 主 資 本</td><td>159,587</td></tr>
<tr><td>売 掛 金</td><td>39,217</td><td>資 本 金</td><td>120,000</td></tr>
<tr><td>諸 未 収 入 金</td><td>10,289</td><td>利 益 剰 余 金</td><td>39,587</td></tr>
<tr><td>短 期 投 資</td><td>38,499</td><td>その他利益剰余金</td><td>39,587</td></tr>
<tr><td>貯 蔵 品</td><td>3,373</td><td>別 途 積 立 金</td><td>30,000</td></tr>
<tr><td>前 払 費 用</td><td>33</td><td>繰越利益剰余金</td><td>9,587</td></tr>
<tr><td>関係会社短期債権</td><td>1,577</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>繰 延 税 金 資 産</td><td>2,917</td><td>評価・換算差額等</td><td>△　27</td></tr>
<tr><td>雑 流 動 資 産</td><td>5,033</td><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△　27</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>純 資 産 合 計</td><td>159,559</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>831,770</td><td>合　計</td><td>831,770</td></tr>
</table>
</td><td>(2)　貸借対照表（平成 28 年 3 月 31 日現在）

貸　借　対　照　表
平成２８年３月３１日現在
日本原子力発電株式会社　（単位:百万円）
<table>
<tr><th colspan="2">資　産　の　部</th><th colspan="2">負 債 及 び 純 資 産 の 部</th></tr>
<tr><th>科　目</th><th>金　額</th><th>科　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>固 定 資 産</td><td>694,315</td><td>固 定 負 債</td><td>494,785</td></tr>
<tr><td>電気事業固定資産</td><td>133,395</td><td>社　債</td><td>40,000</td></tr>
<tr><td>原 子 力 発 電 設 備</td><td>125,995</td><td>長 期 借 入 金</td><td>22,750</td></tr>
<tr><td>業 務 設 備</td><td>7,333</td><td>長 期 未 払 債 務</td><td>27,697</td></tr>
<tr><td>貸 付 設 備</td><td>66</td><td>リ ー ス 債 務</td><td>2,823</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>関係会社長期債務</td><td>865</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>退 職 給 付 引 当 金</td><td>13,039</td></tr>
<tr><td>固定資産仮勘定</td><td>198,391</td><td>使用済燃料再処理等引当金</td><td>166,134</td></tr>
<tr><td>建 設 仮 勘 定</td><td>162,645</td><td>使用済燃料再処理等準備引当金</td><td>12,747</td></tr>
<tr><td>除 却 仮 勘 定</td><td>26,497</td><td>災 害 損 失 引 当 金</td><td>2,584</td></tr>
<tr><td>原子力廃止関連仮勘定</td><td>9,248</td><td>資 産 除 去 債 務</td><td>203,137</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>雑 固 定 負 債</td><td>3,005</td></tr>
<tr><td>核 燃 料</td><td>116,028</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>装 荷 核 燃 料</td><td>15,850</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>加 工 中 等 核 燃 料</td><td>100,175</td><td>流 動 負 債</td><td>151,711</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>1年以内に期限到来の固定負債</td><td>7,493</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>短 期 借 入 金</td><td>107,000</td></tr>
<tr><td>投資その他の資産</td><td>246,501</td><td>買 掛 金</td><td>215</td></tr>
<tr><td>長 期 投 資</td><td>53,572</td><td>未 払 金</td><td>3,428</td></tr>
<tr><td>関係会社長期投資</td><td>2,017</td><td>未 払 費 用</td><td>22,286</td></tr>
<tr><td>使用済燃料再処理等積立金</td><td>100,597</td><td>未 払 税 金</td><td>2,051</td></tr>
<tr><td>長 期 前 払 費 用</td><td>25,168</td><td>預 り 金</td><td>81</td></tr>
<tr><td>繰 延 税 金 資 産</td><td>65,145</td><td>関係会社短期債務</td><td>9,141</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>諸 前 受 金</td><td>11</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>負 債 合 計</td><td>646,496</td></tr>
<tr><td>流 動 資 産</td><td>112,952</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>現 金 及 び 預 金</td><td>11,931</td><td>株 主 資 本</td><td>160,831</td></tr>
<tr><td>売 掛 金</td><td>36,587</td><td>資 本 金</td><td>120,000</td></tr>
<tr><td>諸 未 収 入 金</td><td>2,975</td><td>利 益 剰 余 金</td><td>40,831</td></tr>
<tr><td>短 期 投 資</td><td>49,499</td><td>その他利益剰余金</td><td>40,831</td></tr>
<tr><td>貯 蔵 品</td><td>2,856</td><td>別 途 積 立 金</td><td>30,000</td></tr>
<tr><td>前 払 費 用</td><td>100</td><td>繰越利益剰余金</td><td>10,831</td></tr>
<tr><td>関係会社短期債権</td><td>401</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>繰 延 税 金 資 産</td><td>2,745</td><td>評価・換算差額等</td><td>△　60</td></tr>
<tr><td>雑 流 動 資 産</td><td>5,854</td><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△　60</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>純 資 産 合 計</td><td>160,771</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>807,267</td><td>合　計</td><td>807,267</td></tr>
</table>
</td><td>・記載の適正化

・記載の適正化</td></tr>
</table>

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所　第二種廃棄物埋設事業許可申請書（平成 27 年 7 月 16 日/総室発第 52 号）の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	備　考
9-20	添付書類 九 4. 財産目録，貸借対照表及び損益計算書 (3)損益計算書	(3)　損益計算書（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日）	(3)　損益計算書（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日）	・記載の適正化 ・記載の適正化

補正前

損益計算書

平成２６年　４月　１日から
平成２７年　３月３１日まで

日本原子力発電株式会社　（単位:百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	125,162	営業収益	131,894
電気事業営業費用	125,162	電気事業営業収益	131,894
原子力発電費	112,643	他社販売電力料	130,273
貸付設備費	4	電気事業雑収益	1,573
一般管理費	10,853	貸付設備収益	47
事業税	1,662		
（営業利益）	(6,731)		
営業外費用	3,153	営業外収益	1,823
財務費用	2,136	財務収益	1,425
支払利息	2,136	受取配当金	13
		受取利息	1,412
事業外費用	1,016	事業外収益	397
雑損失	1,016	固定資産売却益	22
		雑収益	374
当期経常費用合計	128,316	当期経常収益合計	133,717
当期経常利益	5,400		
特別損失	4,366		
加工中等核燃料保有量調整損失	4,366		
税引前当期純利益	1,033		
法人税等	4,847		
法人税等	1,307		
法人税等調整額	3,539		
当期純損失	3,813		

補正後

損益計算書

平成２７年　４月　１日から
平成２８年　３月３１日まで

日本原子力発電株式会社　（単位:百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	107,308	営業収益	113,807
電気事業営業費用	107,308	電気事業営業収益	113,807
原子力発電費	96,216	他社販売電力料	112,658
貸付設備費	3	電気事業雑収益	1,100
一般管理費	9,042	貸付設備収益	42
原子力廃止関連仮勘定償却費	578		
事業税	1,469		
（営業利益）	(6,498)		
営業外費用	2,116	営業外収益	1,535
財務費用	2,024	財務収益	1,401
支払利息	2,024	受取配当金	11
		受取利息	1,390
事業外費用	92	事業外収益	134
雑損失	92	固定資産売却益	10
		雑収益	123
当期経常費用合計	109,425	当期経常収益合計	115,337
当期経常利益	5,911		
特別損失	1,314		
加工中等核燃料保有量調整損失	1,314		
税引前当期純利益	4,597		
法人税等	3,352		
法人税等	110		
法人税等調整額	3,242		
当期純利益	1,244		

注）下線及び点線枠は補正箇所を示すものである。下線及び点線枠は補正事項に含まない。